

平成17年（2005）旭市議会第2回定例会会議録目次

第 1 号（11月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開 会	4
議長報告事項	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
議案上程	5
議案第 1 号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について	
議案第 8 号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について	
議案第 9 号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について	
議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算の認定について	
議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について	
議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について	
議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について	
議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について	
議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について	

- 議案第 17 号 平成 17 年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 18 号 平成 17 年度飯岡町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 19 号 平成 17 年度干潟町一般会計決算の認定について
- 議案第 20 号 平成 17 年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議案第 21 号 平成 17 年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第 22 号 平成 17 年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第 23 号 平成 17 年度干潟町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 24 号 平成 17 年度旭中央病院事業会計決算の認定について
- 議案第 25 号 平成 17 年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について
- 議案第 26 号 平成 17 年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について
- 議案第 27 号 平成 17 年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について
- 議案第 28 号 平成 17 年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について
- 議案第 29 号 平成 17 年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について
- 議案第 30 号 平成 17 年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について
- 議案第 31 号 平成 17 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 32 号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 33 号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 34 号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 35 号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 36 号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 37 号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 38 号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合
規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第 39 号 財産の取得について

議案第 40 号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 41 号 旭市営土地改良事業の計画変更について

報告第 1 号 平成 17 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 17 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 17 年度飯岡町土地開発基金の運用状況について

報告第 4 号 平成 17 年度干潟町土地開発基金の運用状況について

報告第 5 号 平成 17 年度干潟町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状
況について

提案理由の説明並びに政務報告..... 7

議案の補足説明及び報告の説明..... 16

散 会..... 58

第 2 号 (11月9日)

議事日程..... 59

本日の会議に付した事件..... 59

出席議員..... 59

欠席議員..... 60

説明のため出席した者..... 60

事務局職員出席者..... 61

開 議..... 62

議案質疑..... 62

決算審査特別委員会設置..... 81

決算審査特別委員会委員の選任..... 81

決算審査特別委員会議案付託..... 82

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告..... 83

常任委員会議案付託..... 83

散 会..... 84

第 3 号 (11月10日)

議事日程	8 5
本日の会議に付した事件	8 5
出席議員	8 5
欠席議員	8 6
説明のため出席した者	8 6
事務局職員出席者	8 7
開 議	8 8
一般質問	8 8
6 5 番 神 子 功	8 8
3 5 番 藤 田 昌 功	1 0 5
5 7 番 菅佐原 滋 之	1 1 5
1 0 番 高 木 寛	1 2 7
6 7 番 金 杉 佐久治	1 3 6
散 会	1 4 7

第 4 号 (11月11日)

議事日程	1 4 9
本日の会議に付した事件	1 4 9
出席議員	1 4 9
欠席議員	1 5 0
説明のため出席した者	1 5 0
事務局職員出席者	1 5 1
開 議	1 5 2
一般質問	1 5 2
6 4 番 阿 部 一 成	1 5 2
5 3 番 嶋 田 正 治	1 6 6
2 1 番 木 内 欽 市	1 8 6
6 6 番 松 木 源太郎	1 9 5

16番 安藤政平	217
散会	229

第5号（11月25日）

議事日程	231
本日の会議に付した事件	231
出席議員	231
欠席議員	233
説明のため出席した者	233
事務局職員出席者	233
開議	235
決算審査特別委員長報告	235
質疑、討論、採決	237
常任委員長報告	249
質疑、討論、採決	253
常任委員長請願報告	257
質疑、討論、採決	258
発議案上程	266
提案理由の説明	267
質疑、討論、採決	269
事務報告	271
閉会	272

平成17年（2005）旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成17年11月7日（月曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 議長報告事項
 - 第 3 会議録署名議員の指名
 - 第 4 会期の決定
 - 第 5 議案上程
 - 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 議長報告事項
 - 日程第 3 会議録署名議員の指名
 - 日程第 4 会期の決定
 - 日程第 5 議案上程
 - 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（66名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 角 崎 浩 一 | 2 番 | 日 向 一 晴 |
| 3 番 | 伊 藤 房 代 | 4 番 | 越 川 芳 男 |
| 5 番 | 林 七 巳 | 6 番 | 山 田 芳 邦 |
| 7 番 | 向 後 悦 世 | 8 番 | 景 山 岩三郎 |
| 9 番 | 高 野 宇一郎 | 10 番 | 高 木 寛 |
| 11 番 | 石 毛 昭 夫 | 12 番 | 長谷川 喜代司 |
| 13 番 | 鶴 谷 富士男 | 14 番 | 滑 川 公 英 |

15番 嶋田哲純
 17番 内田芳助
 20番 柴田徹也
 22番 佐藤芳民
 24番 伊知地直
 26番 大久保源一
 28番 平野浩
 30番 林俊介
 32番 林一雄
 34番 菅谷源兵衛
 37番 相澤多喜壽
 39番 木内兵衛
 41番 向後保夫
 43番 嶋田茂樹
 45番 岩崎好治
 47番 島田壽雄
 49番 佐藤文雄
 51番 向後和夫
 55番 在田榮治
 57番 菅佐原滋之
 59番 林正一郎
 61番 鈴木正道
 63番 伊藤清昌
 65番 神子功
 67番 金杉佐久治
 69番 林一哉

16番 安藤政平
 18番 佐藤章吾
 21番 木内欽市
 23番 浪川光平
 25番 佐久間茂樹
 27番 日下昭治
 29番 齊藤勝昭
 31番 明智忠直
 33番 小倉輝行
 35番 藤田昌功
 38番 加瀬義夫
 40番 大极博
 42番 高木武雄
 44番 石毛忠雄
 46番 成毛秀夫
 48番 向後忠昭
 50番 久須美佐内
 52番 高橋利彦
 56番 高橋敬
 58番 木内茂
 60番 菱木勘兵衛
 62番 羽田清太郎
 64番 阿部一成
 66番 松木源太郎
 68番 伊藤鐵
 70番 加瀬実

欠席議員（3名）

19番 宮内真二
 54番 江波戸邦夫

53番 嶋田正治

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	助 役	重 田 雅 行
教 育 長	米 本 弥 榮子	代表監査委員	木 村 哲 三
病 院 事 業 者 管 理 者	村 上 信 乃	病院事務部長	今 井 和 夫
総 務 課 長	増 田 雅 男	新 市 行 政 長 推 進 室	加 瀬 博 夫
秘書広報課長	平 野 哲 也	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	高 埜 英 俊	税 務 課 長	江 崎 純 敏
市 民 課 長	小長谷 博	環 境 課 長	堀 川 茂 博
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	浪 川 敏 夫
社会福祉課長	林 久 男	高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	小 田 雄 治	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海上支所長	木 内 孫兵衛
飯 岡 支 所 長	佐久間 俊 雄	干 潟 支 所 長	木 内 國 利
会 計 課 長	遠 藤 純 夫	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	宮 本 英 一	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	神 原 房 雄
監 査 委 員 長 事 務 局	花 香 寛 源	農 業 委 員 会 長 事 務 局	野 口 徳 和
飯岡荘支配人	野 口 國 男	病院經理課長	鎬 木 友 孝
水道課主幹	実 川 清		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事務局次長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 田 裕 紀子	主 任 主 事	飯 笹 浩 一
主 事	山 崎 香 里		

開会 午前10時19分

○議長（林 正一郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了承をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本会議場内の写真撮影を行いますので、
ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（林 正一郎） ただいまの出席議員は66名、議会は成立しました。

これより平成17年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（林 正一郎） 日程第2、議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（林 正一郎） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により議長が指名いたします。13番、鶴谷富士男議員、14番、滑川
公英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○議長（林 正一郎） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第2回定例会の会期は、本日から11月25日までの19日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月25日までの19日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

◎日程第5 議案上程

○議長（林 正一郎） 日程第5、議案第1号から議案第41号までの41議案と、報告第1号から報告第5号までの報告5件を一括上程いたします。

議案第 1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第 4号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

議案第 5号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

議案第 6号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について

議案第 8号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について

議案第 9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について

議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算の認定について

議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について

議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について

議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について

議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について

- 議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について
- 議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について
- 議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について
- 議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について
- 議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について
- 議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について
- 議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について
- 議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について
- 議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について
- 議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について
- 議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について
- 議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について
- 議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総
地区広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議に
ついて
- 議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合同規約の一
部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第39号 財産の取得について
- 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて

議案第 4 1 号 旭市営土地改良事業の計画変更について

報告第 1 号 平成 1 7 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 1 7 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 1 7 年度飯岡町土地開発基金の運用状況について

報告第 4 号 平成 1 7 年度干潟町土地開発基金の運用状況について

報告第 5 号 平成 1 7 年度干潟町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況について

◎日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 正一郎） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） おはようございます。本日、ここに平成17年旭市議会第 2 回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

開会にあたり、今回提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第 1 号から議案第30号までは、合併前の旧 1 市 3 町並びに合併により新旭市に取り込まれることとなった旭中央病院組合、東総塵芥処理組合、旭市外三町消防組合及び飯岡町・海上町学校給食組合の決算の認定についてであります。

議案第 1 号は、平成17年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額43億3,168万1,999円、歳出総額24億9,128万5,555円となり、歳入歳出差し引き実質収支は、18億4,039万6,444円となりました。

議案第 2 号は、平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額 9 億1,215万3,336円、歳出総額 6 億6,501万6,780円となり、歳入歳出差し引き 2 億4,713万 6,556円となりました。

議案第 3 号は、平成17年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額 5 億1,250 万9,825円、歳出総額 4 億676万2,186円となり、歳入歳出差し引き 1 億574万7,639円となりました。

議案第 4 号は、平成17年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額8,001万

6,400円、歳出総額4,352万2,670円となり、歳入歳出差し引き3,649万3,730円となりました。

議案第5号は、平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額1,129万3,115円、歳出総額249万1,322円となり、歳入歳出差し引き880万1,793円となりました。

議案第6号は、旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額3億9,274万784円、歳出総額2億4,879万8,864円となり、歳入歳出差し引き1億4,394万1,920円となりました。

議案第7号は、平成17年度旭市水道事業会計決算でありまして、給水状況については、給水件数1万664件、普及率72.1%、給水量は95万2,638立方メートルとなりました。

収益的収支については、事業収益2億1,231万7,147円、事業費用1億7,216万1,891円となり、差し引き4,015万5,256円の純利益となりました。

資本的収支においては、収入455万700円に対し、支出は10万5,090円となり、収支差し引き444万5,610円となりました。

議案第8号は、平成17年度海上町一般会計決算でありまして、歳入総額13億1,060万2,073円、歳出総額11億1,352万7,453円となり、歳入歳出差し引き実質収支は1億9,707万4,620円となりました。

議案第9号は、平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算でありまして、事業勘定が歳入総額2億1,345万3,096円、歳出総額1億7,750万4,541円、歳入歳出差し引き3,594万8,555円となり、施設勘定が歳入総額2,847万4,545円、歳出総額1,654万1,432円、歳入歳出差し引き1,193万3,113円となりました。

議案第10号は、平成17年度海上町老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額1億8,697万3,235円、歳出総額9,567万9,586円となり、歳入歳出差し引き9,129万3,649円となりました。

議案第11号は、平成17年度海上町介護保険特別会計決算でありまして、歳入総額1億1,617万1,083円、歳出総額7,893万7,876円となり、歳入歳出差し引き3,723万3,207円となりました。

議案第12号は、平成17年度海上町水道事業会計決算でありまして、給水状況については、給水件数2,443件、普及率77.5%、給水量は17万3,273立方メートルとなりました。

収益的収支については、事業収益2,538万4,615円、事業費用4,805万7,244円となり、差し引き2,267万2,629円の純損失となりました。

資本的収支においては、支出が40万2,300円となり、収支不足額は、過年度分損益勘定留

保資金などで補てんいたしました。

議案第13号は、平成17年度飯岡町一般会計決算でありまして、歳入総額15億3,500万8,400円、歳出総額9億2,357万2,027円となり、歳入歳出差し引き実質収支は、6億1,143万6,373円となりました。

議案第14号は、平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額2億2,620万2,662円、歳出総額1億9,349万1,213円となり、歳入歳出差し引き3,271万1,449円となりました。

議案第15号は、平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額1億7,053万8,887円、歳出総額1億2,681万3,403円となり、歳入歳出差し引き4,372万5,484円となりました。

議案第16号は、平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額8,702万2,026円、歳出総額6,799万1,132円となり、歳入歳出差し引き1,903万894円となりました。

議案第17号は、平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者3,785人、休憩者2,931人でございました。

決算の内容については、収益的収支において、事業収益が4,328万5,119円、事業費用は5,034万321円となり、差し引き705万5,202円の純損失となりました。

また、資本的収支においては、支出が1,130万8,153円となり、収支不足額は損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんいたしました。

議案第18号は、平成17年度飯岡町水道事業会計決算でありまして、給水状況については、給水件数2,862件、普及率79.5%、給水量は18万585立方メートルとなりました。

収益的収支については、事業収益5,734万7,363円、事業費用6,073万587円となり、差し引き338万3,224円の純損失となりました。

資本的収支においては、支出が4,462万2,900円となり、収支不足額は、過年度分損益勘定留保資金などで補てんいたしました。

議案第19号は、平成17年度干潟町一般会計決算でありまして、歳入総額9億9,131万2,069円、歳出総額7億8,271万4,286円となり、歳入歳出差し引き実質収支は、2億859万7,783円となりました。

議案第20号は、平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算でありまして、歳入総額1億9,147万9,350円、歳出総額1億4,118万7,302円となり、歳入歳出差し引き5,029万2,048円と

なりました。

議案第21号は、平成17年度干潟町老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額 1 億 4,601万7,241円、歳出総額 1 億1,664万2,718円となり、歳入歳出差し引き2,937万4,523円となりました。

議案第22号は、平成17年度干潟町介護保険特別会計決算でありまして、歳入総額 1 億571万1,298円、歳出総額7,521万4,390円となり、歳入歳出差し引き3,049万6,908円となりました。

議案第23号は、平成17年度干潟町水道事業会計決算でありまして、給水状況については、給水件数1,643件、普及率81.7%、給水量は17万7,921立方メートルとなりました。

収益的収支については、事業収益2,126万2,538円、事業費用5,375万1,569円となり、差し引き3,248万9,031円の純損失となりました。

資本的収支においては、収入105万円に対し、支出は 2 万3,250円となり、収支差し引き102万6,750円となりました。

議案第24号は、平成17年度旭中央病院事業会計決算でありまして、収益的収支において総収入70億4,083万8,540円、総費用は68億869万6,461円、差し引き 2 億3,214万2,079円の純利益となり、資本的収支において収支不足額は当年度分損益勘定留保資金などで補てんいたしました。

議案第25号は、平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算でありまして、歳入総額 5,207万4,281円、歳出総額3,524万9,240円、差し引き1,682万5,041円となりました。

議案第26号は、平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定についてでありまして、歳入総額8,176万2,558円、歳出総額5,298万8,248円、差し引き2,877万4,310円となりました。

議案第27号は、平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定についてでありまして、歳入総額1,827万3,171円、歳出総額1,070万8,368円、差し引き756万4,803円となりました。

議案第28号は、平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算でありまして、歳入総額 1 億 8,815万5,677円、歳出総額 1 億1,020万2,859円となり、歳入歳出差し引き7,795万2,818円となりました。

議案第29号は、平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算でありまして、歳入総額 4 億 1,327万4,682円、歳出総額 3 億1,702万2,780円となり、歳入歳出差し引き9,625万1,902円となりました。

議案第30号は、平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算でありまして、歳入総額8,593万7,305円、歳出総額5,922万9,686円となり、歳入歳出差し引き2,670万7,619円となりました。

議案第31号は、平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支において、収入支出にそれぞれ8,000万円を計上しております。

議案第32号は、議会議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号は、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号は、旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも職員の給与改正に合わせて所要の改正を行うものであります。

議案第35号は、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき、所要の改正を行うものであります。

議案第36号は、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、病床不足が深刻であるため、県に対し増床の申請をしておりましたが、この度増床が認められたことに伴い、当条例中の一般病床数を715床から730床に改正するものであります。

議案第37号と議案第38号は、平成18年1月23日から八日市場市及び匝瑳郡野栄町が廃止され、匝瑳市が設置されることに伴い、一部事務組合を構成する地方公共団体の数の変更等について関係地方公共団体で協議するにあたり、議会の議決を求めるものでありまして、議案第37号は東総地区広域市町村圏事務組合について、議案第38号は東総衛生組合について協議するものであります。

議案第39号は、財産の取得についてでありまして、救急医療設備として高規格救急自動車1台を購入することについて、指名競争入札を執行し仮契約を締結いたしましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第40号は、損害賠償の額を定めることについてでありまして、病院において帝王切開術を施行した際に、両下肢筋力低下及び感覚障害等の後遺症が残った患者様との示談に伴い、損害賠償額を8,000万円と定めるものであります。

議案第41号は、旭市営土地改良事業の計画変更の議決についてでありまして、国の補助事業として実施しております基盤整備促進事業（玉浦川地区）の事業費の減により事業計画の

変更を土地改良法の規定に基づき行うものであります。

報告第1号は、平成17年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、平成17年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、報告第3号は、平成17年度飯岡町土地開発基金の運用状況について、報告第4号は、平成17年度干潟町土地開発基金の運用状況について、報告第5号は、平成17年度干潟町国民健康保険高額医療費貸付基金の運用状況について、それぞれ報告するものであります。

次に、この機会に当面する市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、去る10月29日に開催した、旭市合併記念式典に際しましては、議員の皆様の出席をいただく中、千葉県知事をはじめ多くのご来賓の臨席を賜り、素晴らしい式典となりました。この場をお借りして、厚くお礼を申し上げます。

式典の中では「市章」と「市の花 ツバキ」、「市の木 クロマツ」を発表させていただきました。今後は、広報紙等で市民への周知を図ると共に、市章については、使用にあたっての寸法や色などの詳細を定めた後、市旗の作成や、封筒等への印刷を開始し、市内外へのピーアールに努めてまいります。また、これらをシンボルとして、7万市民のより一層の融和と市勢の発展が図れるよう尽力してまいりたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、地域審議会について申し上げます。

海上、飯岡及び干潟の各地区に設置される地域審議会につきましては、先般、公募による委員を含め、各地区15名ずつの委員を選任いたしました。

去る10月28日には、第1回の地域審議会がそれぞれ開催され、活発な意見交換が行われたところであります。

今後は、各地域審議会でのご意見を、地域住民の声として各種行政施策に反映させ、市の均衡ある発展と、きめ細かな行政サービスの実現に努めてまいります。

次に、行政改革の取り組みについて申し上げます。

本市の行政改革を推進していくにあたっては、本年度中を目途に、新たな行政改革大綱を策定することとしております。

この大綱の策定をはじめとする、本市の行政改革の取り組みに提言をいただくため、各界の代表者等からなる行政改革推進委員会を設置することとし、先般、公募による委員2名を含む15名の委員を選任いたしました。

今後は、この行政改革推進委員会や、議会並びに市民の皆様のご意見を十分に踏まえなが

ら、改革を着実に進めてまいる所存であります。

次に、地区懇談会について申し上げます。

合併後の新しいまちづくりの指針として「旭市総合計画」を策定するにあたり、市政や地域の課題、将来のまちづくりに望むことなどについて、市民の皆様と直接話し合い、意見や提案を計画づくりに反映させるため、去る10月8日の鶴巻小学校を皮切りに市内15ヵ所で地区懇談会を開催しております。

すでに海上地区、干潟地区、飯岡地区の8小学校区は終了し、旭地区についても中央小及び琴田小学校で実施いたしました。

これまで、清滝バイパスや旭中央病院アクセス道路などの道路整備や学童保育の全校設置などの子育て支援等、多くのご意見をいただいております。

今後、他の5地区についても順次開催し、ご意見ご要望を伺ってまいります。

次に、都市宣言について申し上げます。

旧市町で行っていた9種類の都市宣言については、その内容や宣言の経緯等を検討した結果、「交通安全都市宣言」「健康都市宣言」「非核平和都市宣言」「産業廃棄物最終処分場の設置と残土処分のための埋立て反対都市宣言」「青色申告都市宣言」を継承することとし、去る11月1日付けの告示という形で宣言いたしました。

市民の皆様にも、これらの宣言の趣旨をご理解いただき、安全・安心で健康なまちづくりにご協力いただきたいと思いますと考えます。

次に、ゴミゼロ運動について申し上げます。

清潔で住みよい生活環境づくりについては、「きれいな旭をつくる会」を中心に市民の皆様のご協力をいただきながら、環境保全ときれいなまちをつくる各種事業を実施しているところであり、10月30日には、市内全域を対象とした秋のゴミゼロ運動を実施いたしました。

9,000人余りの市民のご協力をいただき、空き缶、空きびん、ペットボトル、散乱ごみ等を回収し、環境美化を図ることができました。今後も引き続き、こうした運動を進めるとともに、学校における環境学習にも力を入れながらゴミゼロ意識の高揚に努めてまいります。

次に、海上中学校の校舎等改築工事について申し上げます。

工事は、第1回定例会で議決いただいた後、さる10月26日に工事に着手いたしました。平成19年2月末の竣工を目指し、工事を進めてまいります。

次に、文化事業等について申し上げます。

10月29日の土曜日をスタートに旭市文化協会による文化祭が市内7会場に分かれて開催さ

れました。それぞれの会場では、作品の展示や芸能発表など、地域ごとに特色ある演出がされており、特に「衣類のリフォーム」と題した作品展示やファッションショー、ひょうたん工芸の作品などはすばらしいもので、大変楽しく拝見いたしました。今後も、地域の特色をなくすことなく、一体として旭市の文化が発展していくよう努力してまいります。

合併記念事業として10月21日に東総文化会館に於いてNHK「コメディー道中でごさる」の公開録画が行われました。オープニングの旭市紹介から始まり、芝居は飯岡助五郎と笹川繁蔵を題材に「昇る旭の水滸伝」として上演され、その他にも大原幽学先生の話や、ふるさと産品の鯛のことなど盛りだくさんで、観覧された市民の方々は、本市の歴史・文化・産業などを堪能されたことと思います。

なお、放映は11月19日の土曜日の予定となっております。

また、10月29日の合併記念式典終了後には、「あさひのまつり」を開催し、市内各地区から7団体のお囃子保存会等が参加し、それぞれの地区に伝わる郷土芸能を披露していただいたところであります。

さらに、昨日11月6日には、「第1回いきいき新旭市・市民まつり」を旭スポーツの森公園で開催いたしました。

市内全域から出店していただいたこともあり、多数の市民が参加し、盛況のうちに終了することができました。ここに関係者の皆様のご支援、ご協力に対し厚く御礼申し上げます。今後も、このような機会をできるだけ多く設け、市民の相互理解と融和に努めてまいります。

またこの後、11月13日には干潟中学校グラウンドにおいて「干潟ふるさと祭り」を、さらに11月23日に海上コミュニティー運動公園において「海上産業まつり」をそれぞれ開催いたします。各地での多数の市民の参加を期待しております。

次に、農業について申し上げます。

農業を基幹産業とする本市にあって経営感覚の優れた意欲ある農業者の育成は急務であり、去る10月14日東総文化会館にて本市並びに東総土地改良協会等の主催により「東総耕地の将来像を考える研修会」を開催したところ500名を超える農業者等の参加をいただきました。

また、11月4日には成田ビューホテルを会場に「ちば 花と緑の生産者紹介2005」と題した、生産者と小売店・中卸店等花き販売関係者の情報交換会が開催されました。

このような今後の農業を真剣に考える会や、生産者自らが販売関係者と直接情報を交換する会が、農業者自らの発案で開催されることに頼もしさや安心感を感じるとともに、旭市農業にとって必要不可欠な部分と考えられることから、今後も精一杯応援していきたいと考え

ております。

次に、商工会の合併について申し上げます。

本年4月6日に海匝地区旭グループ商工会合併協議会が立ち上がり、これまで順調に協議が進められてきております。

去る10月14日に開催された第4回合併協議会においては、協定項目に係るすべての協議を終えたところであり、来る12月2日に合併協定調印式が挙行されるとのことであります。

約半年間という短い期間にもかかわらず、調印式を迎えられたことは、これも偏に関係者のご努力の賜であり、関係者の皆様に対し深く敬意を表するものであります。

今後は、平成18年4月1日の合併に向け、準備が進められるわけではありますが、旭市の商工業のより一層の活性化を図るため、市としても側面から支援してまいりたいと考えております。

次に、公用車売却について申し上げます。

合併に伴い不要となった、旧町長車・議長車他計6台を一般競争入札により売却いたしました。

去る10月20日海上支所会議室に於いて入札を執行し、予定した最低売却価格の合計309万円に対し、落札価格は計446万3,021円となりました。ささやかではありますが、行財政の改革につながったものと考えております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、合わせて市政の近況について申し上げます。詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えしますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（林 正一郎） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

ここで、11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 7分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 正一郎） 日程第7、議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第1号、議案第8号、議案第13号、議案第19号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第1号、第8号、第13号及び第19号について、補足説明をいたします。

決算書に基づいて説明いたしますので、決算書を4冊ご用意いただきたいと思います。

なお、詳細については決算委員会で説明いたしますので、ご了承をお願いいたします。

今回の決算は、4月1日から6月30日までの3か月間のものであります。出納整理期間のない、いわゆる打ち切り決算となっております、多くが通年規模の4分の1程度となり、前年度と比べて70%から80%の減となっております。

増減の比較ができませんので、参考として16年度の決算数値との割合を申し上げます。

また、ページの説明は原則として見開き左側のページを申し上げます。

それでは最初に、議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算について、説明をいたします。

旭市決算書の184ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入は43億3,168万2,000円、歳出は24億9,128万6,000円で、歳入歳出差引額は18億4,039万6,000円となり、翌年度への繰越財源はありませんので、実質収支額も同額です。

4ページに戻っていただきます。1款の市税は、調定額47億1,218万894円に対して収入済額は16億1,610万7,440円、前年度決算額の39.9%です。

2款地方譲与税は、収入済額5,867万4,000円で、前年度決算額の21.1%でございます。

6款地方消費税交付金は、収入済額9,735万2,000円で、前年度決算額の21.5%です。

8款地方特例交付金は、収入済額6,915万9,000円で、前年度決算額の49.5%です。

9款地方交付税は、収入済額13億7,622万3,000円で、前年度決算額の42.2%です。内訳は、全額普通交付税で年4回のうちの2回分、前年度の約2分の1が交付されております。なお、特別交付税は12月と3月になります。

11款分担金及び負担金は、収入済額1億5,954万6,012円で、前年度決算額の28.1%です。

12款使用料及び手数料は、収入済額が1,618万2,560円で、前年度決算額の20.3%です。

13款国庫支出金は、収入済額が1億5,444万9,281円で、前年度決算額の17.7%です。

14款県支出金は、収入済額が1,611万1,296円で、前年度決算額の3.1%です。

6ページです。15款財産収入は、収入済額が34万9,274円で、前年度決算額の0.4%です。

16款寄附金は、収入済額が50万円で、前年度決算額の500%です。

17款繰入金は、収入済額が1,686万490円で、前年度決算額の1.9%です。税込や繰越金の歳入が比較的順調であったことから財政調整基金の繰り入れを行っていないため、低くなっております。

18款繰越金は16年度の決算剰余金で収入済額6億8,501万2,450円で、前年度決算額の129.8%です。

19款諸収入は、収入済額6,515万5,196円で、前年度決算額の20.1%です。

以上で、歳入関係の説明を終わり、歳出の説明に入ります。

8ページをお開きください。1款議会費は、支出済額が6,478万1,352円で、前年度決算額の31.9%です。

2款総務費は、支出済額が4億7,318万9,397円で、前年度決算額の15.3%です。

3款民生費は、支出済額7億4,470万6,929円で、前年度決算額の26.8%です。

4款衛生費は、支出済額4億7,534万5,801円で、前年度決算額の24.7%です。

5款労働費は、支出済額770万1,444円で、前年度決算額の23.8%です。

6款農林水産業費は、支出済額5,420万5,391円で、前年度決算額の14.1%です。

7款商工費は、支出済額6,934万4,478円で、前年度決算額の24.9%です。

8款土木費は、支出済額1億4,604万8,537円で、前年度決算額の11.7%です。

10ページです。9款消防費は、支出済額2億2,549万9,732円で、前年度決算額の33.5%です。

10款教育費は、支出済額2億3,046万2,494円で、前年度決算額の21.1%です。

以上で歳出の説明を終わります。

大きく飛んで320ページをお開きください。財産に関する調書です。

公有財産の（1）土地及び建物のうち土地の増減で、公共用財産のうちその他の施設1万5,311平方メートルの減は、海岸市有地の保安林解除による減です。宅地1万4,082平方メートルの増は、保安林解除による海岸市有地の宅地部分1万4,099平方メートルの増と、谷丁場遊正線の歩道整備により17平方メートルの減です。合計欄の1,229平方メートルの減は、保安林から道路用地となったものです。

322ページです。（３）の出資による権利5,297万1,000円の増は、東総広域水道企業団への出資金で、高度浄水処理施設建設に係るものです。

323ページ物品です。貨物車１台の減は、税務課の軽貨物車を廃車したことによるものです。

324ページは基金です。（１）財政調整基金の一般財政調整基金と（５）の減債基金は16年度末と変わりありません。

次に、議案第８号 平成17年度海上町一般会計決算です。

海上町決算書の94ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入は13億1,060万2,000円、歳出は11億1,352万7,000円で、歳入歳出差引額は１億9,707万5,000円となり、翌年度への繰越財源はありませんので、実質収支額も同額です。

３ページに戻ります。歳入です。

１款町税は、調定額８億7,575万6,794円に対して、収入済額は３億5,933万6,021円で、前年度決算額の45.3%です。

２款地方剰余税は、収入済額2,409万6,000円で、前年度決算額の22.9%です。

６款地方消費税交付金は、収入済額1,861万3,000円で、前年度決算額の21.5%です。

８款地方特例交付金は、収入済額1,412万4,000円で、前年度決算額の49.5%です。

９款地方交付税は、収入済額５億7,541万4,000円で、前年度決算額の43.9%です。

11款分担金及び負担金は、収入済額2,169万1,240円で、前年度決算額の25.8%です。

12款使用料及び手数料は、収入済額253万3,915円で、前年度決算額の34.0%です。

13款国庫支出金は、収入済額1,326万5,000円で、前年度決算額の5.7%です。

14款県支出金は、収入済額1,538万8,174円で、前年度決算額の7.5%です。

５ページです。15款財産収入は、収入済額82万4,274円で、前年度決算額の24.2%です。

17款繰入金は、収入済額160万円で、前年度決算額の0.3%で、全額、地域づくり基金からの繰入金です。

18款繰越金は、収入済額２億6,045万6,233円で、前年度決算額の159.6%です。

19款諸収入は、収入済額326万216円で、前年度決算額の11.8%です。

以上で歳入関係の説明を終わり、歳出の説明に入ります。

７ページです。１款議会費は、支出済額2,606万892円で、前年度決算額の31.8%です。

２款総務費は、支出済額２億8,626万7,545円で、前年度決算額の41.0%です。

３款民生費は、支出済額１億8,499万6,254円で、前年度決算額の26.9%です。

4款衛生費は、支出済額1億7,779万9,677円で、前年度決算額の28.1%です。

5款農林水産業費は、支出済額3,119万4,609円で、前年度決算額の11.4%です。

6款商工費は、支出済額279万円で、前年度決算額の43.2%です。

7款土木費は、支出済額1億2,762万6,134円で、前年度決算額の55.6%です。なお、今回の決算額には、平成16年度からの繰越明許事業費9,269万6,750円が含まれています。

8款消防費は、支出済額8,823万9,079円で、前年度決算額の37.9%です。

9ページをお開きください。9款教育費は、支出済額1億368万8,763円で、前年度決算額の14.7%です。

10款災害復旧費は、支出済額2,796万1,500円で、全額、平成16年度からの繰越明許事業費です。

12款諸支出金は、支出済額5,690万3,000円で、前年度決算額の60.9%です。

以上で歳出関係の説明を終わります。

95ページをお開きください。財産に関する調書です。

公有財産の（1）土地及び建物のうち、土地の増減は、行政財産の公園用地の一部348平方メートルを、普通財産のその他に分類替えしたものです。

96ページです。（4）出資による権利は、1,659万2,000円の増で、主なものは東総広域水道企業団への出資金です。

次に、2物品です。貨客車1台の減は、老朽化により廃車したものです。小型可搬動力ポンプ3台の増は、老朽化に伴い、新規に4台を購入し、使用していた1台を廃棄し、3台を予備としたものです。

97ページと98ページは基金です。（1）財政調整基金は、年度中に8,000万円を積み立てたため、現在高は2億7,582万円、（4）地域づくり基金は、年度中に160万円を取り崩し、年度末現在高は5万5,000円です。

続いて、議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算です。

飯岡町決算書の132ページをお開きください。実質収支に関する調書です。

歳入は15億3,500万8,000円、歳出は9億2,357万2,000円で、歳入歳出差引額は6億1,143万6,000円となり、翌年度への繰越財源はありませんので、実質収支額も同額です。

2ページに戻ります。歳入です。

1款町税は、収入済額3億3,692万6,725円で、前年度決算額の45.8%です。

2款地方剰余税は、収入済額1,732万4,000円で、前年度決算額の21.6%です。

6 款地方消費税交付金は、収入済額1,958万円で、前年度決算額の21.5%です。

8 款地方特例交付金は、収入済額1,321万6,000円で、前年度決算額の49.5%です。

9 款地方交付税は、収入済額 6 億3,403万6,000円で、前年度決算額の43.3%です。

4 ページです。11款分担金及び負担金は、収入済額1,977万7,680円で、前年度決算額の23.6%です。

12款使用料及び手数料は、収入済額が468万2,935円で、前年度決算額の23.9%です。

13款国庫支出金は、収入済額が1,113万6,000円で、前年度決算額の7.7%です。

14款県支出金は、収入済額が376万2,614円で、前年度決算額の2.6%です。

15款財産収入は、収入済額が2,058万3,938円で、前年度決算額の199.0%で、土地売却収入により増となっております。

17款繰入金は、収入済額が 1 億5,899万4,321円で、前年度決算額の34.4%です。内訳は、財政調整基金繰入金 1 億5,572万9,000円、防災基金繰入金326万5,000円となっています。

18款繰越金は、収入済額 2 億7,393万670円で、前年度決算額の214.6%です。

19款諸収入は、収入済額1,325万7,517円で、前年度決算額の50.7%です。主な内容は、中小企業融資資金貸付金元利収入1,000万246円が、6 月末に納入されたものです。

6 ページです。20款町債は、収入済額780万円で、前年度決算額の2.0%です。これは、繰越明許費として16年度から繰り越された消防防災施設整備事業債を 5 月に借り入れたものです。

以上で、歳入関係の説明を終わり、歳出の説明に入ります。

8 ページをお開きください。1 款議会費は、支出済額が2,649万8,887円で、前年度決算額の33.8%です。

2 款総務費は、支出済額 1 億9,337万3,087円で、前年度決算額の29.7%です。

3 款民生費は 1 億9,782万1,499円で、前年度決算額の27.2%です。

4 款衛生費は 1 億5,658万4,395円で、前年度決算額の23.8%です。

5 款農林水産業費は2,455万4,354円で、前年度決算額の14.3%です。

6 款商工費は2,685万9,259円で、前年度決算額の45.7%です。

7 款土木費は7,476万2,437円で、前年度決算額の56.6%です。

10ページです。8 款消防費は、9,721万4,932円で、前年度決算額の44.3%です。なお、今回の決算額には、平成16年度からの繰越明許事業費2,352万5,000円が含まれています。

9 款教育費は、1 億2,258万5,074円で、前年度決算額の45.0%です。なお、今回の決算額

には、平成16年度からの繰越明許事業費1,890万円が含まれています。

11款公債費は、331万7,658円で、前年度決算額の0.6%です。

以上で歳出の説明を終わります。

次に財産に関する調書です。134ページをお開きください。

公有財産のうち（１）土地及び建物の状況です。土地は宅地で162平方メートル、原野で2,421平方メートルの減となっており、払い下げ等によるものです。建物の非木造の42平方メートルの増加は、保健福祉センター浴室等の増築です。

飛んで140ページです。（４）の出資による権利は2,069万3,000円の増で、東総広域水道企業団への出資です。

141ページからの基金を説明いたします。

（１）財政調整基金の現在高は1億4,141万6,000円です。

（２）の減債基金から（７）身体障害者（児）福祉基金までと、144ページの（９）町営住宅修繕基金は、移動がありませんでした。

戻って143ページの（８）防災基金は326万5,000円を取り崩した結果、現在高は1,000円となっています。

144ページです。（10）奨学基金は貸付が60万円、返還が59万1,000円あった結果、現在高は2,524万円となりました。

最後に、議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算です。

干潟町決算書の9ページをお開けください。実質収支に関する調書です。

歳入は9億9,131万2,000円、歳出は7億8,271万4,000円で、歳入歳出差引額は2億859万8,000円となり、翌年度への繰越財源はありませんので実質収支額も同額です。

1ページに戻ります。歳入です。

1款町税は、収入済額1億376万1,687円で、前年度決算額の15.0%です。

2款地方剰余税は、収入済額2,042万4,000円で、前年度決算額の23.2%です。

6款地方消費税交付金は、収入済額1,478万5,000円で、前年度決算額の21.5%です。

8款地方特例交付金は、収入済額1,011万8,000円で、前年度決算額の49.5%です。

9款地方交付税は、収入済額5億6,219万4,000円で、前年度決算額の44.0%です。

11款分担金及び負担金は、収入済額1,865万4,450円で、前年度決算額の20.7%です。

12款使用料及び手数料は、収入済額が372万4,150円で、前年度決算額の22.1%です。

13款国庫支出金は、収入済額798万9,000円で、前年度決算額の5.4%です。

14款県支出金は、収入済額238万1,519円で、前年度決算額の1.8%です。

15款財産収入は、収入済額21万円で、前年度決算額の16.1%となっています。

17款繰入金は、収入済額6,618万8,000円で、前年度決算額の45.2%となっており、地域福祉基金からの繰入金です。

18款繰越金は、収入済額1億7,497万4,815円で、前年度決算額の78.5%です。

3ページです。19款諸収入は、収入済額590万7,448円で、前年度決算額の10.4%です。

以上で歳入関係の説明を終わり、歳出の説明に入ります。

5ページです。1款議会費は、支出済額が2,502万6,576円で、前年度決算額の31.0%です。

2款総務費は、支出済額2億420万5,281円で、前年度決算額の34.9%です。

3款民生費は2億3,452万5,221円で、前年度決算額の44.3%です。

4款衛生費は9,537万7,160円で、前年度決算額の20.9%です。

5款農林水産業費は4,789万8,219円で、前年度決算額の14.1%です。

6款商工費は776万4,947円で、前年度決算額の31.0%です。

7款土木費は1,376万3,447円で、前年度決算額の6.9%です。

8款消防費は6,562万4,637円で、前年度決算額の36.9%です。

9款教育費は8,475万2,477円で、前年度決算額の13.6%です。

7ページです。11款公債費は377万6,321円で、前年度決算額の0.8%です。

以上で歳出についての説明を終わります。

次に財産に関する調書です。93ページです。

公有財産のうち（1）土地及び建物は、決算年度中の移動がありませんでしたので、平成16年度末現在高と同じです。

95ページです。（3）の出資による権利は、千葉県地方土地開発公社貸付金の一部償還終了により130万円の減、東総広域水道企業団出資金が1,933万2,000円の増です。

96ページの基金について説明いたします。（1）財政調整基金、（2）減債基金及び（3）土地開発基金の現在高は平成16年度末と同額です。

（4）地域福祉基金は6,618万8,000円を取り崩した結果、現在高が5,546万7,000円となっています。

以上で議案第1号、第8号、第13号及び第19号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号、議案第9号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第20

号、議案第21号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 増田富雄 登壇)

○**保険年金課長（増田富雄）** それでは議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

初めに今回の決算ですが、国保会計及び老人保健会計につきましても一般会計と同様に3か月間の打ち切り決算ですので、決算額は年間ベースの約4分の1となっております。また、内容の説明につきましても一般会計と同様に総括のみをご説明し、詳しくは決算委員会で補足説明をいたします。

それでは旭市決算書の224ページをお開きください。初めに、実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成17年度の歳入総額は9億1,215万3,000円で、前年度決算額の22.2%、歳出総額は6億6,501万6,000円で、前年度決算額の17.9%となりました。

歳入歳出差引額は2億4,713万7,000円で、翌年度への繰り越しはありませんので、実質収支額も同額でございます。

次に、少しページが戻りまして194ページをお開きください。歳入総括表です。

1款国民健康保険税は、表示が右側のページになりますが、調定額23億2,324万6,553円に対して収入済額は1億5,180万1,946円で、前年度決算額の9.4%となりました。

二つ空けまして4款国庫支出金の収入済額は2億8,272万3,000円で、前年度決算額の17.7%であります。

5款療養給付費等交付金は6,148万4,000円で、前年度決算額の22.5%であります。

9款繰入金は2億1,300万円であります。このうち財政調整基金繰入金は1億3,000万円で、6月末現在の基金残高は1億5,576万円となっております。

10款繰越金は2億71万3,689円。

11款諸収入は235万2,221円であります。

以上で歳入の説明を終わり、次に歳出についてご説明いたします。

206ページをお開きください。歳出総括表です。

1款総務費の支出済額は415万6,172円であります。

2款保険給付費は4億8,596万6,204円で、前年度決算額の19.4%であります。

3款老人保健拠出金は1億1,538万6,982円で、前年度決算額の15.3%であります。

4款介護納付金は5,813万8,830円で、前年度決算額の18.7%であります。

6 款保健事業費は120万192円。

9 款諸支出金は16万8,400円であります。

以上で議案第 2 号についての補足説明を終わります。

続きまして議案第 3 号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

それでは旭市決算書の244ページをお開きください。初めに実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成17年度の歳入総額は 5 億1,251万円で、前年度決算額の21.7%、歳出総額は 4 億676万2,000円で、前年度決算額の18%となりました。歳入歳出差引額は 1 億574万8,000円でございます。

次に、少しページが戻りまして232ページをお開きください。歳入総括表です。

1 款支払基金交付金の収入済額は 2 億1,801万4,000円で、前年度決算額の15.6%であります。

2 款国庫支出金は 1 億6,116万1,000円で、前年度決算額の28.2%であります。

3 款県支出金は3,837万9,000円で、前年度決算額の26.6%であります。

5 款繰越金は9,495万5,825円であります。

次に歳出についてご説明いたします。238ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は159万1,675円であります。

2 款医療諸費は 4 億517万511円で、前年度決算額の18%であります。

以上で議案第 3 号についての補足説明を終わります。

続きまして議案第 9 号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算について補足説明を申し上げます。

海上町決算書の140ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

まず左ページの事業勘定です。平成17年度の歳入総額は 2 億1,345万3,000円で、前年度決算額の21.4%、歳出総額は 1 億7,750万4,000円で、前年度決算額の19.2%となりました。

歳入歳出差引額は3,594万9,000円で、翌年度への繰り越しはありません。

続いて右ページの施設勘定です。平成17年度の歳入総額は2,847万4,000円で、前年度決算額の35.3%、歳出総額は1,654万1,000円で、前年度決算額の25%となりました。歳入歳出差引額は1,193万3,000円で翌年度への繰り越しはありません。

次に、少しページが戻りまして100ページをお開きください。事業勘定の歳入です。

1 款国民健康保険税は調定額 5 億8,563万100円に対して収入済額は2,744万3,150円で、前年度決算額の6.5%となりました。

4 款国庫支出金の収入済額は6,711万9,000円で、前年度決算額の19.1%であります。

5 款療養給付費等交付金は703万2,000円で、前年度決算額の10.6%であります。

9 款繰入金は3,500万円。

10款繰越金は7,653万1,751円。

11款諸収入は30万2,295円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。102ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は1,353万5,864円であります。

2 款保険給付費は 1 億2,268万136円で、前年度決算額の20.6%であります。

3 款老人保健拠出金は2,396万9,978円で、前年度決算額の13.9%であります。

4 款介護納付金は1,656万5,503円で、前年度決算額の18.6%であります。

6 款保健事業費は75万3,060円であります。

以上で事業勘定の説明を終わりまして、次に施設勘定についてご説明いたします。

106ページをお開きください。初めに歳入です。

1 款診療収入の収入済額は650万3,836円で、前年度決算額の10.7%であります。

6 款繰入金は712万8,000円。

7 款繰越金は1,465万6,859円であります。

次に歳出についてご説明いたします。108ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は915万5,420円であります。

2 款医業費は723万4,812円で、前年度決算額の27.1%であります。

3 款施設整備費は15万1,200円であります。

次に財産に関する調書についてご説明いたします。142ページをお開きください。

土地及び建物と物品は記載のとおりでありまして、決算年度中の移動はございません。

右側のページは財政調整基金で、事業勘定分の決算年度末の現在高は9,002万4,000円、施設勘定分は1,097万6,000円であります。

以上で議案第9号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

海上町決算書の156ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成17年度の歳入総額は1億8,697万3,000円で、前年度決算額の28.5%、歳出総額は9,567万9,000円で、前年度決算額の15.1%となりました。歳入歳出差引額は9,129万4,000円です。

次に、少しページが戻りまして145ページをお開きください。歳入になります。

1 款支払基金交付金の収入済額は6,426万2,000円で、前年度決算額の15.9%であります。

2 款国庫支出金は4,427万円で、前年度決算額の25.8%であります。

3 款県支出金は1,056万9,000円で、前年度決算額の24.1%であります。

4 款繰入金は4,390万3,000円。

5 款繰越金は2,396万9,235円であります。

次に歳出についてご説明いたします。147ページをお開きください。

1 款医療諸費の支出済額は9,567万9,586円で、前年度決算額の15.1%であります。

以上で議案第10号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

それでは飯岡町決算書の186ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成17年度の歳入総額は2億2,620万2,000円で、前年度決算額の18.9%、歳出総額は1億9,349万1,000円で、前年度決算額の16.7%となりました。

歳入歳出差引額は3,271万1,000円で翌年度への繰り越しはありません。

次に、少しページが戻りまして156ページをお開きください。総括表の歳入です。

1 款国民健康保険税は、調定額6億4,550万3,969円に対して収入済額は5,899万5,114円で、前年度決算額の12.8%となりました。

4 款国庫支出金の収入済額は8,290万5,000円で、前年度決算額の17.4%であります。

5 款療養給付費等交付金は1,168万4,000円で、前年度決算額の19%であります。

9 款繰入金は3,480万7,000円。

10 款繰越金は3,761万914円。

11 款諸収入は20万566円であります。

次に歳出についてご説明いたします。158ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は150万9,803円であります。

2 款保険給付費は1 億3,882万9,240円で、前年度決算額の19.2%であります。

3 款老人保健拠出金は3,412万9,498円で、前年度決算額の12.9%であります。

4 款介護納付金は1,806万7,902円で、前年度決算額の19%であります。

6 款保健事業費は93万3,502円。

9 款諸支出金は2 万1,200円であります。

次に財産に関する調書についてご説明いたします。188ページをお開きください。

物品は決算年度中の移動はございません。

医療費支払準備基金の決算年度末現在高は1,779万9,000円であります。

以上で議案第14号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。飯岡町決算書の208ページをお開きください。

実質収支に関する調書からご説明いたします。平成17年度の歳入総額は1 億7,053万9,000円で、前年度決算額の22.2%、歳出総額は1 億2,681万4,000円で、前年度決算額の17%となりました。

歳入歳出差引額は4,372万5,000円です。

次に、少しページが戻りまして196ページをお開きください。総括表の歳入からご説明いたします。

1 款支払基金交付金の収入済額は7,331万5,000円で、前年度決算額の15.7%であります。

2 款国庫支出金は5,235万7,000円で、前年度決算額の27.7%であります。

3 款県支出金は1,250万円で、前年度決算額の25.7%であります。

4 款繰入金は1,000万円。

5 款繰越金は2,236万6,887円であります。

次に歳出です。1 款総務費の支出済額は46万450円であります。

2 款医療諸費は1 億2,635万2,953円で、前年度決算額の17%であります。

以上で議案第15号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算について補足説明を申し上げます。

干潟町決算書の101ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成17年度の歳入総額は1億9,147万9,000円で、前年度決算額の21.9%、歳出総額は1億4,118万7,000円で、前年度決算額の17.8%となりました。

歳入歳出差引額は5,029万2,000円で翌年度への繰り越しはありません。

次に103ページをお開きください。総括表の歳入です。

1 款国民健康保険税は調定額4億5,152万1,660円に対して収入済額は1,581万7,659円で、前年度決算額の4.1%となりました。

3 款国庫支出金の収入済額は6,204万9,000円で、前年度決算額の19%であります。

4 款療養給付費等交付金は481万5,000円で、前年度決算額の17.9%であります。

8 款繰入金は2,672万7,000円。

9 款繰越金は8,177万398円。

10 款諸収入は30万293円であります。

次に歳出についてご説明いたします。105ページをお開きください。

1 款総務費の支出済額は338万9,852円であります。

2 款保険給付費は9,679万8,385円で、前年度決算額の18.8%であります。

3 款老人保健拠出金は2,585万4,002円で、前年度決算額の16%であります。

4 款介護納付金は1,399万7,808円で、前年度決算額の18.8%であります。

6 款保健事業費は106万3,155円。

8 款諸支出金は8万4,100円であります。

次に財産に関する調書についてご説明いたします。123ページをお開きください。

診療報酬支払準備基金の決算年度末現在高は7,964万9,000円であります。

以上で議案第20号についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

干潟町決算書の128ページをお開きください。実質収支に関する調書からご説明いたします。

平成17年度の歳入総額は1億4,601万7,000円で、前年度決算額の21%、歳出総額は1億1,664万2,000円で、前年度決算額の17%となりました。

歳入歳出差引額は2,937万5,000円です。

次に130ページをお開きください。総括の歳入になります。

1 款支払基金交付金の収入済額は6,671万5,000円で、前年度決算額の15.8%であります。

2 款国庫支出金は4,443万円で、前年度決算額の24.9%であります。

3 款県支出金は1,060万7,000円で、前年度決算額の23.2%であります。

4 款繰入金は1,299万4,000円。

5 款繰越金は1,127万1,241円であります。

次に歳出についてご説明いたします。132ページをお開きください。

1 款医療諸費の支出済額は1 億1,664万2,718円で、前年度決算額の17%であります。

以上で議案第21号についての補足説明を終わります。

以上で議案第2号、議案第3号、議案第9号、議案第10号、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

補足説明は途中ですが、昼食のため1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 2分

再開 午後 1時 5分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を行います。

議案第4号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 山崎健次 登壇）

○下水道課長（山崎健次） 議案第4号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成17年6月末におきます下水道事業の状況について申し上げます。

歳入歳出決算に関する説明資料の2ページをお開きください。

1. 下水道の状況でございますけれども、処理区内の面積は137.9ヘクタールで対象1,733世帯のうち968世帯が下水道に接続しております。また人口普及率は12.1%、水洗化率は52.9%で1日平均1,005立方メートルの汚水を適正に処理し放流しております。

それ以外につきましては説明を省かせていただきます。

それでは決算書についてご説明申し上げます。決算書の245ページをお願いします。

平成17年度の旭市下水道事業特別会計の決算額は、歳入8,001万6,400円、歳出4,352万2,670円で、歳入歳出の差引額は3,649万3,730円であり、新旭市への歳計剰余金でございます。前年度対比では、歳入につきましては88.5%の減となり、歳出につきましても93.1%の減となりました。これは、平成17年度決算が4月から6月までの3か月間であったことにより、前年度より大幅な減となったものでございます。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。254ページをお開きください。

歳入でございますけれども、1款分担金及び負担金、1項1目下水道事業負担金7万2,400円は受益者負担金で、16年度までに賦課した負担金でございます。なお、17年度分につきましては7月に賦課しております。

2款使用料及び手数料694万5,973円でございますけれども、1項1目下水道使用料は881件分654万9,973円で、納付率は89.7%でございます。

2項1目下水道手数料39万6,000円は、下水道排水設備指定工事店の登録及び更新手数料でございます、33件分でございます。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金は財政調整基金でございます、歳入はありませんでした。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金は1,284万2,000円でございます、支出に対する収入の不足額を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に256ページをお開きください。6款繰越金、1項1目繰越金は6,015万6,027円でございます、16年度繰越金でございます。

7款諸収入、1項1目延滞金及び2項1目市預金利子は歳入がありませんでした。

次に歳出についてご説明申し上げます。260ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目一般管理費は1,999万9,089円でございます、これは給料、手当等の人件費及び需用費等の事務費でございます。不用額701万9,911円の原因といたしましては、備考欄の1、一般事務関係職員給与費が446万4,076円、備考欄2、一般管理事務費が248万9,835円で、この主なものとしまして11節需用費が117万1,358円、14節使用料及び賃借料が82万4,179円でございます。

下段でございますが、2款事業費は2,352万3,581円でございます。

262ページをお開き願います。1項1目維持管理費は2,180万1,056円でございます。不用額の1,803万8,944円の原因といたしましては、備考欄1、施設維持管理関係職員給与費

が164万1,119円、備考欄2、施設維持管理費が1,639万7,825円でございます。このうち11節需用費が316万690円、13節委託料が813万8,341円の不用額でございますけれども、の中には終末処理場運転業務委託料のうち1か月分に当たります498万7,500円などの未払金も含まれております。

また、15節工事請負費につきましては、維持管理のための工事が発生しなかったことにより500万円全額が不用額となったものでございます。

2項の工事費は172万2,525円でございます。主な内容といたしましては、265ページになりますけれども、15節工事請負費は147万円でございます。中央病院南側の西足洗地区内の私有道路で、公共下水道の布設要望があったため、公共下水道認可区域内の私有道路に対する公共下水道管布設に対する取扱要綱に従いまして管渠工事を実施したものでございます。

4款予備費につきましては支出はありませんでした。

次に266ページになりますけれども、平成17年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございますけれども、説明は省略させていただきます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 正一郎） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） 議案第5号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成17年度6月末におきます農業集落排水事業の状況につきまして申し上げます。歳入歳出決算に関します説明資料3枚の資料でございます。これをご用意いただきたいと思います。

本資料につきましての2ページをお開きいただきたいと思います。1の普及状況でありますけれども、平成17年度全体の処理区域内人口2,079人に対しまして、使用人口は1,346人で、普及率につきましては64.7%であります。

それ以外につきましては説明の方を省かせていただきます。

それでは決算書の方につきましてご説明をさせていただきます。平成17年度旭市決算書の方をご用意いただきたいと思います。決算書の中の267ページの方をお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算額751万2,000円に対しまして歳入決算額は1,129万3,115円で、予算額に対し

ます収入割合は150.3%であります。歳出決算額は249万1,322円で予算額に対します支出割合は33.2%でございます。歳入歳出差引残額は880万1,793円であります。

次に268ページから272ページ、歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明をさせていただきます。

276ページをお開きいただきたいと思います。歳入につきまして説明をさせていただきます。

1 款分担金及び負担金の収入済額は378万円であります。内訳といたしまして、琴田地区9件、すべて現年度分であります。

収入未済額は643万8,000円でありまして、未納件数は江ヶ崎地区10件、琴田地区8件であります。

2 款の使用料及び手数料は209万6,115円でありまして、処理施設の使用料でございます。内訳としましては、江ヶ崎地区191件、149万3,835円、琴田地区79件の60万2,280円であります。江ヶ崎分につきましては、過年度分使用料3件、1万3,230円を含んでおります。

3 款繰入金は540万7,000円でありまして、予算段階での全体事業費から特定財源及び繰越金、延滞金等の諸収入を差し引いた不足分を一般会計から繰り入れしたものでございます。

4 款の繰越金は1万円で、前年度よりの繰越金でございます。

以上で歳入関係の説明を終わりにさせていただきます。

続きまして282ページをお開きいただきたいと思います。歳出につきましてのご説明をさせていただきます。

1 款総務費の支出済額は144万251円で、農業集落排水事業に係ります人件費及び事務経費でございます。備考欄にありますように、農業集落排水関係職員給与費につきましては140万8,321円でございます。また備考欄2にありますように、一般管理事務費につきましては3万1,930円であります。

2 款の事業費につきましては105万1,071円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費でございます。

1 項1 目維持管理費は105万1,071円。備考欄にありますように江ヶ崎地区の排水施設維持管理費につきましては72万7,914円であります。また、琴田地区の排水施設維持管理費につきましては32万3,157円であります。

以上で議案第5号の補足説明を終わりにいたします。

○議長（林 正一郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第11号、議案第16号、議案第22号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

(高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇)

○**高齢者福祉課長(横山秀喜)** それでは議案第6号、第11号、第16号、第22号の4議案の補足説明をいたします。

最初に一般会計等の他会計と同様、3か月の打ち切り決算ということになっておりますので、前年度比較等を行わず、主なものを中心にご説明いたしますのでご了承お願いいたします。

まず最初に、旭市の決算書の方をお願いします。議案第6号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の方の287ページをお開きください。歳入歳出予算額3億4,762万5,000円に對しまして、歳入決算額は3億9,274万784円で、予算額に対する収入割合は113%であります。

歳出決算額は2億4,879万8,864円で、予算額に対する支出割合は71.6%、歳入歳出差引残額は1億4,394万1,920円であります。

それでは288ページをお開きください。歳入から決算の主なものを順を追ってご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は4,213万3,438円で、調定に対して収納率は15.9%です。

2 款国庫支出金の収入済額は介護給付費負担金で6,869万1,000円であります。

3 款支払基金交付金は8,199万5,000円です。

4 款県支出金は5,428万9,000円です。

6 款繰入金は一般会計繰入金が5,744万3,000円、基金繰入金が3,700万円で、繰入金の合計は9,444万3,000円です。

7 款繰越金5,115万3,503円は前年度繰越金です。

以上で歳入関係の説明を終わります。

290ページをお開きください。歳出の説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は435万2,194円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等であります。

2 款保険給付費の支出済額は2億4,444万6,670円で、平成17年6月末の要介護認定者数は978人で、サービス利用状況は79.3%です。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

続きまして海上町の決算書の方をお願いします。議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の158ページをお開きください。歳入から決算の主なものを順を追ってご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は1,067万2,392円で、調定に対して収納率は14.9%です。

3 款国庫支出金の収入済額は介護給付費負担金で2,124万3,000円であります。

4 款支払基金交付金は2,419万円です。

5 款県支出金は1,308万5,000円です。

7 款繰入金是一般会計繰入金で3,616万7,000円、基金繰入金はありません。

8 款繰越金1,081万3,691円は前年度の繰越金です。

以上歳入合計 1 億1,617万1,083円となったものでございます。

160ページをお開きください。歳出の方の説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は181万2,326円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等であります。

2 款介護給付費の支出済額は7,712万5,550円で、平成17年6月末の要介護認定者数は307人、サービス利用状況は78.8%です。

以上歳出合計7,893万7,876円で、歳入歳出差引残額は3,723万3,207円です。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして飯岡町の決算書の方をご準備してください。議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の210ページをお開きください。同様に歳入から決算の主なものを順を追ってご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は1,118万3,430円で、調定に対して収納率は14.3%です。

2 款国庫支出金の収入済額は介護給付費負担金で2,057万1,000円であります。

3 款支払基金交付金は2,286万6,000円です。

4 款県支出金は1,324万1,000円です。

6 款繰入金是一般会計繰入金で945万2,043円、基金繰入金はありません。

7 款繰越金970万8,553円は前年度繰越金です。

以上歳入合計8,702万2,026円となったものでございます。

212ページをお開きください。歳出の説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は109万402円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等であります。

2 款保険給付費の支出済額は6,689万3,130円で、平成17年6月末の要介護認定者数は271人で、サービス利用状況は78.6%です。

以上歳出合計6,799万1,132円で、次のページになりますが、歳入歳出差引残額は1,903万894円となったものでございます。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

続きまして干潟町の決算書をご用意ください。議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の140ページをお開きください。歳入の方からご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は968万800円で、調定に対して収納率は84.0%です。

3 款国庫支出金の収入済額は、介護給付費負担金で1,934万4,000円であります。

4 款支払基金交付金は2,236万4,000円です。

5 款県支出金は1,597万2,000円です。

7 款繰入金は一般会計繰入金2,512万5,000円で、基金からの繰入金はございません。

8 款繰越金1,322万5,498円は前年度繰越金です。

以上歳入合計1億571万1,298円となったものです。

142ページをお開きください。歳出の説明を申し上げます。

1 款総務費の支出済額は246万5,089円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費等であります。

2 款保険給付費の支出済額は7,274万8,401円で、平成17年6月末の要介護認定者数は234人で、サービス利用状況は85.5%です。

以上歳出合計7,521万4,390円で、歳入歳出差引残額は3,049万6,908円となったものです。

以上で議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第7号、議案第12号、議案第18号、議案第23号について、水道課主幹、登壇してください。

（水道課主幹 実川 清 登壇）

○水道課主幹（実川 清） それでは補足説明を申し上げます。今回の決算は4事業会計とも4月から6月の3か月間の打ち切り決算となっております。

それでは最初に議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。決算額の欄で説明いたします。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。第1款水道事業収益は決算額2億2,288万8,481円です。内訳としましては、第1項営業収益2億2,271万9,690円、第2項営業外収益16万8,791円でございます。

次に支出について申し上げます。第1款水道事業費用は決算額1億8,294万9,925円です。内訳としましては、第1項営業費用1億7,783万1,169円、第2項営業外費用474万1,800円、第3項特別損失37万6,956円でございます。

次に2ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は455万700円となり、内訳は、第1項給水申込納付金でございます。

次に支出について申し上げます。第1款資本的支出は決算額10万5,090円で、内訳は、第1項建設改良費でございます。

3ページに移らせていただきます。損益計算書でございます。

収支差し引きについては4ページになります。下から3行目4,015万5,256円の純利益を計上することができました。

次は5ページの剰余金計算書でございます。利益剰余金につきましては、前年度繰越欠損金から当年度純利益を引いた3億5,572万7,425円が17年度末の未処理欠損金となります。

次の資本剰余金につきましては7ページをお開きください。翌年度繰越資本剰余金は16億4,622万3,923円となります。

8ページからの貸借対照表について申し上げます。資産の部の資産合計は9ページになります。

上から10行目、二重線で引いてありますが、38億5,305万4,821円であります。

11ページをお開きください。負債・資本合計は38億5,305万4,821円となりまして、資産合計と一致するものであります。

12ページから25ページは決算の附属書類でございますので、ご参照ください。

以上で議案第7号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書 2・3 ページの決算報告書をお開きください。収益的収入及び支出の収入について申し上げます。これも旭市同様に決算額の欄で説明いたします。

第 1 款水道事業収益は決算額 2,695 万 3,345 円です。内訳としましては、第 1 項営業収益 2,665 万 3,845 円、第 2 項営業外収益 29 万 9,500 円でございます。

次に支出について申し上げます。第 1 款水道事業費用の決算額は 4,960 万 7,352 円となり、内訳は、第 1 項営業費用でございます。

次に 4・5 ページをお開きください。資本的収入及び支出でございます。第 1 款資本的収入の決算額はございません。

次に支出について申し上げます。第 1 款資本的支出の決算額は 40 万 2,300 円となり、内訳は、第 1 項建設改良費でございます。資本的収入額が支出額に不足する額 40 万 2,300 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1 万 5,762 円、及び過年度分損益勘定留保資金 38 万 6,538 円で補てんしました。

6 ページに移らせていただきます。損益計算書でございます。

収支差し引きについては 7 ページになります。下から 3 行目、当年度純損失は 2,267 万 2,629 円でございます。

次は 8 ページの剰余金計算書でございます。利益剰余金につきましては、前年度繰越利益剰余金から当年度純損失を引いた 3,687 万 6,054 円が、17 年度末の未処分利益剰余金となります。

資本剰余金につきましては 9・10 ページになります。10 ページ下、翌年度繰越資本剰余金は 5 億 7,627 万 4,652 円となります。

次に 12 ページからの貸借対照表について申し上げます。資産の部の資産合計は 13 ページになります。13 億 7,381 万 5,991 円であります。

15 ページをお開きください。一番下、負債・資本合計は 13 億 7,381 万 5,991 円となりまして、資産合計と一致するものであります。

16 ページから 37 ページは決算の附属書類ですのでご参照ください。

以上で議案第 12 号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 18 号 平成 17 年度飯岡町水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の 1 ページをお開きください。これも同様に決算額の欄で説明いたします。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。第 1 款水道事業収益の決算額は 6,021

万1,078円となり、内訳としましては、第1項営業収益6,021万1,048円、第2項営業外収益30円でございます。

次に支出について申し上げます。第1款水道事業費用の決算額は6,254万2,339円です。内訳としましては、第1項営業費用6,243万3,797円、第2項営業外費用10万8,542円でございます。

次に2ページをお開きください。資本的収入及び支出について申し上げます。

第1款資本的支出の決算額は4,462万2,900円となり、内訳は、第1項建設改良費であります。資本的収入額が支出額に不足する額4,462万2,900円は、過年度分損益勘定留保資金4,250万1,500円、及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額212万1,400円で補てんいたしました。

3ページに移らせていただきます。損益計算書でございます。

収支差し引きについては4ページになります。下から3行目、338万3,224円の純損失となりました。

次は5ページの剰余金計算書でございます。利益剰余金につきましては下から3行目、前年度の繰越利益剰余金からこの損失を引いた2,436万1,150円が、17年度末の未処分利益剰余金となります。

資本剰余金につきましては6ページになります。一番下、翌年度繰越資本剰余金は1億6,569万3,124円となります。

次に8ページからの貸借対照表について申し上げます。資産の部の資産合計は9ページの真ん中の欄になります。12億1,391万8,182円であります。

10ページをお開きください。一番下の欄、負債・資本合計は12億1,391万8,182円となりまして、資産合計と一致するものであります。

11ページから23ページは決算の附属書類でございますのでご参照ください。

以上で議案第18号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

決算書の1・2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について申し上げます。これも同様に決算額で説明いたします。

第1款水道事業収益の決算額は2,229万6,228円となり、内訳は、第1項営業収益2,173万7,490円、第2項営業外収益55万8,738円でございます。

次に支出について申し上げます。第1款水道事業費用の決算額は5,483万4,629円となり、内訳は、第1項営業費用5,479万5,989円、第3項特別損失3万8,640円でございます。

次に3・4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款資本的収入の決算額は105万円となり、内訳は、第1項加入金でございます。

次に支出について申し上げます。第1款資本的支出の決算額は2万3,250円となり、内訳は、第1項固定資産取得費でございます。

5ページに移らせていただきます。損益計算書でございます。下から3行目、当年度純損失は3,248万9,031円となりました。

次は6ページの剰余金計算書でございます。利益剰余金の部につきましては、繰越欠損金年度末残高にこの損失を加えた2億9,119万2,028円が17年度末の未処理欠損金となります。

次の資本剰余金でございますが、7ページになります。下から6行目、翌年度繰越資本剰余金は9億4,563万9,717円となります。

次に8ページからの貸借対照表について申し上げます。一番下、資産の部の資産合計は11億9,577万7,345円であります。

9ページをお開きください。一番下の欄、負債・資本合計は11億9,577万7,345円となりまして、資産合計と一致するものであります。

10ページから21ページは決算の附属書類ですのでご参照ください。

以上で議案第23号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 正一郎） 水道課主幹の補足説明は終わりました。

議案第17号について、飯岡荘支配人、登壇してください。

（飯岡荘支配人 野口國男 登壇）

○飯岡荘支配人（野口國男） それでは議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

本決算におきましても、他の会計同様、4月から6月までの3か月決算となっております。

それでは決算書の9ページをお開きいただきたいと思います。宿舎事業の報告書からご説明をさせていただきます。

初めに経営の方でございますけれども、利用促進体制と受け入れ体制の整備を図ることから、魚醤油の醸造室の設置及び送迎用車両の購入等の建設改良事業を実施させていただきました。

利用実績につきましては、宿泊者3,785人、休憩者2,931人ございまして、前年度同期間

と比較いたしますと宿泊者で64人、休憩者で72人の増加となりました。

経理につきましては、当年度事業収益4,328万5,119円に対しまして事業費用5,034万321円で、差し引き705万5,202円の純損失となりました。

資本的支出につきましては、建設改良費といたしまして1,130万8,153円の決算となりました。この収支の不足分につきましては、当年度分損益勘定留保資金342万5,835円、建設改良積立金734万3,835円、消費税及び地方消費税資本的収支調整額53万8,483円で補てんをさせていただきました。

続いて3ページをお開きいただきたいと思います。平成17年4月から6月までの3か月間における損益計算書でございます。事業活動と経営活動の状況を示しております。

まず営業収益の方ですが、利用収益3,946万7,758円、売店収益269万6,752円、その他営業収益20万4,927円という内訳になっておりますが、合計で4,236万9,437円となっております。

次に営業費用の方ですが、宿舍経営費4,691万4,486円、減価償却費335万1,835円、資産減耗費7万4,000円という内訳になっておりますが、合計で5,034万321円となっております。

営業収益から営業費用を差し引きまして797万884円の営業損失となりました。これに受取利息と雑収益を加えた営業外収益ですが、91万5,682円を加算いたしまして、705万5,202円の当年度純損失を計上することとなりました。したがって、平成17年6月末の未処分利益剰余金ですが、前年度からの繰越利益剰余金1,300万91円と合わせまして594万4,889円となっております。

続きまして5ページをお開きいただきたいと思います。ただいま説明いたしました平成17年6月末の未処分利益剰余金594万4,889円の処分についての計算書でございますが、これは全額を翌年度繰越利益剰余金とするものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。中段以降でございますけれども、平成17年6月末現在の貸借対照表における剰余金の残高を示しております。

利益剰余金のうち建設改良積立金でございますが7,902万5,374円となっております。これに未処分利益剰余金594万4,889円を合わせまして、8,497万263円が利益剰余金の残高となっております。

なお、本決算におきましては損益決算で純損失となりましたが、平成17年度を通年ベースに置き替えた場合の平成17年4月から9月までの経営状況でございますけれども、802万4,000円の利益を計上しております。

以上で議案第17号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（林 正一郎） 飯岡荘支配人の補足説明は終わりました。

議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは議案第24号から27号についての補足説明を申し上げますので、4冊の決算書の用意をお願いいたします。

まず初めに議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の1ページをお開きください。決算報告書であります、この決算額につきましては消費税が含まれて記載されております。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は予算額69億2,775万7,000円に対し決算額70億4,083万8,540円となり、収入率は101.6%となりました。

第1項医業収益の決算額は64億7,443万5,868円で、収入率は101.7%でした。このうち入院収益は33億5,516万5,578円で、外来収益は29億510万451円でした。

第2項医業外収益の決算額は4億332万8,441円で、収入率は101.3%でした。

第3項看護師養成事業収益の決算額は4,449万1,325円で、収入率は98.6%でした。決算額が予算額に達しなかったのは、学生の予定数が150人のところ145人にとどまったためであります。

第4項介護老人保健施設事業収益の決算額は1億1,858万2,906円で、収入率は98.9%でした。決算額が予算額に達しなかったのは、入所者の予定人数が1日当たり94人のところ92人にとどまったためであります。

次に支出について申し上げますので2ページをお開きください。第1款病院事業費用は予算額71億2,370万8,000円に対し決算額は68億869万6,461円となり、執行率は95.6%でした。

第1項医業費用の決算額は63億9,934万4,170円で、執行率は95.6%でした。主なものは給与費32億1,491万4,767円、材料費21億6,366万4,650円、経費5億5,985万8,933円、減価償却費4億3,708万4,251円などでありました。

第2項医業外費用の決算額は2億1,421万3,875円で執行率は、103.2%でした。不足額が661万1,875円生じておりますが、これは繰延勘定償却によるものであります。

第3項組合管理費の決算額は94万6,066円で、執行率は68.4%でした。

第4項看護師確保対策事業費用の決算額は7,227万9円で、執行率は96.7%でした。

第5項介護老人保健施設事業費用の決算額は1億2,192万2,341円で、執行率は85.5%でした。

次に3ページの資本金的収入及び支出の収入であります。ご覧のとおり発生しておりません。

次に支出について申し上げます。4ページをお開きください。第1款資本金的支出、第1項建設改良費の予算額2億3,646万円に対し決算額は1億9,594万8,658円となり、執行率は82.9%でした。主なものは器具備品1億7,685万7,558円などであります。

第2項企業債償還金は支払月が9月と3月でありますために発生しておりません。資本金的収入額が資本金的支出額に対し不足する額1億9,594万8,658円は当年度分損益勘定留保資金などで補てんいたしました。

次に損益計算書ですが、この金額につきましては消費税抜きで記載されております。

1. 医業収益は64億6,235万1,354円、2. 医業費用は63億7,618万653円で、差し引き医業利益は8,617万701円となっております。

3. 医業外収益と6ページをお願いいたします。4. 看護師養成事業収益、及び5. 介護老人保健施設事業収益の計は5億6,358万7,779円でした。6. 医業外費用、7. 組合管理費、8. 看護師確保対策事業費用、及び9. 介護老人保健施設事業費用の計は4億2,289万2,810円で差し引き1億4,069万4,969円となり、医業利益と合わせた純利益は2億2,686万5,670円となりました。これに前年度繰越利益剰余金2億72万2,922円を合わせた当年度末処分利益剰余金は4億2,758万8,592円となっております。

次に8ページの剰余金計算書について申し上げます。利益剰余金の部の減債積立金の2. 前年度繰入額4,100万円は16年度決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。また建設改良積立金の2. 前年度繰入額も同様のものであります。

9ページの4行目の当年度末処分利益剰余金4億2,758万8,592円は先ほど説明したとおりであります。

次に資本剰余金の部であります。この期間に動きはございませんでした。

10ページをご覧ください。翌年度繰越資本剰余金は82億1,960万5,642円であります。

次の剰余金処分計算書（案）は、当年度末処分利益剰余金4億2,758万8,592円のうち減債積立金に2,200万円を積み立て、残りの4億558万8,592円は翌年度繰越利益剰余金にしようとする案であります。

次に11ページの貸借対照表について申し上げます。資産の部1. 固定資産のうち有形固定資産の合計は、このページの一番下に記載されておりますように292億5,183万32円でした。

次の12ページをご覧ください。無形固定資産と投資を含めた固定資産合計は293億183万9,050円となっております。

2. 流動資産の合計は100億6,675万7,505円です。

3. 繰延勘定の合計13億1,059万7,395円を合わせた資産合計は406億7,919万3,950円となりました。

次に負債の部であります。4. 固定負債、5. 流動負債を合わせた負債合計は11億6,246万2,875円となりました。

14ページをご覧ください。資本の部、資本金・剰余金の合計は14ページの下から2行目に記載されております資本合計395億1,673万1,075円となり、これと負債合計を加えました負債・資本合計は406億7,919万3,950円となりまして資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書ですが、1の概要は総括的な内容となっております。

17ページをご覧ください。ここには議会議決事項と行政官公庁許認可事項が記載されております。

18、19ページをご覧ください。職員に関する事項、保存工事の概況が記載されております。次の20ページは業務量が記載されております。

21、22ページは事業収入及び事業費の内訳になっております。

23ページは医療機器やソフト開発費の購入契約が記載されております。

次の24ページから31ページまでは収益及び費用の明細となっております。

32ページは固定資産の明細となっております。

33ページから36ページは企業債等の明細となりまして、それぞれ決算資料でありますのでご参照いただきたいと思います。

以上で議案第24号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 正一郎） 病院経理課長の補足説明は途中ですが、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時16分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第25号の補足説明を求めます。病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○病院経理課長（鍋木友孝） それでは議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算について補足説明を申し上げます。

それでは決算書の1ページをお開きください。平成17年度養護老人ホーム東総園歳入歳出決算は、歳入予算額5,294万6,000円に対し歳入決算額は5,207万4,281円、歳出予算額5,294万6,000円に対し歳出決算額は3,524万9,240円となっております。

続いて4・5ページをお願いいたします。右下に表示してありますように歳入歳出差引残額は1,682万5,041円となっております。

続いて、6・7ページをご覧ください。こちらの歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金の収入済額は3,042万7,760円でした。1節老人保護措置費負担金2,524万8,760円は入所者に対する措置費収入で、備考欄にその内訳を記載してあります。2節組合債負担金495万4,000円は建設債償還のための市町からの負担金であります。3節社会福祉費負担金22万5,000円は、土地の賃借料に対する負担金で、備考欄にそれぞれ負担内訳を記載してあります。

2款使用料及び手数料、1項1目民生使用料68万7,529円は、主に介護報酬による短期入所利用料であります。収入未済額の欄に145万5,051円は5、6月分の介護給付費で、8月には入金済みとなっております。

4款1項1目一般寄附金10万円は篤志寄附1件によるものであります。

5款繰入金、1項基金繰入金1,000万円は財政調整基金からの繰入金であります。

続いて、8・9ページをご覧ください。6月繰越金、1項1目繰越金1,051万3,342円は前年度からの繰越金となっております。

7款諸収入、1項1目民生費受託事業収入23万4,650円は、旭市配食サービス調理委託事業の収入であります。

以上から、歳入合計は5,207万4,281円となっております。

続いて、10・11ページをご覧ください。1款養護老人ホーム事業費、1項1目老人福祉総務費の支出済額は2,787万9,658円で、給料、職員手当などの人件費が主なものであります。そのほかに15節工事請負費437万8,500円は、和室8部屋を洋室に改修した費用であります。

続いて12・13ページをご覧ください。2目老人福祉施設費、支出済額736万9,582円は入所者にかかる経費であります。

11節需用費の不用額199万3,165円には給食材料費などの未払額が含まれております。

2款公債費と3款諸支出金及び4款予備費は支出はありませんでした。

続いて14・15ページをご覧ください。以上から歳出の合計は3,524万9,240円となっております。

続いて16・17ページをご覧ください。実質収支に関する調書及び財産に関する調書は記載のとおりとなっております。

以上で議案第25号についての補足説明を終わります。

続きまして議案第26号につきまして補足説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。平成17年度特別養護老人ホーム東総園歳入歳出決算は、歳入予算額1億1,279万円に対し歳入決算額は8,176万2,558円、歳出予算額1億1,279万円に対し歳出決算額は5,298万8,248円となっております。

続いて4・5ページをご覧ください。右下に表示してありますように歳入歳出差引残額は2,877万4,310円となっております。

続いて6・7ページをご覧ください。こちらの歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

1款使用料及び手数料、1項1目民生使用料の収入済額は1,801万7,603円でした。収入未済額の3,234万8,225円は5・6月分の介護給付費で、8月には入金済みとなっております。

3款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金は5,000万円であります。

4款1項1目一般寄附金10万円は篤志寄附1件によるものであります。

5款1項1目繰越金1,283万6,305円は、前年度からの繰越金となっております。

6款諸収入、1項受託事業収入は55万5,250円でした。

続いて8・9ページをご覧ください。民生費受託事業収入の内訳は、飯岡町在宅介護支援センターの委託料などであります。

以上から歳入の合計は8,176万2,558円となっております。

続いて10、11ページをご覧ください。1款特別養護老人ホーム事業費、1項1目老人福祉総務費は支出済額4,743万479円で職員の給料、手当、共済費などの人件費が主なものであります。また18節の備品購入費115万8,990円は介護保険関係のコンピュータなどによるものであります。

続いて12・13ページをご覧ください。1項2目老人福祉施設費は支出済額555万7,769円で、入所者に係る経費となっております。11節の需用費の不用額284万6,645円には、給食材料費などの未払い額が含まれております。

2款公債費と3款諸支出金及び4款予備費の支出はありませんでした。

以上から支出の合計は5,298万8,248円となっております。

続いて14・15ページをご覧ください。実質収支に関する調書及び財産に関する調書は記載のとおりとなっております。

以上で議案第26号についての補足説明を終わります。

引き続き議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算について補足説明を申し上げます。

それでは決算書の1ページをお開きください。平成17年度ケアハウス東総園歳入歳出決算は、歳入予算額2,234万9,000円に対し歳入決算額は1,827万3,171円、歳出予算額2,234万9,000円に対し歳出決算額は1,070万8,368円となっております。

続いて4・5ページをご覧ください。右下に表示してありますように歳入歳出差引残額は756万4,803円となっております。

続いて6・7ページをご覧ください。こちらの歳入歳出決算事項別明細書で説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金の収入済額は622万8,000円でした。1節組合債負担金186万7,000円と2節県振興資金負担金108万3,000円は、建設債の償還に対する市町からの負担金であります。

3節事務費負担金は327万8,000円で、備考欄にそれぞれの内訳を記載しております。

2款使用料及び手数料、1項1目民生使用料546万9,700円は入居者からの入居料であります。収入未済額の275万150円につきましては、7月に入金済みとなっております。

3款県支出金、1項1目民生費県補助金は166万3,250円でした。

4款1項1目繰越金418万4,675円は前年度からの繰越金となっております。

5款諸収入、1項雑入は72万7,546円となっております。

続いて8・9ページをご覧ください。

以上から歳入合計は1,827万3,171円となっております。

続いて10・11ページをご覧ください。1款ケアハウス事業費、1項1目老人福祉総務費の支出済額は797万5,326円で、職員の給料、手当など、人件費が主なものであります。

2目老人福祉施設費は入居者にかかる経費となっております。支出済額は273万3,042円で、そのうち11節需用費の不用額193万2,958円には給食材料費などの未払い額が含まれております。

続いて12、13ページをご覧ください。2款公債費、3款予備費とも支出はありませんでした。

以上から歳出の合計は1,070万8,368円となっております。

続いて14・15ページをご覧ください。実質収支に関する調書及び財産に関する調書は記載のとおりとなっております。

以上で議案第27号についての補足説明を終わります。

○**議長（林 正一郎）** 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第28号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 堀川茂博 登壇）

○**環境課長（堀川茂博）** 議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算について補足説明をいたします。

平成17年度の決算は、歳入決算額が1億8,815万5,677円、歳出決算額1億1,020万2,859円であり、歳入歳出差引残額7,795万2,818円です。

初めに歳入の内容についてご説明いたします。決算書の8ページから9ページをご覧ください。

1款1項1目の運営費負担金は9,646万円であり、負担割合は均等割10%、清掃割50%、基準財政需要割40%となっております。

2款1項1目の衛生手数料6,037万7,500円は、指定のごみ袋の購入により手数料の負担をいただいた1,957万1,250円と、重量等により直接搬入されたごみ処理手数料4,080万6,250円です。なお、2節の過年度分の手数料は16万円が収入未済となってしまいました。

3款2項1目の物品売払収入327万2,629円は鉄くず、アルミ缶、古紙など、有価物の売払い代金です。

5款1項1目の平成16年度からの繰越金は2,800万4,660円です。

10ページから11ページをご覧ください。6款2項1目の雑入で保険事務等取扱手数料4万888円です。

以上、歳入合計については1億8,815万5,677円となります。

続いて歳出についてご説明いたします。14ページから15ページをご覧ください。

1 款の議会費は 9 名分の組合議員の報酬です。

2 款 1 項 1 目の一般管理費は 6 名分の一般職の職員給料等です。

16 ページから 17 ページをご覧ください。3 款 1 項 1 目の清掃総務費は 13 名分の焼却施設等職員の給料です。

18 ページから 19 ページをご覧ください。2 目の塵芥処理費は主な節の内容について申し上げます。7 節は不燃ごみ処理施設等における臨時職員 13 名分の賃金です。8 節の報償費は、ごみ袋 76 万 1,800 枚を販売した金額の 10% 相当分の 152 万 625 円です。11 節の需用費は焼却施設や最終処分場で使用する電気料や薬品代等です。不用額 1,391 万 3,367 円については、修繕や緊急対応が見込みより少なかったためです。13 節委託料は、ごみの処理に伴う各施設の管理業務や収集運搬等に要する委託業務費用 3,672 万 9,241 円です。14 節使用料及び賃借料は、最終処分場の借地料及び機械の貸上料です。16 節原材料費は最終処分場の覆土用山砂 500 立方メートルの購入費です。27 節公課費は自動車重量税及び公害健康被害補償予防協会に納入する汚染負荷量賦課金です。

以上、歳出合計額は 1 億 1,020 万 2,859 円となります。

20 ページから 21 ページをご覧ください。実質収支は 7,795 万 3,000 円です。

次に財産に関する調書における土地 3 万 6,874.29 平方メートル、建物 4,449.86 平方メートルであり、物品は記載のとおりです。なお、基金は 8,744 万 7,000 円です。

以上で議案第 28 号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第 29 号について、消防長、登壇してください。

（消防長 佐藤眞一 登壇）

○消防長（佐藤眞一） 議案第 29 号 平成 17 年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について補足説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。歳入決算額は 4 億 1,327 万 4,682 円、歳出決算額は 3 億 1,702 万 2,780 円となりまして、差引残高 9,625 万 1,902 円となり、執行率は 80.96% でございます。

続いて 6 ページ、7 ページをお願いしたいと思います。歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明を申し上げます。

まず歳入につきましてご説明申し上げます。1 款分担金及び負担金は予算現額 3 億 8,629 万円に対しまして収入済額も同額となっております。1 目事務費負担金につきましては、予算現額 3 億 8,079 万円に対しまして収入済額も同額でございます。構成市町からの分担金に

つきましては、それぞれの分担率によりまして備考欄記載のとおり納入がされております。

続いて8、9ページをお願いしたいと思います。2目施設費分担金につきましては、予算現額550万円に対しまして収入済額も同額でございます。構成市町からの分担金につきましては、同じく備考欄記載のとおりとなっております。

次に2款使用料及び手数料でございますが、消防手数料といたしまして予算現額5万円に対しまして収入済額は17万3,050円となりました。この内容につきましては、備考欄に記載のとおり、危険物施設の設置許可等の手数料でございます。

次に4款繰越金につきましては、予算現額500万円に対しまして平成16年度よりの剰余金は2,647万1,933円でございます。

次に10ページ、11ページをお願いしたいと思います。5款諸収入につきましては、予算現額26万2,000円に対しまして収入済額は33万9,699円となりました。この内容につきましては、預金利子として6,650円、雑入といたしまして33万3,049円の収入済みとなっております。

以上が主な歳入の内容でございます。

続きまして、歳出の主な内容につきましてご説明を申し上げます。12、13ページをお願いしたいと思います。

まず1款議会費の関係でございますが、予算現額121万5,000円に対しまして支出済額は81万546円となりました。

次に14、15ページをお願いしたいと思います。2款総務費でございますが、予算現額1億1,962万3,000円に対しまして支出済額は9,822万7,862円で、1目一般管理費につきましては予算現額1億1,962万2,000円に対しまして支出済額は9,822万7,862円となりました。

この内容につきましては、本部職員23名分の人件費、退職手当組合負担金が全体の92%を占めておりまして、その他につきましては庁舎の維持管理費、事務機器のリース料、また委託料では指令施設の保守管理料、職員の健康診断委託料、その他事務関係の諸経費等でございます。また使用料及び賃借料といたしましては通信指令施設関係、それから業務専用回線等の使用料でございます。

18、19ページをお願いしたいと思います。続きまして3款消防費でございますけれども、予算現額2億6,856万5,000円に対しまして支出済額は2億1,798万4,372円で、そのうち1目常備消防費につきましては予算現額2億6,306万5,000円に対しまして支出済額は2億1,257万2,508円となりました。この常備消防費の主な内容につきましては、消防署職員104名分の給料、職員手当等の人件費、教育研修費、消防車両等の維持管理費、そして備品購入費等で

ございます。なお、給料、各諸手当等の支出内容につきましては、細節欄の記載のとおりとなっております。

続きまして22、23ページをお願いしたいと思います。次に2目消防施設費の備品購入費は、予算現額550万円に対しまして541万1,864円の支出済みとなっておりますが、これにつきましては広域消防応援協定に基づく緊急消防援助隊の支援車を本署に新たに購入配備したものでございます。

以上が平成17年度の消防組合としての歳入歳出決算の内容でございます。

続いて最後の27ページをお願いしたいと思います。消防施設整備基金でございますが、1,908万3,774円、これは基金積み立て状況につきましては平成16年度末と変動はございません。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 正一郎） 消防長の補足説明は終わりました。

議案第30号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 多田清司 登壇）

○学校教育課長（多田清司） 議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計歳入歳出決算の補足説明を申し上げます。

平成17年度の決算規模は歳入で8,593万7,305円、歳出では5,922万9,686円となり、歳入歳出差引残額は2,670万7,619円となりました。歳入歳出の内容につきましては、5ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書に主なものについてご説明を申し上げます。

5ページをお開きください。歳入の主な内容を申し上げますと、1款分担金及び負担金で5,553万7,668円、内訳といたしまして飯岡町及び海上町の負担金で3,791万4,000円、児童・生徒の給食費負担金で1,758万668円となっております。

3款繰入金2,000万円は、財政調整基金積立金取り崩しによる繰り入れでございます。

4款繰越金1,039万9,637円は前年度の繰越金でございます。

9ページをお開きください。歳出の主な内容を申し上げます。2款総務費1,345万2,062円は、給料405万4,900円、職員手当等382万8,752円など職員の人件費が主なものでございます。

13ページをお開きください。3款教育費4,574万8,374円は賄材料費1,627万5,262円や給料799万5,600円、職員手当等645万1,009円及び賃金206万1,618円などの人件費と15ページにございます備品購入費358万5,750円などが主なものでございます。

なお、19、20ページの実質収支及び財産に関する調書につきましては記載のとおりでござ

います。

以上で議案第30号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

次に、代表監査委員より平成17年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。木村哲三代表監査委員、登壇してください。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 旭市代表監査委員の木村哲三です。よろしくお願いいたします。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定についてから議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定についてまで30議案の決算審査結果につきまして、一括してご報告申し上げます。

この決算審査は、旭市、海上町、飯岡町及び干潟町が平成17年7月1日に合併したことに伴い、地方自治法施行令第5条第3項、普通公共団体の廃置分合があった場合に、その地域が新たに属した普通公共団体が事業を承継し、その決算は、事務を承継した地方公共団体の長において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならないことになっております。旭市監査委員として、私と議会選出であります加瀬実監査委員とともに決算審査を行いました。

まず、審査の対象、審査の期間は意見書に記載のとおりであります。この決算において、平成17年度とは平成17年4月1日から6月30日までのことです。また、審査期間中、10月20日、21日の両日には、各会計の担当課長より説明を求め審査を行いました。

次に審査の方法ですが、決算審査に当たっては、決算の計数の正確性、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容を聴取し、質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合、精査し慎重に審査を行いました。

次に審査の結果ですが、審査に付された各一般会計、特別会計歳入歳出決算書、基金の運用状況を示す書類、企業会計における決算諸表及びその他政令で定める書類等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し正確でした。予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので省略させていただきます。

最後に結びとして申し上げます。この決算は冒頭でも申し上げましたとおり、3か月の決算で通常の会計年度より短期間です。よって、通常行うべき前年度との比較検証等は難しく、

正確性の検証を中心に審査を実施したものであります。

その中身について若干申し上げますと、3か月決算、また合併を控えた決算という特殊事情によるものと思われませんが、歳入決算額における対調定収入率、歳出の執行率は決して高い数値ではありませんでした。予算の執行に関しての意見につきましては、当時の市や町で予算を立て議決を経たものであり、6月30日でその市や町が消滅していることから特に言及はいたしませんでした。

これらを踏まえ、今回の決算審査で特に重要視したことは、一般会計、特別会計の剰余金、基金の残高、企業会計における現金預金が確かに新市に承継されているかどうか、金融機関の残高証明等により確認を行ったことです。確認の結果、それらすべて正確なものでした。

以上、新市において活力あるまちづくりと住民の福祉の向上に一層の努力をされることを望み、決算審査結果報告といたします。どうもありがとうございました。

○議長（林 正一郎） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

続いて、補正予算及びその他の議案について説明を求めます。議案第31号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鍋木友孝 登壇）

○病院経理課長（鍋木友孝） 議案第31号は旭市病院事業会計補正予算第1号であります。

補正予算書の1ページをお開きください。第2条、平成17年度旭市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

内容は、議案第40号の損害賠償金の支出と、それに対する保険会社からの保険料の収入であります。

3ページの実施計画内訳書をご覧ください。

収入は、その他医業外収益に8,000万円の増額、支出も雑費に8,000万円の増額となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 増田雅男 登壇）

○総務課長（増田雅男） それでは議案第32号から議案第35号について一括して補足説明を申し上げます。

今回の改正は、いずれも人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告の趣旨に基づき改正する一

般職の職員の給与改正に併せて改正するものです。

初めに議案第32号 議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

第1条につきましては、平成17年12月期の期末手当の支給率を現行の100分の230から100分の235に改め、100分の5引き上げるものであります。これにより、期末手当の年間支給率は100分の440から100分の445となります。

第2条では、平成18年度以降の期末手当の支給率を6月期においては100分の210から100分の212.5に改め、12月期においても100分の230から100分の232.5に改めるものであります。

議案第33号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての以上2議案につきましては、議案第32号と同様に改正するものであります。

続きまして議案第35号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

第1条では平成17年度の改正を、第2条では平成18年度の改正をするものであります。

第1条ですが、条例第10条第3項の改正は扶養手当の額の改正でありまして、配偶者について現行1万3,500円を500円引き下げ1万3,000円とするものです。

また、第27条第2項の改正は平成17年12月期の勤勉手当の支給率を100分の70から100分の75とし、100分の5引き上げるものであります。

また、別表の給料表につきましては、県と同様に給料表のすべてを改正するものであります。この給料表の引き下げ率は全体でマイナス0.31%となります。

第2条でございますが、第27条第2項の改正は、平成18年度以降の勤勉手当について改めるものでありまして、6月期、12月期とも100分の75から100分の72.5に改めるものであります。

次に附則について申し上げます。第1項は、この条例の施行期日を定めたものであります。

第2項は4月から11月の8か月分の給与の格差相当額と、6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額の格差相当額を12月に支給される期末手当で調整を行う旨の規定であります。

以上で、議案第32号から議案第35号についての補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第36号、議案第40号について、病院事務部長、登壇してください。

(病院事務部長 今井和夫 登壇)

○**病院事務部長(今井和夫)** 議案第36号及び第40号について補足説明を申し上げます。

初めに議案第36号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

これは、条例の別表(第4条関係)中、2段目にございます本院の一般病床数を715床から730床に改正するものであります。

病床不足の問題につきましては、平成15年度の病床利用率が98.4%、16年度には100.2%と常に満床状態にある状況でございまして、年々深刻になっております。このような状況から、30床の増床について地元医師会の同意をいただきまして、本年2月に県へ申請し、このうち香取海匝地区の基準病床数に空きがあった15床について先に承認があり、3月に一般病床数を700床から715床に15床増床しているところでございます。このたび残りの15床についても増床が認められましたので、条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第40号 損害賠償の額を定めることについて補足説明を申し上げます。

本件につきましては、当該患者様等関係者から裁判所への提訴は行われず、双方の代理人でございまして弁護士間で示談を前提とした交渉が進められてきたものであり、損害賠償金を支払うことによって示談が成立するものでございます。

その交渉過程で合意された損害賠償金額案につきまして、旭市病院事業の設置等に関する条例第7条に基づき適用されます地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○**議長(林 正一郎)** 病院事務部長の補足説明は終わりました。

議案第37号について、企画課長、登壇してください。

(企画課長 加瀬正彦 登壇)

○**企画課長(加瀬正彦)** それでは、平成17年12月議会の議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について補足説明を申し上げます。

東総地区広域市町村圏事務組合は、現在、銚子市、旭市、八日市場市、光町及び野栄町の3市2町で組織しておりますが、平成18年1月23日から八日市場市及び匝瑳郡野栄町が廃止され、匝瑳市が設置されることに伴い、構成団体数の減少及び組合規約の一部改正の必要が生じたことから、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、関係地

方公共団体と協議するに当たり、同条第２項の規定により準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、規約の変更内容については、第３条中、組合を組織する市町村から八日市場市及び野栄町を削除し、匝瑳市を加え、構成団体を３市１町とするとともに、第６条中第１項中、組合議会の議員定数を15人から３人を減じて12人とするものであります。

それと第２条及び第４条の改正については、国の広域市町村圏振興整備措置要綱が既に廃止されているため、また第５条の改正につきましては、東総振興センター内という言葉を削除する文言整理によるものでございます。

以上で議案第37号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 企画課長の補足説明は終わりました。

議案第38号について、環境課長、登壇してください。

（環境課長 堀川茂博 登壇）

○環境課長（堀川茂博） 議案第38号について補足説明を申し上げます。

議案第38号は、東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

平成18年１月23日から八日市場市及び匝瑳郡野栄町が廃止され、新たに匝瑳市が設置されることに伴い、東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合同規約の一部を改正する規約を制定することについて、市町村の合併の特例に関する法律第９条の２第１項（関係地方公共団体との協議）、同条第２項の規定により準用する地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

主な規約の改正内容について説明いたします。

第２条、組合を組織する地方公共団体の規定は、八日市場市及び野栄町が平成18年１月23日合併に伴い、２市３町から２市２町に改めるものです。

第５条、議会の組織及び議員の選挙の方法の規定は合併に伴い組合議員の定数を12名から10名に改めるものです。

以上、補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第39号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 議案第39号 財産の取得について補足説明をいたします。

取得の目的は、既存救急車の老朽化に伴い高規格救急自動車を購入するものです。

財産取得の内容は、高規格救急自動車1台及び附属する高度救急処置用資材一式であります。

契約の方法は随意契約です。

契約金額は3,337万779円です。

契約の相手方は、千葉県八日市場市上谷中2211番22、千葉トヨタ自動車株式会社八日市場店、店長、金坂清一です。

なお、納入期限は平成18年3月23日です。

以上の財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

次に、契約の経過を説明いたします。

入札参加登録業者で納入可能な2社を指名し、去る11月1日に指名競争入札を行いました。

入札の結果、落札者がありませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約となり、最低金額を提示した千葉トヨタ自動車株式会社と随意契約交渉を行いました。その結果、3,337万779円が提示され予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、11月2日に仮契約を締結いたしました。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第41号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更の議決につきまして補足説明を申し上げます。

平成14年12月10日に決定いたしました市営玉浦川地区土地改良事業、これは農業用排水施設でございます。ここにかかります計画変更の議決につきましてお願いするものでございます。現在、飯岡地区で国の補助事業としまして実施しております基盤整備促進事業の事業費の減によりまして、事業計画の変更を土地改良法の規定に基づき行うものでございます。

内容につきましては、農業用排水路の新設事業で玉浦川のバイパス水路を市道飯岡新畑線に排水管を埋設するものでございます。

当初事業費が6,200万円で計画しておりましたが、排水管の材質の変更によりまして事業費が減少し、事業費を5,200万円に変更するものでございます。

以上で議案第41号の補足説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 農水産課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第3号、報告第4号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 高埜英俊 登壇）

○財政課長（高埜英俊） 報告第1号、第3号及び第4号について説明いたします。

最初に報告第1号 平成17年度旭市土地開発基金の運用状況です。

1. 基金現在高ですが、平成17年6月末基金現在高は5億6,979万1,230円です。

その内訳は、2. 基金現在高の内訳にお示ししてあるとおり、現金保有高は1,119万803円、土地保有高は9,498万3,403円であります。

貸付金4億6,361万7,024円は、旭市土地開発公社への貸付金でありまして、旭駅前線用地、谷丁場遊正線用地、文化の杜公園用地及び衛生施設周辺環境整備事業用地分であります。

3. 運用状況ですが、17年4月から6月までの増減はありませんでした。

次に報告第3号 平成17年度飯岡町土地開発基金の運用状況です。

1. 基金現在高ですが、平成17年6月末基金現在高は5,000万円です。

その内訳は、2. 基金現在高の内訳にお示ししてあるとおり、現金保有高は474万2,870円、土地保有高は4,525万7,130円です。

3. 運用状況ですが、4月から6月までの増減はありませんでした。

続いて報告第4号 平成17年度干潟町土地開発基金の運用状況です。

1. 基金現在高ですが、平成17年6月末基金現在高は4,210万8,416円です。

その内訳は、2. 基金現在高の内訳にお示ししてあるとおり、現金保有高の4,210万8,416円であり、土地保有高及び貸付金はありません。

3. 運用状況ですが、4月から6月までの増減はありませんでした。

なお、海上町土地開発基金については平成16年度末で廃止をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 財政課長の補足説明は終わりました。

報告第2号、報告第5号について、保険年金課長、登壇してください。

（保険年金課長 増田富雄 登壇）

○保険年金課長（増田富雄） 報告第2号 平成17年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

平成17年6月末の基金の現在高は1,001万2,050円で、貸付残高は14件、191万5,000円、預金残高は809万7,050円となっております。

続きまして報告第5号 平成17年度干潟町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

平成17年6月末の基金の現在高は301万9,326円で、貸付残高は2件、33万4,000円、預金残高は268万5,326円となっております。

以上で報告第2号及び第5号の説明を終わります。

○議長（林 正一郎） 保険年金課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（林 正一郎） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は9日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時14分

平成17年（2005）旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成17年11月9日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 決算審査特別委員会設置
 - 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 第 6 常任委員会議案付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 日程第 2 決算審査特別委員会設置
 - 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
 - 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
 - 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
 - 日程第 6 常任委員会議案付託
-

出席議員（66名）

1 番	角 崎 浩 一	2 番	日 向 一 晴
3 番	伊 藤 房 代	4 番	越 川 芳 男
5 番	林 七 巳	6 番	山 田 芳 邦
7 番	向 後 悦 世	8 番	景 山 岩三郎
9 番	高 野 宇一郎	10 番	高 木 寛
11 番	石 毛 昭 夫	12 番	長谷川 喜代司
13 番	鶴 谷 富士男	14 番	滑 川 公 英
15 番	嶋 田 哲 純	16 番	安 藤 政 平
17 番	内 田 芳 助	18 番	佐 藤 章 吾

20番 柴田徹也
 22番 佐藤芳民
 24番 伊知地直
 26番 大久保源一
 28番 平野浩
 30番 林俊介
 32番 林一雄
 34番 菅谷源兵衛
 37番 相澤多喜壽
 39番 木内兵衛
 41番 向後保夫
 43番 嶋田茂樹
 45番 岩崎好治
 47番 島田壽雄
 49番 佐藤文雄
 51番 向後和夫
 55番 在田榮治
 57番 菅佐原滋之
 59番 林正一郎
 61番 鈴木正道
 63番 伊藤清昌
 65番 神子功
 67番 金杉佐久治
 69番 林一哉

21番 木内欽市
 23番 浪川光平
 25番 佐久間茂樹
 27番 日下昭治
 29番 齊藤勝昭
 31番 明智忠直
 33番 小倉輝行
 35番 藤田昌功
 38番 加瀬義夫
 40番 大極博
 42番 高木武雄
 44番 石毛忠雄
 46番 成毛秀夫
 48番 向後忠昭
 50番 久須美佐内
 52番 高橋利彦
 56番 高橋敬
 58番 木内茂
 60番 菱木勘兵衛
 62番 羽田清太郎
 64番 阿部一成
 66番 松木源太郎
 68番 伊藤鐵
 70番 加瀬実

欠席議員（3名）

19番 宮内真二
 54番 江波戸邦夫

53番 嶋田正治

説明のため出席した者

市長	伊藤忠良	助役	重田雅行
教育長	米本弥栄子	病院事業者	村上信乃
病院事務部長	今井和夫	総務課長	増田雅男
新市行政長	加瀬博夫	秘書広報課長	平野哲也
企画課長	加瀬正彦	財政課長	高埜英俊
税務課長	江崎純敏	市民課長	小長谷博
環境課長	堀川茂博	保険年金課長	増田富雄
健康管理課長	浪川敏夫	社会福祉課長	林久男
高齢者福祉課長	横山秀喜	商工観光課長	小田雄治
農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員局長	花香寛源
農業委員会事務局長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院經理課長	鏑木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一
主事	山崎香里		

開議 午前10時 0分

○議長（林 正一郎） おはようございます。ただいまの出席議員は65名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 正一郎） 日程第1、議案の質疑を行います。議案第1号から議案第41号までの41議案を順次議題といたします。

議案第1号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第2号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第3号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第8号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第9号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第11号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第12号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

66番、松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） 66番松木でございます。

議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について1点ご質疑申し上げます。

資本収支でありますけれども、1市3町の中で1市2町については、4－6の3か月予算であるということで、建設改良事業というのは行わなかったわけでありまして、この飯岡町の水道事業では、予算で6,350万円余、執行額で4,462万円余で、3か所、約1,500メートルの配水管工事を実施しているわけでありまして、この3か月の間にこれだけ大きな工事をやらなければならなかった従前からの計画その他の理由というのはどんなところがあるでしょうか、ひとつお答えいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 水道課長。

○水道課長（宮本英一） 松木議員の質問について回答いたします。

質問の3か月予算での水道管の布設ですが、旧飯岡町では、三・四年前から未給水地域の解消を目指しまして計画的に配管工事を実施しており、その一環として、本予算で工事を実施したと聞いております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 66番、松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） そうしますと、この延長の工事が合併後においても継続して建設工事が計画されていると。こういうふうにして、平成17年度7－3予算にも、この継続が計上されているのでしょうか。その点だけお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（宮本英一） お答えします。

7－3の予算につきましては、17年度でほぼ未給水地域を解消したということで工事を終了しておりますので、7－3の予算では計上しておりません。

以上です。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第19号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第20号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第21号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第22号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第23号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第24号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） 議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定についてご質疑申し上げます。

これは、決算を行った監査委員に対してちょっと聞いておきたいんですが、収益収支の費用において給与費の中に臨時職員分の賃金が入っているということが合併後の7月、8月などで明らかになったわけであります。公営企業法上の仕訳では、こういう臨時職員方の賃金というのは恐らく別立てで、賃金項目で計上されるべきものであるというふうに考えているところであります。当然、健康保険、厚生年金、雇用保険なども法定福利費の項目に合算されて共済費で入るわけですが、こういうようなことについて、どのような監査が行われ、また、事業管理者等執行側からどのようなご回答があったかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

加瀬実監査委員。

○監査委員（加瀬 実） 代表監査委員が私用のため出席できませんので、議会選出の監査委員でございます加瀬実の方より答弁させていただきます。

ただいま松木議員からの質疑に対してご回答申し上げます。

今回の決算については、主に決算の計数の正確性の検証を行ったものでありまして、旭中央病院に関し、収益的収入及び支出については、総合的な収入率及び執行率の監査は行いましたが、その中身については監査を行っておりません。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） よろしいですか。

66番、松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） それでは、事業管理者または事務部長にお伺いしますけれども、7月、8月定例議会等でこの問題が私が指摘してあったわけですが、これらの点については監査委員にその点をご報告し、ご指示を仰ぐなどのお考えはなかったのでしょうか。その点をお聞きしておきます。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） お答えを申し上げます。

細部について打ち合わせはしてございませんけれども、私どもの考え方を申し上げますと、公営企業に關します企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の準則というのがございまして、この第20条によりまして、職員以外の者につきましては予算の範囲内で給与を支給するというふうに規定されておりますことから、病院事業におきましては、これまで給料として処理をされてきたところでございます。しかしながら、ご指摘のような計上方法をとっている例も聞いておりますので、今後、他の病院等の例も調査をした上で、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第24号の質疑を終わります。

議案第25号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

66番、松本源太郎議員。

- 66番（松本源太郎）** 議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定についてご質疑申し上げます。

これも監査委員に対するご質疑になるわけですが、老人保護措置費で運営しております福祉施設であります養護老人ホームにおいては、従前、ということは、この決算まで財政調整基金というものがあまして、これが4,200万円合併した市立旭中央病院の方に繰り越されるわけでありまして、7月1日以降公営企業の経理に繰り入れられるわけでありまして、従来どおりの基金の目的どおりに使用するための担保その他、また、それらについて監査委員がご指摘いただいた事項がありますでしょうか。お伺いしたいと思います。

- 議長（林 正一郎）** 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬実監査委員。

- 監査委員（加瀬 実）** お答えいたします。

養護老人ホーム東総園の財政調整基金4,210万2,645円については、確かに残高証明で確認しておりますが、従来どおりに、基金の目的どおり使用するために担保されているかについては確認してはおりません。

以上です。

- 議長（林 正一郎）** 66番、松本源太郎議員。

- 66番（松本源太郎）** それでは、事業管理者、病院の事務部長にお伺いいたしますけれども、私のこの問題についての質疑に対して、事務部長からこういうご回答をいただいております。財政調整基金の件でございますけれども、公営企業においては、いわゆる一般会計で行う普通会計で行うような基金という概念はありません。そこで、暫定予算のときにご説明したとおり、予定貸借対照表中の自己資本金ということで整理させていただきます。つまり、自己資本金にこの4,200万円余は入れたということでございますけれども、それでは、病院の7－3の予算の中でどの部分にこの部分が計上されているか、教えていただきたいと思います。

- 議長（林 正一郎）** 松本源太郎議員の再質疑に対し答弁を求めます。

病院経理課長。

- 病院経理課長（鍋木友孝）** お答えいたします。

7－3の方の貸借対照表の自己資本金のところでございますけれども、全体では74億

8,697万445円という合計がありますけれども、そのところに養護老人ホームの自己資本金として4,210万2,645円、それと特別養護老人ホームの方で5,680万7,607円が含まれております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 66番、松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） そうしますと、今、7－3の予算書などを見ておりますけれども、例えば、今回、第1回定例会でもご指摘したわけがございますけれども、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム附帯施設の中での足りない分については、確実にそれが色分けされてきちんと補てんされていくと。こういうような形での事業執行が行われるのでしょうか。その点について、どのような形で病院事業会計では色分けというか、そういうものをこれからしていくというお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） お答えいたします。

病院全体の中で今後ということなのでありますけれども、数字的なものはこれからもしっかり把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第25号の質疑を終わります。

議案第26号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

66番、松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） 議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、大きく三つご質疑いたします。

今、経理課長からお話があったので省いてもいいんですけれども、一応監査委員に、介護報酬を主な収入源として運営している福祉施設である特別養護老人ホーム東総園であります。財政調整基金の5,600万円余、これは目的どおり使われるか、担保されているかということについて、ご審議、調査、監査いただいたかということが1点。

次に、決算の内容の中で、旧飯岡町の在宅支援センターからの委託収入というのがあります。

して、これは予算よりちょっと変動がありますけれども、決算で47万4,000円。これは合併後はこういう事業はこの特別養護ホームでなくなるということなのかということが1点。

2点目は、予算の中で老人福祉施設費に備品購入費1,380万円が計上されておりますけれども、支出については6万5,000円余だけであります。それで、今回の予算と決算を見ますと、財政調整基金を5,000万円取り崩しているわけであります。財政調整基金を5,000万円と言いますと、全体の予算が1億1,200万円でありましたから、大変大きな財政調整基金取り崩しを予算計上したということなんですけれども、これは何か、執行の予定がこの3か月間にあったけれども執行できなかったということなんでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の質疑に対し答弁を求めます。

加瀬実監査委員。

○監査委員（加瀬 実） お答えいたします。

特別養護老人ホーム東総園の財政調整基金5,680万7,607円については、確かに残高証明で確認しておりますが、従来どおりに基金の目的どおり使用するために担保については確認しておりません。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 飯岡町の在宅介護支援センターの事業収支は終了するののかというご質問でございますけれども、旧飯岡町の在宅支援センターの事業は、旭市から委託されている旭市社会福祉協議会が引き継いでおりまして、契約は3月末までとなっているというように聞いております。

それと、その次の2番目の質問でございますけれども、こちらの不用額の方が1,373万4,795円となっておりますけれども、この中には、6月に納品されました45台のベッド1,154万7,900円の支払いが未払いとなっております。これにつきましては、7月の末に支払い済みとなっております。

それと、財政調整基金を取り崩してこのようなことでほかに大きなものがあったかというようなことでございますけれども、こちらのほかに工事請負費といたしまして、玄関でありますとか1階洗面所等の工事を行っているんですけれども、その金額が724万850円とかというのもあります。ほかにそのようなものがありまして、そのためにこのような経理になっております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） 飯岡町の社会福祉協議会との関係については、来年3月までの契約があって、それは執行されて、それ以後は新旭市の全体の中で入るというふうに考えていいんでしょうか。これは、もしあれでしたら介護担当課からご回答いただければありがたいと思います。

5,000万円の取り崩しで分かりましたけれども、それはできればそういうことがあったという、これだけの大きな金額の未払いということなので。

また、基金の取り崩しは当然3か月ですから、資金のいろいろな面での詰まるということもあって、大きく取り崩したと分かるんですけども、これだけ大きな不用額というのは何らかのご説明があってしかるべきでなかったかと思います。これについては、監査委員にはご説明したと思うんですけども、よろしく願いいたします。

では、飯岡町の在宅介護支援センターの件だけお伺いいたしたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、在宅支援センターの関係でご答弁申し上げます。

合併後に、旭市の方が基幹型ということで実施しています。旭市内に5か所地域型ということで委託しまして、旭市社会福祉協議会はそのうちの一つということです。夜間対応というようなことから、旭市社会福祉協議会がまた別途再委託という形で夜間だけ東総園の方に委託しているということです。その分につきましては、3月まで契約を済ませているというふうにこちらも聞いております。

来年度以降ですが、松木議員がおっしゃったとおり、包括支援センター等の検討をも含めてこれから考えていく問題ですが、当面は来年度につきましては、今年度と同じような形に進んでいくのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第26号の質疑を終わります。

議案第27号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第28号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

66番、松木源太郎議員。

- 66番（松木源太郎）** 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算でございますけれども、細かいことなのだと思いますけれども、私は、この分科会に出席できる立場でありませんので、細かい点1点だけ聞いておきたいところがございます。

これは、主要事業の概要というところで、ごみ袋代の購入事業ということで691万2,000円の計上がされておりますけれども、だいたいこの単価はどのくらいかなというのは当然関心があって調べてみたいということで、決算書の19ページ11節の需用費のところ、消耗品費の中の内訳がございます。ここで一つだけ分からない、ちょっと不明な点が、2行目の可燃（大）同上というところで2万4,500枚で単価4.20円という形になっておりますけれども、他の単価に比して非常に安いわけですが、これはどういう事情なのかお聞かせいただきたいと思います。

- 議長（林 正一郎）** 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

- 環境課長（堀川茂博）** 厳正かつ詳細なる決算審査をいただきまして大変ありがとうございます。松木議員のご疑問のとおり、事務局の説明不足でございます。

可燃（大）のごみ袋代の4円20銭については、平成17年4月から6月分として55万枚を発注しましたが、納品日の5月30日までに在庫不足を生じたため、平成16年度に納入した業者に確認しましたところ2万4,500枚、49ケースを所有しておりましたので、緊急対応としまして、平成16年度単価契約の半額の4円20銭で在庫補てん分として購入したものですので、よろしくお願いいたします。

- 議長（林 正一郎）** 66番、松木源太郎議員。

- 66番（松木源太郎）** これから市立クリーンセンターということで、一般会計の中で処理していくわけでございますけれども、そうしますと、16年度は東総塵芥処理組合で発注した以上の2万4,500枚をメーカーが作ってあったと、こういうことございますか。それについて、そうすると注文以上のものを作ったと言っても、どういう理由が分かりませんが、それを半額で購入したということは安く仕入れたので構わないんですけれども、そこら辺のところは、契約する場合にどういうふうになっているんでしょうか。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 合併の関係がございまして、たまたま16年度に単価契約をしました業者が在庫分を持っていたということで、会計上の処理としては、消耗品の購入ということになりますけれども、通常年度では、もう少し分かりやすく言いますと、ネーミングが、東総塵芥処理組合から今度は旭市に替わるということで、業者側もちょっと弱みがございまして、全く廃棄処分のもになってしまうということで、そこを職員が交渉いたしまして半額で購入したと。そのような経過でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑は終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第28号の質疑を終わります。

議案第29号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第30号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第31号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） 議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算についてであります。

これは議案第40号とかかわる補正ということで、中身については分かるわけでありましてけれども、保険というものの収入であるというご説明でありました。この保険というのはどのような保険で、年間保険料はどの程度支払っているかということと、本年第1回定例会、9月定例会に議案第8号で提案された、本年7月から3月までの平成17年度旭市病院事業会計予算の中で、どの項目で、どの程度の金額を支払っているものかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○**病院経理課長（鍋木友孝）** この保険の内容でございますけれども、病院賠償責任保険と言いまして、医療行為に基づく事故や医療施設の使用管理上の事故の賠償責任を補償するものであります。年間の保険額でありますけれども7,735万368円です。予算上の計上の方法でありますけれども、医業費用の中の保険料に計上してあります。7－3の方では、4－6の方、これの支払いの方が5月でありますために、4月から6月の決算の方に入っております。

以上でございます。

○**議長（林 正一郎）** 66番、松木源太郎議員。

○**66番（松木源太郎）** それでは、4－6の決算も今持っておりますので、どの項目であるかをお示しいただきたいと思うんですけれども。

○**議長（林 正一郎）** 松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○**病院経理課長（鍋木友孝）** 4－6の決算書の、これは28ページでございますけれども、この中の保険料8,285万1,720円、この中に含まれております。

○**議長（林 正一郎）** 66番、松木源太郎議員。

○**66番（松木源太郎）** 病院の医療事故などの賠償保険ということで、概略これはどういう場合に、どのような内容で保険金が決まり、また裁判なんかになった場合にはどういような手続きになるのか、この保険の中身について簡単に教えていただきたいと思います。

○**議長（林 正一郎）** 松木源太郎議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○**病院事務部長（今井和夫）** 私の方からお答えを申し上げます。

どういう場合ということですが、まず保険の内容としましては、医療行為に基づく事故があった場合、あるいは医療施設の使用管理上及び給食などの事故があった場合に支払われるものでございまして、基本的に病床数によって保険料が決まってくるということで、許可病床、現在は971床ということでございますので、ほぼこれで計算をされて、およそ先ほど話のありました7,700万余円というような金額が算定されるということでございます。

○**議長（林 正一郎）** 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第31号の質疑を終わります。

議案第32号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第33号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第34号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第35号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） 議案第35号 一般職の給与の条例改正条例でありますけれども、今般、執行部のご提案の中身は、県の人事委員会と同じような形でのマイナス0.31%の給与改定ということでございました。それから、期末手当等においての若干の変更、100分の5増ということでございました。

そこで、1点目は、1級から9級までの低減率、どのくらいのものであるかということと、それから4級職が49号までであるということについての内容です。これは、県の給与表を準用するという言い方をしていますけれども、県のあれではこんなにないと思います。5級職もこんなところまでないと思います。

もう1点は、本年7月1日で1市3町の合併がされたわけですが、旧町において、行政職2という給与表がございました。これの方々については、どのような形でこの給与表に統一されたのか。条例専決処分するときにも少し関心を持っていたんですけども、この機会によろしくをお願いします。

もう1点は、施行の問題、附則の問題であります。附則の2でありますけれども、ここで結局調整をするということです。従来ですと、給与表がアップされる場合には、ここで差額の支給ということになるわけですが、12月の期末または勤勉手当において、この部分を差し引くことになるわけですが、これは従前から問題にしていたんですけども、これやはりやり方としてはまずいのではないかと。それで、特に合併しておりまして、6月末に四つの自治体が全くなくなっていて、条例としては支給したものとみなすということになっていますから、それはそれでいいんですけども、こういう形でさらにさかのぼってというやり方については、どうも効率的にこれはまずいのではないかと思いますけれども、そ

こら辺について執行部としてのご見解をお聞きしたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、議案第35号についてお答え申し上げます。

まず1点目の、1級から9級までの関係でございますが、給料表の級別の引き下げ率、1級はマイナス0.32%で引き下げ額は533円。2級はマイナス0.31%で667円。3級はマイナス0.30%で800円。4級はマイナス0.29%で1,012円。5級はマイナス0.30%で1,069円。6級はマイナス0.33%で1,213円。7級はマイナス0.33%で1,260円。8級はマイナス0.33%で1,366円。それから9級がマイナス0.33%で1,475円でございます。

それから、2点目の4級の関係でございますが、これにつきましては、県の職員の構成が違うので、県と同じようにはなりませんので、独自に号級を増やしてあるものでございます。

それから、3点目の行政職2の関係でございますが、これは、合併時に行1の直近上位で張り付けてございます。

それから、附則の2項の関係でございますが、さかのぼってやるのはということでございますが、一応給料表扶養手当の改訂実施時期は17年12月1日、期末手当から控除するのはあくまでも官民格差の調整。調整額の計算基礎と4月の給与と、あくまでも遡及でなく一応調整ということで私どもは理解しております。

それから、旧3町が既になくなっているのになぜ4月までということですが、この件につきましては、私どもの方でも当初は一応7月1日で調整すればいいのではないかと、こういう考えを持っておりました。ですけれども、一応県の方に確認しましたところ、あくまでも4月から3か月分については合併後も継承しているのものであるので、4月で調整しなければおかしいだろうと、こういうようなことでございましたので、このような附則で経過措置をとったところでございます。

以上です。

○議長（林 正一郎） 66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） 附則2の（2）の問題ですけれども、平成17年4月2日から全自治体が消滅する6月30日までの方については、具体的にはどういうふうになるわけですか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 附則の２項の（２）の関係でございますが、これは実際にはございませんでしたけれども、一応４月２日から６月３０日までの間に新たに市の職員になった者の規定でございます。

以上です。

○６６番（松木源太郎） 具体的にはどういうふうになったのか。なかったのか。

○議長（林 正一郎） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） 失礼しました。

先ほど申し上げましたように、一応４月２日から６月３０日の間に職員となった者がいた場合に困りますので、このようなことで附則を作ったわけです。実際にはいませんでした。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第３５号の質疑を終わります。

議案第３６号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第３７号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

６６番、松木源太郎議員。

○６６番（松木源太郎） 議案第３７号 東総地域広域市町村圏事務組合の規約の一部改正協議でございます。

ここの理由として、１月に合併が予定されております匝瑳市関係の規約改正でございます。聞くとところによりますと、３月には光町が山武郡に編入されるということなんですけれども、これはまた改めて３月に出るのでしょうか。私の考えとしては、もう決まっているわけですから、この１２月の定例会と一緒に出すべきでなかったかなというふうに思ったものですから、疑念としてお聞きするわけです。

そうしますと、結果として、来年４月以降は東総広域市町村圏組合というのは匝瑳市、旭市、銚子市だけで構成するということですね。念を押しておきます。

それから、第４条の中で、広域市町村圏計画というものを別のに改めるようでありますけれども、広域市町村計画というものが従前ありまして、それに伴うところの計画書が何編か出て私どももいただいたことがあるんですけれども、今はそういうものが全国的に一律でなく

なっていると。広域市町村圏は、計画性を持って広域市町村圏の中の事業を行っていくということがなくなったのでしょうか。規約改正の市町村圏の振興整備に関する計画と改めるようですけれども、国の方では、こういうような計画に作っていくということで、一律ではないでしょうけれども、広域市町村圏を作っているところでは、このような計画を従前どおり、定期的に作っていくということになるのでしょうか。この大きく2点をお聞きいたしたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、松木議員の質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、匝瑳市、1月に合併いたしますと、それで今回規約改正が出ていますけれども、光町も山武郡に編入されるのではないかと、同時にやった方が合理的ではないかという話でございますけれども、確かに合理的ではあると思います。ただ、今回光町の合併に伴います規約の改正は3月議会に上程するという事で広域事務組合の方から聞いております。

それと2点目、広域市町村計画というのは存在しないのかと、そういうお話でございましたけれども、これは現在もございます。東総地区の第三次広域市町村圏計画として現有しておりまして、この計画は、平成13年から平成22年までの10か年の基本構想、それから13年度から17年度までの基本計画、その二つで成り立っております。

それと、もう1点、今回4条の改正の絡みでございますけれども、その前に2条の関係がございます。昭和45年度広域市町村圏振興整備措置要綱というこの部分を削ったのですけれども、ここの部分は、今回平成12年3月31日で廃止されておりまして、平成12年4月1日から新たに広域行政圏計画策定要綱、そういうものを国の方で打ち出してきておりまして、ここの中で地域の振興整備の課題、そういったものを明確にして計画を作っていくなさいよということで、共同事務がなくなったわけではなくて、その計画自体もあると、そういうことでございます。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第37号の質疑を終わります。

議案第38号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

議案第39号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

66番、松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） 議案第39号 財産の取得について。高規格救急自動車の取得についての議決案件ですが、平成17年度の旭市外三町消防組合の決算書の財産のところを見ますと、救急車が5台中3台が高規格車であります。今回これが4台目になると思うんですけども、本署、分署は、今、本署、3分署になっておりますけれども、全分署に高規格車が配備されることになるのか、5台目についてはどんなことを今計画があるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤真一） 松木議員の質問にお答え申し上げます。

平成17年度の高規格救急自動車の配備先でございますけれども、これは本署でございます。現在、本署の方の予備車が平成2年度に配置されておまして、これの更新でございます。そして、この平成17年度配備の車が本署に配置されたならば、本署の現在の高規格救急車、これは既に10年を経過しております。これを予備車に回して、新たな車両を第一線車として活用するつもりでございます。

そして、平成18年度の計画について、現在飯岡分署だけが高規格救急自動車が配備されておきませんので、18年度計画をいたします。そうすれば、本署、3分署ともに高規格救急自動車を配備いたしまして、これに救急救命士を必ず乗せるというような体制をとりたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第39号の質疑を終わります。

議案第40号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可いたします。

66番、松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） 議案第40号 損害賠償の額を定めることについての議案について、

大きく3点ほどお聞きしたいと思います。

損害賠償の対象となった医療事故の具体的な内容、補足説明でもございましたけれども、その後の対応はどうであったかについてお聞かせいただきたいと思います。

やや詳しい内容が一地方紙に出まして、その中身は概略分かっているわけでありますけれども、この本会議において経過、その他原因などについて、事業管理者並びに病院側におけるご見解をお聞かせいただきたいと思います。

2番目が、今回の損害賠償についてのことが新聞に報道されまして、私も何人の方からか旭中央病院で医療事故があったということで心配の声が寄せられているわけですが、これらの点については、従前からの旭中央病院の私たち旭市民の信頼がされているわけですが、この点については、十分にこれから対応していかなければならない問題を含んでいると思うんです。この発表の仕方や、またこれからの対応についてお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、本年新聞等で発表になっております神経ブロックによる事故について、やはりそうすると今回の議案が出た場合に気になるわけですが、現在、この問題についてはどのような状況かを簡単にご報告いただきたいと思います。

以上3点でございます。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（村上信乃） 松木議員のご質問にお答えいたします。

まず第1点でございますが、新聞にも、一部の新聞というより全部の新聞に出てしまいましたが、これは昨年の2月にあったことでございますが、かなり肥満度の強い、私よりもずっと体重の多い、糖尿病を持っている妊婦が出産をするのに、これはやはり普通分娩はとても無理だということで、帝王切開をいたしました。帝王切開をするには麻酔をかけなければいけませんので、背骨から脊椎麻酔で行いました。こういうことをやった。極度に肥満で糖尿病を持っていますと、術後に肺塞栓症と言って血栓が肺の方にたまって厳しい重篤な合併症を起こしやすい、かなりリスクが高いものですから、それに対してヘパリンという薬ですが、血栓ができないような薬を使うわけです。血が固まりにくくなるような薬を使いました。そのためですか、普通だったら背骨を刺してそんなに出血することはまずないんですけれども、たまたま出たものがヘパリンの作用でとまらないためにじわじわとたまっていて、脊髄を圧迫して、脊髄損傷の状態、すなわち車いすの状態になってしまったという不

幸な事故であります。

これは、ミスかと言われるとミスではないとはっきり言えますけれども、しかし、では病院には全く手落ちがなかったのかといえば、そういうことも言えません。やはり病院で起こっておりますし、何よりもお若い女性がこれから車いすになったということは大変気の毒な状況であります。それでありますので、病院の責任はありますので、これは保険会社に見積もっていただいて、この金額が決定いたしました。

それから、次の、市民に動揺を与えた件については申し訳なく思っておりますし、このような事故を起こさないように心がけますと言うしかお答えようがないんですけれども、実は、患者さんの多いところ、人間がやっていることでありますし、すべて100%入って病院にこられた方が満足して結果が得られることではないということ。これも一つのリスクを持っているものであるということを理解していただくしかないかなと思っておりますので、今回みたいにこういう提出をしなければならないということがやはりちょっと引かかると。引かかると言いますか、実はこの点につきましても皆様方にご理解を願って、実はこういう条例が今まであったということ、100万円以上の損害賠償を議会に出さなければいかんということでこれ出てきまして、皆さん方の動揺を招いておりますので、皆様方にご検討願って、この辺のところを次の議会でも検討していただければなど。市民の理解を得るためにはそういうことかなと思っておりますが、これは余計なことかもしれません。

それから、去年の暮れに発生しました神経ブロックの患者さん、現在もまだ植物状態で病院で生きております。1年近くたちますけれども、病院ではもう精いっぱいの手厚い看護をしておりますので、1年寝たきりですけれども、まだ褥瘡とか、そういうのはできておりません。これは普通ですと二・三か月は大抵できてしまいますけれども、病院では全力を挙げて看護をしております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第40号の質疑を終わります。

議案第41号について質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

◎日程第２ 決算審査特別委員会設置

○議長（林 正一郎） 日程第２、決算審査特別委員会の設置。

おはかりいたします。議案第１号から議案第30号までの30議案については決算認定の議案であります。正副議長、旧市・町及び旧組合において、平成17年度決算にかかわっております議員のうちから、選任されておりました監査委員及び現在監査委員を除くすべての議員を委員として構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしましたと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号から議案第30号までの30議案は、正副議長、旧市・町及び旧組合において、平成17年度決算にかかわっております議員のうちから選任されておりました監査委員及び現監査委員を除くすべての議員を委員として構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

◎日程第３ 決算審査特別委員会委員の選任

○議長（林 正一郎） 日程第３、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会委員を議長より指名いたします。

1 番角崎浩一議員、2 番日向一晴議員、3 番伊藤房代議員、4 番越川芳男議員、5 番林七巳議員、6 番山田芳邦議員、7 番向後悦世議員、8 番景山岩三郎議員、9 番高野宇一郎議員、10 番高木寛議員、11 番石毛昭夫議員、12 番長谷川喜代司議員、13 番鶴谷富士男議員、14 番滑川公英議員、17 番内田芳助議員、18 番佐藤章吾議員、19 番宮内真二議員、20 番柴田徹也議員、22 番佐藤芳民議員、23 番浪川光平議員、24 番伊知地直議員、25 番佐久間茂樹議員、26 番大久保源一議員、27 番日下昭治議員、28 番平野浩議員、29 番齊藤勝昭議員、30 番林俊介議員、31 番明智忠直議員、32 番林一雄議員、33 番小倉輝行議員、34 番菅谷源兵衛議員、35 番藤田昌功議員、37 番相澤多喜壽議員、38 番加瀬義夫議員、39 番木内兵衛議員、40 番大極博議員、41 番向後保夫議員、44 番石毛忠雄議員、45 番岩崎好治議員、46 番成毛秀夫議員、47 番島田壽雄議員、49 番佐藤文雄議員、50 番久須美佐内議員、51 番向後和夫議員、52 番高橋利彦議員、53 番嶋田正治議員、54 番江波戸邦夫議員、55 番在田榮治議員、56 番高橋敬議員、57 番菅佐原滋之議員、58 番木内茂議員、60 番菱木勘兵ヱ議員、61 番鈴木正道議員、62 番羽田清太郎議員、63 番伊藤清昌議員、64 番阿部一成議員、66 番松本源太郎議員、67 番金杉佐久治議員、68 番伊藤鐵議員、69 番林一哉議員、以上の60名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま議長が指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員はただいま指名したとおり選任することに決しました。

◎日程第 4 決算審査特別委員会議案付託

○議長（林 正一郎） 日程第 4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第 1 号から議案第30号までの30議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は11月18日午後 5 時までに審査を終了されますようお願いをいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長、副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時 8分

再開 午前11時48分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（林 正一郎） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長金杉佐久治議員、副委員長菱木勘兵衛議員、以上のとおりであります。

◎日程第6 常任委員会議案付託

○議長（林 正一郎） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第35号、議案第37号、議案第39号の6議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第38号の1議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第41号の1議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第31号、議案第36号、議案第40号の3議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、11月22日午後5時までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 以上もちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日10時、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前11時50分

平成17年（2005）旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成17年11月10日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（65名）

1番	角 崎 浩 一	2番	日 向 一 晴
3番	伊 藤 房 代	4番	越 川 芳 男
5番	林 七 巳	6番	山 田 芳 邦
7番	向 後 悦 世	8番	景 山 岩三郎
9番	高 野 宇一郎	10番	高 木 寛
11番	石 毛 昭 夫	13番	鶴 谷 富士男
14番	滑 川 公 英	15番	嶋 田 哲 純
16番	安 藤 政 平	17番	内 田 芳 助
18番	佐 藤 章 吾	20番	柴 田 徹 也
21番	木 内 欽 市	22番	佐 藤 芳 民
23番	浪 川 光 平	24番	伊知地 直
25番	佐久間 茂 樹	26番	大久保 源 一
27番	日 下 昭 治	28番	平 野 浩
29番	齊 藤 勝 昭	30番	林 俊 介
31番	明 智 忠 直	32番	林 一 雄
33番	小 倉 輝 行	34番	菅 谷 源兵衛
35番	藤 田 昌 功	37番	相 澤 多喜壽
38番	加 瀬 義 夫	39番	木 内 兵 衛
40番	大 極 博	41番	向 後 保 夫

42番 高木武雄
 44番 石毛忠雄
 46番 成毛秀夫
 49番 佐藤文雄
 51番 向後和夫
 54番 江波戸邦夫
 56番 高橋敬
 58番 木内茂
 60番 菱木勘兵衛
 62番 羽田清太郎
 64番 阿部一成
 66番 松木源太郎
 68番 伊藤鐵
 70番 加瀬実

43番 嶋田茂樹
 45番 岩崎好治
 47番 島田壽雄
 50番 久須美佐内
 52番 高橋利彦
 55番 在田榮治
 57番 菅佐原滋之
 59番 林正一郎
 61番 鈴木正道
 63番 伊藤清昌
 65番 神子功
 67番 金杉佐久治
 69番 林一哉

欠席議員（4名）

12番 長谷川喜代司
 48番 向後忠昭

19番 宮内真二
 53番 嶋田正治

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
 教育委員会会長 伊藤龍芳
 病院事業者 村上信乃
 総務課長 増田雅男
 秘書広報課長 平野哲也
 財政課長 高埜英俊
 市民課長 小長谷博
 保険年金課長 増田富雄
 社会福祉課長 林久男

助役 重田雅行
 教育長 米本弥栄子
 病院事務部長 今井和夫
 新推進室長 加瀬博夫
 企画課長 加瀬正彦
 税務課長 江ヶ崎純敏
 環境課長 堀川茂博
 健康管理課長 浪川敏夫
 高齢者福祉課長 横山秀喜

商工観光課長	小 田 雄 治	農水産課長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	山 崎 健 次	海上支所長	木 内 孫兵衛
飯岡支所長	佐久間 俊 雄	干潟支所長	木 内 國 利
会 計 課 長	遠 藤 純 夫	消 防 長	佐 藤 眞 一
水 道 課 長	宮 本 英 一	庶 務 課 長	在 田 豊
学校教育課長	多 田 清 司	生涯学習課長	神 原 房 雄
監 査 委 員 長	花 香 寛 源	農業委員会 農事務局長	野 口 徳 和
飯岡荘支配人	野 口 國 男	病院經理課長	鎚 木 友 孝

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	事務局次長	堀 江 通 洋
主 査	穴 澤 昭 和	主 任 主 事	石 毛 勝 子
主 任 主 事	飯 田 裕紀子	主 任 主 事	飯 笹 浩 一
主 事	山 崎 香 里		

開議 午前10時 0分

- 議長（林 正一郎） ただいまの出席議員は64名、議会は成立しました。
これより本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（林 正一郎） 日程第1、一般質問を行います。
-

◇ 神 子 功

- 議長（林 正一郎） 通告順により、65番、神子功議員、ご登壇願います。
（65番 神子 功 登壇）

- 65番（神子 功） おはようございます。平成17年旭市議会第2回定例会におきまして一般質問を行います。

今定例会は、新市旭市が7月1日に誕生し、伊藤市長におかれましては2回目の定例会となり、私ども議員にとりましては合併特例任期の最後の定例会を迎えました。思えば、1市3町が平成14年8月、千葉県の合併重点指定地域の指定を受け、以来幾多の問題を解決しながら、本年7月1日には合併、10月29日には合併記念式典が東総文化会館で盛大に開催されました。これまで合併の推進にご尽力をいただきました伊藤市長をはじめ関係者の皆様に、この場をおかりいたしまして改めまして心から感謝を申し上げまして、質問に移らせていただきます。

伊藤市長は、合併後の新しいまちづくりについて指針となる旭市総合計画を策定するため、市民と話し合う機会を作り、市政や地域の課題、将来のまちづくりについて市民の意見や要望を市政に反映させていこうとされております。具体的には、市内小学校区による地区懇談会、市長への手紙、旭市総合計画策定市民会議等であります。

私は、旭市総合計画が市民にとって安心して住むことができ、まちが元気になるものであ

ってほしいと願う一人であります。また、まちづくりの先頭に立たれている伊藤市長に期待して質問をするものでございます。

私は今回、文化交流について、学校教育の充実についての大きく2項目について質問をさせていただきます。

初めに文化交流についてであります。

平成17年旭市議会第1回定例会で、どなたかの一般質問で市長が答弁された中で、新しいまちづくり協働研究会ということに触れられました。これは県と新市旭市が協力して進めていくものと記憶しております。

そこで、文化交流についてのその1、新しいまちづくり協働研究会について、伊藤市長に2点お伺いいたします。

1点目、新しいまちづくり協働研究会とはどのような目的で、いつごろどのようなことからできたものか。

2点目、新しいまちづくり協働研究会は何を行っていくのか、現在の活動内容と今後の取り組みについて具体的にお示しいただきたいと存じます。

次に、コミュニケーション拠点づくりについてであります。

合併したことにより、各地域の特色を生かした魅力のあるまちづくりをしていくことが大切であり、加えて経済効果が期待できたらと考えます。そこで、新生旭市が文化交流の拠点として、旭市からの情報をテレビ報道関係者等の協力を得ながら全国に旭市の名前が響きわたるような事業を展開できたらと願い、文化交流についてその2、コミュニケーション拠点づくりについて、2点の事業について旭市総合計画に反映していただくようご提案申し上げます。

1点目、刑部岬における事業についてであります。これは、光と風をテーマとした刑部岬のロケーション、いわゆる夜景を生かした事業展開で、集客による経済効果をねらった提案となるものであります。

内容は、1、刑部岬から一望する飯岡の街明かりに「LOVE」の文字を見出したカップルは結ばれるといううわさがあります。これを年に何回か節目に、例えば正月元旦、2月14日のバレンタインデー、3月14日のホワイトデー、12月24日のクリスマスイブ、大晦日等、「LOVE」の文字が浮かび上がるようにするというものであります。

例えば、経費がかからない方法としては、市民の協力によって「LOVE」の文字が浮かび上がるよう協力をお願いする方法。経費がかかりますけれども、道路、電柱を利用してポ

イントに電光を加えて「LOVE」の文字が浮かび上がるようにする方法が考えられます。

2、刑部岬にポストを設置する。これは、願いがかなうようオリジナルポストカードを作ってそれを販売して、投函できるようにするものであります。投函した方については、その方を対象に年に何回か抽せんで地元の産物等をプレゼントする、こういう提案であります。

2点目、袋公園における事業についてであります。これは、刑部岬が光と風をテーマにしていることから、袋公園は光と影をテーマとして、これまで全国の旭大集合で交流があり、平成13年に旭市総合体育館で開演してもらった世界的に有名ないわみ神楽を一大イベントとして演出し、集客による経済効果をねらった提案となるものであります。

内容は、1、桜の名所となるこの袋公園の水面に舞台を作って、動きのあるいわみ神楽を見もらう。2、各地から見物客が訪れるための宿泊施設、民宿等の利用ができ、旭市の観光案内等、訪問客と市民とのコミュニケーションを図り、経済活動を活発にさせるというものであります。

以上ご提案申し上げましたが、市長のご所見をお伺いいたしたいと思います。

文化交流についてその3は、幼児の情操を高めるコミュニケーションづくりについてであります。

現在、旭市では、次世代育成支援行動計画に基づき、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けて鋭意努力をされております。今後この計画に沿っていろいろな施策が展開されていくわけではありますが、特に子育てのニーズとしては保育サービスの充実が望まれています。

昨年7月、旧旭市の保育所9か所でバイオリニストの日色純一さんが生の演奏を幼児に聞いてもらう催しが行われました。これは、保育行政に携わる職員と保育所の所長の幼児に対する思いから実現できたものと感謝をしております。家庭で、地域で、保育所や幼稚園など小さなうちからよいものに触れさせる機会を作ることは、子どもにとって大変大切なことであります。場合によっては、そこに親御さんとか同じものを見たり聞いたりする機会があってもと考えるものであります。

合併した今日、私はこの際、少なくとも市内保育所の幼児に対して、生に触れさせる機会をぜひ行政が積極的に作ってほしいと願うものでございます。もちろんそのためには、家庭や地域に対して情操を高めていくコミュニケーションづくりについての理解と協力がなければならぬと考えるものであります。

そこで2点お伺いいたします。

1 点目、各保育所で通常行われている、独自に対応されていることとは別に、市内全保育所において行政として文化に触れる機会を作れないものか、市長のお考えをお伺いいたします。

2 点目、地域、家庭との結び付きについて、現在取り組まれている内容について担当課長よりご答弁いただきたいと存じます。

次に、大きな 2 番目の学校教育の充実についてでございます。

最近、校長をされた方と会う機会がございました。いろいろと話をしていくうちに児童・生徒の学力について話題となりました。内容は、今の子どもたちと接触する機会があり、日本地図から茨城県と福島県はどちらが遠いのかという質問をしたそうでございますが、分からない人がいたそうでございます。携帯電話やパソコン等の操作は得意としている子どもたちが、基礎的な学力についてもっともっと身に付けてもらいたい。字を書くのも苦手で、手紙を書く必要はないと言えればそれまでだがということを漏らしておりました。

そのやさき、先月の 25 日火曜日の千葉日報紙で、「千葉の特産は辞書の引き方分らず、中学理科・社会になお課題」として、「生活・自然体験が不足か」のタイトルで、県内学力状況調査の結果についての内容が掲載されておりました。この調査対象は、千葉市内を除く県内の小学 5 年生と中学 2 年生のうち、任意に抽出した 10%、それぞれ主要 4 教科、国語・社会・算数・理科と、5 教科の国語・社会・数学・理科・英語で今年 2 月にペーパーテストを実施したもので、調査は昨年に続いて 2 回目との内容でございました。

そこでお伺いいたします。

1 点目、旭市における学力状況についてどのような傾向にあったのか。

2 点目、基礎的な学力の向上について現在取り組まれている内容について、教育長並びに担当課長よりご答弁いただきたいと存じます。

以上で第 1 回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 神子功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 神子功議員の質問にお答えをさせていただきます。政策的なことは私の方から、そして細部にわたる問題は担当課長の方からお答えをさせていただきます。

まず、第 1 点目の文化交流について、その中での新しいまちづくり協働研究会についてどのようなものなのか、何を行っていかようとしているのか、そういったご質問でございました。

このまちづくり協働研究会でありますけれども、私は今、医療・福祉の郷、そして食の郷、交流の郷、こういったことをメインテーマに掲げて、この旭市にある素材を生かしてまちづくりをしていこうということで努力をさせていただいておりますけれども、そういったことを実現して市民に喜んでいただけるには、どうしても県の力添えをいただかなければいけない、そのような思いの中から、ちょうど合併を目前にしておりました5月に知事をはじめ県の執行部が旭市へ参りました。そういった中で、当時1市3町の首長をはじめ市の職員との座談会、懇談会が開かれたわけでございますけれども、その席で、まず県の方にこういったまちづくりを行いたいんだけれども、ぜひ県の力をかしていただきたい、そういったことに卓越した職員をぜひ派遣をとといいますか、職員の意見が聞けるような形を作っていただきたい、そんなお願いをさせていただきました。

そして、8月1日から旭市長に就任をさせていただいたわけでありますけれども、9月6日に市の課長を連れて県に参りました。そして、知事をはじめ県の職員の皆さん方と懇談会を持たせていただきまして、このまちづくり協働研究会のまず第一歩を踏み出させていただいたわけであります。

そして、この10月18日に県の方から19名ほどの職員がこちらへ来てくれました。そして、本格的なまちづくり協働研究会の第一歩を発足させたわけでございますけれども、そういった中で県の方と相談をさせていただきながら、まず11月24日には第1回のワーキンググループの会議の開催を予定しているということでございます。

細部にわたっては課長の方から答弁をさせていただきますけれども、そういった中で何をしていくのかといいますと、まず今年度末を目途に研究を進めて、その研究の成果をまとめて、そして新しい旭市の建設計画が主体でありますけれども、そういったものをどういった形で国や県の補助制度あるいはモデル地区等を含めたものとドッキングをさせて、きちんとした形でこれを実現していくのか、そういったことを研究していただきたいと思っております。

まず一例といたしましては、国土交通省でまちづくり交付金の制度があるんですけれども、そういったものに該当させていく、あるいは総務省で平成18年度に創設を予定している合併市町村の地域資源活用事業、このモデル地域に指定をいただけないかどうか、そういった有利な助成や交付金等が見込める事業について早目に手を挙げて、それに当てはめていただけるようなそういった研究をしていただきたい。そして、旭市が新市の建設計画に掲げている事業を早い段階にきちんとした形で実現ができるような努力をしていきたい、そのように考

えております。そのことを県との協働研究会の中で研究し、実現をしていくように努力していきたい、そのように考えております。

それから、飯岡のコミュニケーションの拠点づくりで、刑部岬あるいは袋公園の事業等についての提案があったわけですが、非常にいい提案をしていただきまして、これからの両地域の整備に向けて、今の神子議員からの提案をぜひ検討していきたい、そのように思っております。

まず刑部岬でありますけれども、ここはこれからの旭市の観光の拠点としてぜひ整備をしていきたい、そのように考えておりますし、同時に、この地域の皆さん方が非常にやる気を持っております。ちょうどきょうの常総新聞に載っていたんですけれども、ふさのくに観光未来塾の中に飯岡の宿泊組合から2人、それから商工会の方から1人と3人ほど派遣をして勉強してもらっているんですけれども、その皆さん方の活動が非常に積極的です。特に、きのうも二方私のところへ見えて、サンマの押し寿司をお持ちになられまして、この間も2日から6日ほど合併市町村の集いがありまして、そこで旭市のいろいろな農産物等を持ってまいりまして、旭市のPR活動を行ったんですけれども、そこでもサンマ寿司を持って行ってPRしてくれました。あのサンマ独特のにおいなども完全に工夫して取り除いてありますし、日もちも非常によくなっているようです。味も非常にいいということで、これからの旭市の一つの産物として大いにPRができる、そんな思いを持っております。

同時に、ちょうど手元へ預かってきたんですけれども、「関東の富士見百景」の選定結果ということで、上永井の刑部岬から撮った写真が選ばれまして、その選ばれた要因が、「市民活動と行政の連携を行い、屈指の景勝地の活用、そして継承を期待できるため選定した」とございます。

後でご覧になっていただきたいと思いますけれども、こんな写真です。刑部岬の上からたまたま、富士山ですからそう毎日出ているわけではありませんけれども、すばらしい写真を撮ってくれました。ちょうどきのう教育長ともこの件で少しお話をしたんですけれども、そういった写真を撮ろうということで、その時期になりますと、あの上へカメラを構える方でいっぱいになるくらい、場所取りが大変なくらい大勢の皆さん方が訪れるということでして、そういった意味では、これからの旭市の観光の一つの大きな要因になる、そのようにとらえております。

このように、そういったいい場所に、さらにそこに住まいをなされている皆さん方、関係をしている皆さん方が大いにやる気を持ってくれているということであれば、これはぜひひ

とつ実現ができるように旭市としても側面からできるだけ応援をしたい、そのように思っておりますので、そういった中に、ちょうど光を生かしたという神子議員の提案などもぜひ生かして取り組んでいきたい、そのように思います。

袋公園の件でございますけれども、いわみ神楽を旭市にお招きをした時には、屋外での公演ができませんで、体育館の中であったために、いわみ神楽の一番の特徴というのは、火を噴くその火の量というのが、屋外であればたくさん噴けますから素晴らしいんですけども、屋外であったために、消防法等の規制もあって思う存分に火を噴いてもらえなかった、そういった少し残念なところがあったわけですし、そういった意味で、私自身も袋公園にできれば水上へのステージを造りたいというような提案もさせていただいておりましたものですから、そういったものも考えながら袋公園の整備に当たっていききたい、そのように考えております。

それから、次の幼児の情操教育の問題でありますけれども、昨年、日色先生においでをいただいて、保育所での公演をお願いしたわけであります。神子議員にも先生と一緒に保育所へ行っていただいたわけでございますけれども、そういった意味では、高度な音楽という理解が全くできない子どもであるにもかかわらず、あの日色先生のバイオリンに雑音も出さずにきちんと耳を傾けてくれたというお話を伺いました。そうした高度な音楽の技術あるいはそういったものというのは子どもたちにも十分理解がいただけるのか、そんな思いで伺ったわけであります。

同時に、子どもの時代からの情操教育というのは、今の子どもたちはちょっとしたことで切れてしまったり、事件を起こしてしまったりしているわけですが、そういったものを是正していく上で、小さい子どもらの情操教育というのが大いに役に立つ。音楽に親しんでいただけるという意味も大いに大事ですけれども、同時に、情操教育によって子どもたちの心がなごやかになっていくのではないかと、そんなことも考えますので、これからも大いにそういった面に力を入れさせていただきたい、そのように考えております。

同時に、旧旭市内の2名の方がバイオリンの魅力に魅せられておまして、平成15年度からであろうかと思っておりますけれども、保育所に毎年2丁ずつのバイオリンを寄贈してくれております。これまでに第一、第二、第三の保育所に3年間にわたって2丁ずつのバイオリンを寄贈してくれているわけでありまして、せっかくそういったものをいただいても活用ができないと何にもなりませんものですから、そういったことにたけている元教員の方をお願いいたしまして、そして演奏等の指導も毎週水曜日、1時間程度でございまして、

ご指導いただけるような時間も作ってございます。これからはそういった時間も大いに増やしながら、子どもたちの情操教育にあたっていきたい、そのように考えております。

そういった意味で、その面での行政で応援できる面というのは十分応援をさせていただきますので、これからも神子議員をはじめ、そういった面にたけた皆さん方に大いにひとつ力をかしていただいて、子どものうちからいい音楽に親しめるような基礎を作っていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたします。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、神子議員のご質問のうち、1の文化交流、（1）の新しいまちづくり協働研究会につきまして若干補足させていただきます。

まず、11月24日に第1回のワーキング会議を開催するんですけれども、このワーキングですけれども、二つのグループで活動していくこととなっております。一つ目が医療福祉の郷ワーキング、それからもう一つが食の郷・交流の郷ワーキングということで、それぞれのテーマに沿って研究をまいります。

あと、県からそれに先立ちましてアイデア例の提案がなされております。一つが「元気な旭」新産業政策の展開ということで、特に食を用いた健康グルメ、そういった産業が確立できるのではないかと。それから、二つ目として健康づくりネットワークの構築、市民一人ひとりの健康を支える基盤づくり、そういったものを進めてはどうでしょうかと。それから、三つ目として新しい地域づくり、これは県が推進していますプロジェクト・ブレーメンというものがあるんですけれども、地域の力、それから地域福祉フォーラムですとか、あと本人の力、そういったものを地域住民それぞれが主役として新しい地域社会づくりを進めたらどうでしょうかと、そういったものをご提案いただいているところでございます。

そういう中で、事業展開を図っていけるものがということで、二つ事業の名前が出ました。合併市町村の地域資源活用事業の概要ですけれども、これは平成18年度の予算で新たに今要求されているもので、モデル地域に指定されますと100%助成で地域資源活用事業の研究ができると、そういうものでございます。

それとまちづくり交付金ですけれども、これは該当するものが、道路ですとかそういうものがあるんですけれども、今回の県の研究委員の中に、それを所管いたします県土整備政策課の方がおりまして、そういった提案もしていきたいというような意見を聞いております。研究ですので、平成18年度からという形ですと今手を挙げなければならないんですけれども、

そういったものがもし早目に新市の建設計画の中で対応できるものであれば、そういったものを探していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） それでは、地域と家庭の結び付きについてのご質問にお答えさせていただきます。

地域の方々との交流につきましては、これまでも医師、保健師、栄養士、童話作家、体育指導員、消防士等の専門職の方をはじめといたしまして、地域で手に技術を持っているお年寄りや料理自慢の方を講師にお招きするなどして、保育所を介して子どもたちと保護者と地域住民の方々が交流する場を提供しております。また、各保育所とも年間行事の中で運動会、芋掘り、七夕、まんま焼き等で保護者やお年寄り等の世代間交流を行っております。今後、さらに保育所の遊戯室を地域の方々にも開放するなどして、得意なものをご指導していただく機会を与え、世代を超えた結び付きができる機会を提供したいと考えております。

以上であります。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、教育問題についてにお答えいたします。

神子議員が危惧されておりますように、地区懇談会等に伺いましてそのような声がございいます。前議会でもお答えしましたように、教育委員会としましては、そのようなことがないように基礎学力の向上、そういうことで取り組んでおります。詳細につきましては課長より答弁いたします。

○議長（林 正一郎） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から旭市における学力状況についてというご質問に対してお答えをしたいと思います。

ご質問の件につきましてですけれども、市内の小・中学校 20 校に、日ごろ実施しておりますペーパーテストの結果とその評価について各学校ごとに行っていただきました。その結果、算数と数学におきましては、平均設定予想点を超えて大変高い得点であったということでございました。これは、少人数指導や習熟度別指導あるいはチーム・ティーチングなど指導方法の工夫・改善がございまして、一人ひとりを大切にしたきめ細かな指導を行っているという理由から児童・生徒の学習意欲が高まってきており、学力がついてきたものと考えております。さらに、学習の躰や学習方法を身に付けさせることによりまして、授業内容や基礎基

本を定着させたり、あるいは発表や発言をうまく取り入れ活気ある授業を展開したり、授業を工夫・改善して成果を上げている学校もございました。

しかしながら、国語科におきましては平均設定予想点を下回っているということでございました。これは読解力や表現力が不足している傾向がございます。自分の意見をうまく表現することが苦手な児童・生徒が多いというふうに考えております。

次に、基礎的学力の向上の取り組みについてでございますけれども、これにつきましても各学校では児童・生徒に基礎基本を定着させるために、先ほどと重複いたしますけれども、少人数指導や習熟度別指導を通しまして、一人ひとりに応じたきめ細かな指導を行っております。

具体的な事例といたしましては、漢字の読みや書き取り、それから計算をそれぞれ100のステップに分けて、学年を取り払って全学年でドリル学習を進めている学校もございます。この場合に重要なことは、学習後のテストできちんと子どもたちに自己評価をさせて、その後で先生によって、できなかったところはどのようにかといった指導が必ず行われているということでございます。また、1日のスタートを朝の読書から行っている学校や、あるいはボランティアの方々による読み聞かせを行い、読書の習慣を付けて読解力を養っている学校もございます。

以上のことから、教育委員会といたしましても、教員の指導力向上を図るための研修の充実など、基礎的学力の向上に向けて指導主事の派遣を通して、これからも各学校に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 65番、神子功議員。

○65番（神子 功） ありがとうございます。それでは、質問の順で再質問をさせていただきます。

市長は、日本一住みよいまちづくりにするというのが合併の基本だというふうに言われておりまして、ただいま私が提案させていただきました二つの事業につきましても、県と市で対応する研究会あるいは新市の計画ということにのせて検討していくということでお話をいただきまして、誠にありがとうございます。

ぜひそういうふうに取り組んでいただきたいわけですが、問題がないわけでもございません。一つには、まちづくりというのは、幾らいい資源やいいロケーションあるいはいい宝物と言われるものがあっても、そこまで行くのに市民が行けないとか、あるい

は行ってみたい人が情報を得て他方から来てもそこに行けないという交通のアクセスの問題があると思います。いわゆる道路問題です。ですから、イベントを開催するにしても、これから新市の計画の中で総合計画ということで策定をする中においても、今現在のものだけではしょうがないというふうに私自身思います。

そういったことで、市長にぜひお願いしたいことは、旭地域、干潟地域、海上地域、もちろん飯岡地域でありますけれども、東西南北を十分に見ていただいて、これからこの部分を一つの核にするということがあるとするれば、そこまで市内をどういうふうに行ったらいいのか、また他市町から来ていただくのに迷惑をかけないためにはどうしたらいいのかということを十分に検討し、そしてまちづくりに反映していただきたいというのが私の願いです。

ですから、先ほど申し上げました二つの事業につきましても、恐らくこの事業が検討されて実施がもしもできた場合には、人がいっぱい来ることが予想されます。そうなりますと、駐車場の問題とか、あるいはアクセスがなくて行けなかったということになりますと、せっかくいい事業を展開いたしましても、それが無駄になってしまうおそれが今から予想されますので、そういったまちづくりをしていただきたいと思いますと思いますが、市長が現在、合併したことによって、県と市の新しいまちづくり協働研究会ということがありますけれども、道路については、現在、旭市の中で私が知る範囲では、谷丁場遊正線、それを北に向う干潟地域への延長ということもありますし、今最大のポイントであります中央病院から大型農道まで行くアクセスもあります。

さらに、私が提案しております刑部岬に行くためには、海上地域から行くことも必要ですし、干潟地域から行くことも必要ですから、そういった意味で、全体的なそのことについても早急にやる必要があるものと、長期間かけてやる必要がありますけれども、その点はどうお考えなのか。

もう一つは、新しいまちづくり協働研究会の中で、例えばその道路についてはできるものなのかどうか。それで、この新しいまちづくり協働研究会というものはいつまでに終わるものなのか。要はエンドはいつごろ迎えることと今現在になっているのか。それをなぜ聞くかといいますと、終わりがないものはありませんので、当面は年度末までに案を出して、平成18年度で国や県の補助があれば受けるということは分かりますけれども、これは研究がいつまでやられて、いつ終わるのかという、その見通しについては現在どのようになっているのか、この辺も含めてお伺いしたいのが1点です。

それから、ぜひ新しいまちづくり協働研究会の中で検討していただきたいのは、一般質問

でも出ておりましたけれども、防災行政無線がございます。これは現在は旧市町のままでおりますので、そういった意味では統一する必要があります。こういったことについても、県や国の事業の中で展開できるものとすれば、周波数を一致して、有事の際には同じものが発信できるというようなことになればいいと思いますけれども、そういったことにも発展できないものかどうか、市長のお考えをお願いしたいと思います。

続きまして、イベントについては、そういうアクセスの問題と駐車場の問題についても十分検討してほしいと思います。

それから、今検討されている中で、議会は今ここでやっておりますけれども、市民に議会の模様を云々ということもこれからきっと考えられると思います。そういった意味で、市民の方々に合併をした後に考えていくことが必要なのは、家庭サービスといいますか、住民サービスをどうするかということがこれからの大きな課題です。そうしますと、デジタル放送が、これから数年もしたらそれが方向付けとして決まっておりますので、電波が届かないような所もきっと出てくると思います。したがって、現在インターネットで、私は手元にあります、刑部岬の夜景とか、それから旭市4地区で現在の模様が分かるようなホームページがございます。こういったことを発展させながら、家庭に情報を送るということも検討の一つに必要なかと思います。最終的には光ケーブルで家庭に配信するという必要かと思いますが、そういったことについても現在何かお考えの点がございましたら伺いをしたいと思います。

保育所の関係でございますけれども、ありがとうございました。いろいろ現在の中でも、地域の方と密着してやられておりますことを今ご答弁いただきました。これからの問題ということで私も提案させてもらったんですが、これはお金をかければいいのかという問題でもございません。

それで、一番懸念しておりますのは、きょうの新聞にも出ておりましたし、また数日前の新聞にも出ておりましたけれども、非行の問題ということが社説の中にある記事を読ませてもらったこともございます。少年非行については学校や地域社会の問題も複雑に絡んでいるけれども、やっぱり家庭教育ではないかということが載っていた記事と、きょうの千葉日報にも載っておりましたけれども、小学校4年から中学校1年の9人の子どもたちが窃盗したと。その理由はなぜかと言ったら、欲しいものがあったからだ、というような記事が載っておりました。今は久しくなりましたが家庭内暴力とか、非行とか、窃盗とか、殺人とか、そういった記事が本当にたびたび出てくるような状況があります。そういったこと

を考えると、やはり家庭教育というのは大事なんですけれども、行政として何かできないものだろうかということで、今回はそういった意味でご提案申し上げたものでございます。

そこで、行政として市長は取り組んでいただけるということでございますけれども、ある保育所だけがやっていてこの保育所はやらない、所長が代わったからこの保育所ができて違う所はできないというのではなくて、やっぱり同じ子どもたちですから、できれば年間を通じて同じものを子どもたちに分け与えてあげる、こういった姿勢が新しい合併したまちには必要ではないかというふうに思ったものですから、今回取り上げさせていただきました。

したがって、例えば昔懐かしい遊びとか、あるいは歌が好きな方であれば、そういった方をぜひお願いして満遍なく回っていただくとかということで、お金をかけないことからプロに来てもらうという、いわゆる出向いてもらうということも必要ですし、特に私が考えているのは、3歳未満児の方々が仮にクラシックを聞きに行こうといったら、チケットの中でお断りされてしまいます。ですから、できれば安心して生活が日常できる保育所で、その方に来てもらうということができたらすばらしいなと思っているものですから、市長のご答弁にありましたように、そういった意味で幅広く活動ができるようにこれはお願いをしたいと思います。

これは、保育所だけではなくて学校教育にも言えるかと思います。今、教育長の方でお話をいただきましたが、各地区で地区懇談会が行われておりますけれども、私もその場所におりまして、教育長のご答弁を伺いました。家庭だけの問題ということはあるかと思いますが、家庭の中では解決できない問題というのもあります。そういった意味で、やっぱり保育行政にしても、そして学校現場にしても、はっきりとした姿勢が大事だと思うんです。

学校は学ぶ場所、保育所は預ける場所ですけれども、行政としてこういったことで臨むんだということをしっかりと持っていただいて、それを保護者に話をして、協力をいただきながら一緒に子どもたちの成長を願うという、これがなければ絶対いけないと思うんです。そこには厳しさもあるでしょう、優しさもきつなければいけないと思います。そういったことをやりながら、家庭教育が十分にできるような体制づくりを家庭で持ってもらおうということをお願いをしたいわけですが、保育所は別にいたしまして、今度は学校教育ということで、ぜひ教育長にはその点お願いしたいわけですが、ご所見がございましたら、ひとつご答弁の方をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 神子功議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、神子議員の再質問に答えさせていただきます。

まず、観光の拠点を作ったり公園を作ったり、そういったことにはアクセス道路の整備、道路アクセスというものは非常に大事、そのとおりだと思います。そういったものに全力で取り組んでいくわけでありますけれども、幸いにして、今、県と共同で取り組ませていただいておりますこの事業の中で、そういった道路が基幹事業として取り上げられます。今一番最初に取り組まさせていただきたいと思っておりますのが、中央病院へのアクセス道路、これは中央病院へ大勢の患者の皆さん方がおいでをいただく上で、今の国道126号線と八銚線だけの形の中では、非常に混雑をして大変な形になっております。そういった意味で、この問題を解決をするというのが、中央病院をより生かして、そして患者の皆さん方に喜んでいただけるような形が作れるということで、まずこの道路の整備を一番最初に取り上げさせていただきたい、そのように考えております。

そして、この事業で取り上げさせていただきますと、考えておりますことが本当に短い期間で、細部にわたっては担当課長から答えてもらいますけれども、非常に短い期間でその対応ができます。そういったことで、この事業でまず中央病院へのアクセス道路に取り組ませていただく。同時に飯岡の問題でもそのほかの問題でも、道路の整備をきちっと行っていきます。今ありがたいと思っておりますのは、谷丁場遊正線の南側、いわゆる広域農道から南側の部分でありますけれども、その部分で土地の取得が少し遅れておりました。それが、地権者の同意をいただいてこれから取得にかかるわけでありますけれども、少し期間がかかっておりましたものですから、これは補助事業から外れてしまっておりました。これがいいあんばいにこういった形の中で補助事業に復活ができて、そういった意味では非常に助かる形になっておまして、これも早急にかかれますものですから、非常にいい形になります。現在の広域農道までの期間というのが、本当に短い期間で整備がされるものですから、期待をしていただきたいと、そのように思っております。

それから、道路の整備と併せて防災無線のお話が出ました。これは本当にそのとおりでございまして、全域が一つの周波数で統一をされることになりますから、現在、旧旭市で入っている防災無線などもこれから使えなくなりまして、新旭市全域が一つの個別の受信機で、一つの周波数で統一をされるわけです。ですから、全戸の対応もしなければなりませんし、当然、戸外の無線も整備をし直すわけであります。そういった意味で、これに約14億円くらいのお金がかかるということで非常に頭を痛めていたんですけれども、いいあんばいにこの

事業ですべてライトオンになります。そういったことで、これもその中で取り組みができるものですから、早急な期間の、非常に短い、5年くらいの期間の中で整備ができるというようなことで、大変ありがたく考えております。そういったことで、この事業を大いに生かしながら取り組んでいきたいと、そのように考えているものでございます。

それから、議会の様子や市内のいろいろないい所の情報などを各家庭に提供ができないかという問題でありますけれども、これはできるだけ前向きに検討させてもらいたいと思います。議会の様子なども、取りあえず今の段階でやれる範囲ということになれば、公共施設ということになって、できれば支所あたりで簡単な画面で見られるようなことができないかということは、今検討をしてもらっています。これからそういった意味でもどんどん情報提供ができるように検討をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

それから、保育所をはじめとして音楽などの情操教育という問題でありますけれども、どの保育所でも同じような形でこういったことができるように、市民の皆さん方のご協力をお願いしたり、あるいは演奏家の皆さん方にお力添えをいただいたりというような形の中で、できるだけ安い経費の中で取り組みができるように頑張らせていただきますので、これからもよろしくお願いをいたしたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、神子議員の再質問でございますけれども、まちづくり協働研究会はいつまでかというご質問がありました。新しいまちづくりの協働研究会につきましては、当面、今年度末、一たん3月までで何らかの形で報告書を上げていくと。来年につきましても、できればお願いしてさらに検討を進めていければというふうには考えております。

それと、補助事業の関係で道路の関係、今、市長からお答えがあったんですけれども、まちづくり協働研究会の中でまちづくり交付金というのが交付されるわけではございませんので、まちづくり交付金というのは国土交通省の事業で、いわゆる補助金を交付金制度に変えてきたものがありまして、これについては、従来の補助事業を基幹事業といたしまして、プラス従来市単独で行ってきた事業、そういったものが提案事業という形で一体で整備できる、そういう事業でございます。これは、計画期間がおおむね3年から5年程度の中で事業実施していきましょと、そういう中で基幹事業として大きなものとして取り上げられるのが、先ほど市長が答えた道路であったり、防災無線も対象になるのではないかと、そういうこと

で今、県と調整している状況であるということでございます。

この交付基準は、相当市が使いやすいような形で提案事業も区域設定した中でできるんですけれども、一つ条件がありまして、これは都市再生特別措置法というのがあるんですけれども、その中で都市再生整備計画を作っていて、その中で取り上げた事業について整備をしていくという形になっております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） ただいまご指摘がございましたように、神子議員のおっしゃるとおり、やはり学校教育にしてもしっかりしたものを持ってあたっていかなければならない、当然のことと思います。

一昨日でしたか、家庭教育学級の合同研究会というのが開かれまして、そこで小・中学校のお母さん方にもお話ししたわけでございますけれども、いわば家庭というのは心の基礎基本を作るところであると思っております。学力というのは、その心の基礎基本がしっかりとできていないと確かな学力が身につかない、そういうように思っております。

そういうことで、非行とかそういうことがあったときには家庭の責任だと、そういうことで言われますけれども、やはり学校としましてはもっと家庭に働きかけて、そしてそういう心の基礎基本をしっかりとお父さんやお母さんに作っていただく、そういう家庭とのコミュニケーションを緊密にとるということは非常に大切なことであると思っております。

ですから、地区懇談会でもお話ししておりますが、やはりどこかのところだけが一生懸命にやってもこれは成り立たない。家庭も、それから学校も、そしてその周りを取り囲んでいる地域の皆様にも、そういうような気持ちで子どもたちをはぐくんでいただきたいと、そう思っているわけでございます。学校が一番取り組みやすいところと申しましょうか、そういう手がかりになるところだと思いますので、先生方にはそういった面で一生懸命頑張ってもらおうということで、私もそのように先生方にお願いしているところでございます。

○議長（林 正一郎） 65番、神子功議員。

○65番（神子 功） いろいろ具体的にありがとうございました。

今回私が質問した内容については、新しい市になった、今やらなければいつやるのか、今提案しなければいつ提案するのかという気持ちで今回一般質問をさせていただきました。一番最後に教育長がおっしゃられましたように、学校での方向付けをしっかりとさせていただいて、そして家庭との結び付き、行ったり来たりのキャッチボールがいかにかできるかというこ

とが子供の幸せを作るものだと思いますし、伊藤市長におかれましては、市民といかにキャッチボールができるかということが、市民のまちづくりに本当に大きな位置付けとなるというふうに思っております。

そういった意味で、今幾つかの事業についても担当課長から話がありましたように、1年で終わるもの、あるいは3年から5年かかるものということについても十分に検討していただいて、県に言わなければいけないことはまとめてすぐに言っていただく、県から国へ言っていただくことはすぐに言っていただくという行動をスピーディーにさせていただいて、まちづくりというものをお互いにやっていくという気持ちをひとつよろしくお願いしたいのが一つです。

それから、保育所の関係なんですけど、やっぱり非行の問題については、だんだん大きくなっていくに従って、いつの間にか何か悪い子どもたちができてくるという、そういったことがあるものですから、ぜひ保育所の時に、あるいは幼稚園の時に何かに触れる機会を、地域で、あるいは保育所でも行政でも作るようにして、同じ子どもたちが将来、次代を担うということで、市のまちづくりのために今から大事なんだということを、やっぱりお互いに理解を示してやっていくことが大事だと思います。

もう一つ申し上げますけれども、旭市内の中には健常者ばかりおりません。耳が不自由な方もおりますし、それから突然難聴になった人もいるし、足がなくなった人もいます。障害者と言われる方もおります。そういったまちづくりも一方では進めていかなければなりません。したがって、きょうは保育所の問題を出しましたが、例えば、歌を歌ってそこに手話を入れたときに、やっぱり耳の聞こえない方の思いをそこで子どもたちが理解するというのも一つの方法かと思います。旭市の全体のことを考えて、健常者、そして障害者のまちづくりということも含めて、市長にはお考えになっていただくことをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（林 正一郎） 神子功議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 5分

再開 午前11時16分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 藤 田 昌 功

○議長（林 正一郎） 引き続き一般質問を行います。

35番、藤田昌功議員、ご登壇願います。

（35番 藤田昌功 登壇）

○35番（藤田昌功） 2005年第2回定例議会において、市民の声を代表して一般質問を行います。

私はこの7年間、毎回の議会において質問を行い、そして市長はじめ市の執行部の皆さんにいろいろと意見を述べてまいりました。今回、私はこれで引退いたしますので最後の一般質問ということになります。したがって、少しゆっくりと話をさせていただきたいと思います。ただ、なるべくなら12時には終わりたいという気持ちがありますから、5分程度はあるいは超過するかもしれないけれども、お許しを願いたいと思います。

今回、私は二つの問題を提起いたします。一つはコミュニティバスの問題であります。

これは私は、当選をした時の次の議会、つまり'99年6月の議会に初めて提起をいたしました。その時に前加瀬市長でありましたけれども、端的に言いますと木で鼻をくくったような返事をされました。予算がない。当時、議員であった伊藤市長もあまり賛成はしないという具合に言明をしておられたわけですが、その後しつこく私は毎回のようこの問題を取り上げて質問しました結果、現在では、市のコンセンサスとして公共交通網というものは必要だという具合に認めていただいています。したがって、それを前提として私は提案をするわけです。直ちにこれを行えということはなかなか言いにくい。今後ぜひこの方法でやっていただきたいという意味での提案であります。

幾つかの問題がありますけれども、基本的に市長も同じお考えだと思いますけれども、要するに合併をした旧1市3町、これが早く一体化すること、これこそが合併の成果の基本であろうと思います。そのためには市民がいかなる地域においても交流が可能だということが必要にならなければなりません。

例えば、あえて言わせていただくなれば、干潟の一番奥の方から中央病院に来る、これに

ついてしっかりとしたルートがある、あるいは買い物にこの国道沿いに出てくる、これが可能であるかどうか、こういったことは大変重要だと思います。もちろん一般の方は自家用車を持っていますから利用することはないと思います。しかし、では車を持たない者はどうなのか、あるいは高齢で家族に頼らなければ動けないというような方があった場合、もし車が無ければその方は動くことができないわけです。したがって、何としてもやはり公共交通網というものは必要です。私は都市基盤整備の基本だということをたびたび申し上げました。この考え方については現在市長も同じだろうと思います。

そこで、コミュニティバスについて、私は新しい構想のもとに整備をすべきだと考えております。その一つは、四つのブロックに分けてそれを考えた方がいいのではないかと。旧1市3町という考え方ではありません。それをブロックとして考えていくことが必要であろうかと思えます。

実は、きょう私は地図を示して私なりの構想を示そうと思ったんですが、夕べ作ってしましたら、でき上がったのはまるで幼稚園のぬり絵みたいになってしまいました。あまりみっともないので、出すと発言が恥ずかしくなってしまうものですから、きょうは持ってまいりませんでした。

でも、4ブロックというのはごく大ざっぱに言えば、飯岡を中心とする東南ブロックといえましょうか、それから、海上と言っても東庄町に近い所からあのがけの下の地域を含めて、この海上から江ヶ崎あたりを通して、そして出てくるコース。それから、先ほど例に挙げたけれども、干潟の一番奥の辺りからやはり同じように出てくるコース。これは旧旭市の北部を含めた、いわゆる谷丁場あたりを含めたコースとして考えてもいいのではないかと。そして、それに旧旭市の西南ブロックといえましょうか、中心も含めてですけれどもブロックという具合に考えて、これをそれぞれ整備をしていただきたい。

私は、下手くそな地図を塗っている間に何を塗ったかというと、人家が集中している地域、それを塗ってみました。はっきり言って相当な偏りがあります。例えば、先ほど言いましたように海上ブロックでは、地名で私はあまり詳しくないんですが、がけの下の東庄町からつながってくる長い地域、あの地域というのは人口が集中しています。それから、坂を上がっていった上の小学校の近辺にもかなり人口があると思います。そうすると、その地域を中心に、そして飯岡駅、海上支所、そして真っすぐ出てくれば、いや応なしに江ヶ崎に入るというような感じになりますけれども、この辺りが人口が集中地です。

こういったことで考えてみて、この四つの分割の提案をしますと、私が予想する答えとし

ては、例えば西北ブロック、つまり干潟を中心とする地域ですけれども、この地域については利用者が少ないという回答があるであろうということが容易に想像できます。

なぜかと言えば、最初に四つのブロックに分けまして、現在も運行している旧旭市の地域、ここには人口が大ざっぱに言って2万7,000人います。したがって、これはそれなりの需要が当初から見込めます。それに対して西北ブロックをカバーするコースというのは、私が見たところでは大ざっぱに言って9,000人です。とすれば3分の1ですね。そうであれば、最初からその需要が少ないことは分かっています。それでは需要が少ないから切ってしまうのかと、干潟の地区にはバスは要らないということになるのかどうか、ここが行政の方向性だと思っています。まずこの4ブロック分割ということの一つ提案したいと思います。

次に、現在のバスの運行が3往復6便ということになっています。これは利用度の点から言って十分とは言えないのではないかと。せめて午前中に2便が走り、午後も最低2便が走る。2便というのは2往復という意味ですけれども、このぐらいは最低必要なのではないだろうか。そうしますと1日4往復。今はだいたい3往復ですから、それよりも1往復増える形になりますけれども、このぐらいは最低必要だと。これをやれば需要はそれなりに、現在3往復でやっている、それに比例する形の需要は出てくるのではないかと、私はそう考えています。

それから、3番目の提案、これはもう既に一致をしていると思いますけれども、このバスは必ず支所、それぞれのブロック別に分けた場合の中心になる支所があるわけであります。これは必ず寄らなければならない。と同時に、やはり行政の中心たる市役所には必ずこのバスが来なければいけないと思います。支所では用が足りないという部分が多くありますし、まちの皆さんにはちょっと聞きにくい言い方になるかもしれないけれども、将来的に市に集中してしまう可能性もあるわけです。その場合に、周辺の地域の皆さんが行政の中心たる所に来られないというようなバスの運用の仕方であっては、決して市民にとってプラスになるとは言えません。したがってこれもぜひ取り組まなければならない。

さらに中央病院、これは大変希望が多い。私ども党としてアンケートをとりました。この中でも、現在運行している例えば飯岡のブロックなどでは、ぜひ中央病院まで運行を延ばしてもらいたいという話が多く出ております。したがって、この三つの地域といいましょうか、箇所といいましょうか、これはぜひ各コースに取り込んでいただきたいということを考えます。

さらに、これにそれぞれの駅が入ってくると思います。それによってかなり、単に行政機関、公的な施設を回るだけではなくて、やはり市民の交通の便をカバーするということにな

りますから、これはぜひ考えていただきたい。

これは、各コースともにこの地点というのはすべてカバーをするように、それによって市内の中心部というのはかなり公共交通網が整備をされてくると考えています。と同時に、これによって、例えば違ったブロック、飯岡ブロックから旭市の西のブロックへ行くというようなことも何とか可能にする、そういったことが必要なのではないだろうかと思います。

それから、これは前回提案をさせていただいていますけれども、ぜひ専用バスを買っていただきたい。どんな形でもって運用するかということはあるんですけども、仮に4台買ったとしても五・六千万円あれば買えるはずなんですね。それによっていわゆるランニングコスト、毎年の経費というのは下がります。ですから、ぜひこれは買っていただきたい。なぜかという、現在のバスは、この前も言ったように普通のバスを使っているんですね。公共交通網を旭市のバスとしてやるなら当然ローデッカーを持っていたいただきたい。つまり床の低い、お年寄りが乗りやすいバスですね。そういったものをぜひ買っていただきたい。

さらに蛇足を言うなら、私はぜひ音楽を流すべきだと、これは実は最初のころに提案をしたんです。それで鼻も引っかけられなかったとか笑われました。だけれども、これはなぜやるかという、私はこの前の時にも申し上げました。要するにアカウンタビリティという言葉がある。行政の報告ですね。今、行政が何をやっているかということを報告することです。それは結果報告は必要なんだけれども、それだけではない。現在行政が行っていることを市民に知らせていくということ、これが必要だと思うんです。そのためにはバスが音楽を流して走る。先ほど神子議員がおっしゃったけれども、クラシックを市民にもっとポピュラーなものにしたいとおっしゃった。私もそれは大いに賛成なんです。私は最初に提案した時に、ぜひコースごとに違った曲をかけて、そして「運命」が流れる、これは市役所行きだと、こんな感じでやったらおもしろいのではないかということを提案したことがあります。

ともかくそういうようなものとして、絶えず市民に対してPRをしていく、それがまた利便度を上げることでもあるんです。走っているならば乗る。今は走っているんだか走っていないんだか全然分からない、これではだめですね。

（「質問の要旨、一般質問だから」の声あり）

○35番（藤田昌功） 質問ではない提案をしているんですよ。

さらに、飯岡ブロックの中では現行の制度をぜひ維持するように努めていただきたい。これもアンケートの中に多く出てきました。飯岡ブロックではぜひ現行の制度を維持してほしいという意見がありましたので、これは私としてはぜひ強調しておきたいと思います。

大ざっぱに言って以上の5点を私はバスの問題の締めくくりとして提案をしたいと思います。

さてその次の問題です。2番目の問題として、私は新しい歴史教科書の問題を取り上げたいと思います。先ほど質問の要旨をというやじが飛んだけれども、これはもっと質問の要旨が分かりにくいという点があると思います。だけれども、これは私としてはぜひ質問しておきたいということで最後に取り上げることにしました。

この夏、教科書の採択が行われました。その中で「新しい歴史教科書」扶桑社というところが発行する教科書について、全国的には0.4%の採択率であったと言われています。私としては安心をしたというのか、そんなにあるのかなという逆の感想がありますけれども、この教科書には大変問題点が多いということ、これをぜひ議員の皆さんにも知っていただきたいということがあって発言をするわけです。

この教科書の基本的な問題点というのは、問題点が大変あいまいな形で上手に書かれている。したがって、基礎知識を持たない者が読むと、ああもっともだと思うように書かれているということ、これが一番の問題点です。これは中学生の社会科の教科書なんです。つまり言ってみれば最初の歴史教科書でもあるわけです。その中でそのようなあいまいな書き方で上手に流し込まれるその思想は何かと言うと、天皇制というものが日本の国にとって大事なものだ、そういう感覚です。いわゆる皇国史観と呼ばれるものですね。それをベースにして、それを上手につぎ込む。それははっきり言うと皇国史観という形では表向きに出てきません。しかし、中にいろいろと載ってくるエピソードを通読すればこの問題は理解はできます。

一つ挙げますと、大日本帝国憲法の問題について大変熱心に主張しています。ご承知のように、大日本帝国憲法の第1条というのは「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ということです。これについて一生懸命に書いているというのがこの本なんです。

皆さんご承知のとおり、天皇は陸海軍を統帥したということ、それから行政全般を総攬したということ、つまりすべての権能というものは天皇が持っていた。そして、官吏というのは、公務員というのは、すべて天皇の官吏だった。したがって、いわゆる忠実・無定量の奉仕というものを天皇に対して求められているというのが大日本帝国憲法です。

それでは、すべての権能を与えられた天皇はその行為に対してどういうことをするのか、結果について責任を負うのか、これははっきりと責任を負わないと書いてあります。責任を負わないという条文の根拠は何かと言うと、第3条に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と

書いてある。つまり責任を追及したり批判したりすることは許さないと、それが大日本帝国憲法なんです。その大日本帝国憲法がよい憲法であるということを外国の人が言ったという例を幾つも挙げています。したがって、これは非常に理解しがたいところです。

ご承知のとおり、現在、日本国憲法は確かに大日本帝国憲法を改定するという形であったけれども、その求めているものは全く違ったものです。例えば国民主権という問題、これは大日本帝国憲法の中では問題になりません。先ほど言ったように、すべての権力は天皇に集中している。主権在君ですから全く違った質のものです。その違った質のものをこの中では一生懸命持ち上げようとしている。それは各項目に幾つも見えるところです。

私が通読した中で、江戸時代の話の中に本居宣長という人の話が出てくるんです。本居宣長というのはご承知のとおり「古事記伝」という話を書いた人です。その中で、要するに神世の時代からの神話や、例えば古事記といった古典ですね。こういったものについては丸ごと信じろという具合に言っています。つまり、そういったことに疑いを持つこと自体がいけないんだという思想なんです。

この中では国学を切り開いた者として出てきます。しかし、国学を切り開いたのは本居宣長ではないです。あえて言わせていただくと、例えば賀茂真淵という学者がいる。この人は国学の祖と言われている。そのまた先生には荷田春満という人がいます。国学の巨人と言われた人です。こういった人たちが国学の道を開いたのであって本居宣長ではない。

私は、本居宣長というのは大学者だと思いますけれども、ここに取り上げるならば、例えば賀茂真淵を取り上げるなら話は分かるんです。そうではなくなぜ本居宣長か。それはさっきも言ったように、神世からの伝承や神話というものはそのまま信じなければいけないという、そういう思想を示してある。その中で、いわゆる万世一系ということを生一懸命主張した人です。だからこそこに載ったという具合に私は読みます。これはそういった知識がなければ、ああそういうものか、国学の祖というのは本居宣長なんだと思って少しも不思議はない、大学者ですから。しかし、私も大学者だと思うけれども、大学者であるのは文学者としてなんです。歴史学者としてではない。そのところをうまいことすり替えているというところがあります。その中でもって神話というものを一生懸命やっているわけですけども、私はきょうは……

（「質問は問題点を言ってくださいよ」の声あり）

○35番（藤田昌功） もうちょっとで、最後だからゆっくりやらせてもらいたい。

問題点は、失礼だけれども、皆さんは恐らく日本神話というものについて学んだことはな

いのではないか。皆さんの年代のほとんどの方は学校ではやらなかった。恐らく林議員も勉強したことはないと思うんです……

○議長（林 正一郎） 質問議員にお願いします。意見の場ではございませんので、何を質問するのか、簡単明瞭に質問の趣旨をお願いいたします。

○35番（藤田昌功） はい。しかしこれを説明しなければ、逆に言うと、なぜこの教科書に問題があるのか分かりますか。先ほども言ったように、基本的な知識を持たない者がこれを見れば、甚だもっともだと思えるように書かれている。今言われた林議員もこれを恐らく読んでいらっしゃらないと思う。そうすると、ここにどこに問題があるのかという問題については、今私が意見を述べなければどうしようもない問題だと思っているんです。

と同時に、神話というものを私は尊重したい気持ちがある。私は国文学を学んだものです。したがって古事記も目を通しています。専門ではないからそれほど詳しくはないけれども、その中で私は、例えば古事記を中心とする神話・伝承というのは日本人の文化遺産だと思っているんです。大事なものなんです。だからこれを文学として私は学びました。

しかし、文学として文字どおり文学史上大変すぐれたものであるけれども、これを歴史として読んだ場合には、たちまち荒唐無稽なナンセンスになってしまう。そこが問題なんです。これは社会科の教科書、歴史教科書なんです。ここに例えば神武東征の話が出てくる。神武東征と言ってご存じでしょうか。何人が一体知っているだろう。その話が教科書に載っていれば、ああもっともかということになるんですね。ここが問題なんです。神武東征というのは、神武天皇が九州から出て、そして大和に入るまでの間のいわゆる東征、東へ征討の旅に出たということ、それについてここに伝承として出てくる。これでは歴史の教科書としては問題です。

私は、これから実は神武天皇というのは実在の人物であったかどうか話そうと思ったんですが、先ほどの議長の注意があるから、私はもうその問題はやめましょう。だってこの中で何人かの方は、恐らく神武天皇は実在の人物、歴史上の人物だと思っているでしょう。そうすると、それでは歴史の教科書に載せるのには不適當です。つまり架空の人物だということを話をしなければいけない。だけれども、それが皆さんが承知の上にいるならば今さらこんな話は必要ない。恐らくこれについてどなたかが意見を述べてくだされば分かることがあると思うんですが、ぜひこの辺を私としては知っていただきたい。

だいたい神世から伝わる、いわゆる万世一系、神武天皇以来の皇室が神武天皇を祖先としているという話は、皆さんは普通に聞かされているわけです。だけれども、それは伝承とし

てはあるけれども歴史の事実ではありません。この辺りはぜひ一度勉強していただくと思います、私が今ちょうちょうしない方がいいということであるならばね。

私は、この後、どんどん歴史的なこういった問題がいわゆる右傾化をしていくと考えています。現在の小泉首相の姿勢などを見ればいや応なしに——そう言えば以前、我が国は天皇を中心とした神の国と言った人がいましたけれども、そういう感覚がどんどん進んでいくだろうと思うんです。その時にこういった教科書が生きてきてしまう。私はそういうことがあってはならないという具合に思います。

今回、千葉県では多くの地域で検討した結果としてこの教科書は採択されませんでした。それは、やはり現在の憲法というものを守っていくという基本的なものがあったからだと思うんです。私は、ぜひ教育委員会の方針というか、お考えとして、この教科書についてどのような意見をお持ちか。と同時に、歴史教育というもの、それがどのようなものなのかということもお考えいただきたいと思います。これをぜひ教えていただきたい。神武天皇を抜くとこれだけ短くなってしまいます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 藤田昌功議員の質問にお答えをさせていただきます。

藤田議員の質問で、コミュニティバスに関しては、私が前旭市の市長に就任した時以来の質問でございますから、本当にすっかり暗記をさせていただけるくらいよくお話を伺わせていただきました。そういった中で、私自身もこのバスというのは、特に合併をして全旭市域の皆さん方が、公平に旭市の公共施設等を利用していただいたり便利な生活をしていただく上で、ぜひ必要なものだというようなことで検討はさせていただいております。

今も検討委員会を設けて、どういったコースを走っていただいたら一番効率のよい運行ができるんだろうかということでご意見をいただいているわけでありますけれども、実際に幾ら予算を使ってもいいよということであれば簡単にできるんですけれども、なかなかそうはいかないというのが現実でして、それであれば効率のよい運行をということで、今ご検討をいただいております。

現在、旭市内5本のコースが運行されております。まず旧旭地区でありますけれども、富浦・豊畑ルートが試行運行として運行されております。同時に、飯岡地区では既に本格運行

となっておりまして、朝夕の通勤通学者を対象とした飯岡駅を循環するルートが一つ、それから日中、保健福祉センター利用者を主な対象とした飯岡地区内を循環するコース、この2ルートが本格運行となっております。

それから、干潟地区では栗源町、山田町と共同で現在の旭駅から中央病院へのルートが設けられております。さらに、海上地区では中央病院への利用者を対象としたルートが設けられているわけございまして、こういったものも十分検討させていただきながら、今、検討委員会をお願いをしているところであります。

現在のところ考えておりますのは、まず旭地区の試行運行ルートでございますけれども、平成16年度の実績ですと乗車人数で1万8,973人、平均乗車率で10.4人というようなことで、このくらいの利用者があるということであれば本格運行をしてもいいのではないのかということで、今、検討をお願いしているところであります。

同時に、以前から要望のあった駒込、大塚原、泉川、この辺への延伸というものも、今、検討いただいておりますし、これがもし本格運行をするということになりますと、現在、千葉交通で運行していただいております神宮寺浜線、これは撤退をするというのが千葉交通の考えのようございまして、そういった面まで踏まえながらこの辺は考えなければいけないだろう、そのように思っております。

同時に、飯岡の皆さん方から中央病院への乗り入れを検討していただきたいということについては、これも率直にそのような住民の皆さんから意見が出ていますよということを検討委員会にお話しをして、そういった形で検討をいただいているところであります。

そういったことで、単純に市内を4ブロックに分けてというご意見をちょうだいいたしましたけれども、これから検討委員会の中でもう少しその辺も含めて検討をいただければと思います。

それから、バスは市でぜひ購入をすべき、それから低床のバスをとということでございますけれども、この辺もこういった形をとった方が有利なのか十分検討させていただきたいと思っております。今であれば、合併特例債等もこれに使えるのかどうか、その辺も含めて検討もさせていただきたいと思っております。何はともあれ、市民が便利な生活といいますか、それも大事ですけれども、それと同時に、併せまして公平な施設の利用ができるようにというようなことも十分目標に入れながら、バスのことは検討をさせていただきたいと思っております。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○**教育長（米本弥栄子）** それでは、藤田議員のご質問にお答えいたします。

小・中学校で使用されている教科書ですが、これは国で文部科学大臣の検定を受けまして、その後県の方に参ります。県でまた千葉県教育委員会として選定いたしましたものを、教科書採択地域ということで、ここの地域は海匝地区ということですが、そこにこういう教科書がいいですよということで参りますので、その地区でまた選定をいたしましたものを教育委員会におりてくるわけです。教育委員会で協議をいたしまして、この教科書ということで決定するわけですが、それはこの地区に合った、子どもたちに合った教科書で偏りのないということが大切であるかと思います。そういうことで私どもは決定いたしておりますので、ただいまご質問がございましたが、この回答からどんな意見を持っているかということをお受け取りいただきたいと思います。偏りがいい教科書ということでございます。

○**議長（林 正一郎）** 35番、藤田昌功議員。

○**35番（藤田昌功）** バスの問題は本当に市長も耳にたこかもしれません。私もこれが最後になるかと思いますが、ほとんど一致をしている。ただ問題は、金の問題だという具合におっしゃっています。例えば、今、干潟から海上を通過して中央病院へ行くバス、これは今まで金がかかっていたわけで、これは当然取り込むことになるわけですね。コミュニティバスが走ればこれは廃止になる。そうだとすると、年間で600万円ぐらいかかっていたんでしょうか、そういった費用はまた浮いてくるということになる。したがって、合理化をすることは必要ですけれども、きちんとあるべき所にあるような形というのは私は可能ではないか。市長の発言の中で、例えば合併特例債を使ってバスが買えないかどうか検討したいというお話があった。これは積極的な発言として私は受け止めさせていただきたいと思いますが、よろしいんでしょうか。ということで、私は市の行政が市民の目に見える形ということ、これをぜひ考えていただきたいと思います。

それから、教育長のお話、見当はつくだろうということでおっしゃっているわけけれども、教育長はこれをお読みになっただろうと思います。その中で私が申し上げたようなことをあるいは感じ取られたかもしれない。今回はともかく、先ほど申し上げたように、やっぱり我が国の現在の右傾化の方向というものは決して油断ができないといひましようか、黙視できないものがあると思います。

だからその辺りで、例えば文部科学省が持ってきたから、それで検定を通ったからいいんだということにはならないわけで、あえて言わせていただくと、文部科学省がそんなにすばらしいのなら、今、教育はこんなに混乱してはいないわけですね。この50数年間、文部科学

省の方針がぐらぐらしていた。しかも、言っては何だけれども、本当の意味で日本国憲法を踏まえた形の教育方針が出されなかったと私は思っているわけで、その中から教育の混乱は起こっているのかもしれない。そういったことがありますから、文部科学省一点張りではこれは困るので、そこら辺のところはぜひお考えいただきたいと思います。この問題については、もう一度教育長、答弁をいただけますか。読まれてどのような感想を持たれたか、そこは教えていただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） コミュニティバスに関しましては、先ほどお答えしたような方針で今取り組んでいるところであります。

同時に、一つだけお願いをしておきたいのは、例えば山田町、栗源町などと一緒に行っている事業については、そちらの町の意見も十分考慮しなければなりませんので、その辺はひとつお察しをいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） ただいまご説明いたしましたように、何段階も経て、そして教育委員も5人おりますので、それぞれ協議をしまして決定いたしますので、先ほども申し上げましたように、偏ったものはやはり子供たちには与えられませんので、そのように考えております。

○議長（林 正一郎） 藤田昌功議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 菅佐原 滋 之

○議長（林 正一郎） 引き続き一般質問を行います。

57番、菅佐原滋之議員、ご登壇願います。

（57番 菅佐原滋之 登壇）

○57番（菅佐原滋之） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

旭市がスタートして早くも4か月余り経過いたしました。先ほどの藤田議員同様、私もこれが一般質問の最後になろうかと思えます。ご答弁の方を適切にお願いしたいと思えます。

合併という大事業をなし遂げたのですから、多少の変化は覚悟しなければならないと思っておりますが、住民皆さんの感じ方はいろいろであろうと思えます。住民から見たときに、サービスは高い方へ負担は低い方へという合併の基本理念の中で大所高所から見て方針を立てることもあるでしょうし、また長期的見地から、合併のこの機会をとらえて方向を定めていく場合と、いろいろのスタンスが考えられます。どんな場合でも、その判断の基本は住民の長期的な幸せを第一に置かなければならないことでもあります。その一つの例として、1市3町がそれぞれ所有しておりましたバスの使用についてお伺いをいたします。

旭市バス使用要綱第1条によると、「適正な管理及び効率的な運用を図ることを目的とする。」とあります。使用の範囲についても、私ども旧干潟町の場合では所管が教育課であった関係もあってか、むしろ学校行事、すなわち生徒中心の運用がなされていたのであります。合併された後の所管は総務課と聞き及んでおりますが、この4か月余りどのような使われ方をしてきたのか、学校関係の使用に際してどのような配慮がなされたかお伺いをいたします。

市所有のバスはその目的に沿って運行されると思いますが、特にどのような点の審査が行われるのかお伺いをいたします。

また、この際審査方法についても伺います。いつ、どの時点で、何人ぐらいの方々がどのような項目について審査されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

この市のバスの使用申請から配車の決定までの順序とその要する期間についてお伺いをいたします。

バスの申請に基づき運行した後、使用者から報告書のようなものは提出されているのでしょうか。私は、バスの運行は研修バスという旧干潟町の運用の基準が頭から離れないものですから、このことも併せてお伺いをしたいと思います。

合併しても1市3町1台ずつ、現実に4台です。1台は飯岡荘専用みたいなものでしょうから、そうしますと、原則、申請の順序により運行が決定されるとありますから、申請が重

複することも多々あると思いますが、その時の対応についてお伺いをいたします。

要綱によりますと、第8条に「バスの使用料は、無料とする。」とあります。先ほど来の市長の答弁の中にもるるありましたように、サービスは公平でなければならないという大原則がございます。申し込み順に決定されて無料で使用できる利用者と、次の申し込みはいっぱいですからだめですと、そうしますと全額自己負担になる、この現状をどう考えているかお尋ねをいたします。

次に、塵芥処理の問題についていろいろお尋ねしたいと思います。

塵芥の問題については、近年、とみに大きな社会問題となってきました。新市の市長が就任第1日目の仕事がこの種の対応であったということも、残念ではありますが事実であります。適正な処理を自治体はその責任において行わなければならない、これは法律に定められたところでございますが、新旭市は合併前から一部事務組合を作り、その一部を民間に委託しながら効率的な処理を行ってきたところであります。

その歴史は、昭和50年代の中ごろから収集・運搬の仕事は民間委託の方向が検討され、60年代に入ると確実にその方向が現実のものとなったのであります。私も昭和62年に議会議員に当選させていただいて塵芥組合議員となり、一貫してごみ議員として過ごしてまいりました。この経過については承知しているつもりであります。官と民が合理的に組み合って事業を進めていくという、今の日本全体の流れを地方行政の中でいち早く取り入れていた、そんな流れを作ったのは塵芥組合ではないのかと思っております。しかしながら、近年の事業の基本的進め方に大きな変化があるように思われます。これらの民間委託事業の方向性、基本的考えをこの際伺っておきます。

次に、資源ごみの処理は、現在、共同リサイクルという会社に委託しております。施設は組合のものでございます。今後の方向についてどういう選択をなさるのかお伺いをしておきます。

また、次にステーションからの収集委託を行っております。これは組合の働きかけ、PRと住民各位の協力で、いわゆるごみの減量、このことに目鼻がつく、そういう数値が出つつあります。この結果ステーションに集まるごみの量が減りました。減る傾向にも十分あります。そんな中で1台当たりの収集量が少なくなってきました。非常に喜ばしいことですし、組合の努力の結果を褒めたたえなければいけないことであります。しかしながら、一方で収集量が少なくなったにもかかわらず収集車の数が同じであります。これは財政上大きな問題でもあろうと、一方でこういう努力をし結果が出たのであれば、当然のことながら台数

を減らす、あるいはコースを検討する、そのようなことが早急に行われてしかるべきであろうというふうに考えます。この将来像についてお伺いをいたしとうございます。

このことに関しては、民間委託の発足当時、昭和50年代の後半、60年代の最初であります。組合がお願いをして委託を受けていただく、そういうような状況であったことを聞き及んでおります。しかし時代は大きく変わりました。平成の17年であります。随意契約で毎年上積みする方法はやめるべきであろうというふうに考えます。すなわち民間委託事業にしても適正な競争があつてしかるべきでしょう。ましてごみ減量が現実のものとなった今、絶対に必要な措置であろうと考えます。収集量の減少だけではないでしょうが、作業が午前中で終わってしまうのが大方の様態であります。実態に合った取り組みが肝要かと思いますが、市長の所見を求めます。

次に、焼却作業についてお伺いをいたします。

先にも申し上げましたが、民間に作業委託をする方向を選択して、その方向に動いたと承知しておりました。長い塵芥組合の歴史の中でやっとその目鼻がついた、その方向が定められたと思っているやさき、現実には今、職員の方々が焼却作業を実施されている。いつの時点でどんな理由で方向が変わったのかご説明をいただきたい。合併前の3市6町の広域化の方向と考え合わせれば大きな間違いではないのかと思いますが、理由と方向性を示してください。

最近建て替えがなされている施設では、現場の作業は民間に委託されているのがほとんどです。直営でなされる現場は全く聞いておりません。広域化の計画が持ち上がった時点でも、当然のことながらそれに向かって民間委託を考えていたのでありますが、それが大きな変化をしたその理由についてお尋ねをして、1回目の質問は以上で終わりますが、再質問は自席でやらさせていただきます。

先ほども申し上げました、菅佐原としては最後の一般質問です。どうぞ的確なご答弁をお願いして、1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、市バスの関係について私の方から答弁させていただきます。

まず、1点目の合併後4か月余りたつがどのように使ってきたか、また学校はどのように使っているのかというご質問ですが、平成17年度合併後の利用につきましては従前どおり行

っております。ただ、その中で利用時間や運行距離については、要綱で規定しております範囲内で利用するようお願いをしております。

それから、2点目の審査方法でございますが、市バスの使用要綱、先ほどおっしゃいましたその中の第2条及び第3条に該当するもので、かつ観光やレジャー目的でないこと。それと審査項目でございますが、目的、それから運行範囲、運行時間、運行経路、利用人数等でございます。

それから、使用申請から決定までの期間とのことでございますが、学校行事につきましては3か月前から、それから各種団体につきましては2か月前から予約を受け付け、この時点で、先ほど申し上げましたが、項目等の内容を確認し、申し込み順に決定しております。

それから、申請書の提出につきましては、利用人数等を確認するため名簿も一緒に提出していただくことから、2週間前までをお願いしております。申請から決定までの期間でございますが、その名簿を提出していただいた後、だいたい3日から5日の範囲内で決定の通知をしているところでございます。

それから、申請が重複したときの対応ということでございますが、現時点では、市の行事につきましては庁内LANによりパソコンから利用状況が確認できます。また、各種団体につきましては、電話等により事前に照会があるため重複しての申請はございません。また、学校行事及び夏休みに利用の多い子ども会行事については、教育委員会で調整をいただいております。

それから、5点目の、申し込んでいっぱいの場合、要綱では無料になっているがということでございますが、先ほど申し上げましたように、電話等で問い合わせがあったとき、この日は入っておりますので、できればほかの日に利用していただけませんかと、そのような指導を行っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） それでは、2点目の民間委託事業の基本的な考え方について、

（1）の方からお答えしたいと思います。

現在、資源ごみにつきましては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律及び分別収集計画に基づき、平成9年から分別収集を実施しております。収集した資源ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の規定による委託基準に適合した委託業者の従業員8名と臨時職員4名で、必要に応じ分別、圧縮、梱包等の処理を行っており

ますが、残念ながら混入ごみが多く、手作業の選別への依存度が高いのが現状です。

委託業者につきましては、平成9年度は7業者による企画提案方式、平成10年度は5業者による見積書の提出、平成15年度は8業者の指名競争入札により業者の選定及び契約を行い、現在に至っております。資源ごみの選別処理業務の委託は、入札の方法、参加資格、委託の範囲、雇用の創出等につきまして十分検討し、来年度に向けて見直しを行い、処理コストの削減に努めたいと思っております。

次に、2点目なんですけれども、塵芥の収集委託業務の現状と今後の方向についてでございます。ごみ収集業務については、特殊な車両を確保する必要がある等の特殊事情を考慮し、以前から同一業者と毎年随意契約で委託しております。しかしながら、近隣の銚子市、八日市場市外三町環境衛生組合、佐原市、成東町、東金市等が既に入札制度を導入しております。本市としてもこのような近隣の状況や時代の趨勢を無視することはできませんので、入札制度の導入に向けて十分内部検討を行いたいと思います。

それから、3点目の焼却作業の方向でございますけれども、焼却施設については、現在、職員9名、臨時職員4名で作業を行っております。焼却施設の委託につきましては、現在従事している職員が非常に年齢が若く、しかも勤務年数が少ないため、当面民間委託は難しいと考えております。近年新設の焼却施設につきましては、議員ご指摘のとおり民間委託が主流となっておりますので、東総ごみ処理広域化推進協議会における広域ごみ処理施設計画の中で考慮し、対応していきたいと考えております。

なお、焼却施設の運転業務につきましては、平成15年1月でございますけれども、それまでは、菅佐原議員がご質問の中でおっしゃられたように、東総塵芥組合といたしましては全面的に、収集・運搬から始まりまして焼却施設の運転まで委託の方向で進められてまいりました。しかしながら、平成15年1月になりまして、ちょうど時期的にも退職職員が増えまして、委託にすべきかどうか再検討の際に、結果的に自前で行うと、職員で処理をするという方向になってしまいました。

理由でございますけれども、その当時の資料を見ますと、職員の初任給の給料、8名分になりますけれども積算等がされておまして、それと民間の一般的な委託料、それらを比較して、金銭的あるいは安全性等を考慮して、結果的に組合で直接職員が運転するという方向になったものと思われます。

民間委託の事業の基本的な考え方ということになりますけれども、今の3点、資源ごみの処理あるいは収集・運搬の委託、それから焼却場の運転、これらが委託の一番主流になろう

かと思いますが、総体的に考えますと、やはりごみの広域化に伴い委託が望ましいのではないかというふうに思っておりますので、広域のごみ処理計画の中に提案し、委託の方向で進めたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 57番、菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之） 再質問をさせていただきます。

今、総務課長から答弁をいただきましたが、要はサービスの公平を期す、そういう意味で重複が全くないとは言えないでしょうし、それにこの問題は、いわゆる公平なサービスを長年行っていくという中にあって、むしろ私は、市のバスは最小限にとどめおいて、言うならばやめてしまって補助金制度に置き換えるべきであろうと、そうすることによって公平が期せるのではないかという提案をしたいと思います。

私の試算では、これは旧干潟町当時に算出したものでございますけれども、これは一般職でしたけれども、人件費といわゆる燃料費あるいはその他車検であるとか修理であるとか、いろいろあろうかと思いますが、おおむね1,000万円を超えた経費がかかっております。それで、運行しているのは、新旭市になってもそのようですが、おおむね200件前後だというふうに聞いております。すなわち単純計算しますと5万円です。その5万円が、要するに一番最初の人は全額、これは実際に経費を、駐車場や高速料金以外のいわゆる運転手の人件費であるとか燃料費を取れば、運送法の違反になりますから取れないわけです。そうしますと2番手の人は全額負担で、1番手の人はその部分について市のバスが利用できたという不公平が生じる。したがって、これは補助金の制度に置き換えるべきが公平を期すことにはしないか。

しかし一方では、やはり安直にと申し上げたらあれかもしれないけれども、安易に利用できる、率直な形で利用が約束されているということも必要でしょう。したがって、民間バス会社との、今、民間の中小の青ナンバーの営業許可を持ったバス会社はいっぱいあるはずですから、規制緩和の中でそういう方たちの大小のバスが契約によって利用できるのではなかろうか。もし同時に3台でも5台でもということになれば、その管理会社の契約会社がそれを見つけてそれに充てる、そういうことが可能になるのではないか、そういうふうに考えますので、このことはぜひご検討をいただきたい。

また、それこそ市長の言われる公平なサービスになりはしないか。ただ、民業を圧迫してもいけません。要は先ほど総務課長が答弁のように、観光目的でやったり何でやったりとい

う、いわゆる市バスのスタートですから、その中身がぶれるようなことがないように、要するに審査というのは適正に行われなければならない。その上では、やはり私どもはどうも研修目的というのが頭の中にあるものですから、事後の報告と申しますか、計画どおりこうやってこういう成果が上がったということが必要なのかなど。そうすることによってより適正な運行がなされ、効果があがるのではなかろうか。それと同時に、より多くの人に利用される、利用されやすい方法を研究していただきたい。

それと同時に、今考えられているのは、小・中学校の生徒のいわゆる対外試合であるとか、あるいはほかへの問題であるとか、遠足はどうか知りませんが、部分的に出張しなければならない、そういう時に父兄負担を少しでも減らして、有効的な中で試合なりその目的が達せられるような、達せられやすいような、そういう方向をご検討いただきたい。

何も一律の金額でなく、人数によるとか、あるいは距離によるとか、いろいろ検討する部分はあるかと思いますが、とにかく利用の申請のできるだけそのとおりに利用がされるような、そういう計らいをすることが肝要ではなかろうかというふうに思います。このことについて市長のご見解を承りとうございます。

それともう一つ、市のバスが運行されれば、当然のことながら道路上でいろいろなトラブルもあろうかと思いますが、事故があろうかと思いますが、そのリスクは、今私が申し上げましたような形ですとよけることができる。そういうことも大きなメリットではなかろうかという思いもいたします。だからといっていいかげんな運転をするということではない。相手もプロですから、そういう点では非常に合理的な方向が選択できるのではなかろうかというふうに考えます。特に、学校関係の利用が集中するであろうそのことが、どうもやっぱり3台のバスで、本当にもともと遠慮して申請をしないみたいな、そんな話も聞いております。ですから、今まで重複が非常に少なかったということは、ある意味ではそのことを先読みしているのかという思いもいたします。ですから、そのことについてどのような方向で検討なさるかお伺いをいたしたいと思います。

次に、塵芥の問題でございますけれども、順序がちょっと狂いますけれども、焼却作業をいわゆる平成15年まで、いわゆる民間委託の方向でずっと検討してきたわけです。それで、突然に職員が採用されまして、いわゆるこの方向と申しますのは、職員が焼却作業に当たるという方向に改められた。このことはいわゆるごみ処理事業の広域化に逆行するものだったというふうに感じます。ということは、先ほど申し上げましたように、新設の施設では、千葉県あるいは関東、ある部分ずっと調べてみましたけれども、新設されたものについては職

員が直営で焼却作業をしているというのは、教えてもらいたいくらい無いです。古いものが引きずっているというのはあります。

ですから、このことについては今まで昭和50年代の半ばからその方針を決めて、職員が定年になれば補充しないで民間に委託していくという基本方針がこの年で揺らいだのかなという思いがしてなりません。それは、今、何町村か協議会から抜きたいみたいなことで暗礁に乗り上げている部分もあるやに聞いていますけれども、そのことが平成19年対応ということでもとても間に合わないということになるんでしょうが、しかし早晩、排ガスの問題や何かでもって広域化をして、ごみの処理を24時間でやらなければいけないだろうと。ダイオキシンの発生量を0.001ppmぐらいに落とさなければいけないということになれば、現状の中ではとてもクリアできる炉ではないわけですから、それを今、長期展望の中に置いておいて、職員の採用あるいはこの方向を選択なさったというのは大変な誤りではなかったのか、このことについて市長の率直な感想というかご意見をちょうだいしたいと思います。

それと、先ほども申し上げましたように、ステーションに集まるごみは漸減しております。これは、ごみ減らしの努力というかPR、住民の協力、これが効果を上げつつあるというふうに理解したいと思います。

ただ、一方で事業系のごみは増えているというふうに数値として出ているようですから、その点、どういうふうに理解すればいいのか苦しむ部分もありますけれども、現実の問題として、今、ステーションに集まるごみが少なくなって、集めている方々の作業時間というのが極めて少なくなってきている。それで、相変わらず随意契約で累積されるものですから、今、たしか104万3,700円、そういう金額が毎月払われている。ただ、粗大ごみや資源ごみの車両については単価がもっと安いんですけれども、そういうようなものが払われている。せっかく一方で成果が上がったのに、相変わらず同じ台数が動いて同じ金額が払われている、これは不合理だと、ぜひともそれは善処してほしいというふうに思います。

それと、今までこの車両の、今、環境課長から答弁がありましたようにすべて随意契約です。もうそんな時代ではないと思います。競争があってしかるべきだろうというふうに思いますし、そうすることによって財政的にも幾らか浮くのではないかと。

ただ、ごみの処理は一方では市長の責任ですから、そうしますと、増えた事業系のごみは、その人たちが今の発想の中で、ステーションを回ってごみを集める収集業務委託車両は減るであろうという前提に立って申し上げております。そうしますと、その人たちも生活がありますから、当然のことながら事業系の許可、許可を出すのも市長です。許可権者は今までは

組合長でしたけれども、今度は7月1日からは市長のはずですから、市長がそちらの方に振り替えると言っては何ですけれども、そういうことになるのか。そうすることによって、ほぼ同じ数量のごみが出た時に、事業系もしくは組合委託車両、どちらかがきれいに収集して、ストックヤードへおさめるというような形になろうかと思います。したがって、まずはステーションからのごみの収集業務についての委託の方法をもっと具体的に、今、入札という話が出ていますけれども、いつ、どんな方法で決定をしますか。それで平成18年度からはそれが決定されるのかどうか、そのことについて伺いをいたしたいと思います。これは当然のことながら来年度の予算に関与するものでございます。ですから明確なご答弁をちょうだいしたいと思います。

それといま一つ、資源ごみの委託については、あの施設そのものは東総塵芥処理組合が企画し設営したものです。それを今現在は共同リサイクルという会社に作業委託をして、それで適切な処理を行っているということでございます。このことについて将来ともこの方法とられるのかどうか、やめられる、あるいは変えられるということにすればどうなるのか、その辺も伺いしとうございます。

まずは再質問のご答弁をちょうだいしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、菅佐原議員の再質問にご答弁を申し上げます。

まず市バスの運用の件でございますけれども、これは率直に言わせて、私も菅佐原議員とほぼ同じような考えを持っています。できれば補助金制度に変えるべきではないのかという考えを持っていますので、そういった方向も含めてこれから検討をさせていただきたいと思えます。

それから次に、ごみの問題でございすけれども、焼却場に平成15年職員を採用して、職員による焼却作業に当たさせたのは民営化に反するものではなかったかということでございすけれども、これについてはその当時、ちょうどいい職員が臨時募集をしたら集まってきた。私が正直言って管理者ではございせんから、そのいい、悪いは避けますけれども、当時相談を受けたのは、そういったことで非常に優秀な職員が集まってくれたから、そういった職員であれば、ごみの広域化を当時から模索しておりましたから、そういった時までの間なら十分それでつなげるだろう、そのような考えのもとに実施をしたように覚えております。

正直言って、これから広域化で行うごみの処理場等が、民営化も当然含めて考慮していく

でありましょうから、そういった中で民営化をするということであれば、あの職員の皆さん方であれば、十分そういった中でも活用をしてもらえだけの能力を持った職員の皆さん方ですから、そういった方向でお願いもできるでしょうし、同時にまた、あの地区には東総衛生組合があったりというような形の中で、一つ組織の中でというような考慮もこれから配慮もできるのではないかと思います。いろいろな意味で、これからどうやったらごみの処理という問題が市民の皆さん方に負担が軽くて済むのか、そういったことを十分配慮しながら検討をさせていただきたい、そのように思います。

それから収集委託、ごみの量が減っているにもかかわらずという問題がございました。正直言って勉強不足で、あまり詳しいことをきちっとつかんでおりませんものですから、しっかりと勉強させていただいて、そしてどういった方向に持っていったら市民のためになるのか十分検討をさせていただきたいと思います。

ともあれ、この問題は今、東総広域の中で広域化でごみの焼却をしようということを考えておりますから、そういった中で十分に検討させていただきますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

資源ごみの活用の方法についても、そういった中でしっかり検討させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 正一郎） 57番、菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之） 市長の前向きな答弁をいただきまして、財政的には非常に小そうございますけれども、やっぱり切り詰められるというか、当然切り詰めなければならない部分ですから、それをぜひやってほしい。

それと、今、私は申し上げていいかどうかちょっと迷ったんですけれども、いわゆるリスクの分散と申しますか、そういう意味で、残念ながら焼却作業を直営にした直後に大事故を起こしているわけです。それは、いわゆる新人職員が大勢になって、教育が行き届かなかったか監督が届かなかったのか、その辺のことについては私は触れるつもりはありませんけれども、やはり直営で作業をしてきますと、要するに市というか、いわゆる直営ですから、自治体が職員として採用した以上、一生面倒を見なければならないという、そういう部分があります。

しかし、逃れるわけではありませんが、民間委託ですれば、民間委託の方々は熟練した方々を配置するでしょうし、多少賃金の上で、先ほど環境課長が言われるには、新入社員の

給料と委託の給料を並べてみたら新入社員の方が安かったから、そっちを採用したみたいな答弁だったんですけれども、これは皆さんご承知のとおり、日にちがたてば、年数がたてば、当然のことながら職員の方が上向くのは当たり前の話でして、その辺の合理化も含めて、やはり今どこでも民間の委託に切り替えている。

しかも、どうしても広域になりますと24時間体制、今の状況ですと、今の旭市の所有している焼却炉でも、八日市場市のものを足しても1日燃すほどないと、したがって銚子市のもものという。ところが、今の炉ではダイオキシンの排出の部分がどうしても改善できないから、大きくして新設をするという方向を今まで選択してきたわけですが、それがいろいろな理由で頓挫しそうになっている。ちょっと心配していますけれども、いずれにしても合理的な部分を選んでいって、先ほども申し上げましたけれども、短期的でなくて長期的に考えたときにどうなるのか、そのことを念頭に入れて、厳しい財政の中から出すわけですから、やたらと人を増やせばいいというものでないですから、とにかくその点についてご検討をいただく。

それといま一つは、今、市長が言われましたように、市バスの経営についても、これは率直に私の試算では1回5万円なんです。ところが、新装のバスというのはどうしたって3,000万円近くするでしょうし、それが10年もって幾らだと、あるいはその間に車検が1回幾らだと。運転手の人件費についても、今まで各町の対応が違います。いわゆる一般職を充てるのか、あるいは委託の運転手を充てるのか、総務課長ご答弁のように少なくとも2週間前には決まってしまうわけでしょう。ですから、その時に何日のこういう日程の運転をあなたにお任せしたいとか、あるいはそっちでやってくれとか、現状の改善も考えていってほしいと思います。ですから、今採用されている方々がほかに仕事があるでしょうから、十分に活用いただいて、そういう方向を検討していただくのもどうなのかということで、まずは市バスの運転業務に当たる方の身分といいますか、それは今どんなふうになっているかお尋ねをしたいと思います。3台のバスの運転手の方々です。

最後になりますけれども、焼却作業についてはそういう形で、これは当面の問題というよりは、広域化がなった折と申しますか、そんなことになる、展望が先になってしまいますけれども、そういうことを念頭に置いて検討していただきたいということで、まずは簡単なことで答弁いただいて、終わりたいと思います。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 菅佐原議員からのご指摘の件、十分配慮させていただいて、これからのごみの処理問題に当たっていきたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、市バス運転手の身分ですが、旧旭市と旧干潟町につきましては職名は運転手でございます。旧海上町につきましては委託をしております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 菅佐原滋之議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、2時まで休憩をいたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時 1分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高 木 寛

○議長（林 正一郎） 引き続き一般質問を行います。

10番、高木寛議員、ご登壇願います。

（10番 高木 寛 登壇）

○10番（高木 寛） 日本共産党の高木寛です。私は、子育て問題とごみ問題の二つの分野にわたり一般質問をいたします。

まず最初に、子育て支援の充実を求めることについての質問です。

国立社会保障人口問題研究所が行った調査で、2007年を日本の人口が減少に転じる分岐点だと予測しています。国は、少子化の克服のための政策として'03年に次世代育成支援対策推進法を作り、その中で地方自治体に地域行動計画を作ることを義務付けました。当旭市では、それぞれの旧市町の総合計画を基にして、本年3月に旭市次世代育成支援行動計画として公表されました。その中で、施策の展開として、地域における子育て支援の充実では36項目の重点事業や取り組み方針、親と子の健康づくりと福祉の充実では23項目、心身ともにた

くましい子どもの育成では30項目、子どもが安心して育つ安全なまちづくりでは15項目が計画され、今年度を初年度として平成26年度までの10か年計画ですが、前期計画が5年目で見直しがされ、平成22年度には後期計画が策定されますが、毎年、計画の実施状況が把握・点検され、住民とともに進行管理をすると明記されていますが、現段階での状況把握をお示しください。

私は、子どもを産み育てる環境を整備し、子育て支援の施策を充実することが行政に求められることであり、住民の要求を実現でき、子育て家庭にとって安心して暮らせるまちになると思いますが、前期実施計画の目標事業量は余りにも低い水準であると指摘します。

具体的には、つどいの広場事業では5年後までに1か所です。地域子育て支援センター事業は現在3か所ありますが、5年後でも2か所だけ増やす計画でしかありません。乳幼児健康支援、一時預かり事業では現状のままです。何点か指摘しましたが、全体的に見直しをすべきではありませんか。だからといって数値だけを引き上げても、施設整備や人件費などの財政的な保障がなければなりません。市長の見解を求めます。

特に、親と子の健康づくりと福祉の充実にある小児医療の充実の項目での問題で、乳幼児医療費助成制度がありますが、この制度は子どもの命に直結し、子育て世帯の経済的軽減にとって大事な制度です。現在の制度では入院が小学校就学前のお子さんまでで、通院が3歳未満のお子さんまで保障の対象となっています。これを通院も小学校就学前までに引き上げ、子どもの医療費無料化を小学校6年生までに拡大する、このような構想はありませんか。

また、経済的理由から就学困難な義務教育期間中の子どもへの支援としてある就学援助制度の充実を要求します。この制度を利用されている現状の説明を求めます。

この制度は、今まで国が特定財源として補助してきましたが、今度一般財源化され、そのために地方では支援内容や支給額の切り下げを行おうとしています。また、就学援助対象者を狭めようともしていますが、市当局の見解を求めます。

子育て支援の充実を求める質問の最後になりますが、保育料のさらなる引き下げを要求します。合併により、1市3町では低いとされていた旧飯岡町に合わされましたが、それは3歳未満児であって、現在、7階層、9段階あるすべてには及んでいません。市長の明快な答弁を要求して、この問題を終わります。

次に、二つ目の分野のごみ問題についての質問を行います。

最初に、生ごみの堆肥化の推進ですが、一般廃棄物の約3割、家庭ごみの5割程度を占める生ごみを分別・減量することは多くのメリットがあります。

その一つに、分別・堆肥化することで焼却ごみを大きく減らすことができます。水分が多くて燃えにくい生ごみを燃やすための補助燃焼する燃料の節約にもなります。

二つ目は、生ごみの中には植物が育つために必要な窒素、磷、カリウムその他の微量元素も含まれています。これを焼却処分してしまうことは物質循環を途切れさせてしまうことになります。

三つ目は、化学肥料や薬剤の散布によって作物の病虫害被害が広がっていますが、土地の肥沃度は作物の成長、健康に密接な関係があります。有機物を発酵させた堆肥は土づくりのためにはかり知れません。

具体的な取り組みとしては、各家庭から収集して堆肥化センターなどで一括して堆肥化するものや、約100世帯規模の住宅を対象にした小型堆肥化施設を設置して、そこで一次発酵させる施設型、規模を大きくしたコンポスト化プラントを作る。また、新聞で紹介された山田町でのバイオマス事業の取り組みなど、旭市としての構想はありますか、あれば伺います。

また、現在利用されている各家庭での生ごみを堆肥化させる容器への補助金の総枠の拡大を図ることや、電動生ごみ処理機購入補助金を増やすべきではないでしょうか。

また、茨城県取手市で行っているEM菌を米ぬかやもみ殻で発酵させたものを協力家庭に密封容器とともに配布し、各家庭では生ごみとそのEMばかしを混ぜて配布された容器で保管し、シルバー人材センターのメンバーがこれを定期的に回収して、堆肥化工場で3か月寝かせて堆肥に生まれ変わらせるというものです。取扱量としては、月に約8トンの生ごみから約800キロの堆肥を作り出しているそうです。そして、できた堆肥は協力してくれた家庭に配布したり、試験農場で野菜作りや米の栽培に利用していると報告されています。

このような事例を紹介しましたが、旭市では生ごみの堆肥化に対してどのような見解を持ち、取り組みを進めようとしていますか伺います。

次に、分別収集を進める対策についてですが、現在、指定袋で9種類に分別され、4種類の専用袋で回収されていますが、この点についてはどのような見解をお持ちですか伺います。

私は、資源ごみとして回収する専用袋を廃止して、代わりにプラスチック容器のコンテナを通関箱として何度でも利用すれば、無駄な経費としての袋代もいらないのです。

次に、ごみ袋の値下げを求めることについてですが、現在、旭市ではごみ袋の値段は4.5リットル物で10枚で450円、銚子市では300円、佐原市では100円です。旭市は高いと思いませんか。製造原価は幾らですか。まして資源ごみとして回収する専用袋は250円です。これは即刻無料にすべきだと思います。この不況のもと、家計のやりくりをしている市民にとっ

てごみ袋の負担は、たかがごみ袋では済まされない状況があります。明快な見解を伺います。

値下げする一助として、現在ごみ袋を取り扱っている販売店のほかに、行政の公的施設での販売窓口を設ける試みはどうですか。そうすれば、販売店に支払っている1割の報奨金を引き下げ、値下げの原資になるのではないですか。また、指定袋そのものを民間が作り販売まで扱う。当然競争原理が働き、袋単価の引き下げにも連動するものではないでしょうか。

答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（林 正一郎） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（林 久男） 次世代育成支援行動計画の事業内容が計画上低いというようなご質問でございますけれども、議員がおっしゃいました前期実施計画、これは平成17年度から平成21年度まで8項目ございまして、それを5年間で取り組んでいくというようなことで作成をしております。この8か所の中でも延長保育も1か所、市の財政等の問題もあると思いますけれども、そういう中で、5年間で旭市としてどれだけこれをしていけるかというようなことで、旧1市3町それぞれの委員さん方に検討していただいて、新旭市となる一堂に会していただきまして、こういう段階で進めていこうという形で決定したものでございます。

この新しい内容といたしましては、今までなかった休日保育というのも2か所実施している。これは約73%の方が今現在は必要としてはいないということでございますけれども、今後の就労形態の変化とかニーズが予想されますので、これから2か所の検討をしていかなければならないと考えております。そういう新たな2か所というのもございますし、それと一時保育事業というのも6か所から9か所と、3か所増やすということもございます。

それから、地域子育て支援センターも3か所から5か所ということになっておりますけれども、これも今現在、旧旭市と旧海上町の鶴巻保育所とおうめい保育所の2か所やっているんですけれども、これを干潟、飯岡が核となるような保育所で支援センターを設けていきたいと思っております。

いろいろ申しましたけれども、旭市が5年間で進めて完了できるというようなものをこの8項目というような形で前期計画として盛り込んでございます。

それから、保育料ということで、合併に伴いまして7月に保育料の見直しをいたしまして、今現在は国の基準の7割というような形で決定いたしまして、平成16年度に対比いたしますと3,300万円ほどの減額となっております。また、7月ですので3か月というような状態の

中でさらなる値下げというのは、今現在では事務局としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） それでは、私の方からは乳幼児医療の関係につきましてお答え申し上げます。

ご案内のとおり、本事業は小学校就学の始期に達するまでの乳幼児について医療費の支援をしようとするものでございまして、3歳未満児は入院並びに通院について、未就学児につきましては継続して7日以上入院した場合を対象とするものでございます。

なお、市町村民税の所得割の課税世帯につきましては、入院について1日、通院につきましては1回につき200円の負担をしていただくという制度が設けられております。

また、本事業の本市における対象者は年間およそ3,500人、並びにその経費は年間約5,500万円程度となっております。これにつきましては、千葉県の交付要綱に基づきましてその2分の1が補助金として交付されております。

なお、本事業の拡充をとのご提言でございますけれども、合併前の旧1市3町とも同じような支援であったため、当分の間は現行のとおり引き続き支援をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ごみ問題の（1）の堆肥化の推進を求めることからご回答したいと思います。

生ごみの堆肥化につきましては、現在、コンポストの設置補助と電動生ごみ処理機の購入補助を行っております。特に電動生ごみ処理機につきましては、旧旭市、旧海上町で購入補助をしておりましたが、合併により全地域が対象となりました。

市が主体として生ごみの堆肥化をする場合、施設建設、維持管理、分別の徹底、収集・運搬、コスト等を考えますと、すぐには難しいかと思いますが、農業団体の協力が得られなければ不可能ではないかと思っておりますので、バイオマスを含めて東総ごみ処理広域化推進協議会でのごみ処理計画に議員のご質問の趣旨をぜひ提案したいと思います。

なお参考までに、生ごみ処理機でございますけれども、予算の範囲内で補助をしておりますけれども、本年度は36台、金額にして85万8,000円、それからコンポストが69台、31万9,200円となっております。

続きまして、2点目の分別収集を進める対策を求めるご質問でございますけれども、分別収集については、容器包装リサイクル法第8条及び市の分別収集計画に基づいて、ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりすべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減を基本的方向として定めて取り組んでおります。

資源ごみの収集については、リサイクル法の分別基準により9種類に分別し、指定袋による収集を行っております。指定袋の収集は、ごみが排出しやすく、運搬作業においても効率がよく、また資源ごみの選別処理が容易ですが、袋が使い捨てとなってしまう欠点もございます。現状においては、分別収集のための施設が袋に対応した設備となっておりますので、可燃・不燃・資源ごみ6種類の指定袋による分別収集をとらざるを得ません。

それから、3点目のごみ袋代の値下げを求めるというご質問でございますけれども、ごみ袋の指定袋代を近隣と比較いたしますと、可燃・不燃で安いところでは銚子市の20円、高いところでは山武郡環境衛生事業振興組合、当市の場合は確かに上位の位置にありますが、資源ごみについては、小見川町外二ヶ町清掃組合のペットボトルの30円を除けば、やはり一番高くなっております。

旭市の可燃・不燃ごみ（大）45円、資源25円のごみ袋代は、手数料として多く負担いただき、税負担とのバランスを考慮して設定された価格であり、市民のご理解が得られているものと思っておりますが、運営や処理方法等に創意と工夫を凝らし、将来値下げができるよう努めてまいりたいと思いますので、ご理解くださるようお願いいたします。

それから、公的機関でのごみ袋の販売ということでございますけれども、本庁、支所につきましては検討する必要があるというふうに思います。現状におきましてはすべて販売店ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 正一郎） 10番、高木寛議員。

○10番（高木 寛） それでは、自席で再質問をさせていただきます。

最初の問題の子育て支援の充実を求めるということなんですけれども、どうして旭市次世代育成支援行動計画を策定するような方向になったのか、このことについて市長から見解を求めます。要するに少子化に対して市長はどういう見解をお持ちですか。

先ほど1回目の質問の中で、推進体制で、事業目標量がこの行動計画の中では示されていまして、あまりにも低い水準ですから引き上げをという質問をさせていただきましたけれども、あまり前向きな答弁がなされなかったというふうに聞きましたので、併せてこれも市長から直々にご回答いただけたらと思います。

それから、保育料の引き下げの件なんですけれども、確かにこの間下げたばかりだから、またすぐ下げるのはどうかというようなご回答なんですけれども、やはりこれは次の予算措置も考える時期になってきていますので、当然考えるべき時期だというふうに思いまして質問しました。

というのは、保育料にしても、それから子どもに対する医療費にしても、子どもを育てる世帯、家庭についてはかなり負担になるわけなんです。ですから、少子化に歯止めがかからないといえますか、要するに子どもを産み育てる環境があまりにもひどい状況だからの1点で保育料の値下げを求め、また医療費の補助を求める、そういうことを子育て世帯の家では市に対して要望しているわけなんです。ですから、それに応える義務が市長としてはあるのではないかと。要するに財政的にそういう方向性を持つということです。

それから、いろいろな施設についてもきちんと対応できる、そういう施設が、例えば子育て支援センターは3か所なんですけれども、5年後でも5か所にしか増やさないという低い計画でしかないと思うのです。やはり1市3町は地域が広がっておりますので、それぞれ要するに乳母車を押したままお母さんが相談に行けるとか、子育て支援センターに行けるような、そういうきめ細かな状況を行政として作ってほしい。決して3か所だからいい、5か所だからいいということではなくて、近場にそういう子育て支援センターがあれば、やはり子どもを育てていく家庭にとっては心強い施設だなというふうに感じるといいますので、ご一考をお願いします。

それから、生ごみの堆肥化の問題なんですけれども、大きな仕事としては、バイオマスを考えて新しいエネルギーを見出していく方向も、これはかなり資金的にも投資する必要があると思うんですけれども、そういうものの構想は無いのかということをお尋ねしておきます。

それから、先ほど課長がお答えいただきましたけれども、資源ごみの袋、これを東京都などでやっているプラスチック製の通関箱にして、何度でも使い回しできる、そうすれば資源ごみの250円なんですけれども、この袋代はかからなくなるし、それから分別もきちんとできる。要するに袋だと、缶、瓶が一緒とは言いませんけれども、家庭での協力がより得られる方向ではないでしょうかということで、ぜひコンテナといいますか、通関箱といいますか、そういう方向で改めたらどうか。当然資源をいただくのですから、これの250円そのものは家庭からは取らないと、要するに無料にする方向をぜひ望みたいと思います。

それから、450円の袋代、確かに銚子市、それから佐原市、低い所を挙げましたけれども、そういう状況もきちんとできるわけなので、課長の答弁の中で、市民の理解が得られている

から450円ということのお考えなんですけれども、やはり市民にとってみたら10円でも安い方がいい、そういうふうに私は思いますので、これもご一考をお願いしたいというふうに思います。

以上再質問です。よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、高木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、少子化に対してどう考えるのかというご質問でございましたけれども、本当に大変な問題ととらえています。そういった意味では、若いご夫婦が子どもをできるだけ育てやすい、そういった環境づくりに全力を挙げたい、そのように考えます。そういった環境を作る上でも財政の健全化をきちっとして、そしてそういったところにお金を回せるような対策をきちっと立てていきたい、そのように考えております。そういった形ができた上で、できるだけ子育てがしやすいような環境づくりに努めたいと思っておりますけれども、そういった反面、市民の皆さん方にはできるところはご協力をいただきたい、そのようなお願いもさせていただきたいと思います。市民の皆さん方の工夫によって、そんなに行政がお金を使わなくても対応できる部分もたくさんあるだろう、そのように思います。

また、子育て支援センター等、子育てに対する相談ができるような所に関しましては、本当に議員がおっしゃられるように、できれば各保育所で対応ができるようにしたい、そのように考えています。そんなに大げさなものでなくても、例えば所長なりベテランの保育士の皆さん方が、そういった意味では簡単に対応ができるような形というものも考えて、お母さん方が子育てで悩んでいるような問題があった時にはいつでも相談に乗れる、そのような対策も考えたいと思っています。

ただ、総体的な少子化の問題に関しては、単純に経済的な面だけではとらえられない面もあるだろう。職業に関係なくどんな分野でもなかなか結婚をしない、子どもをつくらない、そういった傾向が強くなっておりますので、そういった意味ではそういった支援体制をとりながら、また若い皆さん方には、子どもをつくって少子化に歯止めがかけられるような考えもきちっと持っていただけるようお願いをしたい、そんなふうと考えております。

それから、生ごみの処理にバイオマス等を利用してのエネルギーなどの転換もというようなお話もございました。この問題は正直言って、その施設が簡単に経済的にペイできるようなものであれば簡単に取り組めるんですけれども、今の段階では施設の設備投資に金がかか

って、非常に採算、効率が悪い、そういった問題がありますので、バイオマスの利用等につきましてはこれからも大いに研究をしていきたい、そのように思います。

生ごみの堆肥化の面に関しては、これは農村地帯でございますから、そんなに大げさに構えなくても、正直言って、我々の近所の皆さん方が私のところへバケツへ入れて持ってきてくれば、いつでもあの堆肥化はできるような体制にありますし、畜産農家はそれだけの施設を持っています。そういった周りの農家の皆さん方等もご利用いただけるというような形をとらせてもらえれば、その辺はこういった地帯でありますからもっと簡単に処理ができるだろう、そのように思いますので、単純に市で広域の施設を造るというだけでなしに、畜産農家あるいは野菜農家でも堆肥を作っていますから、そういった周りの農家の皆さん方の施設もご利用いただけるようなご配慮もいただければ、もっと生ごみの減量化にはなっていくだろう、そのように思いますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） ただいまの再質問なんですが、市長から答弁がありましたけれども、バイオマスの関係でございます。市長の方から研究したいということでお話がありましたけれども、先ほど議員の方から山田町のバイオマスのお話もちょっと出ました。これにつきましても、国が全国5か所に実施された実証実験の一つということで、実験施設ということになっております。またもう一つ、平成17年11月7日の新聞ですけれども、県が千葉大の協力を得ながら、サンプスギの間伐材を使ったバイオマスの研究施設を東金市の方に造っております。

というように現在設置されているのがほとんど実験用ということで、コスト的にも非常に高く、研究はこれからしていかなければならないというふうに思いますけれども、市の方としては、生ごみ処理機とコンポスト、そちらについても1軒1軒の堆肥化であれば可能であります。ただ、アパートあるいは庭等がない場合はこれはできませんけれども、そちらでもかなりの効果があるのではないかというふうに思っております。

それから、資源ごみのコンテナ方式ですけれども、県下におきましては千葉市がやっているのは有名なんですけれども、コンテナ方式をとりますと、確かにごみの袋もいらなし、それから議員のおっしゃるように分別の方もかなり徹底されるということになりますけれども、千葉市の状況、ちょっと私の記憶ですが、前の日にコンテナを配りまして、折り畳み式でコンパクトになるものなんですけれども、特殊なユニックといいますか、コンテナを積み込む車両を使いまして回収し、資源ごみのセンターに行きますと、一度見学に行ったことが

ございますけれども、かなり人的にすごい人数の方が分別に従事しているということで、旭市の現状の方式ではちょっと導入は無理かなという状況にあります。

千葉市の場合、コンテナ方式を使いますとかなり広い敷地が必要になりますので、工場跡地のような広い場所でやっております。旭市のクリーンセンターにつきましては、ご覧のとおり車の駐車場もままならないという狭さでございますので、これから広域ごみ処理の中で検討をしていきたいというふうに思います。

それから、ごみの値下げのことなんですけれども、できるだけ安くしたいというのは私も議員と全く考えは同じなんですけれども、私は7月から担当になりまして現状を見ますと、かなりごみ袋においてもいろいろなものの混入が多く、どうしてもコストがかかってしまうような状況にあります。私どもの方の旭をきれいにする会あるいは容器包装リサイクル推進委員等を通じまして、市民の皆様と機会あるごとに、ごみの搬出についてきちっと分別をしていただければ費用は簡単に軽減することができると。特に資源ごみであれば、極端なところ議員がおっしゃるように、完全に分別されていればほとんど有価物になりますので、無料化も可能であるというふうに思っておりますけれども、やはりクリーンセンターに来ていただきますと分かりますけれども、非常に分別が悪いというのが現状でございますので、現状の中で今後工夫をしながら、値下げできるような方向で検討したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 高木寛議員の一般質問を終わります。

◇ 金 杉 佐久治

○議長（林 正一郎） 続いて、67番、金杉佐久治議員、ご登壇願います。

（67番 金杉佐久治 登壇）

○67番（金杉佐久治） 67番、金杉であります。通告に従いまして、私は大きく分けて2点について質問をいたします。

早いもので新市旭も合併から4か月、順調な推進をしていることにつきましては、執行部をはじめとする関係機関皆さんの一体となつての努力の結果でありまして、ここに感謝を申し上げるとともに、今後もお一層の精進、推進をお願いする次第であります。

また、去る10月29日には、合併記念式典が県知事、国会議員の先生方をはじめとする大勢

の来賓の出席のもとに盛大に開催されましたことは、出席者一同感激を新たにしたところでありまして、また私もその中の一人であります。その時のあいさつにもありましたが、県下でもトップを切って合併に取り組み、海と山と緑、恵まれた環境の中で歴史や伝統文化を持った1市3町がここに一つになったということは、すばらしいことだというふうに感銘をずる次第であります。

さて、これからはこういった恵まれた宝を持ちぐされにしないように、新生旭市の発展にいかにかし取り組んでいくかということでもあります。今の旭市はスタートラインから出発したばかりであります。これからが本当の正念場を迎えるわけであります。そのための新旭市の建設計画があるわけではありますが、私は、新建設計画が六つあるわけですが、その中の2点を取り上げてまして質問をいたします。

第1に、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについて、この面では神子議員と一部かみ合う点もありますが、私の立場で質問をさせていただきます。

旧市町の伝統文化を尊重し、地域の均衡ある発展の推進云々という言葉がうたわれております。私どもの地域にも固有の歴史や史跡、民俗、芸能等たくさんの文化があります。干潟と言えど何と言っても大原幽学ということになるわけではありますが、まず私は大原幽学記念館の活用法についてお伺いをいたします。

ご承知のように、幽学先生は、混乱した江戸末期から明治初期にかけて住民の教育、農業の振興その他に偉大な業績を尽くされた方です。平成3年に国の重要文化財として文部大臣から指定を受けまして、平成8年3月に幽学記念館が竣工されたわけがあります。ここであえて言う必要もないかも知れませんが、言わせてもらいますれば、敷地面積4万2,000平米、鉄筋コンクリート2階造りでありまして、延べ床面積は1,104平米と誠に近代的な施設を備えた立派な建物であります。そのほかにも旧林家の住宅、キャンプ場、小動物園等があるわけですが、これらの施設を有効に活用して今後の文化の発展に結び付けることが市の責務と考えているわけですが、大原幽学記念館の位置付けと文化をはぐくむまちづくりにどのように取り組み推進するのか、まず第1点、市長にお伺いをいたします。

それから、小さな2で地域間の文化活動の交流についてであります。

これも一部かみ合う面もありますが、新市建設計画に各地域間の文化の交流を図るとうたっております。大原幽学を含めた交流事業について、現在の市には各地区にもいろいろな文化や遺跡もあるわけですが、それらの交流事業についてどのような取り組みをなされ

るのか考えがとおりなのか、できれば具体的にお聞かせをいただきたいと思います。この点についても神子議員とかち合う面がありますが、よろしく願いをいたします。これは教育長、関係課長にお願いいたします。

小さな3ですが、学校教育、生涯学習への取り入れ、取り組みについてであります。

学校教育については、郷土の歴史教科書等の取り入れで、地域の歴史や文化を勉強して郷土のよさ、ふるさとを愛する心を養っていくということが大切なことだと考えます。また、現在もやられていることにつきましては敬意を表するわけですが、ここに新旭市が合併したわけですが、新市にふさわしい新しい地域の歴史教科書の発刊等を含めて、今後の取り組みについて伺いをいたします。

生涯学習についても同じようなことが言えると思いますが、各地域には大原幽学をはじめとして多くの史跡や歴史文化があるわけであります。郷土の歴史文化を再認識する意味でも、市内全域にわたった緻密な交流事業が必要ではなかろうかと考えておりますが、それらについて伺いをいたします。

それと小さな4で、歴史と民族特集号の今後の発刊について伺います。

各地域にも干潟と同じような文集あるいは発刊物があることは存じておりますが、我々の干潟地域では、大原幽学記念館を中心として文化財審議委員、歴史民族研究会等のお力で、特集号が今まで5回発刊をされております。地域の歴史を取り上げた貴重な資料であります。今回も6号が出版の運びになっているということも聞きますけれども、郷土史に取り組む貴重な資料として現在喜ばれておりますので、今後も、合併になったわけではあります、ぜひ続けていただきたいと願うわけですが、今後の取り組みについてぜひ前向きなご回答をお願いいたします。

次に大きい2ですが、快適でうるおいのあるまちづくりについて、これも新市まちづくりの主要施策でありまして、重点プロジェクトの中に、私どもの地域の長熊公園、それと太田溜池とともに亀城堰が入っております。

ご承知のように、亀城堰につきましては、この土地は財務省管轄の国有地でありまして、今まで30年余り全くの手つかずで今日に至っておりますし、4町歩余りという広大な土地が眠ったままになっているのが現状であります。考えてみれば全くもったいない話ではありましたが、何せ今までの小さな町では財政的な余裕もないままに現在に至ったというのが現状です。

問題は、ごみ戦争と言われる昨今、不法投棄が後を絶たないわけであります。これについ

ては今までの干潟町としても積極的に取り組みまして浄化作戦を行ってきました。最近では監視員の導入あるいは地域のボランティア、そして郵便局の配達員の皆さんにまで協力をいただきまして、きれいにする運動をしまいいりました。そのおかげで今のところは大きな問題にはなっていないわけであります。しかしながら、このままで放置するということになりますと、ごみの山になるおそれがあります。また最近では、湖面が汚泥でぬまったためにガマの穂が繁茂してまいいりまして、冬の木枯らしの時期になりますと、そのガマの花粉が周辺住家一帯へ雪のように散乱をして苦情が相次いだことがあります。それらの対策を含めてどのようにお考えになられているのかお伺いをいたします。

それと2は、この土地は国のものでありますが、今回、国の改正によりまして、地域の公共物あるいは土地は積極的に地元に払い下げるという、そういう通達になされたそうで、昨年、私もそういった通達が来ているということは聞きましたけれども、その後どうなっているのか、どのような手続きがあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

それと最後に、今後の有効利用法であります。この湖は、もともと野鳥の園と言われたようにきれいな水が澄みわたりまして、いろいろな種類の野鳥、渡り鳥、カルガモ、水鳥等が飛来をいたしまして、遠くの方々まで目をなごませていたわけであります。また、周囲の環境も今から20年、30年前はすばらしいものがあったわけでありますが、それとその利用法についても、一時は埋め立てをして福祉事業施設を造るとか、あるいは体育施設を造ったとか、いろいろな話がなされたわけでありますが、それらはまだ話し合いがなされないということで立ち消えになっておりました。

私の考えですけれども、やはりここはきれいな環境を作って、いろいろな野鳥が集まるような、そういう野鳥の園にすることが最高ではなかろうかと、そう思われます。10年前、この亀城堰に7羽の白鳥が飛来をいたしまして周辺の注目を集めたことがございました。しかしながら、いかんせん周囲の環境も悪く、また湖面が本当のわずかだけしか残されていないために、7羽の白鳥も二度と来るということはなかったわけでありますが、そういう環境づくりについてどのようにお考えかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、第1回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 金杉佐久治議員の一般質問は途中ですが、3時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時22分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金杉佐久治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、金杉佐久治議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

私からは、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについて、国指定の大原幽学記念館をはじめとする市内各地域の文化施設、資料、遺跡等を今後どのようにまちづくりに生かし取り組んでいくかという質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

干潟地区をはじめ飯岡地区あるいは海上、旭地区、そういった所にはさまざまな古文書あるいは国・県・市指定の文化財、出土品等、市民の共通の財産がたくさんあるわけです。そういったものをしっかりと収集・整理をし、これからもその保存活用に努めてまいりたい、そのように考えております。

実は、よく私はこの旭市を見て、すばらしい要素の整ったまちだというお話をさせていただきましても、そういったいろいろな施設整備というのは、本当に旭市が長年かけて、祖先の皆さん方からそれぞれがしっかりと努力をしてきてくれた結果が、こういったまちづくりにつながってきているわけであります。その旭市には、大原幽学先生は言うまでもなく幕末の農村指導者、その指導があったおかげで、私は今のこの地域の農業の実態があるのではないかと、そう思っておりますし、この間は、NHKの公開録画で天保水滸伝を題材にした昇る旭の水滸伝、そういったNHKの公開番組が来て、東総文化会館で公演されたわけですが、そういった中で飯岡助五郎の話が出、飯岡助五郎は天保水滸伝では悪役として描かれているけれども、当時の飯岡の漁村を救った恩人である、そのような話が出てまいりました。そういった祖先に思いをはせて、そしていろいろな大勢の偉人の皆さん方の活動というものをこれからもしっかりと子どもたちに伝えていくというのは我々の大きな仕事だろう、そのように思えます。

そういった意味でも、今、金杉議員の質問ですからお答えをさせてもらっているんですけれども、大原幽学先生の映画なども平幹二郎によって撮られているわけですから、ああいっ

たビデオ等も今度はいろいろな場所で公開をさせていただいて、そして大原幽学の歩みというものもこれからの子どもたちにしっかりと教えていく必要があるだろう、そのように考えております。そういった意味では、そういった文化財、古文書等のきちんとした保管整理と一緒に、そういった祖先の歩みというものを子孫に伝えていきたい、そのように思っておりますので、これからもよろしく願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（林 正一郎） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、心豊かな人と文化をはぐくむまちづくりについての2番目の地域間文化活動の交流についてというご質問にお答えしたいと思います。

旭市におきましては、貴重な遺跡や文化施設はたくさんございます。これを広く啓発しまして、機会あるごとに情報を発信して地域の文化活動の交流を図っていききたい。そして、そういうものを各種事業に生かして、旭市の市民としての一体感を高めていききたいと思っております。

先日も旭市文化祭で、旭市、それから飯岡町、海上町、干潟町と全部の文化祭を拝見させていただきました。それぞれの地でそれぞれ特色ある活動をなさっていらっしゃるということを見させていただきまして、またこれがお互いに交流して、その中から新しいものが生まれれば、素晴らしいのではないかとも思った次第でございます。

3番目の学校教育、生涯学習への取り入れ、取り組みについてでございますが、学校では生活科や社会科、総合的な学習の時間あるいは社会科見学の授業に歴史的な文化財や文化施設の見学、そういうものを取り入れております。大原幽学記念館など市内の文化施設等を小・中学生が訪れまして、そこでいろいろ見学をする、活用することは大変有意義であると思っております。

また、授業のための教材としまして、新旭市の3・4年生が使用する社会科副読本の「わたしたちのまち」というものの中にもこれを取り入れまして作成して、学習に生かしてまいりたいと考えております。

また、生涯学習への取り入れ、取り組みについてですが、生涯学習は市民一人ひとりが自発的に学び、相互に教え合い、学んだ成果を社会に還元するという目的実現のために、ひまわり歴史講座、ふるさと歴史講座、高齢者大学など、郷土の歴史や文化を自ら選択して学ぶためのそういう情報提供をしていきたいと考えております。

4番目の歴史と民族特集号の今後の発刊についてでございますが、歴史と民族特集号は干

潟町で年1回発行されまして、先ほども金杉議員からございましたように5号まで発行されているということでございます。同じように旭市の文書館では「旭の風土と文化」というものを発刊しておりますが、これは現在201号まで発刊されております。

これらは、地域の歴史や伝統文化、文化遺産などの内容について研究された貴重な資料でございますので、それを基にしまして、どのような冊子にするか文化財審議会等で協議し、意見をお聞きしまして、市民の皆様が分かりやすく、みんなが読みやすいようなものにいたしまして発行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 私の方からは、2番目の快適でうるおいのあるまちづくりについて、

（1）万力亀城堰周辺の環境美化対策についてご回答申し上げます。

初めに、自然保護の立場からでございますけれども、亀城城址ということで周辺をすべて見て回ってまいりましたけれども、あのような水辺は、地域の生き物あるいは地域の人たちにとって大変貴重なものでございまして、皆様ご存じだと思いますけれども、ビオトープという言葉で学校をはじめいろいろな地域で水辺が保護されております。

ということで、議員のお話にもありましたけれども、大変マコモが増えておりまして、あれは汚泥等がたまって水位が下がってしまったためというふうに思われますけれども、鳥もちょっと入れないような状況になっております。ただ、景観上も非常にいい場所なんですけれども、非常に残念なことに、付近は不法投棄あるいは野焼きが非常に見受けられるということでございます。また、水源となっております大地の部分には廃棄物が大量に投棄されているという状況も見受けられました。環境課といたしましてはまず初めに不法投棄防止等の看板を設置したいというふうに思っております。

それから、議員がおっしゃられるように、私も初めて見たんですけれども非常にいい場所ですので、付近の住民の中から環境美化の強化地域として不法投棄の監視員等も増員して対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 万力亀城堰に関する2点についてお答えいたします。

まず、国からの払い下げについては、昨年4月1日付で鐺木地区の法定外公共物とともに国から譲与されております。

次に、今後の利用計画ですけれども、新市建設計画では公園として整備したいというふう

に意向を示したわけですがけれども、現時点では具体的な決定には至っていないというような状況でございます。約3.7ヘクタールの面積を持つ亀城堰は、雨水や地域排水を秋田川へ流すための調整池として今役立てているわけなんですけれども、そういったのが現状であります。あの広大な自然を有効利用するための方策を関係する課と協議しまして、また地元の皆様にいろいろと意見を聞きながら進めてまいりたいと、こんなふう考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 67番、金杉佐久治議員。

○67番（金杉佐久治） 再質問します。

第1点目の大原幽学遺跡を中心とした今後の利用方法、活用方法であります。市長から前向きなご回答をいただきまして誠にありがとうございます。

先ほど同僚議員の質問にもありましたが、観光の拠点あるいは自然保護の拠点とか、やはり拠点づくりをして、そういうことになりますれば、大原幽学の史跡は文化の拠点にしても恥ずかしくないというような感じを持つものでございますから、ぜひそういう形での今後の取り組みをお願いいたしますし、拠点づくりについてのお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それと、このPRをこれからやることで、大原幽学先生に関するビデオや映画もできております。こういったものを集会だとか集まる機会にぜひ皆さんに披露していただいて、今現在、議員は70人近くいるわけで、ほとんどの皆さんは大原幽学史跡は来られていることとは思いますが、ですからそういう形で、やはり市民の皆様方にもこぞっておいでをいただいて、歴史を認識していただくというような方法で今後もお願いできたらというふうに考えておりますので、その点もよろしく願いをします。

それと、2の文化交流については神子議員とも打ち合うので結構です。

お願いをできれば、児童・生徒にもこういった施設を見せるというか、勉強する機会を作っていたきたい。特にハイキングだとか遠足等、快適な場所でもありますから、ひとつ学校教育にもそういう形で今後とも積極的に取り入れていただければありがたいというふうに考えておりますので、その辺についてもこれからの考えをお聞かせいただけたら幸いだと思っております。

それと、最後の文集の発行であります。これは干潟で今5号を出しまして、非常に大勢の皆さんから喜ばれております。だから、こういった貴重な資料づくりはぜひ今後も続けていただきたい。そして、市になったんですから、やはり大原幽学だけでなくいろいろな交流

の場を作るという意味からも、今後の取り組みということにつきましては十分に検討いただきまして、今以上の冊子ができたら幸いだと考えます。現在もページ数は70ページ余りで立派なものが5号出されておりますし、6号は近々発刊の運びというようなことも聞きましたけれども、今後につきましては、どうぞ市内全域の文化に関すること、あるいは歴史等も取り上げて、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

それと、快適でうるおいのあるまちづくりの件ですけれども、実際、現在この周辺ははっきり言ってあまりいい環境ではありません。辛うじて大きな問題がないだけ幸いかと思うわけであります。一時、旧干潟町でも看板等を取り付けてやったんですけれども、1年しないうちに取り壊されたり、台風等で倒壊をしたり、目下看板が立っているのは1か所です。だから、そういった面でもう少し看板等も取り入れていただきたいし、また監視員等にもお願いをいたしまして、週1回なり、あるいは定期的に回っていただけるような、そういう方法もお願いしたいと思います。

事実、地域のある特定のボランティアの方であります、積極的にごみ収集に取り組んでいる方がございます。その方は老人であります、重機等も持っておりますので、周辺の道路を直したり、あるいは捨てられた草や枝をかき分けたり、道路が通りやすくなったり、見づらくないようにということで真剣に取り組んでくださっております。やっぱりこれは市もそうですけれども、こういうボランティアの方もいなくてはなかなかきれいになりません。こういった積極的に取り組んでいる、ボランティア的に奉仕をされている方にはある程度、表彰するような、そういうことも考えたらどうかというふうには私は考えるわけですが、その辺のことについてももしお考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それと、最後に公園の今後の利用法です。これだけの広大な土地ですから、これはいろいろな利用法が考えられると思いますが、ただ金をかけてやったからいいということでもございません。先ほども申し上げましたけれども、できれば、かつては白鳥が訪れた湖でありますから、ぜひそういう環境を作っていただきたいと、そう考えるものであります。

そのためには、今埋まった土砂を、湖面は汚泥、土砂ですっかり埋まっておりますから、水をためる余裕もないような、そういう状態になっておりますし、そのためにガマの穂が繁茂して、昨年度は周辺部落からも苦情が出ました。何とか汚泥をさらってきれいにしていただけないかという陳情もありました。この湖面は水はもう幾らもたまっていないわけですから、冬場に干せばこれは十分乾かして重機も入るわけであります。だから、その辺の考えはどうかということと、やっぱり水鳥のすめるような環境づくり、これも一つの環境の拠点に

していただけたら幸いと思う次第ではありますが、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 金杉佐久治議員の再質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、金杉議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず大原幽学記念館でありますけれども、本当に市の文化の拠点としてこれからも整備をさせていただきたい、そのように考えております。

そこで今思いますのは、ちょうど大原幽学記念館の所にある、当時、大原幽学先生が指導して作られた田んぼ、それが現在休耕田として物が作られていない、そのようなお話も伺いました。その田んぼを何とか活用して当時の先生の指導を後世に伝えていきたい、そういった動きが地元の皆さん方の間に起こっているそうです。ですから、そういったものも少しそういった皆さん方と一緒に活用ができれば、そんなふうに考えております。できれば小学生、中学生あたりに手で苗を植えていただいて、収穫の作業も全部手でというわけにはいかないでしょうから、そういった点はある程度機械を利用しても、当時の田植えの様子あるいは収穫の様子等がその辺の中から伝えることができたなら、そんなことも考えておりますし、同時にあそこには旧林邸があって、そういった意味では昔の住まいというものがそこに拝見ができるわけですから、そういったものを生かしながら何かイベントができないのか、そんなことも今考えておりますので、またいい方法等ございましたらご指導をいただけたら、そのように思います。

それから、亀城堰でありますけれども、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、担当の課とよく相談しながら、今後こういった形で生かしていったらいいのか、その辺を十分検討させていただいていい方法を講じたい、そのように思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） 亀城堰の関係でお答えしたいと思います。

議員のおっしゃるとおり、あのような貴重な堰につきましては、地域の皆さんのご協力が得られなければ、とても市ではやり切れないということになりますけれども、看板の増設につきましては現在作成中でございますので、でき次第、ご希望の数によって設置をしたいというふうに思います。

それから、表彰の関係ですけれども、環境課サイドの方で検討させていただきたいと思いますが、お名前の方ですけれども、戸村さんという方で間違いないでしょうか、違いますか。

（「ほかにもいる」「そういうことはここで聞く必要はないだろう」の
声あり）

○**環境課長（堀川茂博）** 承知しました。それでは後ほどお伺いしまして、戸村さんとはちょっとお会いしてお話ししたんですけれども、その２点について以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○**議長（林 正一郎）** 教育長。

○**教育長（米本弥栄子）** 学校教育に取り入れてということでございますが、先ほどもお話ししましたように、生活科とか社会科とか総合学習の時間、またそれに絡んでの社会科見学、それから歩いても距離的にはそんなに遠くないと思いますので歩き遠足とか、いろいろな面でこれから、大変いい場所であると思いますので教育の方で活用させていただきたいと思います。

以上です。

○**議長（林 正一郎）** 67番、金杉佐久治議員。

○**67番（金杉佐久治）** 要望を兼ねて一言申し上げます。

我々僻地と言われるような偏ったところの意見を懇切丁寧に聞いていただきましたし、また前向きに取り組みをいただけるような、そういう確約もできましたので、これは今後の推進に期待をする次第であります。

それで最後であります、亀城堰の方です。差し当たってごみの問題と、あとは冬場にガマの穂が散って困ると、これはかなり切実な問題も含まれておりますので、その辺をもう一度現地に行かれまして、また周辺の皆さん等の話を聞かれまして、今後早急な対策をお願いできたらというふうに考えておりますので、これは回答は結構です。私からの要望ということでお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○**議長（林 正一郎）** 金杉佐久治議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（林 正一郎） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日11日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 3時49分

平成17年（2005）旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成17年11月11日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（62名）

1番	角 崎 浩 一	2番	日 向 一 晴
3番	伊 藤 房 代	4番	越 川 芳 男
7番	向 後 悦 世	8番	景 山 岩三郎
9番	高 野 宇一郎	10番	高 木 寛
11番	石 毛 昭 夫	13番	鶴 谷 富士男
14番	滑 川 公 英	15番	嶋 田 哲 純
16番	安 藤 政 平	17番	内 田 芳 助
18番	佐 藤 章 吾	20番	柴 田 徹 也
21番	木 内 欽 市	22番	佐 藤 芳 民
23番	浪 川 光 平	24番	伊知地 直
25番	佐久間 茂 樹	26番	大久保 源 一
27番	日 下 昭 治	28番	平 野 浩
29番	齊 藤 勝 昭	30番	林 俊 介
31番	明 智 忠 直	32番	林 一 雄
33番	小 倉 輝 行	34番	菅 谷 源兵衛
37番	相 澤 多喜壽	38番	加 瀬 義 夫
39番	木 内 兵 衛	40番	大 极 博
41番	向 後 保 夫	42番	高 木 武 雄
43番	嶋 田 茂 樹	44番	石 毛 忠 雄

45番 岩崎好治
 47番 島田壽雄
 49番 佐藤文雄
 51番 向後和夫
 53番 嶋田正治
 56番 高橋敬
 58番 木内茂
 60番 菱木勘兵衛
 63番 伊藤清昌
 65番 神子功
 67番 金杉佐久治
 69番 林一哉

46番 成毛秀夫
 48番 向後忠昭
 50番 久須美佐内
 52番 高橋利彦
 55番 在田榮治
 57番 菅佐原滋之
 59番 林正一郎
 61番 鈴木正道
 64番 阿部一成
 66番 松木源太郎
 68番 伊藤鐵
 70番 加瀬実

欠席議員（7名）

5番 林七巳
 12番 長谷川喜代司
 35番 藤田昌功
 62番 羽田清太郎

6番 山田芳邦
 19番 宮内真二
 54番 江波戸邦夫

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
 教育長 米本弥栄子
 病院事務部長 今井和夫
 新市行政推進室長 加瀬博夫
 企画課長 加瀬正彦
 税務課長 江ヶ崎純敏
 環境課長 堀川茂博
 健康管理課長 浪川敏夫
 高齢者福祉課長 横山秀喜

助役 重田雅行
 病院事業者 村上信乃
 総務課長 増田雅男
 秘書広報課長 平野哲也
 財政課長 高埜英俊
 市民課長 小長谷博
 保険年金課長 増田富雄
 社会福祉課長 林久男
 商工観光課長 小田雄治

農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員局長	花香寛源
農業委員会 事務局 会長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院經理課長	鏑木友孝		

事務局職員出席者

事務局 長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主 査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一
主 事	山崎香里		

開議 午前10時 0分

○議長（林 正一郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は61名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 正一郎） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 阿 部 一 成

○議長（林 正一郎） 通告順により、64番、阿部一成議員、ご登壇願います。

（64番 阿部一成 登壇）

○64番（阿部一成） おはようございます。日本共産党の阿部一成でございます。

2005年第2回定例会にあたり、一般質問を行います。

先に通告しました3項目について、順次伺います。市町以下、担当者の簡潔で誠意ある答弁を求めています。

初めに、ご存じのように小泉内閣は成立以来この4年間、2002年（平成14年）の老人医療費の負担増に始まり、翌2003年サラリーマン医療費の3割の負担化、翌2004年年金の保険料引き上げと支給減、2005年の本年は介護保険法の改悪と、社会保障のあらゆる分野で、毎年のように際限の無い負担増と切り捨てを強行いたしております。これらの改革がどれほど国民生活を痛め付け、不安を増大させているかは、家計所得が7年連続で減少し、生活が苦しいという世帯が過去最高の55.8%に上り、高齢者の自殺が毎年1万人を超える深刻な現状に

もあらわれております。にもかかわらず、政府は社会保障改革を再び医療に向け、国民にさらなる痛みを押し付ける改革案の検討を進めており、2006年通常国会に法案の提出を目指すとしております。

このような状況のもとで、新旭市は合併後、高福祉低負担・行財政の効率化を目指して新市計画を進め、4か月が経過しました。10月、我が党は旭市民の暮らし向きについて、アンケートを行いました。新市への期待や要望を求めましたが、国保税引き上げに反対はもちろん、むしろ引き下げの意見や要求が多く寄せられております。

そこで、国保医療における税負担の格差是正についてお尋ねいたします。

新市計画は六つのまちづくり計画を進めるとしてありますが、医療福祉の向上は、家計所得が減少する中で、市民に大きな税負担を負わせるものであり、その格差是正は慎重に行っていたいただきたいのであります。特に旧1市3町の国保財政は、過年度決算状況の推移から、平成17年度以降の賦課は再検討すべきだと考えますが、まず、過年度の決算状況と保険税賦課の検討について伺います。平成16年度、各自治体国保決算について、これらについて報告をいただきたいと思います。なお、平成17年度各自治体国保税賦課状況について、平成18年度、来年度でありますけれども、旭市国保税賦課方針の3点についてお尋ねするとともに、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、合併時における一部事務事業の遅延と是正対策について伺います。

数十年ぶりの市町合併の事務であり、経験した職員も無く、その上過去に例の無い光ケーブルやOA機器の設置、試験、調整など、多種多様な実務に当たられた全職員の方々には、本当にご苦労さまと申し上げます。特に3町から旭庁舎に配属され、新しく責任あるポストにつかれた職員の心労といいますかストレスは大変なものであらうと推測しますが、ぜひ、平成17年度末までに、一日も早く新市全管内の市民の顔が頭の中に見えるようになっていただきたい。このように思います。

初めに、市道の破損箇所整備の遅れと対策についてお尋ねいたします。

ご存じのように、合併後、当市域は130平方キロメートルに広がりましたが、実質的に面積は変わってはおおりませんし、路盤条件などの自然条件も変わってはおおりません。人と意識が変わっただけであります。新しい市の外辺地域、私どもの住む旧3町の第1集落の周辺道路の損傷が目に見えようになってきました。合併事務の混乱か、建設予算不足の問題か分かりませんが、旧自治体の維持管理・補修の対応の方が早かったように思われます。幹線アクセス道路計画だけでなく、第1農村集落を結ぶ畑地帯の未舗装主要道路の改良工事、舗装道

路も重要であります。簡易舗装やグレーダーによる道路の維持・整備事業も、寒冷期前に終わるよう早急に行う必要がありますが、市長の見解を伺います。

次に、国保加入事務の遅延状況と対応について伺います。これも合併と職員異動による事務上のミスと思いますが、担当職員によると合併作業に当たる6月から7月にかけて、加入事務の遅れは1件や2件ではないので、加入者の負担の有無にかかわらず、事務取扱の事例により処理し、期日を経過すれば延滞措置をするということでありました。市民の目から見ても、極めて初歩的な事務処理ミスではありますが、市民に過大な負担をかけるのは問題であります。合併作業を理由とする事務遅延は行政の責任であり、市民に負担をかけるべきではないと思いますが、システム上の問題なのか、職員の理解の問題なのか伺います。合併作業による事務手続きの遅れによる市民の過重負担の件数と今後の処理対策について、市長の所見をお尋ねします。

3番目に、農業振興についてお尋ねします。農業経営基盤強化促進構想の育成目標と、各経営体の到達状況の検討と対策について伺います。

農業経営基盤強化促進構想の育成目標と、各経営体の到達状況については、平成12年度、新市構成各自治体が農業経営基盤強化促進基本構想を策定し、経営体の営農類型モデルを作成し育成目標としてまいりましたが、この5年間に農産物価格は下落し、営農類型自体が実態と乖離しております。特に政府は10月末、2007年産から経営所得安定対策大綱を決め、対象とする農家、担い手要件を都府県の個別経営で4ヘクタール、集落営農組織は20ヘクタールに設定して、スタート年度までに最低でも5割を目指すとしております。

基盤整備の未整備地区を抱えております当市の対応についても、まず伺っておきます。現在、継続及び計画中の農地を対象とした基盤整備事業について、事業数、面積、地元負担の状況等を伺いたいと思います。先に新市構成各自治体が設定したモデルによりますと、水田専作農家で経営面積10ヘクタール、年間労働時間2,000時間、所得560万円とあります。また、水稲2ヘクタールプラス露地野菜1.2ヘクタールの経営も出ておりますが、一部の農家だけは補助対象とし、残りは切り捨てるのか。今後の地域の農業発展のために、市長及び担当者の旭市農政についての所見を伺いたいと思います。

最後に、農業後継者の確保と育成の施策について伺います。

かつて1市3町の首長たちは声をそろえて、我が町の基幹産業は農業である。しかし、取り巻く環境は極めて厳しいと異口同音にごあいさつされておりました。本年は幸いに天候に恵まれ、当市管内の稲作作況指数は102と平年作を上回る豊作型の作柄でした。しかし、生

産者米価は昨年来の暴落がとまらず、30年前の価格水準に逆戻りしております。昨年、米作りで農家が受け取った家族労働報酬、いわゆる賃金であります、1日当たり平均3,862円と言われております。1時間当たり482円、高校生のアルバイト以下であります。今年はさらに下がっているようであります。

地域の産業構造の根幹に当たる部分に、埋めようもない大きな亀裂を見る思いをいたしております。私も9月の定例会で、当市の農業委員会の会長に後継者の確保の問題について伺いましたが、担当は農水産課だとして回答をいただけませんでした。当面する旭市の農家3,400戸、田畑5,400ヘクタールを維持する農業青年の確保と養成が急がれますが、市長及び担当する農水産課長に、計画やご意見のほどをお聞かせいただきたいと思います。

以上、3項目の質問事項の説明を終わります。なお、要旨の細部につきましては、再質問でお尋ねいたします。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 阿部一成議員の質問に対して、まず、政策的な基本的な私の考えを少し述べさせていただきますと思います。

まず、保険税、医療の負担がこのところ重くなっている。私もそのとおりだと思います。この医療負担増をどのような形で市民に強くないで済むのか、そういったことを市全体の行財政の改革をしっかりと取り組みながら、できるだけ負担が重くならないように努力をしてみたい、そのように思います。ただ、国の現状から見しても、本当に健康づくり等にもみんなで気を付けて、できるだけ医療の世話にならなくて済むような体制づくりというものも重要ではないのかと思いますので、健康づくりの場等も設けながら、医療費の負担増を防いでいきたい、そのようにまず考えております。

それから、合併時における事務事業の遅延から、いろいろな問題が生じているというようなことで、市道の破損箇所の整備の遅れのような問題も指摘をされました。いろいろな問題があって、若干遅れている所もあろうかと思いますが、担当課と相談しながら、この辺の対応をしっかりと努めていきたい、そのように思います。

それから、国保加入事務の遅延状況という問題も質問に出てまいりました。そのような問題もしっかりと担当課と相談しながら、こちらの都合でご迷惑をかけた面に関しては、できるだけ市民の皆さんの負担にならないように頑張ってみたい、そのように思います。

それから、農業の振興対策でありますけれども、この旭市の基幹産業、農業であるということについては、もう誰しも異を唱える人は無いわけでございまして、その基幹産業をしっかり守らなければ、この地域の発展は無いわけであります。そういった意味で、関係する農協等とも十分相談しながら、この旭市の農業の発展に全力で取り組んでまいりたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、阿部議員の1番目のご質問でございますけれども、国保医療における税負担の格差是正について、その中で平成16年度国保会計の決算状況についてというご質問でございますけれども、この決算状況につきましては、9月から10月に開催されました第1回定例会の折にもご説明しておりますけれども、このたび決算状況につきまして、実質単年度収支という形で説明したいと思います。

これは、歳入歳出差引額から繰越金、一般会計からのルール分以外の繰入金及び基金繰入金等を差し引いたものでございます。それによりますと、旭市が7,950万7,000円の黒字、海上町が1,711万円の黒字、飯岡町が5,350万9,000円の赤字、干潟町が881万2,000円の黒字となっております。合計いたしますと5,192万円の黒字となっております。

続きまして、2番目の18年度以降の国保税賦課についてというご質問でございますけれども、これにつきまして国保税の税率につきましては、合併協議会におきまして、平成18年度以降は統一するという事で協議が調っているわけでございます。このため、平成18年度の予算編成に向けまして、税率の統一を考えていく必要があらうかと考えております。

まず、税率を決めるためには医療費の推計が必要となりますが、その上で確保すべき税額等を求めて税率を決めなければなりません。一方で、今、診療報酬などの改定ということも新聞等で言われております。また、近い将来、平成20年度辺りとなるとと思いますが、老人医療を含めた医療制度の根本的な改革も今、考えられておりまして、医療費の推計は非常に難しい面が今ございます。したがって、税率の改定につきましては今後の医療費の推移を見ながら、また国の動向などを見据えながら、慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、国保加入事務の遅延についてお答えを申し上げます。

今回、第1回目の更正処理ということで、合併に伴う国保加入の更正を行ったわけでござ

いますが、この更正事務の処理が結果として、9月下旬の通知書発送ということで遅れてしまった原因につきましては、一つは国保税の電算システムの構築が遅れたこと、また、住民税や固定資産税といった他の税目データの新システムへの移行・検証、また、その後の国保税賦課データの検討等、合併後初めての新システムでの賦課でございましたので、慎重の上にも慎重を期した結果、更正処理が遅れてしまい、結果的に10月納期となったものでございます。

今回、更正しました件数は全体で1,535件でございますが、この中には所得更正、社保加入・離脱、転入・転出など、さまざまなケースがございます。1納期当たりの負担額が大きくなったために納付が困難であるという方につきましては、分割納付という形もございますので、税務課に納税相談をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、阿部議員のご質問に対しまして、農業振興につきましてご回答させていただきます。

先ほどの質問にありましたように農業経営基盤強化促進構想、これはご承知のように農業経営基盤強化促進法、昭和55年に制定された法律の中で、10年後のいろいろな農業の形態を見据えながら10年後の姿をひとつ市で絵をかく、それにつきましては5年ごとに見直しをする、そういうことになっております。我が市におきましては、この構想に従いましていろいろ認定農業者等が500人を超え、県下で一番大きな意欲のある経営者が育っております。ただ、この中を見ますと、いろいろ農業経営をこうするんだ、いろいろな計画がありますけれども、一部を見ますと農地の規模拡大をしたいとか、あるいは青色申告を取り入れたい、そんなことがありますけれども、これにつきましては今見直し作業をしまして、これからにつきましては特に経営の中で販売戦略、その辺も農業経営者の中に指導していきたいな、そういうふうに今考えています。

それと、特に議員ご指摘の小さな農業者等もございます。それにつきましても、今、国の方の中でも集落営農というような形で大きな農業者だけが国の農業を引っ張っていく、そういう形だけでなく集落まとまって、小さな農家がまとまってやることによっていい形態もある、そういうところもあります。そういう集落農業につきまして、市の農水産課の中で検討しながらJAと一体となって進めていきたい、そういうふうに今考えております。

それと、対策の部分でありますけれども、行政としましてはいろいろな研修機会の充実を

図りながら、経営者に対しまして情報の提供をする、そういうことを第一に考えております。そんなことで市長の方からも市内にはいろいろな優秀な経営者もいる。そういうようなことで、それらの方々のいろいろな経営事例を農業経営者の方に参考にしていただいて、それが一つの台、一つのステップになるのかな、そういうことも指示を受けております。来週には市内の大きな花卉経営者に講師となっただきまして農業研修講座、そういうことも今考えて16日に実施する予定でおります。そういうものの施策をやりながら、農業経営者が自分の将来の到達目標、これをいかに達成できるか、それを市で支援していきたい、そういうふうに考えております。

あと、基盤整備の関係ですけれども、現在市内では県営清滝Ⅱ期ほか8地区で事業が実施されております。そのほかに万力Ⅱ期地区につきましても、現在、申請が上がっております。これらにつきましては、市の負担を統一しまして農業生産基盤の整備と担い手の農地の利用集積、そういうことで進めております。

それと、2点目の農業後継者の確保と育成でございます。確かに農業後継者を確保するというのは一番農業の推進の中で重要な点、そういうふうに理解をしております。ただ、我々見る限りの中では、立派な農業経営者が農業経営をやっている所には、多くの農業後継者が従事しております。そんなことで、意欲のある経営感覚に優れた経営体を育てることが農業後継者が育つそういう環境かな、そういうふうには理解をしております。特に後継者等につきましては、市の中で新たに農業後継者が研修をした際の助成、あるいは研修に行く際、長期研修に行く際の助成、そういうことも事業実施の中で取り組んでおります。そういうことで、今後とも農業後継者につきましては意欲ある農業経営体、それを進めながら後継者支援をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 64番、阿部一成議員。

○64番（阿部一成） 市長をはじめ各担当課長の説明と答弁をいただきました。

個々の問題なんですが、平成16年度の決算状況を見てみましても、平成16年度に飯岡町で全体をそろえるためといいますか、最終的には所得割が8%、資産割が40%ないし45%、均等割が1万8,000円から平等割が2万円と、だいたいこういう線にそろえる予定で、ここ一・二年、1市3町の中で協議が行われたようであります。飯岡町の例をとりますと、平成16年度に6%から8%に上げた。そのために、本当に飯岡町の国保財政が行き詰まって、こうしなければならなかったのかということではなくて、率を上げた分が繰越金になって残り、

そしてまた財政調整基金として蓄えられているというふうな結果だと思うんです。

平成17年度はまだ経過途中でありますけれども、結果論になるかもしれませんが、この状況を見ていけば、周囲の国庫負担金や地方での一般財政の繰り入れとか、こういうものを見ていきますと、果たして8%にそろえる必要があるかどうか。こういうふうな疑問を持つものであります。ざっと計算してみましても、平成16年度の決算の保険税収入が一番低い飯岡町、これが約7万円弱です。これに人口として3万8,825人、国保被保険者がおりますけれども、単純に掛けていきましても決算数値と比べて8,000万円くらいの差しか出ない。

ところが、これを8%に全体をそろえると、もっともっと大きな剰余金といいますか、財政調整基金の方に振り向ける金が出てくるような結果になってしまうのではないかと。そういう意味で、切りよく8%にするのか、7.5%にするのか、その辺のところは今後平成18年度の予算の過程で、十分に慎重過ぎるくらいの検討を加えてもらいたい。

特に私たちのやったアンケートでは、平均的に一般の市民税、固定資産税は別にしまして、1人当たりの市民税に比較して2倍から約3倍近い国保税を払うようになっております。そういう点で、特に市民の間では国保税の行方が大変気になるというふうな反応が出ております。この辺については、今後のいろいろな見方があろうと思いますけれども、十分な検討をお願いしたいと思います。総額から見ていきまして、平成16年度の財政調整基金は前年に比べて大幅に増えて、7億円くらいあるんですか、全部で。そのくらいのことになっておりますけれども、この辺についての今後の見通しについて、担当者のご意見を伺いたいと思います。

それと、先ほどの市長の答弁から道路建設関係の問題について、これが先ほど伺いましたように合併事務によって遅くなったのか、または建設予算、今年の4-6予算の関係からこれまでにそういう維持補修工事までも遅れたのか、その辺の事情がどうなのかということの説明を伺いたいと思います。

それともう一つ、国保関係でありますけれども、いろいろな入力ミスの問題もあろうかと思えます。時期とすれば社保離脱で国保加入になった方、恐らくこれは源泉徴収であったために、こういう点は速やかに、念には念を入れてという問題ではないと思うんですけれども、先ほどの説明で1,535件もあったというふうなことは、国保加入者全体の数約4万人から見ましても、やはりこれは問題があるのではないかと思います。こういう間違いが起らないように、できるだけ慎重にといいですか、敏速に処理をしてもらいたい、このように思いますが、ご意見を伺います。

それと、農業経営基盤強化促進構想の問題ですけれども、確かに個々の農家がどういうふうに残っていくか。それぞれ販売の方にも力を入れて、皆さん残っていきなさいというかけ声は分かるんですけれども、現実の問題として、先ほど申し上げましたように、本当に大変な時期に来ている。農家所得自体が、稲作の場合は、10ヘクタールでは10ヘクタールを作って年間労働力が家族2人、そして臨時も入れても農家所得は約5百五・六十万円くらいにしかない。先ほど申しましたように、米作りで農家が受け取った家族労働報酬というのは本当に大変な、一般から見ても大変少額なものであります。ですから、それでも耐えていけど、残った者は残るんだというふうな政策では、旭市の先ほど市長も申されました基幹産業というのは維持できないのではないかと。

特に後段の農業後継者の確保、これは先ほど申し上げました農家が3,400戸、田畑5,400ヘクタール、もちろん、これは畜産もあれば園芸もあります。いろいろな業種を持っている農業であります。これらの農業を基幹産業として維持していく上では、目標として年間何人の後継者が必要なのか。また、その後継者をどのようにして養成していくか。これは大変大事な問題だと思うんです。身近に中央病院という組織がありますけれども、やはりそこで働く人たちを自分たちで養成していかなければならない。個々の農家がそれをやれという状況には、もう既になくなってきている。そういうことができるのは、やはり行政がやるか、また農業委員会のようなところで、そういう若い農業労働者といいますか、農業青年を後継者として育成していかなければならない。それはもう組織的にやっていかなければならない時期に来ているのではないかと。このように思います。ぜひ、この辺の問題で目標があれば、どこからか出てくるのを待つのでなくて、目標を持って行政の方が対応してもらいたい。このように思います。

ちなみに、前回もちょっと申し上げましたけれども、この新旭市管内で今年度の3,400戸の農家のうちで、わずか今年は6名足らずの新規就農者です。毎年、仮に10人としても3,400戸で340年かかりますね。だいたい農家の労働のピークは、20歳から60歳まで働いたとしても40年です。340年にもかからないと一回りしないというような問題が、もう既に目の前に見えておりますので、これは最終的に3,400戸でいいのか、340戸でいいのか、その辺のところの問題もあらうかと思えます。いずれにしても、その辺のきちんとした目標を立てていただきたい。また、それに応じて研修機関なり、そのような養成の問題もきちんと考えていただきたいと思えますけれども、その辺についてのご意見、農水産課の方からも併せて伺いたいと思えます。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 阿部議員の再質問にお答え申し上げます。

今現在、所得割の税率につきましては旧海上町の分につきまして7.5%、それ以外の旧旭市、飯岡町、干潟町につきましては8%という形になっておりまして、あと、そのほかの資産割、均等割、平等割等につきましては、それほどの差異はございません。

その中で、どのような形で国保税の税率を上げていくのか、あるいは上げないでもやれないのかというようなご質問でございますけれども、今の財政調整基金といたしましては、17年度末としまして3億4,000万円ほどが予定されているところでございますけれども、この税率の改定につきましては、今後の医療費の推移等をよく見きわめながら、また国の動向等もございますので、その辺を慎重に見きわめながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 阿部議員からの迅速にというご指摘、誠にそのとおりでございます。今回、当初予定した予定よりも更正賦課の通知が非常に遅れてしまって、ご迷惑をおかけした方には大変申し訳なく思っております。ただ、これも税を含めて、国保税もそうですが、賦課についてはすべてコンピュータで行っておりまして個々のケース、手作業ということができないようになっております。当初は電算システムの構築がこれほど遅れるとは考えておりませんで、もっと早く大勢の方に通知できるものとして事務を進めておりましたけれども、システムの方の遅れからデータ移行、その検証、すべて職員の作業もコンピュータに合わせる形で進めてまいりました結果、結果としてこのようになってしまったということでございます。この新しいシステム、今度は完全に動いておりますので、これからの更正についてはこのようなことが無いというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路の維持補修に関し、お答えいたします。

今年度は合併に伴いまして、予算の成立が10月ということになったわけでありまして、職員自らが行う小規模な維持補修工事を除きましては、道路維持補修工事だけでなく、道路工事全般の発注が遅れていることは事実でございます。第1の道路の維持補修につきましては、

地区懇談会でも要望がありました。本件につきましては、対応が遅くなったなどと言われたいように、より早い対応をするよう、とにかく意識を高めるということのみだと思います。ただ、市民にも遠慮なく、あそこの道路が壊れているよと、あそこにひびが入っているよということを通報していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業の問題につきまして回答させていただきます。

今、ご指摘ありましたように非常に今農業経営、特に稲作、あるいは野菜の中で価格低迷があって相当ひどい、それは我々は認識しております。いろいろ農業経営者も課の方へ相談に来ていただきまして、この際だから農地を処分したい、そういう相談もこのごろ数多くなってきました。これは危機的な状態かなとそういうふうには理解しております。

そういった中で、特に今我々、課の中で考えていますのは、どうも畜産とかいろいろな花卉を栽培している農家、いろいろな販売戦略ですとか経営感覚を持って、後継者も残っている経営をやっている事例も数多くある。今、稲作の部門が相当問題かなということで考えています。特にこれは農業機械が、小さな面積の中でも大きな機械を持ったり、その辺がちょっと若干考える部分があるのかな。そんなことで一部市内の中では実はコントラクターという名前で、これは農作業を請け負う集団、そういうものの育成が国の施策の中で進められております。個々に機械を持つのではなくて、作業については請け負っていただく。そんな取り組みもあります。それを全市の中でひとつ取り組んでいこうかな、そういうことも考えています。

それと、やはり農業経営者、市の中で数多く残っていただきたい。それが課の実は認識にあります。ただ、全員が残っていただく手法もやはり何かあるのかなということで、大きな経営者だけでなくと。その中で特に稲作プラス例えば施設園芸、あるいは露地野菜、そういう形態が数多くあります。今までは稲作プラス花というのがあったんですけども、花の経営者はほとんど花専業で今行っているのかなと、そういうふうに思われます。そこで、ぜひ稲作プラス露地野菜、あるいは稲作プラス施設園芸ですか、そういう形態にもちょっと入り込んで、稲作は稲作で専業農家に土地を集積して稲作専業の農家が何か伸びる道、あるいは施設園芸をやっている、あるいは露地野菜をやっている方は、そちらで経営を伸ばしていく。そういうような形でないと、ともに倒れてしまえば大変なことになる。そんなことで、経営の中に入り込んで県の組織と一体となって取り組んでいきたい。

特に組織の問題につきましては、現在、農業経営改善支援センターということで、JA、あるいは農業委員会、農水産課、県の組織、一体となって農業者に支援していこう。そういう組織がございます。そこを母体としながら今後活動を展開していきたいな、そういうふう
に今、考えております。

それと、農業後継者につきましても、どのくらいの数というのがありまして、必ず我々は500を超えている認定農業者には後継者に育っていただきたい、そういうような形で、数的には考えております。これらの支援につきましては、先ほどの農業経営改善支援センター、これが基になりまして育成を図るべく、いろいろなこれから、先ほどちょっと申しましたように講座というような研修会を開催していきたい。現在、この支援センターが一つの業務としまして毎月2回ほど農林漁業金融公庫の職員に資金相談を、この市に来ていただいてやっていただいております。これは県下の市の中、町の中では初めての試みであります。

まだ、合併して間もないこの旭市ですので、我が課の方でもこれからどういうふうな形で農業後継者、数多く残していくか、そんなことで取り組んでいきたい。特にここにつきましては千葉県で第1番目の農業産出額の農業の町であります。全国でもこの間の数値を見ますと5本の指に入る、そういう町でありますので、この産出額を落とすことなく、さらに伸ばすような施策を展開してまいりたいと思いますので、今度ともよろしく願います。

○議長（林 正一郎） 64番、阿部一成議員。

○64番（阿部一成） 国保税につきましては、これから平成18年度の予算編成の時期に入りますし、その辺についてのご検討もいただけるものだと思います。当初の合併にあたってのいろいろないきさつもあろうかと思えますけれども、先ほどの説明の中で、決算資料から私、ちょっと写させてもらったんですけれども、平成16年度の1市3町の財政調整基金で7億1,400万円、平成17年度はこれが9億2,000万円になっているんですけれども、この数字が違っているのか、それともそちらのとらえ方が違っているのか、その辺のところはちょっと定かではありませんけれども、16年から17年にかけて約2億円くらい増えている。その2億円が多いか少ないかということはまた別の話になろうかと思えますけれども、こういう事例もありますので、値上げするのは慎重にしていきたいというふうに思います。

先ほどちょっと触れましたけれども、やはり県下で国保税の割合、応能割と応益割ですか、これを50対50にしようというふうな国や県の指導があります。しかし、現状ではやはり70対30というのがこの辺の平均値であります。やはり、そのように本当に応益にウエートをかけることは、難しくなっているんだというふうな状況であります。ですから、応能割を

1%上げても相当大きな税収になろうかと思います。一番やりやすい方法だと思いますけれども、しかし、その辺のところは市長もご存じのように、中央病院管内の自治体の医療費は群を抜いて安いんですね、千葉県の中でも。そういうところにやはりウエートを置いて、健康管理と併せてその辺のところを国保財政に反映させていただきたいと、このように思います。

それと、事務上の問題につきましては了解いたしました。今後、そういうことの無いように、また、合併もそうちょくちょくあるものではありませんので、そういうことは今後は起らないだろう。また、システム上の問題については、これは習熟することによって、また配置することもできると思います。間違いの無いように、市民に余計な負担のかからないような方法をとっていただきたいというふうに思います。具体的な問題については、また担当者の方にお伺いしたいと思います。

最後に、農業問題になりますけれども、先日、先ほど話のありました旭市周辺の切り花や鉢物の栽培農家が、成田のホテルで見本市みたいなものを開いたと。先般、東京のビッグサイトで世界の花ということで、アイフェックスと言いますが、International Flower Expoでいいんですか。世界の花の業者を集めて大きなイベントを行いました。地球の裏側、コロンビア、ペルーの方からも大量の花が日本に送られてきています。そういう中で、それに太刀打ちしていく、そういう農家も育てていかなければならない。

一方では、ご存じのようにWTOの問題もありますし、牛肉のBSEの問題もあります。こういうことを踏まえて、本当に組織的に地方自治体も担当者は腰を据えてかかっていかないと、地域の農業は守れないというふうな状況になっております。市長にも関心を持っていたで大変ありがたいと思いますけれども、この地域の農家が安心して仕事に励み、現在、全国でも北海道に次いで2番目の農業生産額を上げているこの千葉県、特にこの東総地域も大きな力を持っております。

かつては、安房郡の方が鉢花とかいろんな鉢物の生産では、大きなウエートを占めておりましたけれども、現在は若い人が比較的多いこの東総地区の方が勢いが付いているようです。いろいろな面がありまして、農業に対しての大きな力を、潜在的な力を持っている。これを十分伸ばしていただけるよう、特に農水産課のご努力をお願いしたいと思います。また、農業委員会を通してそういう後継者の問題、また農業の中の業種の問題、それから後継者を育成する問題、これらについても協調して組織的に検討していき、そして実際に働きかけていくということが大事だと思いますので、この辺もよろしくをお願いしたいと思います。

できれば、農水産課の方で近いうちに、もっと具体的な目標を立てていただくということが大事だと思います。農業経営基盤強化促進構想も、当初はそういう目的を持っていたんですけれども、なかなか時代の進展とともにその辺の問題もずれているということもありますので、その辺を見直しながら、積極的に農業政策を進めていくということが大事ではなかろうかと思います。最後になりますけれども、それぞれの担当課の中で農業の問題、それから医療、国保の問題、これらについて最後に、今後の体制についていろいろとお考え、ご意見を伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

よろしくご意見のほど伺わせていただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の再々質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） きょうの新聞等にも出ておりましたけれども、国の方で医療費の抑制というのに今、一番力を入れているというような話がちょっと出ておりました。その中で、ここに病院もありますけれども、診療報酬の改定、何かその辺が一番最重要課題ということになっております。その中で、要するに我々が担当しております国民健康保険、あるいは老人保健等の財政の中で医療費、その抑制を図っていくと。その中で国の財政を豊かにして、その財政はお金はいろいろな方面に使っていくというような形、新聞でちょっと書かれておりましたけれども、うちの方としましては、この中で医療費の適正化ということで、一番の問題が中・長期の適正化対策として、生活習慣病の予防というようなことに、力を入れていくというようなことも言われております。

そういう中で、我々国保を預かる立場としまして、関係各課の中で、いわゆる医療のかからないような健康な施策を、今後展開していかなければならないのかなというような形でちょっと考えておりますけれども、そういうことでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業の問題につきまして回答させていただきます。

今、お話のありましたように、基盤強化法に基づきます構想につきましては、今年度3月をめどに見直し作業を進めております。県の方の中でも特に所得目標については、若干、相当下げなければいけないのかな、そういう議論も今しております。特に北海道なんかにつきましての事例を見ますと、700万円から440万円に下げたとかそんなこともあります。その辺の議論につきましては、農業委員会さんにも案をお示ししまして、その中でいろいろなご意見をいただきたいな、そういうふうには考えていますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどの花の農家のフェスティバルですけれども、市長も忙しい中、実は行っていただきました。うちの担当も行きまして、あれは素晴らしいということで、特に誰が企画ではなくて農家が企画しまして、自分たちで販売戦略をやる。そんなことで、そういう農家を数多く市内で作りたいな、そんな意味で実は花の経営者に学ぶというようなタイトルで来週、全農家を対象にしまして研修会を開催したいな、そういうような形で考えています。

特に課の中では、そういう経営者の集まる組織が欲しいなど。認定農業者の組織から、そういう方々が組織をすることによって自分たちのいろいろな悩み、あるいは失敗したこと、あるいはよく経営改善していること、そういうものにつきまして共有していただいて、いち早く他の地域に先駆けて経営が伸びるような、そういう施策を考えたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 嶋 田 正 治

○議長（林 正一郎） 53番、嶋田正治議員、ご登壇願います。

（53番 嶋田正治 登壇）

○53番（嶋田正治） 日本共産党の嶋田正治でございます。

まだ、ちょっと体調を崩しまして手術したばかりのほやほやの状況でございますので、多少、お聞き苦しい点があろうかと思いますが、最初にご了解をいただいております。

（「無理するなよ」の声あり）

○53番（嶋田正治） 無理なんかというのはできようがありません。そんな余裕がありませんから。

では、平成17年（2005年）の旭市市議会の第2回定例会におきまして、市民を代表いたし

まして一般質問を行います。

私は大きく五つの問題、そして、その各問題の項目に対して、順を追って市長及び関係市当局のご答弁をいただきたいと思う次第でございます。

その第1は、市長の市民懇談会開催についてであります。

市長は、市長選挙の公約の一つにもなっております常総新聞の5月19日付には、次のように開かれた市政という角度でお述べになっておられます。要するに自分の思いを明らかにして、そして市民に耳を傾ける、耳を傾けるだけでなくよく聞いて、できるものはぱっとやると、こういうように私は期待しているのでございます。この姿勢は、初心忘るるべからずということで、新市第1号の市長でございますから、これから倣っていける、みんな次々と倣わせていける、そういうようなふさわしいことでございますので、ぜひ、今後ともお続けになっていただきたいと思うわけでございます。また、行ったことに対する評価を日本共産党として私は評価いたします。

その次に、まず、この問題で具体的に今までの経過なり、そしてどんな内容でこれをやられたのか。あるいは市民の参加状況と主なご意見、どんなことで話し合われたのか。市民の声がどう受け止められたのか、お聞きしたいと思うのであります。まして今、選挙を目の前にしておりまして、立候補される方も非常に耳を傾けていると思いますので、どういう内容であったのかと、市民の声がですね。

三つ目には、今後のこれを聞いてその対応として、市政にどう反映させていくのか。そして、これをただ聞いただけでなく、どう具体化して実現していくのかという今後の問題であります。私はとりわけ考えたいのは、市長がご出席になって、皆さんの話を聞きたいと言いましても、やはりたゞいま同僚の阿部議員が質問ありましたように、いろいろこの各分野での国保税の問題だとか、あるいは道路の問題だとかいろいろな問題が、しかも細かな問題で切実な問題として、問題になっていると思うんです。こういう面では、一面ではアンケート調査というのもやった中で、問題を濃縮された中でやった方がなおよかったのではないかと思います、市長のご見解を伺いたいと思います。

次に、阿部議員の質問されましたいわゆる旭市の基幹産業、農業の問題であります。

最近の状況を見ますと、政府は2004年の農業白書というものを農林水産省が出し、これを閣議了解しているんですね。そういう中で、2004年度の白書として食料・農業・農村の動向というか、そういう形で発表されているのでございます。これによりますと、やはりどうも2000年から始まって10か年計画で食料自給率が何と40%から5%引き上げようと、10年計画

でね。今年は2005年でちょうど半分に来た。ところが、実態としてとてもできっこないという事で、さらにもう5年引き伸ばすというような農業の基本的な計画を作ったわけであります。

日本のこの食料自給というものの推移を見ますと、非常に貧弱なんですね。ちなみに、数字的なことを申し上げますと、1965年がカロリーベースで73%あったんですね。それが今や40%と。それから、穀物自給率が、動物の飼料を含む重量ベースで62%あったんですね。これが27%にまで下がってしまった。では、世界的にこの地位はどのくらいの位置を占めているんだろうかというのを見ますと、オーストラリアが230%の自給率ですね、食料自給率が。これは2002年の統計であります。それからフランスが130%、アメリカが119%、ドイツ91%、イギリス74%、スイス54%、お隣の韓国が50%で、我が国が40%と今なっているんですね。世界的に申しまして、国連加盟国が190何か国あるんですが、一番しまいの方なんです。というふうに聞いております。

そういうような状況で、我が国の中で食料危機は市長もお述べになっております。常総新聞の中で、次のようにこの食料問題についてお述べになっています。市長は旭市は気候が穏やかで農業が順調に発展し、基幹産業の一つになっている。合併後は飯岡漁港も加わり、さらにベースとなる産業に幅が広がります。これらの資源を活用して首都圏の食料供給基地にしていきたいと、夢を、夢ですよ、夢をお語りになっています。

夢でなく実際の問題として、新旭市は重大な地位を占めているんだと。それというのは、さっきも申し上げましたように、日本の中でも千葉県は農業の屈指の地位にあります。その中でもまた屈指の食料生産基地であり、屈指の農業生産の基地であるわけです。ここでおかしなふうにかげちゃったら、我が国のあれはさらに一層ダウンしていくということにならざるを得ないと思うのであります。そういう面で、旭市の農業、私も農業をやっておりますが、市長も豚を飼っています農業者です。何とかして、国のそういった不安といえましょうか国民の不安を解消する、我が国の食料自給を回復するという面におきまして、この食料の問題というのは大変重要な問題だと思うわけであります。

そこでお伺いしたいのは、今度の新しい農業基本計画、その前の計画の違い、あるいは市長のこの全体の計画に対してのとらえ方、どういうふうにこれを受け止めているのか、お聞きしたいと思います。いわゆる政府の農政改革と言いますけれども、実質農政改革にこの新しい2015年までの作り替えられる計画に、どのような評価を持っているのか、この辺のところまでお聞きしたいなと思います。

そして、再延長いたしました、自給率が45%にもう5年引き伸ばしても、果たして恐らく今の状況の中では難しいではないかと私は思うのです。それというのは、担い手がうんとレベルが上がってしまいました。ですから、今まではすべての農家に対して、農業の対象という形で目を向けていたのが、今度は普通のこの辺では4町歩以上、北海道では20町歩と。所によって、中山間地では県知事の特別な配慮によって緩和することもできるという、そういうふうにはなっておりますが、そういうような大規模化というので、本当に我が国の食料自給が可能なのか、アップすることが可能なのかということであります。

そういう面では、今までも大規模化としてやってきた結果がこうなっている。今、農家が苦しみ、そして自給率が下がった主な原因というのは、一方で米を減反して作らない作らせない、そして、そのために予算を使い、そして同時にもう一方では外国から少なくなった以上にじゃんじゃん輸入していくと。この基本体制を続けていく中では、私は日本の農業は崩壊すると思います。そのくらいの重大な問題だと私は思うんです。

自動車は油がなければ走りません。人間は食料がなければ生きていくことができません。今までお米なんかでも対象者となっていた農家ですが、お米の生産を保ってきたのは8割以上が兼業農家でもってきたんです。それがごく少数の人に握られていく、やられていくといえますか、そういうこと。もう一方では、後継者がもうからないからやりたがらないと。こういうような状況の中で、ただ大規模化したからいいものではないと私は思うわけですが、市長のご見解を承りたいと思うわけであります。

そうした中で、食料5か年計画に対する再延長に対してどういう考えを持っているのか。計画の内容とこれに対応した各市町村でやってきたこと、そして、これからこの再延長に対して、政府の一応出してきたことですから、やはり全く無視するわけにはいきませんので、これに対応していかななくてはいけないと思うんですね。そういう面で、どういうふうに対応していくのかということを伺いたいと思うのでございます。

そして、今申し上げましたように、米の生産調整はいまだに減反をやらせていく。そして、農産物の自由化ということでは、最近安いものが入ってくるだけではなくて、おまけが付いてくるんですね、BSEとか何か横文字のやつがだいぶ。鳥インフルエンザ、これは輸入とは関係無いと思いますが、こういうような問題が次々とおまけとして来ている。かつて無い病気もどんどん入ってくる。こういうようなことであるわけです。そして、そういったものに対する考え方というものは、改めてできるだけ自給できるものは自給していくという、そういうことが私は必要だし、また、旭市の置かれている立場から言っても、絶対にこれ必要

だと思うわけであります。

そこで、次には認定農家ということで、これからこの新しい基本計画を実践していくその一つの要件として、認定農家というのが主にならなくては、これができないということでありまして、この認定農家の現況、経営はどんな経営を今やっているのか。そして、これに対してこれからの旭市の農業を立て直していくための認定農家の果たす役割、私はこれを見無視するわけにはいかないと思いますので、私自身も面積的には六・七町の百姓をやっておりますので、息子がやっているわけですが、そういう面で興味も持つわけであります。そういった役割としてどうなのかと。

それから、もう一つは市民農園の問題であります。調べてみますと、かなり増えてはきているんですが、旭市では私のパソコンの中では1か所しか無いんですね。であります、今、政府もこの問題で都市と農村を結ぶ対流・共生と、こういうようなことで、ただ、大型のものだけではなく、生産者、そして消費者が直接交流していくと。そして、お互いの食の安全、食を通じた都市と農村との交流というものを政府としても、大いに出してきているわけでございます。

こういった中で見てみますと、何か地方公共団体があれしているので平成15年で2,258件、農業者は149、農業協同組合が481という中で、全国的にはだんだん増えてはいるんだそうですが、なかなかこの辺ではまだ始まったばかりと。海上に1か所ですか、そういう状況でございます。どんな形でこの市民農園を進めていくのか。この市民農園は、私もその中に実は、農事法人組合の多古旬の味産直センターというのに私も属しております、米の市民農園やっているわけです。ただ、それは結局食べに来てお祭りをやって帰っていく。あるいは田植えだとかいろいろなことをやる。それはいいわけですが、やはり帰ってしまうんですね。

そこで、これからやはり日帰りのあれと、もう一つの方法としてドイツでもグリーンツーリズムの中心的な役割を果たしている、いわゆる長期滞在型の市民農園というようなのがクラインガルテンというところでやっているから、クラインガルテンという方法という、こういったのがドイツではやられて、日本でもそういったのは旭市なんかこれからの人口構成、推移を見ますと、どうしても何か減少傾向にありますね。シミュレーションでそうなっているんですが、そうでないようにしなくてはいけないわけです。そのためにもこのクラインガルテン、ベロをかんじゃいますが、こういったことに対する取り組みをこれからどうするのかという問題も、市長もこういう問題についてご理解のあるご意見をお持ちであるようでございますので、その考えについてもお聞きしたいと。その実施計画と具体化について伺

いたいと思うわけであります。

それから、もう一つ、これをよくしていくためには新旭市の農業の特産物を指定して、ある一点突破をばっとする。そういったので今やられているのでは、お隣の八日市場市や光町、あるいは野栄町、じき合併するわけですが、昭和60年から光町価格保証制度という、町そのものが事業主体となってやる価格保証制度等をし、国がやらないからそういったことでやって、八日市場市あるいは野栄町だとか、こういうネギの今周年栽培化され、そしていまだに大きな産地として、これは古い資料なんですけど、延べ面積で147ヘクタール、ネギです、314戸。飯岡町の戸数とあまり変わらないほどのあれで、たくさん作っていただいている。

これが続いているのは何なのかといいますと、やはり価格保証制度を独自の市の政策としてやっているというふうに聞いているんですが、この問題に対してどういうふうにお考えになり、そしてこれからこういった問題について、旭市でもやはり一定のそういった旭市独自の農産物、とりわけ露地野菜というのは非常に天候によって左右される、こういう問題もあります。価格も非常に不安定だということで、とりわけ今、私がちょっと思った中では、パセリなんかというのは飯岡では非常に大きなシェアを占めている。そして、海上も今作られてきている。旭でも十分作られていると思う。あるいは大根とかキャベツもありますが、こういったのをやはり一つの何かを柱として、旭市としてもやるんだぞと、頑張るんだぞというこういう姿勢が私は必要だと思うんです。そういう点で、今隣の町でもそういったことがやられているようですが、これらに対する市長のお考え、そしてやるとしたら、どういうふうな形でやったらいいのかということについて、伺いたいと思うのでございます。いわゆる特産地作りです。

それから、その次は道路問題であります。だいたい舗装した所の欠陥というか、せっかく作ったのですが、やはり傷んでくると。これに対する補修が遅れているというような話が今ありました。そういう問題も今確かにある。では現状としては舗装の状況というのが一体どういうふうになっているのか。旧市町の側から引き継いだわけですが、その状況はどうなっているのか。そして、今補修についてはどのような方法でと、これは阿部議員のお答えの中であれですから、お答えが重複する問題は省いていただいて結構です。

もう一方では未舗装の所がある。これに対する今後の取り組み方、そして現状がどうなっているのかと。そして、今後これをどういうふうにして舗装化していくのか、ちゃんとしたものにしていくのかということについて伺いたいと思います。

それから、旧飯岡町で今まで実施してきた舗装の原材料の生コンクリートの助成の問題があります。旭市なんかでは平らな所ですからあれですが、実際、私の住んでいる所旭市塙ですが、谷津田とかそういった所は大変わき水だとかがあって、排水路がじきに詰まってしまう。道が悪くなるから道普請、道普請といって毎年やっている。今でも砂利を入れているわけではありますが、それだけだとどうしてもわだちのはみ地がありますので、どんどん下へ沈んでいく、毎年沈んでいってわきから土が盛り上がってくる、こういう現象があるんです。

そういう所に全部ではなく、材料だけ出していただいて、そして自分たちで簡易の舗装をやるということで、飯岡町では今、向後悦世議員のご地元であります上永井地区なんか、ほとんどそれで完備されております。南町もそうですね。今、塙地区でもそういうまねをしてやり始めて、これから先一体旭市になったらどうなっちゃうだろうかというようなご心配をされている人もおりますので、これを確認したいなと思っているのであります。

なぜ、コンクリートのあれがいいかというと、普通の砂利舗装だけだと毎年同じ所で同じように何十年と繰り返すわけです。お金がかかるのは、いわゆる材代より何より、要するになおらいの方がお金かかる。これ本当の話、そうなんです。道は一向よくならないわけですね。これではやはり予算の無駄遣いになるのではないか。簡単なもので、自分で生コンをあれして自分たちの方でやるわけですから、道路に対する愛着もまた別な問題があるわけです、暑いさなかにやるわけです。

そういうようなことが一度に全部はできないと思う、予算の都合もあってね。あるいは労力の都合もあってできないと思いますが、こういったふうなことについては旭市の市長はなかなか分からないと思いますので、ぜひ、そういったことは引き続き、それこそやっていたきたいと思うのでありますが、市長のご見解を承りたいと思うわけでございます。

次に、今マスコミ等でも大問題になっておりますアスベスト、石綿についての対策についてであります。

アスベストというのは聞きなれない言葉ですけども、非常に身近な問題だと。一番近いのは蚊取り線香の蚊取りマットが石綿なんですね。あれを吸いますと中皮腫と言いまして、ガラス繊維でできておりますので、刺さってどんどんそれが内臓を侵していく。そして、しまいにはがんになる。そして、また肺がんとかも引き起こす。これはどういうところで使われているのかと言いますと、やはり今、学校でもどこでもあります。実際の建設業界の中でもハンドメイドで使われた分がまだ分からないので、あったということがあります。

このアスベストでこの5年間で約1万5,000人超の方が、これは環境省が試算した数字で

すが、お亡くなりになっているというかな、そういう状況で、今までなぜ分からなかったかと言いますと、なかなか即ぱっと出てこなかった。それを吸い込んでから約30年、40年たって出てくるということで、知らず知らずに今までやってきちゃったんだね。だから、実際にこれらに対する対策というのがほとんどやられないまま今日まで来ている。

そういうわけでございまして、これらに対して旭市としてこのアスベストの健康に及ぼす影響について、やはり今急にこうなったわけではないわけですから、どのような認識を持っていて、そして健康にどのような影響があるのか。今、私ちょっと述べましたが、もっと詳しくお聞きしたいと思います。

それから、学校など公共施設の調査状況。調査してきたのか、あるいはしているとすれば、どの程度までやっているのか。それから、この問題について状況とともにその対策、これをどうとってきたのか。この点についてお伺いしたいと思います。

それと、もう一つは住民が分からないわけですね。分からない。あらゆる所に使われている。そういうものでありますから、建設関係の方だとか実際に中皮腫になって、あるいは肺がん等で、実際にどの程度の旭市の市民の中に、そういう患者さんがいらっしゃるのか。分かったら、分かった点だけでもいいから教えていただきたいと思うんです。

そして、この分からない住民に対して、広報を通じてやはりちゃんとこれを知らせていく必要があるわけです。今、政府も非常にこの問題を重視しまして、アスベスト被害救済法ということで遺族に、亡くなった人に対して一時金として260万円ということで、我が党も一生懸命やっておりますが、公明党もこういったことでもうちょっと上積みしろということで要求していると、こういう段階であります。

そういう面で、広報、PRというのは最も大事で、そういうすばらしいあれがあるのに、知らないであの世へ行ってしまうということは残念な話であります。だから、そういう面で、それらの方々だけでなく、知らないでいる人たちに知らせていく必要がある。それをぜひともやってもらいたいと思うのでありますが、その実施の仕方やあるいはどんなふうにして実施をこれからしていこうとするのか、その点についても伺いたいと思います。

ちょっとこの内容の中では葬儀料も20万円、もし亡くなった方は、残念にして、だとか、具体的なそういうあれが出ている。政府が言っているんですから間違いのないことです。だから、そういう面で我が地方自治体の大きな仕事である地方自治法第2条第1項か2項の中の、住民の生命の安全と健康と福祉を保持するという、この直接の命題にもかかわる問題でもありますので、この点につきまして伺いたいと思うわけであります。

続きまして、5番目であります。5番目は旭中央病院飯岡診療所の運営状況と、その利用状況について伺いしたいと思います。

だいぶデラックスな建物でございまして、こういう立派な建物。非常にすばらしいあれなんです、なぜか午前中しか開業しないで、そのほか土・日、祭日は当然休みですから、あまり効率が、活用されるあれが非常に限られてくるという意味で、高齢者人口が増えている中で、やはりせっかくの立派なこの施設、用地2,397平米、鉄筋コンクリート2階建てで全体の延べ床面積が629.426平米ということで、平成14年4月に開設したまだほやほやの。ところが、なかなか医師不足だとか何とかでこれが午前中でもって帰られちゃうと。これではちょっともったいないのではないかなというふうに私は思いまして、この問題をあえて取り上げたわけであります。

旭中央病院も、確かに見ますと、どんどこ患者数が1日3千何百人ですか、今ある。こういうようなことで非常にごった返している。待ち時間なんかも非常に気になる。長くなるということで、今、ITが進んでおりまして、レントゲン撮ってもいちいち全部持って歩かなくてもいい、そういう技術があるわけでありまして、これは合併していろいろな各支所の更新もそういったことで大いに効率化していると、こういうようなことがあるわけでありまして、とりわけ慢性疾患とか子どもたちが急に夜痛くなるとか。

今、正直言いまして救急車も大変な出動回数になっている。どうもやりきれない。どんどん患者は増えてくる。すばらしい資金をどんどん入れて毎年10億円くらいの予算を投下して、先進的な医療器具の導入がされている。PETといいますか、陽電子放射断層作成装置という形で、全国に何台も無いのが入ってすばらしい。だから、全国から集まってくる。

そうすると、今度それに対する設備、お医者さんも足りなくなる。そして、また施設が足りなくなるからどんどん大きくなる。幅が広がっていく。それは結構な話であります、やはり、もとをただせば1市3町の先輩の皆さんが当初は診療所的な角度、私も旭農業高校へ行って野菜売りに来たりしておりまして、そのころよく分かるんですが、あれからもう隔世の感があるんですね。広がって大きくなって。このままで行くと旭部落中が中央病院になっちゃうのではないかなというようなほど大きくなったこと、これは結構ですが、同時に地域の医療、これをきちっとやっていかなければ、結局待ち時間の問題で、お年寄りなんか病気を直しに行って、それこそ風邪引いてきて肺炎起こしておかしなふうになっちゃって亡くなっちゃうとか、笑い話にもならないようなことがもう一方で起きる可能性がある。だから、無いわけではない、立派な施設があるんだから、1日の診療はできないのかどうか。ぜひと

もお伺いしたいなと思うわけであります。

もし午前、午後でこれをぜひともできないかどうか、ぜひともこれは明確にしてもらいたい。できないとしたら何の理由か。そしてやるとすれば、せっかくあと人的なお医者さんと看護婦さんがいればできるわけですから、これから病院を建てるわけではないですからね、そういう点で地域にも100万人の保険のあれにも、大きなあれにも、福祉と健康を保持するという面で役に立つけれども、肝心の地元もしっかりと見据えていただきたい。このことに対する考えをお聞きして、第1回の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（林 正一郎） 嶋田正治議員の一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○副議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

嶋田正治議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 嶋田正治議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問の1点目で行いました市民懇談会についてということでございますけれども、このことは私のいわゆる公約でございまして、市民の声を大いに聞かせていただく。そして、市民の声を行政に反映する。同時に、この市政懇談会等を通じまして我々行政の抱えている問題点、あるいは考え等も市民の皆さん方に十分お話をさせていただいて、そしてご理解をいただきながら、市民の皆様方と一緒に行政に取り組んでいく、それが私の公約でもあり、考えでもございますから、そういった視点のもとに市民懇談会を開かせていただいております。同時に、今回の市民懇談会の一番の大きな目的は、この後総合計画を策定させていただきますので、その総合計画の中に市民の声をできるだけ生かしていきたい、そういった思い

のもとに市内15の小学校区で、小学校でその地区懇談会を開催させていただいております。

現在、10校が終わりました。その中でも飯岡小学校の時に一番多くの市民の皆さん方がお集まりいただきまして、100人を超える皆さん方のご参集をちょうだいいたしまして、いろいろなご意見をちょうだいいたしました。そのことをしっかりと、これからの総合計画の策定の中に生かさせていただきますし、同時にその策定計画とはまた別の意味でのご意見に対しましては、行政にしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、次の農業問題でございまして、政府の農政改革に対する考えはというご質問がございました。この農政改革、これから政府がどういった取り組みをしてくれるのか、しっかりと見守っていきたいと思っておりますけれども、そういった中で、国は平成19年から導入する品目横断的な経営安定対策として、経営所得の安定対策の導入を予定しているようでもありますけれども、その対象がこれまでの全農家に対するものと違って、今度は担い手の経営に着目して行っていくというようなことでございます。そういった意味合いから、嶋田議員の質問の中に、大規模農家だけ優遇するというような形では、農業が成り立っていかないだろう、そのようなお話がございました。私も全くそのとおりだろうと思います。

この旭市で取り組んでいく対策といたしましては、ひとり立ちできる農家の皆さん方には、そのようにこれからも頑張っていっていただく、あるいは法人化をしていただいたり、あるいは大規模経営の中でしっかりと、株式会社等が参入してきても、それに負けないような経営体を作っていただく、これがまず一つでございますし、小規模の農家の皆さん方にとっては、これまで農協が中心に行ってきたように、大勢で一つグループを組んで、そしてしっかりと大規模農家、あるいは株式会社等に負けないような経営を作れるように、側面からバックアップをしていきたい、そんなふうに考えております。

そして、その農業政策の中での質問の市民農園でございますけれども、この市民農園はこれからも生産者と消費者の交流、そしてできれば農業の大変さもそういった中から知ってもらい、また、物を作る楽しみもそういった中で消費者の皆さん方に知っていただければ大変ありがたいし、同時に私が期待をいたしておりますのは、生産現場をしっかりと消費者の皆さん方に見てもらいたい、そういった生産現場そのものを見られるような、これから取り組みというものもぜひ行っていききたい、そのように考えております。

それから、クラインガルテン、いわゆる滞在型の、市民農園はどうだというお話もございました。そういった方向にまで進んでいければ、より一層いいことでございますので、そういった方向を目指して頑張っていきたい。今、少し考えておりますのは、海上にはキャンプ

場がございます。こういった施設等も生かして滞在型の少し長期滞在とはいかないでしょうけれども、そういった市民農園等の取り組みもしていただければ、大変いい形がとれるのではないのかなと、そんなふうにも考えておりますので、この辺でもどんな形にしていっていいのか、積極的に取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、いわゆる特定作物、特産地作りという形で光町等のネギ等も例題に出されましての質問がございました。こういった面での取り組みには、旭市の場合にはキュウリ、トマト、あるいはイチゴ、そのほかパセリ等いろいろな作目がございます。そういった意味で、一定の作目だけというわけにはなかなかいかないだろうと思いますけれども、こういった形がとれるのか、いろいろな意味でこの地の農業をしっかりと守っていくために、頑張って農政を考えていきたいなど、そのように考えております。

道路の舗装の問題でありますけれども、旧飯岡町で実施してきた生コンクリート材の助成という問題がございました。湿地の所の道路舗装の問題等、市長に分らないだろうというような質問もございましたけれども、確かに谷田等の問題というのは私はあまりよく分かりません。ただ、女房の所がそういった所も持っておりましたものですから、全く分らないということとは少し違いますけれども、こういった生コンクリート等の助成については、担当課でしっかりと取り組ませていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私からは以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 助役。

○助役（重田雅行） それでは、私からは、嶋田正治議員のご質問の中でアスベスト対策、そのうちの学校など公共施設の調査状況と対策ということについてお答え申し上げます。

市の方では市内の小・中学校、庁舎等につきまして、方法としましてまず設計図書による確認と建築士による目視調査というのを実施してまいりました。その結果を申し上げますと、市内の小・中学校におきましては20校中11校、社会体育施設、社会教育施設にあっては18施設中4施設、保育所につきましては15施設中1施設、それから本庁舎、各支所、保健センター、水道関係の施設等の庁舎にありましては、27施設中6施設におきまして、アスベスト含有の可能性のある吹き付け材を使用している箇所があるということが分かっております。

この中で現在、飛散しているというような状況にある所はございませんけれども、飛散のおそれがあるということで、小・中学校4校につきましては、これまでに囲い込み等の応急対策を実施してきたところでございます。また、当面危険性は無いと思われるその他の施設

の箇所につきましては、現在、分析調査を行うこととしておりまして、調査に入っているものもございますが、その調査結果を受けまして、今後、必要に応じて適切な対応を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、嶋田議員の質問の中の1番目の市民懇談会、ここのうちの参加状況、それから主な意見につきまして若干ご説明申し上げます。

まず、参加の状況でございますけれども、10か所既に実施しておりまして、合計で578名の参加がございました。

それと、主な意見でございますけれども、道路関係の整備、それから清滝バイパスであるとか中央病院のアクセス道であるとか、あと生活道路、歩道の整備等のご意見が出ております。それと、不法投棄等のごみ対策、排水の整備、それからあと農業関係の振興、それから後継者対策、また防災無線、消防施設等の防災体制の充実の関係、学童保育の充実などの子育て支援、少子化対策、そういったものを満遍なく出されている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の農業振興につきまして、幾つか担当課の方から答弁させていただきます。

一つに、食料の5か年計画の問題であります。計画の内容とこれまで対応しました各市町の実施策、あるいはこれらの再延長になった原因、その辺につきまして、ご承知のように食料・農業・農村基本法、本年3月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画の中で、平成22年度の食料自給率目標を45%と定めております。ただ、輸入農産物等の増加等からなかなか目標達成が困難な状況、そういうことでよく言われております。特に飼料自給率、家畜のえさでありますけれども、現在は25%前後と本当に低い状況でございます。

ただ、本市にありましては一部琴田地区、あるいは干潟地区等で今まで農地にすき込んでいました稲わら、あるいは麦を作った後の麦わらですか、そういうものをすき込んだり、あるいは一部、今は燃す方は少ないんですけれども、そういうことでそういうものを一部の農家集団が食料自給率の向上というようなことで、家畜のえさに収集を実施している所もあります。そういうものにつきまして、これから市の中で全体で取り組みできるようにしくみづくりを担当課としては考えていきたいな、そういうふうに今考えております。

この計画の再延長の原因、これはご承知のように農産物を海外に依存しなければならないこの日本の社会構造にあるのかな、そういうことで考えております。

次に、米の生産調整につきましての考え方でありますけれども、ご承知のように今までは国が主食というようなことで、本当にお米につきましてはいろんな施策をしていただいております。ただ、これからにつきましては農業者、あるいは農業団体、これがひとつ主役となって米作りのシステムを新たに構築していく、そういうことで今言われているわけでございます。

今、我が課の方でもJAにもうちょっと販売面、いろいろな面で努力をしていただこう、それと我が方の課と一緒にいろいろな面でできることは行政、団体でやっていこう、そんなことで進んでおります。そういうふうなことで、地域農業水田ビジョン、現在旧1市3町でそれぞれ四つの計画があります。これを平成18年産のお米から一つにまとめて、市のこれからの水田農業のあり方、そういうものを考えていきたい、そういう際にはいろいろな面で関係機関の方々の意見を聞きながら作っていききたい、そういうふうに今考えております。

それと、農産物の輸入自由化拡大の関係でございます。先ほど議員からいろいろな面で統計資料等をいただきまして、本当にありがとうございました。我々もこの食料自給率は、日本というのはすごい国だなというふうに理解しております。実は、世界の173か国の中の穀物の自給率、これを見ますと日本は124位というようなことで、さらに人口1億人を超える国の中では実は最下位の国でございます。あるいは、世界の人口が現在62億、この10年間で2倍になっております。2050年には89億というようなことで推計されておりますけれども、こういうような人口の増加、あるいは世界的な異常気象等もあります。こういうものが続く中で、欲しいものは日本はすべて輸入すればいいんだと、そういう考えにつきましては極めて危険かなと、そういうふうに理解しております。

そうした中で、市の農業振興の中では輸入農産物に負けないような取り組み、一つには消費者が求めますちゃんとした生産履歴がはっきりとした安全・安心の農畜産物、そういうものの生産の取り組み、あるいは消費者と都市との交流の中で消費者に理解される農業の取り組み、そういうものにつきまして食料供給基地であります旭市のPRを、今後しっかりとやっていきたい、そういうふうに考えております。

あと、認定農家の関係でございます。ご承知のように市の中では500名を超える認定農業者がおります。ただ、旧市町の中で認定農業者の位置付けがどうもまだまだばらばらでございます。特に旧旭市、あるいは干潟町は結構専業農家に占める認定農業者の数は多くありま

す。ただ、いかんせん飯岡地区、あるいは海上地区、若干専業農家が多いんですけれども、認定農業者の数が少ない。これにつきましては我々もちょっと反省するべきで、これから認定農業者が、いろいろなメリットがございます。そのメリットをいかに農業者の方に理解していただいて認定農業者の方が担って、このメリットを使って自分たちの目標達成に近づくような、そういう運動をこれからやっていきたい。いずれにしても、プロの農業経営者として地域の農業の担い手としてして育成をしていきたい、そういうふうに今考えております。

あと、市の特産の関係でございますけれども、先ほどネギの関係をいろいろご紹介いただきました。我々も調べてみましたところが、ネギにつきましては多分議員言われておりますのは野菜価格安定対策かと思えます。いろいろな主要野菜が量が多くなってきて低くなって、あるいは量が多くなって値段が低くなってくる。そうなりますと、いろいろな形で消費者にもご迷惑をかける。そういうふうなものを価格保証というような面で、農家へサポートしている事業であります。

これにつきましては、国・県あるいは生産者の負担によりまして実施しているわけですが、ネギにかかわらず本市におきましても飯岡・海上地区のキャベツ、大根、あるいは旭・海上・干潟地区のキュウリ、トマト、海上地区のニンジン、飯岡地区のレタス、そういうもの等が実は既にやられております。ただ、ネギにつきましては特に我々調べた中でいいなという取り組みは、JA匝瑳さんの中でネギ専用の肥料、これを販売しております。この肥料をやって高くネギを売ろうよと、そういう取り組みをされております。そんなことで、これからはJAと一体となりながら市独自の特産地作り、そういうものにつきましても市の行政の中で考えていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路整備に関する2点についてお答え申し上げます。

1点目は旧市町ごとの舗装状況と補修についてです。本年4月1日現在の舗装率で申し上げます。旭75.69%、海上45.92%、飯岡72.64%、干潟60.23%、全域では65.82%です。舗装道路の補修についてですけれども、各地共通で小規模な破損箇所は常温合材を利用します。大きな箇所にしましては加熱合材を利用して補修しております。

2点目の未舗装道路の補修の現状と今後の対応ですけれども、そのほとんどは碎石を敷設しており、今後もその作業を続けるつもりであります。それと、舗装新設工事につきまして

は、計画的に実施してまいります。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） 私からはアスベスト対策の健康の部分についてお答えを申し上げます。

石綿、いわゆるアスベストの繊維はその粉じんを吸入することにより肺線種症、悪性中皮腫の原因になると言われ、肺がんを起こす可能性があることが知られております。石綿による健康被害は、石綿を吸ってから、議員ご指摘のとおり長い年月を経て出てくるということになっております。例えば中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後に発病することが多いと言われております。そこで、現在の国の状況でございますけれども、発症の状況を見ますとそのほとんどがアスベストを生産する業に従事していた皆様方ということで、一方で消費する側、あるいはそれを利用する側では1名の例が挙げられております。

議員お尋ねの市内での状況ということでございますけれども、市内での発症の状況等についてはお聞きしておりません。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） アスベストの（3）の住民への危険性に対するPRとその対応についてにつきましてお答えしたいと思います。

市としては国及び県のホームページを参考としていただくため、環境課のホームページにリンク先として掲載し、これらの情報等を速やかに市民にお知らせするとともに、環境課においては、アスベスト問題に関する関係機関の問い合わせ先等について、相談の対応をいたします。なお、建築物の解体によって生ずるアスベストの飛散防止措置及び届け出、廃材の処理は特別管理産業廃棄物に該当し、これらの対応については県の所管となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 私からは飯岡診療所の運営状況とその利用状況についてお答えを申し上げます。

ご存じのとおり、飯岡診療所は昭和34年2月に旧飯岡町から旭中央病院がその運営を引き継いだものでございまして、議員ご指摘のように平成14年4月に、老朽化に伴いまして現在の場所に新築・移転をし、現在では平日の午前中に外来診療を行っているところでござい

す。移転当初は高齢化社会の到来に伴います地域の包括医療という観点から、一般の外来診療のほかに訪問看護やリハビリテーションの実施も目指されたわけでございますけれども、現状は外来診療のみということになっております。

利用状況につきましては、平成14年度の外来受診者数が5,076人、15年度が5,230人、16年度は5,439人、今年度の上半期は2,775人というような状況でございまして、わずかでございますけれども、増加傾向にあるところでございます。これを1日当たりで見ますと、平均受診者数22人ということでございますけれども、現状の体制での1日の診察可能人数は、最大で30人程度までというふうに考えられますので、今後の運営体制につきましては今しばらくの間は、現状の診療体制を維持するということで対応しながら、公営企業としての採算性ですとか地域医療の実情について、関係機関とともに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 53番、嶋田正治議員。

○53番（嶋田正治） まず、第一に市長の市民懇談会ということで、意外とたくさんの人がそこに来ていた、そしていろいろな意見が出た。しかし、この意見を長期計画構想、基本計画のちょうど今半ばにあるわけですし、これにさらに加えていくということであろうかと思うんですが、そういう場合にはやはり、何か大まかな今のご答弁でありましたが、これは長期計画の計画というのは具体的にいつまでに作り、そしてどういう形でこれを執行していくのかという点がまだ何か漠然としておりまして、明確なご答弁をいただきたいなと思います。せっかくやった住民の意見が、予算の都合だとか、いろいろな都合で省かれていくというようなことであってはならないな、そんなことは無いと思いますが、その点についてお聞きしたい。

それから、今、意見の中でいろいろ出たと言いますが、私自身がちょっと考えているのは、旧1市3町の旭の方はいろいろいっぱいありますが、旧飯岡だとか海上だとか干潟とか、こういった所の庁舎はほとんど1階だけで、2階の方はほとんど使われないというような感じもしているんですが、こういった旧庁舎跡の利用なんかの意見は出なかったのでしょうか。何か合併したところ寂しくなってしまったなという、そういうような市民のあれもあるんですが、これらについてどういうあれが、また、その考え方について伺いたいと思います。

それと、もう一つは合併ということによって、当然高度な行政サービスというのがなくてはならないわけです。そういう点で、小さな町では保健師だとか土木建築技師だとか、いわ

ゆる専門職の対応はなかなかできないという中で、専門的かつ高度な行政サービスをやっていく面で、大きなふうになって合併したことは非常に有利だというその一方で、アウトソーシングという、大きくなったからこそやる業務委託、これがやりやすくなった何かと、ちょっとちぐはぐな感じもしないわけではないのですが、この辺の考え方というのはどうでしょうか。お伺いしたいと思うわけです。

それから、2番目に農業振興の問題です。私はやはり国の自給率を45%までに上げると言いますが、今までのやり方だとそんなに、大規模化すればと言いますが、大規模化したら確かに効率はよいところもあります。でも、旧飯岡の谷津田地区あるいは干潟、あるいは海上地区、こういったところは非常に谷津田も多いわけです。そういった所なんかは、どうしても取り残されていく可能性があるわけです。平たんな所はある程度可能かもしれませんが、そういった所については、いわゆる周辺部の谷津田地区に対する考え方というのはどういうふうに持っていったらいいものか、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

それと、この間ちょっとNHKの特集番組を見ました。今、自給率が40%という最低の自給率であるわけですが、輸入自由化という中で、この窓口をどんどん広げていく。そうしますと、だいたい今輸入されている小麦あるいはトウモロコシ、そういった穀物類はどういうところで生産されているのかと言いますと、アメリカが特に多いんですが、地下水をくみ上げてやっている。いわゆる半砂漠地帯、年間の降雨量が400ミリか500ミリという砂漠に近いそういう状況の中で、インテグレーションといって水を1日中ぐるぐると回転しながら、80町歩くらいの円形で作っていく。こういうようなことをやりました。私、聞いてたまげたのは小麦1キロ作るのに、何と2トン車1台分2トンくらいの水がなくてはできない。それはみんな地下水からくみ上げている。では、地下水の埋蔵量がどうなっているのかというと、あと20年か25年くらいしかもたないだろうと。

我が国はアジアのモンスーン地帯であります。年間1,500ミリから千六・七百ミリ、多い時は河川がはんらんするほど水があって、そういうところで40%のあれだというようなこと。非常にただ単に効率的な問題だけでは、解決ができない問題ではないかと私は思うんです。将来的にそういった20年先、ちょっとの間に来ちゃいますので、世界の今の食料事情の状況を見ましても、非常に不安ということが言えると思うんです。そういったことの中で、今の新しくできた食料計画、自給計画、こういうものに対して、一体どういう考え方でいるのかというものは、ただ私らが単に消費者の立場だけでなく生産者の立場としても、やはり考えておく必要があると思うんです、作戦的に。そういう点で市長としてはその辺の考え方につ

いてどういうふうに思っているのか、伺いたいと思います。

ともかく20年か25年しかもたない。インドなんかでもそうなんです。だから、実質日本みたいにいっぱい雨の降るようなこういうところで減反をやって、そして砂漠でできたそういったものを安く買って、今の農業の水準を下げていくという、こういう状況ではやはり自給化計画はとてもできないと私は思うんですが、いかがなものでしょうか、お聞きします。

それから、そうは言っても効率的なものを全面的に、あるいは輸入も全面的にやめていくことは実際問題としてできないわけですし、だから、そういった中で早速我々とも直接関係ある中では、認定農家というものはどのくらい認定農家を増やしたらいいのか、またできるものか、その辺についてどういう考え方を持っているのか伺いたい。どのくらいの認定農家、今、国の指し示す4町歩以上が実際今の認定農家の中だって、実際問題として4町歩以上というのはかなり大きなものであります。だから、そういったのでどのくらいの人かどのくらいの規模でできるのか。

今、株式会社の参入なんかと言いますが、株式会社なんかといったら資本力でやってきますから、とても太刀打ちできない。普通の場合、4町歩くらいのあれではと思うんです。だから、確かに市民農園だといろいろなあれでもやりますが、方法も直売だとかいろいろあると思いますが、それだけでも全部が取り組めないわけですから、やはり総合的な考え方として、市は市としてのちゃんとした独自の方向というものを持つべきであると思うのでありますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に。時間が無いか。

(「45分まで」の声あり)

○53番(嶋田正治) では、ありがとうございました。どうも。

では、アスベストについては命にかかわる問題ですから、今の現状は何か1人くらいしかあれしただけ。調査をした結果そうになっているのか。あるいはこれからどういうふう調査をしていかれるのか。こういう問題を明確にしなければ、ほかの市民は分からないんですよ。分からないで健康をむしばまれている。建設業者は相当使われていると思いますよ。だから、そういった点で、もう1回。パソコンを持っている建設業者は無いですからね、左官屋さんも無いですよ。今、持っている人もたくさんあると思いますが、ちゃんとした市としてのみんなに分かりやすいあれをいろいろな形でやるべきだと私は思うのでありますが、答弁を求めます。

あと、飯岡の分院でございますが、飯岡の分院もせっきくの設備を持ち、半日でもってお

しまい。これはあまりにもったいない話だと。だから、そういう点で特に高齢化している中で、慢性的な高血圧だとかいろいろあれがあります。同時にまた研修医制度の中で、地域医療のあれをしなくてはならないというような政府の方の要請もあるんだそうですが、その辺の問題はどうなっているのか。お年寄りが今だんだん多くなっているわけですから、中央病院の本店ばかりがにぎやかになっていなく、飯岡だけでなく、これから旧干潟地区、海上地区も含めて、あるいは旭市の場合でも周辺地区については、逆に本院まで行かなくても済む、そして、そこから必要があれば中央の方に行かれるようなコミュニティバスとかいろいろなを含めてやっていかないと、これからますます医療は大変な負担が来る可能性があると思いますので、これらについてのご所見を伺いたい。

○副議長（嶋田茂樹） 嶋田正治議員の再質問に対し答弁を求めます。

残り時間が5分でございますので。

では、伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、嶋田議員の持ち時間があと5分ということでございますので、簡潔にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、総合計画でございますけれども、来年12月の議会で議決をちょうだいしたい、そのように考えております。ですから、大綱については6月議会までには示せるように準備をしたいと思っています。

それから、支所の利用方法等は何度もお答えをさせていただいておりますけれども、現在、あいているところをできれば農業委員会、教育委員会等のそちらの利用も含めて考えていきたい、そのように考えています。

それから、谷津田での農業のあり方等につきましては、これから大いに勉強させていただいて、そういったところでもきちっと農業がやれるように頑張らせていただきたいと思います。

それから、輸入穀物、これは今でも関税の問題等取り上げられておりますけれども、今の日本の農業を守っていただくには、しっかりとしたそういった制限を加える方法というものも、これからは政府にお願いをしていきたい、そのように考えております。

ただ、輸入穀物の生産状況、砂漠のような所で大量の水を使ってということでございますけれども、その辺のことについてはよその国の話でございますから、私の方からは何とも言いようがございませんけれども、日本はと言いますよりもこの旭市は農業の生産活動をするには、最も適している所でございますから、そういった意味で行政も農家の皆さんと一緒に

なって、この農業を守れるように頑張っていきたい、そのように思っております。

認定農家の問題等につきましては、認定農家と言いますよりも担い手農家の問題だろうと思います。ただ、旭市なんかの場合には施設園芸等が多いわけですから、そういった意味では単純に水田農業等にタッチしている皆さん方のように、ある程度面積をやらなければというだけではございませんので、そういったいわゆる高度利用の農家のあり方についても国、県にお願いしていきたい、そのように思っております。

それから、アスベストの問題は、住民の皆さん方にきちっと知らしめていけるように、これから対応していきたいと思います。

それから、中央病院の飯岡診療所でございますけれども、できるだけ飯岡診療所の診療時間も長くできるように、飯岡の皆さん方に大いに、中央病院にばかり足を運ばないで、診療所の方を利用していただけるように、ひとつお願いをしたいと思います。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） では、嶋田議員。

○53番（嶋田正治） どうもありがとうございます。

あと2分ですが、とにかく命にかかわるこのアスベスト問題については、やはり徹底した調査とそれから相談の窓口、どこへ相談に行ったらいいか分からないような状況では困るわけですから、そういった問題で窓口を明確にみんなに知らせていく、PRしていく。そしてちゃんとした方には、ちゃんとした、今度国の方でもいろいろと予算無い中で切っていただくことになっているわけですから、知らないためにそのまま死んでしまって、そのままの世へ行ってしまったでは、それはやはり浅はかな行政になります。そのようなことの無いように強くご要望するとともに、農業国日本の中の一番の中心核であります旭市農業が大いに農業を盛んにすることによって、この国の自給率を高めるための寄与、そういう役割としても旭市は重要な位置にあります。ですから、ぜひ、そういった問題も抜本的な改善をし、政府に言うべきことは言って、そしてきちっとやってもらいたいことを強くご要望いたしまして、甚だ簡単ではございますが、質問といたします。

ありがとうございました。

○副議長（嶋田茂樹） 嶋田正治議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○副議長（嶋田茂樹） 続いて、21番、木内欽市議員のご登壇を願います。

(2 1 番 木内欽市 登壇)

○ 2 1 番 (木内欽市) 21番議員、木内欽市です。

昨日は、先輩議員の何名かの方々が今期限りで勇退なさるということで、最後の一般質問を行いますとおっしゃって登壇されました。それぞれ、感慨を込めながら当面する諸問題について実に的を射た質問で、市長をはじめ執行の方々から何度か前向きな答弁を引き出しておられました。さすがにベテランの議員だと改めて感服いたしております。

私も町議に再選以来、毎回一般質問を行ってまいりました。今期で引退する気はございませんので、最後の一般質問を行いますとは言えませんが、最後の一般質問になるかもしれませんので、悔いの無いように制限時間をフルに使って行いたいと思いますので、しばらく眠気を抑えてお付き合いよろしくお願いいたします。

人間にはそれぞれ得意の分野があると同時にきき手、きき足というのがありますが、きき目というのがあるのをご存じでしょうか。人さし指を立てて線に合わせて片目をつぶって、動かない方に見える目が、これがきき目だそうでございます。何か鉄砲をやる方なんかはよく分かるそうですが、それできき足というのは走り幅跳びをする時に踏み込む足、これがきき足だそうでございますが、きき手というのは、皆さん目をつぶって手を閉じてください。そして、親指が上になっている方がきき手だそうでございます。この手を真っすぐに出して、上に上げて左にやって右にやって。はい、眠気が覚めました。

それでは、質問を行います。

私は旭市議会平成17年第2回定例会において、当面する諸問題、市民の要望に沿った2項目9点について質問を行います。今まで登壇なされました先輩議員の皆様方と重複する点もあろうかと思いますが、私の立場から角度を変えて質問をさせていただきますので、この点、あらかじめお許しを願いたいと思います。

それでは、市長をはじめ担当課長の皆様の前向きな誠意ある答弁を期待して、順次、通告に従い質問を行います。

まず、最初に道路問題について5点ほど伺います。

道路は生活の基盤であるのは今さら申し上げるまでもございません。道路整備は行政でなければできないので、住民からの要望で一番多いのは多分道路整備の要望ではないかと思います。毎日利用する道路、利用者にとって一日も早く整備してほしいと思うのは当然の願いだと思います。

そこで、1点目として、住民からの道路整備の要望はどれくらいあるのか伺います。2点

目として、この要望にはどのように対処しているのか伺います。3点目として、その後の対応はどのように行うのか伺います。4点目として、私道の整備についてでございますが、この問題は前回、藤田議員が質問をなさいましたが、私も全く同感でございますので、再度お尋ねいたします。道路問題の最後、通学路の安全対策。以上、5点について伺います。

次に、学童保育について伺います。この問題は前回、やはり第1回定例会において嶋田正治議員が行いましたが、私も住民からぜひ行ってほしいとのことですので、質問させていただきます。

学童保育の基本的役割をまとめるなら、それは恐らく次のようになるかと思います。共働き家庭、母子父子家庭の親、特に母親の働く権利と義務を保障すること。また、共働き家庭、母子父子家庭の児童たちの放課後生活を守り、発達を保障することとなる、こうした役割を持ち、学童保育は全国で6,000か所以上、この十数年で10倍にも増加しました。学童保育の増加は、核家族化、婦人労働者の増大に比例し、国民要求の強さを示しているものです。これは今後も続いていくに違いありません。ところが、これだけ多くなっているのに学童保育の明確な制度がありません。

そこで、4点ほど伺います。第1点目として、学童保育の市内の現在の状況。第2点目、現状についての評価。第3点目は問題点があるとすれば何か。最後に幼稚園、老人ホーム等との併用は考えているのか。以上、4点について伺います。

これで私の第1回目の質問を終わります。詳細については自席で行います。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路に関するご質問、5点についてお答え申し上げます。

まず、1点目ですけれども、住民からの要望件数について、各市町ごとに道路改良要望のある路線数でお答えしたいと思います。旭93件、海上66件、飯岡31件、干潟40件。路線数にしますと合計で230路線になります。

2点目ですけれども、要望に対する対処方法ですけれども、緊急性や地域のバランス等を考慮しながら、着工の時期を検討して対処しております。

それから、3点目のその後の対応、今後の対応ということでお答え申し上げます。市道整備の優先順位の決め方ということで、お答えさせていただきたいと思います。五つにまとめてふだんやっております。まず、一つはその道路の危険度。それから二つ目は利用頻度、利用の状況の頻度です。3点目は整備した後の効果、お金をかけてその後の効果というものを

考慮します。4点目は地域のバランスを考慮します。地域を偏ることなくバランスを考慮します。それから5点目、これは現実的な話ですけれども、用地確保の状況。この5点を総合的に検討して対応してまいるということでございます。

それから、4点目の私道の整備についてですけれども、これは私道整備助成制度という制度がありますので、それに対応したいと考えているわけであります。助成の対象となる主な要件ですけれども、これを幾つかまとめてみますと、一つ目は対象事業者というのは3世帯以上から成る団体といたします、補助の対象相手ですね。それから二つ目、私道が一般通行のように供されること、自分たちだけの道路ではありませんよ、一般の方も通っていいですよという道路になっている私道であります。三つ目、幅は4メートル以上にこだわっております。それから4点目、私道に接続する道路、私道は行き止まりの道路ではなくて、私道に接続する道路も整備されていることというような要件を備えて助成金を支出するわけであります。助成金は1件につき100万円を限度として、かかった工事の2分の1以内をとという制度でございます。

最後に5点目、通学路の話ですけれども、これは海上中学校を建設するところ、南側の通学路の整備ということでの的を絞ってお話ししたいと思います。ガード西側、県道銚子旭線の見通しが非常に悪いと、これは議員が前に言われていましたので、これに的を絞ってお答えいたします。これにつきましては地区懇談会でもお話がありましたし、地元の方々から提言もありました。そのぶつかる所が県道ですので、県と緊急に協議するつもりであります。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から木内議員の学童保育につきまして、お答えをしたいと思います。

学童保育の現在の状況はどうかというご質問でございますけれども、現在開設している学童保育は中央小、干潟小、共和小、矢指小、富畑小、富浦小、そして三川小の7小学校でございます。そして、11月1日現在で175名の児童が加入しております。開設時間ですけれども、平日は放課後から午後5時までで、延長保育は6時までとなっております。

次に、現状についての評価ということでございますが、学童保育が子育て支援に果たす役割は大変大きなものと考えております。過日のアンケート結果によりますと、学童保育開設地区の保護者からは、大変助かっているといった評価をいただいております。しかし、まだ開設していない地区もございますので、これからもアンケート調査等を実施しながら、開設

地区を増加させて、保護者のニーズに応えられるよう努力したいと思っております。

3点目の学童保育の問題点ということでございますが、今までは小学校の空き教室や体育館などを使用して開設してございました。しかし、学校の方も少人数指導や習熟度別指導などで、空き教室の利用が必要となってきました。ですから、学校にはほとんど空き教室が無い学校もございます。そのため、物理的に学童保育を校内に開設できない学校も出てきております。また、もっと長時間見てもらいたいという要望もございますが、これには指導員の増員が必要となり、人件費の増大も問題になってきております。

最後に、老人ホーム等との併用についてでございますが、ただいま申し上げたとおり空き教室が無い学校もあるため、今後は老人ホームに限らず保育園とか、あるいはそのほかの公共施設など学校に近く、しかも子どもにとって安全な施設なども視野に入れながら、考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○副議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、木内欽市議員の一般質問を行います。

21番、木内欽市議員。

○21番（木内欽市） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、道路の要望についてですが、これだけまだ要望があって、何らかの理由で着工できないという件数があるようでございますが、こういうのは例えば要望を受け付けて、先日の地域座談会にも出ましたが、やはり何でできないのか、地域の要望者に何らかの形で連絡をした方がいいのではないかなと思うのですが、この点、いかがでしょうか。

次に、その対応について、やはりできないのは危険度等あると思いますが、この用地確保の問題等とも多分障害になっている場合があるかと思いますが、このときには交渉は何度かその後続けるのでしょうか。あるいは、何度か行っても駄目だったらあきらめてしまうのか、その点もちょっとお聞かせください。

それと、あと私道の整備についてですが、だいたいのことは分かりましたが、前回、藤田議員が質問なさったと同じように、通り抜けの私道というのがございます。何十年も地域の方たちはその土地を当然提供して、みんなが利用しているわけであって、そうした場合にはこれを市の方に寄附するという場合には、当然全員の同意がなければできないわけですが、相続等の関係で現実には不可能となっている箇所が多分に見られます。そうすると、この土地は全部市民のために使っている道路であって、しかし、市に受け取ってもらえないということであれば、この整備は自分たちだけでやるという、何かそれになると住民の負担が大変なので、この辺何かお考えいただけないでしょうか。

次に、通学路の安全対策でございますが、県の方との協議ということでございますが、そのほかにも例えば夏場など道のわきに夏草などが茂ってまいります。子どもたちは通学の時にそれにぬれると嫌ですから、どうしても車道寄りを歩きますので危険が伴います。こういう時の通学路の草の刈り取りの対策等々は考えていないのでしょうか、お聞きいたします。

次に、学童保育の状況でございますが、全部これは小学校ですから、いわゆる公立・公営のやり方だと思います。公立・公営でもいろいろなことがございまして、例えば東京23区のように指導員が全部正規の地方公務員となっている場合もございます。本市の場合はどうなっていますでしょうか、お聞きいたします。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） ご質問の4点についてお答え申し上げます。

何でできないのかということに対して、その要望者に連絡しているかということであります。もちろん、連絡はしております。例えば、こういうのがあるんです。ある地区から、一つの路線ならば分かりやすいんですけども、取りあえず4か所挙げておくからなと。あとはこの道路が未舗装だから、ここだけ取りあえず挙げておくからなというような要望もあるんです。そういうことだと、どうしても後になりますよという説明はしておきます。そういうのは毎年、毎年、その都度説明しているわけではありません。とにかく先ほど言った五つの項目に沿って急がなくてはならないところ、そうでないところをその要望があった時に説明します。しかし、全体の計画の中には入れておきますよということにしておきます。

それから、用地確保、長年やっていたらあきらめてしまうのかということの質問ですけども、これはあきらめません。途中まで用地を購入しましたら、譲ってくれた方に申し訳あ

りませんから、たとえもう一人でも10年かかっても続けるところは現にあります。最後まであきらめません。

それから、私道整備です。これは権利関係が生じますので登記をさせてもらいたいんです。地域の道路としては確かに権利を変えなくても、借りておいて整備すればいいではないかという議論も一つにはあります。でも、よくよく問題が生じますので、とにかく登記だけはさせてもらいたい。先ほど言われたように何十人の共有名義になっていますと、それが相続になりますと何百人というケースがあります。そうすると、ほとんど登記ができません。できませんけれども、これはやはり努力したいというふうに思っております。努力したいというのは、協力してもらいたいと思っています。

それと、最後に歩道の草刈り。これは非常に気にかけるところです。市長がよく雨降った時に長靴履かなくてもという話があります。歩道に草がいっぱい生えていますと、長靴を履かないと歩けないほど、今の時期はまさにそうですね。夜露にぬれていまして、長靴履かないと歩けないほどのような歩道になっています。これだけはどうしてもきれいな道路を造りたい。それで、これから広いエリアになっちゃいましたので、どういうふうに効率的にその草刈り作業ができるか、一生懸命考えたいと思います。また、考えなくてはならないと思っています。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 木内議員の再質問にお答えをしたいと思います。

7開設しております指導員19名いるんですけれども、それぞれ非常勤職員ということで対応しております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 21番、木内欽市議員。

○21番（木内欽市） それでは、再々質問させていただきます。

道路の問題ですが、具体的にお聞きしたいところは、実は区長でもありまして、今、議員でもあります向後議員からも要望が出ていると思いますが、併せ農道、広域農道のその先の海上支所から東庄町に抜ける併せ農道が間もなく舗装となる予定のようでございますが、そこから旧県道に抜けるふだん地区の人が使っている道路がございます。この道路の整備も併せてやっていただけないかという要望が出ているはずでございますが、この場合にはちょっと聞いたところによりますと、何か18年とか19年でその予算が終わってしまうと。

そうすると、今まで15%の自己負担であったものが100%今度市の負担になるということ
をちょっと聞いておりますので、そうしますと1億円の道路、今まで1,500万円の負担で
きたものがこの事業を逃すと1億丸々新市の負担ということで、これはぜひそれこそ緊急性
の問題ではないかなというふうな感じがするんですが、実際にこの道路は田んぼの中の道路
が七・八メートルの舗装道路になって、今まで使っていた道路が4メートルくらいです。
ですから、入り口、出口が4メートルの道路で田んぼの真ん中7メートル、これはすごくいい
ことなんですが、取り付け道路とかふだん住民が出入り口に使う道路、この4メーター
のままでなく、何とかこの補助事業に併せてやっていただけないかという地区の強い要望で
ございます。この点、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、通学路の問題ですが、県と協議ということでございますが、ぜひこれは早急に
お願いしたいと思います。というのは、よく私も今回、議員に出させていただく時に先輩の
職員の皆さんに、木内さん、もし議員になったらみんなと同じ目線で頼むよと、こういう
ことを言われました。それを心がけてきたつもりでございます。子どもたちの目線に立ちます
と、小学校に入った子どもたちは身長が120センチ前後で、そうするとガードレールからや
っと顔が出るくらいなんです。

それで、実際に私もそれくらいにしゃがんで通ってみますと非常に怖いんです。トラック
なんかだとタイヤより小さいですし、普通車でもボンネットくらいの高さですから、車が1
台来たら子どもたちは先が見えないんです。そういう状況のところを自分の体半分くらいの
ランドセルをしょって毎日行く子どもたちは、本当に危険だと感じるわけでございます。ぜ
ひ歩道の確保、あるいはガードレールの設置でも結構ですし、敷石くらいでも結構ですが、
それは早急に進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それと、あと学童保育の方ですが、今聞きますと公設・公営ということでございますが、
これからはやはり公設・民営ということも考えていかなければならないのかなというふう
に考えておりますし、あるいは委託という方法もあろうかと思えます。というのは、ある老人
の施設へ行きましたら、子どもたちが慰問に来るそうですね、老人たちを。そうするとお年
寄りを見たことが無い子どもは、いきなり痴呆とかぼけのお年寄りを見ると、怖いと言って
泣き出してしまうというんですね。こういうのは、これからもその子どもにとっても不幸で
すし、その両親にとっても不幸なことではないかなと思います。

実際に、全国に1,100万人くらいいて、子どもたちが。その3割が核家族だと言いますの
で300万人以上がそうです。ですから、その子どもたちがお年寄りの顔を知らないで、その

まま大きくなってしまうと今言ったような現象、これは子どもたちに罪は無いわけでありまして、もしもできることであれば、やはり学童保育、学校が終わってから親が帰るまで、お年寄りがいる老人ホームとかで一緒に過ごせるならば、子どもたちにとってもお年寄りにとっても、お互いにいいのではないかと、こういうことをちょっと考えて質問したわけですが、最後に市長のお考えをいただければありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 学童保育に民間施設等の利用を特に今の子どもたち、お年寄りとの接点が非常に少ないので、できればそういった施設等を利用して、お年寄りとの交流が持てるようにしたらどうだというお話でございます。お年寄りと子どもたちの交流を深めていくというのは、私も大賛成でして、できれば自分の親やおじさん、おばさんとも、ぜひひとつまみに付き合えるような家庭状況を作ってもらいたいな、そう思っております。ただ、学童保育をそこでということになりますと、まだ少し問題はあるのではないかと思います。

今、学童保育の問題に対しては、学校教育課等の担当課と私の考えで若干のずれはあるんですけれども、私はできればもっと、今の学童保育ほどいろいろな設備を備えたり何かというものは別にして、もっと安易にできるような形というものを考えていってもいいのではないかな。それで、市独自の学童保育ができるように、大勢の子どもたちがそういった環境の中で、もう少し学校に残れるような形というものを考えてもいいのではないかなと思っておりますので、先ほど木内議員から提案のあったようなことも含めまして、これからの市全体の全校での学童保育というものをひとつしっかりと市の施策として考えてみたい、そう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路問題2点についてお答え申し上げます。

清滝Ⅱ期地区内の農道整備ですけれども、これは17年、18年、19年と、この3か年で終わりにすると県の方から聞いているわけです。先ほどご質問の路線ですけれども、それは市が農水産課と協力しながら用地を市の方で購入して、それを県の方で整備してくれると、こんな状況になっています。何回も言いますが、19年度までで終わりにすると、こんな予定であります。

それから、通学路の問題ですけれども、実はこういうことを今年やったんです。道路の縁

石の周りに風で砂がたまる。砂がたまったのに種が付く。種が付いて草が出る。草が出てまた砂がたまる。その繰り返しだったものですから、砂を全部重機で取ってみたんです。こういうことを地道に続けていきたい。とにかく通学路の確保については努力したい、こういうふうに思っております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 松 木 源太郎

○副議長（嶋田茂樹） 続いて、66番、松木源太郎議員のご登壇を願います。

（66番 松木源太郎 登壇）

○66番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎でございます。

私も在任特例による任期最後の定例市議会に当たり、市民の声を代弁して一般質問をいたします。市長をはじめ答弁される執行部におかれましては、簡潔明瞭に誠意を持って私の質問に回答されますよう、まず初めに要求しておきます。第1回定例会の私の1回目の質問時間が23分に対し、市長だけで27分、その他の執行部の答弁は計40分にもなり、再質問の時間が十分とれませんでした。このことにかんがみ、簡潔明瞭な答弁をまず初めに要求しておきます。

さて、7月1日合併後4か月が過ぎ、通常の事務事業においても一つの市としての体制が整いつつあると感じております。私たち日本共産党旭市議団は、合併までに至る協議の中におきまして、各所属します市や町において合併によってサービスが低下しないように、合併協議項目一つ一つに意見を述べてまいりました。多くの協定項目が、サービスは合併する自治体の中で高い方へ、負担は少ない方へと決定がされたように記憶しております。しかし、住民負担の中でも一番関心のある国民健康保険税については、「平成18年度以降は新市の療養給付費等を推計し、必要額を算出した上で統一します。ただし、急激な負担増にならないよう必要な処置を講じます」と先送りされました。

しかし、合併協議中の最高限度額の引き上げや、高い自治体へ合わせるためと考えられる所得割額の税率引き上げなどが実施されたのであります。国民健康保険が、今回の自治体でもろもろの事情と、国の療養費に対する負担減が20年も続く中で破綻状態に至り、小泉自・公内閣が75歳以上の後期高齢者を対象とした老人保険制度を新設し、75歳以上の被保険者からも保険料を介護保険と同様に取ろうとしています。したがって、70歳から74歳までの従来

老人保健の被保険者であった方々が国保に残り、自己負担も2割負担となることも検討されています。このような状況の中で、「療養給付費を推計し」という合併協の決定は、合併ありきで協議を進めた典型的な協議項目であったのであります。

これらの先送りした項目には、見直し時期を迎えた介護保険料や水道料金などがありますが、住民に一番関心のある事項を先送りして合併したわけでありますから、住民が納得する方法での決定が必要ですし、住民の声を十分に聞いた上での2006年度（平成18年度）以降の国民健康保険税や介護保険料の決定が必要と考えます。そこで、市長の政治姿勢として高い国保税によって発生している国保の資格証明書問題と、介護保険の制度改悪による負担増に対する対策を中心として、市長の政治姿勢をお伺いいたします。

1、市長の政治姿勢について。

（1）国保税滞納者に対する資格証明書の発行をやめ、全世帯に保険証を交付することについて。

①国民健康保険税の滞納の状況についてお聞きいたします。

新旭市の世帯数は2万3,000世帯余、約1万5,000世帯が国保世帯、65%であります。この中で資格証明書世帯が1,466世帯、約1割です。この世帯では、お医者にかかった場合、一度全額医療費を払わなければなりません。この事態をどのように市長はお考えですか。1割の世帯が国民皆保険の制度から外れていても、国保税を滞納しているからやむを得ないというのでありましょか。9月の答弁では、現在の国保の問題点は指摘し、県に要請されたとの報告はありましたが、現実の旭市での対応では「その義務を放棄して全く払っていない方もいるわけですから」、「国保税のようなものはきちんと納めていただく」のが先との答弁でした。これでは滞納整理のために働く職員の労に報いることになりませんし、全く現在の市民の窮状が分かっていないと言わざるを得ません。そこで、担当課から滞納者の現状を報告していただきたいと思います。

②資格証明書発行の実態と市独自の減免、免除制度の実施についてお伺いいたします。

市独自の減額・免除の制度を千葉県では典型的な例として八千代市で行っております。申請減免と言いますが、これらの制度を充実し、またこれらの制度によって減額・免除をされる家庭が増えれば滞納の世帯は大幅に減ると思いますが、このような制度をこれから検討し、実施するお考えがあるかお聞きいたします。

③「旭市国民健康保険税滞納者に対する措置取扱要綱」について。

この要綱は撤回し、現在では法で規制されているとおりの規定で実施すればいいのではな

いかと思いますけれども、ご意見をお伺いいたします。

④全世帯への保険証の交付について。

全世帯へ一斉に交付し、その後滞納世帯への納税相談、申請減免の制度の充実、この活用、こういうことをしていけば、今まで1割の世帯が利用できなかった国保が全世帯で利用でき、介護保険の制度が旭市において充実すると思いますけれども、いかがでしょうか。

⑤一般会計からの繰り出しについて。

国保の財政調整基金の利用も含めて、一般会計からのルール分以外の一定の繰り出しを、合併後何年かは続けていただきたいと思います。そういう中で国保税が住民の方々に理解をいただき、払える程度の形での国保税にしていく。このことが今求められているのではないかと思いますけれども、市長のご見解をお伺いするものであります。

市長の政治姿勢の（２）介護保険料の見直しと法改正で自己負担になった施設入居者、デイ・サービス利用者の居宅費、食事代への補助についてお伺いいたします。

このことは9月定例会でもお聞きいたしました。しかし、10月1日の法改正後、1か月が経過しているわけであります。介護保険の入居負担が大変増えたとの声を聞くようになりました。「補足給付」利用者負担軽減の申請が当初216名から265名に急増したように聞いております。負担増は利用者の利用の制限につながっているのであります。最近、特別養護老人ホームへの入居待ち家族に入居できますよとの連絡があったが、その方はもう亡くなっていたとか、葬儀の後、そろそろ入居できますよなどの連絡があったなど、特養の待機状況が変化している様子が最近うかがえます。つまり、特養から負担が多くて出る入所者が増えている傾向があるやに見えます。

そこで、①旭市における法改正に伴うところの実態について、担当課からお伺いしたいと思います。

②は、利用者負担所得割段階別の利用者の実態をお聞かせいただきたいと思います。特に4段階の方についてはどのくらい負担が増えているか、お聞かせいただきたいと思います。

③施設入居者の法改正による影響額はどの程度出ているか、試算があればお伺いしたいと思います。

④デイ・サービス利用者の影響額の実態についても、試算があればお聞かせいただきたいと思います。

⑤居住費、食費の補助をした場合の試算はどのくらいのものになるか、お聞かせいただきたいと思います。

この項の最後に、9月の答弁で触れた社会福祉法人の減免制度もありますが、介護老人保健施設や介護療養型医療施設の入居者にも市独自の適用をする考えが無いか、お聞きするものであります。

(3) 旭市病院事業会計への繰出金のあり方についてお伺いいたします。

旧旭中央病院組合規約では、その第9条(経費の支弁)でその3、「地方交付税の算定に当たり、公立病院病床数に密度補正が適用された場合においては、算定団体は密度補正が適用されたことによる増加需要額を全額組合に納付するものとする」と定めてありました。従来どおりということは、これを踏襲するということなののでしょうか。そこで、4点ほどお聞きいたします。

①2005年度(平成17年度)の繰出金の算定の内容はどうであったのか、ぜひ詳しくお聞かせいただきたいと思います。

②従来の一部事務組合の規約に基づく算出の内容は、その変遷の経過はどうであったか、お聞かせいただきたいと思います。

③市長と事業管理者で旭中央病院が市立に移行することに当たって、どのような協議がなされたのか、合併協議会での協議はどうであったのか、お聞かせいただきたいと思います。

④その後、どのように対応してきたかもお聞きいたしたいと思います。

次に、大きな2番目の項目といたしまして、2、市立病院事業における臨時職員問題について、市長並びに病院事業管理者にお聞きいたします。

2005年度暫定予算、2005年度7月から3月予算における各職種ごとの臨時職員数は、予算書の医業費の給与費・給料の中で医師が219名、医療技術員257名、看護師729名、事務職員111名、その他職員453人、計1,769人中182人が臨時職員、7月から3月予算では206人が臨時職員となっております。職種中の臨時職員は、附帯施設4事業の中での臨時職員の内訳はどうなっているか、まずお聞きいたしたいと思います。そして、次の3点をお聞きいたします。

①その給与費はどのような体系か、規程・規則はどのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

②臨時職員を公営企業会計上医業費用として計上しておりますけれども、給与費のうち給料ではなく、第4節の賃金として処理すべきではないかと思っておりますけれども、経理処理上のお考えをお聞きいたします。

③今後、この問題をどのように解決していく考えか、お聞かせいただきたいと思います。

大きい3番目であります。

旭駅前広場造成事業と県道旭駅前線の拡幅事業のあり方、及びその後の「新旭市の中心市街地をどのように形成していくか」についてお伺いいたします。

県事業である都計道3・5・3号旭駅前線事業であります。銚子整備事務所のホームページの図面をきょう持ってまいりました。千葉県銚子整備事務所によると、「JR旭駅前の広場及び道路は歩車道の区別がなく、幅員も少ないことから歩行者と自動車が錯綜し、深刻な交通混乱と慢性的な交通渋滞を呈しており、交通ターミナルとしての安全性、利便性、快適性に著しく欠けています。その一方、沿道商店街は交通渋滞に伴うJR連絡バス等の定時性の喪失から、JR乗降客の減少とともに集客力、販売力が低下し、アクセシビリティのよい国道126号線沿いロードサイドビジネス型商店街に比べて活気を失い、次代を担う若年層の商業離れと高齢化が進み、さらに空き店舗の増加と老朽化が深刻化して低迷し、旭市の玄関口が空洞化しつつある。そこで、東総の中核都市・旭市のまちづくり基本計画を踏まえ、公共交通機関及び沿道商店街利用客が安全で安心に通勤、通学、買い物ができるゆとりと空間を取り込んだ歩道やバス等の定時性、歩行性を確保する車道等、歩車道分離の都市的サービス機能を強化した質の高い潤いある交通ターミナルを創出し、地域住民の暮らし向きの向上を図るとともに、沿道商店街の自立的発展を側面から支えます」というのが目的であります。

3,000平方メートルの駅前広場と幅員が16メートル、歩道が3.5メートルずつある350メートルの道路を作る県事業であります。電線の地中化などの予算もとられ、その道路ができて沿道は大変広くなるように考えられますけれども、地元の方から私にご相談がありました。道路は広くなって駅前広場ができて、この沿道は空き地ばかりになるよというのであります。したがって、この問題については旧旭市のときにも、何回か私も質問いたしました。新旭市が合併して、都市というのは市の中心部がなければなりません。この中心部をどこに作るかという問題もございまして、一応はJR旭駅が中心と考えていただきたいと思います。その観点から見て、次の四つの点をお聞きいたします。

①この県事業に旭市はこれまで負担金をどの程度つぎ込んできたのかということです。

②現在の進行状態はどこまで進んでいるのかということです。

③この県事業に関連して、周辺地域の旭市の中心市街地形成の計画は、旭市でこれからも持つ気が無いのかということです。

4番目は、新旭市の建設計画の中ではこの駅前広場、ないしは駅前の道路拡幅がどのように位置付けられているのか。

この4点について伺います。

次に、大きい4番目であります。

1市3町の合併後の新旭市の新「道路網計画」についてであります。

旧旭市において、平成15年3月、約2年にわたる調査で「旭市道路網整備計画」を策定いたしました。きょう、お持ちいたしました。ご存じですね。この最後には最終的な優先度の道路網があります。この計画は意向調査や交通量調査も含めた大変貴重な道路網計画であったのであります。優先度もAからDまでに分け、今回新旭市の計画で「中央病院へのアクセス道路」も優先度Aとしているものであります。しかし、新市建設計画の特例債事業の載っている各事業は、道路は全く含まれていないと言っているものであります。そこで、このまま合併後に事業が進められてしまうと、新市の道路網としての一体感が無いまちづくりとなるのではないかと恐れるものであります。そこで、来年度に緊急に新市の道路網計画を作成する事業をやるべきであると考えますけれども、市長の見解を聞くものであります。

①新旭市の道路網計画を策定する考えは無いか。

②現在、合併特例債で計画されている合併以前の1市3町の道路網計画は、どのようなものであったか把握しているか、お聞かせいただきたいと思います。

③新市建設計画で決定している中央病院へのアクセス道路「東西・南北」のうち、南北道路が調査委託予算が決まっているわけでありますけれども、合併後の新市の道路網の中でどのような位置を占めるか、無駄にならない計画とすべきと考えますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

5番目に、その他として一つあります。

栗源発山田町、旧干潟町経由旭中央病院行きバスの停留所を大正道路の琴田、江ヶ崎に設置していただきたいということであります。このバスは、合併に伴いまして新旭市も運行に当たって四百数十万円負担することになったのであります。大正道路・県道旭笹川線に3か所の停留所を設置していただきたい。

時刻はどうなっているかというと、中央病院行きが萬歳が6時53分、旭中央病院が7時07分着が1本、萬歳9時05分、旭中央病院着9時20分着が1本。帰りは中央病院が11時30分、萬歳が11時43分が1本、帰りは14時30分中央病院で14時43分萬歳です。この中に琴田沖、東琴田、江ヶ崎、この地域のバス停留所を設けていただければ、現在運行のままでもって琴田や江ヶ崎地区の方々が病院への通院に大変便利であります。これについては恐らくほとんど出費がなく停留所を設けるだけで実施でき、萬歳まで200円ですから、恐らく100円でもって

利用できるのではないかと思います。これは緊急に今の新市合併した中でできると思いますので、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

再質問は自席で行わせていただきます。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 松木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の市長の政治姿勢について、その（２）介護保険料の見直しと法改正で自己負担になった施設入居者、デイ・サービス利用者への居住費、食費への補助の実施についてでございますけれども、今回の見直しは居宅サービスと施設サービスの不公平を無くすための改正でありまして、デイ・サービスの食費等の補足給付はございませんけれども、基本的に制度では低所得者対策として、補足給付や高額サービスの限度額の引き下げが行われております。9月議会でもお答えいたしましたとおり、食費や居住費に対する上乘せは現在のところ考えておりません。

次に、旭駅前広場造成事業と県道旭駅前線の拡幅事業のあり方、及び今後の新旭市の中心市街地をどのように形成していくのかという問題でございます。この問題でございますけれども、道路の整備の状況が進んでまいりまして、あらましの姿というものがある程度想像できるところまでまいりました。ここへまいりまして大事なことは、松木議員も指摘をなされているとおり、今度は市街地をどのように形成していくのかというのが非常に重要な問題になりますから、この件に関しましては商工会の皆さん方としっかりと相談しながら、必要とあれば専門家の意見等も取り入れるようにしていきたい、そのように考えております。同時に、平成14年度に策定した中心市街地活性化基本計画がございますから、こういったものもベースに考えていきたいと思っております。

次に、この中心市街地の道路の問題でありますけれども、新旭市の建設計画の中でどのように位置付けて考えるのかという問題でございますけれども、もう議員が申されるまでもなく、本当にこれは旭の駅前というのは市の顔であります。その顔の整備に当たっては市の広域交流の拠点としての整備をできるように考えていきたい、そのように考えております。これらの問題も大いにひとつ市民の皆さん方と相談しながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、中央病院へのアクセス道路のうち、南北道路の調査委託予算が決まったけれども、

合併後の新市の道路網の中でどのような位置を占め、無駄にならない計画とすべきというご意見でございますけれども、これは100万人の医療圏人口と言われる中央病院を抱えまして、現在、国道126号線もまた八銚線も既に大変な混雑をしているわけでありまして、そういった意味で、この道路を造って広域農道からも中央病院へ入れるようなアクセスを整えていくというのは、非常に大切なことであると思いますし、同時にこの道路は今後、銚子連絡道路とも連携をとらせていただきたい、そのように思っておりますし、さらには干潟方面へもこれをしっかりとつないでいく、そのような形をとることによって、これからの新市の道路網の中で非常に大切な位置を占める道路になっていく、そのように考えております。

私からは以上、お答えをさせていただきたいと思います。

○副議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 国保税滞納の状況についてのご質問にお答えいたします。

滞納者の現状でございますが、人数の集計をしておりますのが平成16年度決算でございますので、その決算における滞納者の数を申し上げます。旭2,247人、海上480人、飯岡452人、干潟408人、合計いたしまして全体では3,587人となっております。これは人数ということで出しておりますので……。

（「被保険者数」の声あり）

○税務課長（江ヶ崎純敏） 被保険者数ということの中で、この人数を出しております。

それから、市独自の減額・免除制度の実施についての考え方でございますけれども、これは前にも松木議員、ご質問いただいたことがあるかと思いますが、国民健康保険税の減免につきましては、確かに市の中には独自の要綱を作っているところもございます。ただ、旭市といたしましては、税の減免というものは、専らそれぞれの納税者の方の担税力のいかに着目して、減免することとされておりますし、その考えは続けております。担税力の有無等は個々のケースについて総合的に判断すべきものでございまして、制度として一律に一定の収入以下の場合には減免するということについては、考えを持っておりません。現行の制度の中でも条例の規定の中でも、貧困によって納付が著しく困難な方や天災その他特別な事情があって減免が必要な方は、減免ができるということになっておりますので、現行制度を運用する中で対応できるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、松木議員のご質問の中で、②の資格証明書発行の実

態以下⑤までご答弁申し上げます。

平成17年9月30日現在の資格証明書の交付状況でございますが、517世帯となっております。旧市町単位で申し上げますと、旭地区が349世帯、海上地区が71世帯、飯岡地区が73世帯、干潟地区が24世帯であります。また、取扱要綱第5条の区分で申し上げますと、第1号該当、これは納付相談及び指導に一向に応じない時でございますが295世帯、第2号該当、これは納付相談及び指導において取り決めた納付方法を履行しない時でございますが、222世帯となっております。

続きまして、③でございます。新旭市では、資格証明の交付につきましては、旭市国民健康保険税滞納者に対する措置取扱要綱を制定し、実施しております。この規定は国民健康保険法の規定よりも緩和されたものとなっております。

続きまして、④でございます。国民健康保険は被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会制度であり、その財源となる保険税の収納確保は制度を維持していく上で、また、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険税滞納者の特別事情のある方以外は、保険税を納めていただいた方に被保険者証を交付することを基本として、今後も堅持していきたいと考えております。また、今後も納税相談や実態調査を継続して実施するとともに納付指導を行い、個々の実情に応じたきめ細かい対応をしていきたいと考えております。

5番目でございます。国保会計は特別会計で運営することが法で定められております。このため、国保会計の中だけで収支均衡を図ることが原則であり、将来を見据えた財政計画を立てて運営していくことが求められております。したがって、財源不足をすぐに一般会計からの繰り入れに頼るだけでなく、中期的な財政見通しを立てた中で、財政調整基金の活用も図りながら、国保会計の健全運営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私の方から介護保険関係の5項目につきましてご回答申し上げます。

まず、最初に旭市における法改正に伴う実態ということですが、これは施設の方の状況をちょっとお話ししますと、平成17年10月末現在の特定負担限度額認定者、この数字を申し上げます。新第1段階で16名、このうち短期入所者3名。新第2段階で215名、このうち短期で30名。新第3段階で67名、短期が17名。合計しますと298名の方が特定負担限度額ということで認定してございます。そのうち短期の方が50名おりますので、248名が特養の入所者。

直近のデータ、8月末の施設入所者数のデータが513名ということですから、割り返しますと48.3%の方が特定負担限度額の認定者ということになっています。

それで、2番目の所得段階別の利用者の実態ということですが、この所得段階別の利用者の統計資料というのはございません。しかしながら、10月末現在の第1号の被保険者の所得段階別割合を出してございますので、これに基づいて推計していただければと思います。新第1段階で0.9%、新第2段階で10.6%、新第3段階で18.7%、これが補足給付の対象となる方々で30.2%ということになります。続きまして新第4段階で55.3%、新第5段階で8.4%、新第6段階で6.1%という数字になっております。

続きまして、三つ目の施設入所者の影響額はどうか、特に第4段階の方々がどういう負担増になっているのかというご質問ですが、あくまでも試算ということで了解していただきたいんですが、多床室の方で申し上げます。10月改正前では第4段階の方が5万70円というふうになっています。前提としましては1割負担を1か月に付き2万6,670円、食費を1日780円負担しているという前提で5万70円でありました。この方が改正後、やはり同条件で1割の負担を2万6,130円、居住費を1日320円、食費を1日1,380円、それから栄養管理体制加算、栄養マネジメント加算等々を行った場合、この方が1か月2万7,780円の増額。合計では7万7,850円となりまして、増額が2万7,780円というのを影響額として試算しております。

あと、参考までに市内の特養5施設あるんですが、全部で350床あります。このうち基準の費用を使っているところ、1日1,380円ですね、これを使っているところが200床、それから1,500円という単価を設定しているところが80床、1,570円が70床というのが市内の状況であります。

続きまして、デイ・サービス利用者の影響はどうかということでございます。制度的には食事の方の加算39単位が廃止になりましたので、理論的には39円の減額になりますが、食事につきましては施設が利用者と契約によって決めるということになっていまして、私の方で独自に電話等により調査したところによりますと、負担増になっている金額が一番安い所で11円くらいから、300円くらいだというふうに聞いております。

続きまして、補助した場合の試算はどうかということですが、これもやはり試算ということでかなり条件、前提を設定しなくてはいけないわけですが、まず施設の方の影響額、全体でということで、新第3段階の人たちが、国、県等の資料によりますと1万5,000円程度の負担増になるだろうということで、市内の人数を掛け合わせまして75万円です。それから低所得者以外の方、これは先ほど申し上げました第4段階の人で限定して考えて試算して

みますと、先ほど申し上げましたとおり 1 人当たり 2 万7,780円の負担増になりますので、8 月の利用者265名を掛けまして736万2,000円。つまり、施設分で合計で811万2,000円という影響額です。

続きまして、居宅の方のサービスの方につきましては短期入所者、やはりこれも条件を入れまして合計で88万4,000円と見込んでいます。それから、通所介護、デイ・サービスでのリハビリ等ですね、こちらにつきましても先ほど申し上げましたとおり、11円から300円と非常に幅がありますので、試算がかなり難しいんですが、仮に平均200円とした場合、負担増が200円とした場合という前提で、8 月の利用回数合計4,792回ですので、こちらの方が約95万9,000円ということになります。そうしますと居宅分の影響額が184万3,000円、それで先ほど申し上げた施設分と居宅分と合わせまして、1 か月で995万5,000円の影響額があるというふうに試算してございます。

補助については前提条件がございませんので、補助額については試算してございません。影響額のみ試算させていただきました。

それと、最後に市独自で老健施設、療養型施設等についての法人減免の考えは無いかというようなことでした。この制度そのものが、社会福祉法人が減免した場合に市が助成するという制度で、国の方もこの制度になっております。したがって、医療法人等につきましては今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 次の旭中央病院事業会計の繰出金のあり方につきまして、4 点ほどのご質問にお答えいたします。

1 点目でありますけれども、その計算方法ですが、病床数でありますとか救急医療、また看護師養成事業所などのための交付税算定額を用いました病院本体への繰り出し額であります。14億4,411万5,000円になります。このほか、養護老人ホームへ2,071万8,000円、それとケアハウスへ2,490万7,000円を含めまして、合計でありますけれども14億8,974万円が1 年間の繰出金でございます。今回、そのうち7 月から3 月予算では11億1,730万4,000円を計上させていただいております。

2 番目の問題でありますけれども、交付税の算定額を負担割合に基づきまして市、町よりいただいております。その変遷でありますけれども、昭和54年に改定が行われまして、従来のものに組合管理者が特に必要と認めた者は議会の議決を経て関係市町に分賦するでありますとか、構成市町の負担割合、それから密度補正による増額というのが追加され、現在に

至っております。

3番目の問題でありますけれども、当時の病院組合の正副管理者と病院事業管理者の間で合併後の運営方針が話し合われまして、その中で病院事業への繰出金につきまして、その算出は合併前の例によるものとするというようなことで意見の一致を見た経緯があります。また、合併協議会の中では議論はされておられません。

次に、最後の今後どのようなふうに対応するかということでもありますけれども、今後も現状の繰り出し方法を継続していきたいと考えておりますけれども、引き続き市当局と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 私からは臨時職員の件についてお答え申し上げます。

まず、その職員の数ということでございますが、ご質問にございました病院の182人の内訳につきましては医師が68人、看護職員が10人、その他医療技術職員30人、事務職員17人、その他の職員57人となっております。シルバーケアセンターにつきましては看護職員2人、介護職員13人の計15人です。それから、養護老人ホームは介護職員2人、給食員1人、計3名。特別養護老人ホームは介護職員が5名。ケアハウスは給食員が1名。総合計では206人ということになります。

それから、給与体系と規程等ということでございますが、臨時職員の給料につきましては、旭市病院事業臨時職員の就業に関する規程というのがございまして、研修医等の医師につきましては年俸制、それ以外の職員につきましては、病院事業の企業職員の給与に関する規程に準じて支給するというようになっておりまして、正規職員の初任給に準じて支給をしているところでございます。

それから、給与費ではなく賃金として処理すべきではないかと。これは先日も議論がございましたけれども、公営企業に関する条例の準則第20条によりますと、職員以外の者については予算の範囲内で給与を支給すると規定されていることから、これまで給料として処理されてきた経緯がございます。しかしながら、ご指摘のような計上方法をとっている例も多いと聞いておりますので、今後、他の病院の例も調査した上で改めて検討してまいりたいと思います。

それから、③でしょうか、今後この問題をどのように解決していく考えかということもございますけれども、ご質問の中からは何をもって問題とされているのか、ちょっと私、意味

をつかみとれなかったんですが、いろいろな問題があるとすれば、関係機関ともいろいろな協議もあるいは必要かもしれませんが、さまざまな角度から熟慮をし、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 旭駅前線事業でございます。負担金はどうのようなものかといいますと、平成9年度から平成16年度までの全体事業費が24億7,519万円です。このうち旭市の負担金が2億9,876万9,000円でございます。なお、県単事業といいまして用地取得済み跡地の簡易舗装、それからバリケード等の設置の負担金につきまして、県単事業でございますが、この626万7,000円のうち旭市が187万9,000円を負担してございます。

それから、現在の進行状況でございますが、全体物件補償55件のうち、駅前広場内で4件、それから道路部分が31件、計35件の方々から用地の協力を得まして取得してございます。用地取得率で申し上げますと、駅前広場につきましては82%、これは公共部分の土地も含んでおります。それから、道路部分が49%。駅前広場と道路の分を合わせますと全体で55%の取得率になります。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路網整備計画の2点についてお答え申し上げます。

まず、計画策定の考えはについてです。旧旭市で策定しました道路網整備計画は、合併も意識して作成したものです。したがって、この整備計画をベースにしながら、新しい市の経済産業活動や土地利用計画、公共公益施設への連絡など、地域のまちづくりのと整合性を常に意識ながら、新市としての道路網整備計画が作成できるよう調査・検討してまいりたいと思っております。

それから、次に合併特例債で計画されている道路網整備計画についてでありますけれども、合併特例債で計画されています道路はまだ決まっておりません。新市建設計画で示した道路が新市の一体的な発展のために、合併以前の1市3町が計画した幹線道路なわけです。いずれにしても、各事業の進捗状況を見ながら、その他の都市基盤整備計画との整合性を図りながら、効率的な予算で道路整備ができるよう努めてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 栗源発山田、それから旧干潟経由旭中央病院行きのバス、このバスについて琴田沖、東琴田、江ヶ崎、3か所のバス停を設置できないかというご質問でございましたけれども、この路線につきましては栗源町、それから山田町、これも合併を控えている町でございます。そこの共同運営となっておりますので、今後調整を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時32分

○副議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

66番、松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） ただいまご答弁いただいたことに対して、再質問をさせていただきます。私が質問した順番でやらせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず、国保税の資格証明書の問題ですが、私がお披露した7月1日と9月30日では大きな差があります。1,466世帯に対して527世帯ということですが、この減った中身はどういうようなことなのでしょう。それが1点目であります。

先ほど、滞納者に対する措置取扱要綱について、1号と2号というお話がありましたが、資格証明書の交付というのは、この要綱でまず税の納期限から1年経過後保険税を滞納している場合であると。その方で納税相談に応じない、納税相談・指導取り決めた方法を履行しないということなんですけれども、こういう方が実際にまず応じないという形は、どういふものなのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、減免制度の問題については、八千代市の例を挙げましたけれども、担当課の方から一律に減額免除はできないというご答弁でしたけれども、私は前段で申し上げましたけれども、あくまでも国保税条例によって申請によって減額免除はできるわけですね。これは条例で決まっているわけですから、その取り扱いの基準をどうするかということだと思えます。国保の制度の中では6割・4割の法定減免というようなのも、はっきり決められてい

るわけですから、それ以外の方に対する減額や免除をしていく。税を払い切れない人にはそれなりの行政としての配慮、国民皆保険の制度としての事業の執行、こういうことを十分に行っていく必要がある。

この減額免除というのはご存じのように、第1回目の納付期限までというような制限もありますから、大変期間も限られている。ですから、滞納している方、資格証明書の方に対して、あなた納めなさいよ、相談に乗りますよと、月2万円でも3万円でも払えば、短期保険証を払いますよ、そういうことでご努力されてきたわけです。大変それによって納税が進んだという面もありますから、それは一つの方法です。でも、この方の家庭は大変、次年度はちょっと無理だなという方には、減免や申請をアドバイスして、そういう制度でやればいいのかという問題もあるわけです。ですから、そういう配慮を保険年金課や税務課でもってきっちと世帯をよくつかんで、やっていただきたいということです。

これを有効に使えば、恐らく多くの世帯がそういう形での資格証明書などにならないのではないかと。短期保険証の場合には、これは1か月、3か月、1か月というのもありますから大変ですけれども、ただ、ここにもあらわれているように、3,587人の納税義務者が滞納している。約1万5,000世帯ですから、この比率も高いですね。私なんかも7回払いの時にその月には年金と議員のあれでやっていますけれども、何とか集めて引き落としがされるようにと努力しています。7回大変ですよ。でも、そういうような努力をみんなしているわけです。ですから、そういう中での問題ですけれども、滞納者だけが悪いということにはならないので、私は再度ご検討いただいて、一度全部の家庭に保険証を出していただきたい。減免制度の運用の問題についてはご回答をいただきたいと思います。

次に、介護保険の問題ですが、詳細についてその試算などよく計算していただいてありがとうございました。ただ、今、特に利用者の所得段階が四つに分かれまして、第4が問題なんですね、ご存じのように。第4段階の方に対するいろいろな援助、それから居宅でデイ・サービスなんかの援助、恐らくこれが来年になったら、全国の自治体多くの所でこの制度が出てくると思います。私が知っている範囲では東京の荒川区でも自己負担25%補助、全額補助というのは無いですが、松本市でも2分の1補助。こういうようなことが始まっておりますし、村段階でも始まっております。

介護保険が始まる時に、この法定外の介護保険の制度どうするかという問題について大変議論いたしましたけれども、このときには1割の負担で利用できるんだということでもって、大変ありがたい制度だと。保険料は払うけれども、基準の1割の負担でもって利用できるん

だということで、これだけ増えたわけです。大変そういう面では高齢者の福祉には貢献した制度だけれども、事情は国があまりお金がかかり過ぎるから減らしたいというだけでしょう。それだったら、旭市においてはそれこそまさに福祉の郷ということであれば、こういうところにきちっと、旭市に行けば介護保険の制度でなるほどと、こういうような負担少なく近隣に施設も多いし、病院もあるというこれが福祉の郷ではないですか。そういうような理念を市長が持てば、今のお話では1,000万円近くのお金がかかるから、すぐに全部はできないけれども、25%とか3分1とかは利用のあれで補助しようというのが、これが新旭市の目玉になりますよ。

ということで、今すぐやれとは言いませんけれども、大変重要な施策だと私は思いますので、ご検討のほどをお願いしたい。恐らく来年になったら、あっちでもやった、こっちでもやった、旭市は遅れちゃったというようなことにならないように、ぜひ福祉の郷を掲げる限りは、しまったということにならないように、ご検討いただきたいと思います。

病院の会計の繰出金については、合併協議会では全く出ませんでしたね、経理課長。出なかったけれども、当時の管理者と副管理者でそういう約束されたという、それは文書で残っているんですか。もう過去のことですけれども、残っていないということであれば、改めて事業管理者と市長がどういうものについて出すということを取り決めてください。今の伊藤市長は病院にご理解があるということはいいですよ。しかし、そうではなくてだんだん代わっていくわけですから、病院を重視しない旭市の市長というのは、今後起らないと思いますけれども、しかし、この面で担保するためには、そういうものをきちっと公文書で残して、こういうことでやっていくということが必要だと思います。

仮に、病院は独立独歩でやっているんだから、利潤を出していて積立金もあるんだから、おれは出さないよという市長があらわれたときに、前の約束だからとなったらどうしますか、病院。事業部長、どうしますか、その時。ああそうですかで引き下がらないでしょう。だから、事業管理者と市長とはきちっと協定なり結んで、そういうことを結んだらば議会にも明らかにしていただき、それでもって病院はこういうことでもって援助していくんだと。ただ、その詳細のことについては、私たちは議員ですから関係ありませんけれども、そこら辺のところを、これからやるお考えがあるかどうか。これは事業管理者は来ていないから、部長に聞いてもしょうがないので、市長にご答弁をいただきたいと思います。

次に、2番目の臨時職員の問題であります。事業部長から、何が問題なんですか、分からないと言ったんですけれども、経理処理が間違っているのは問題ではないんですか。

もう一つ問題なのは、私この旭中央病院の臨時職員の歴史というものを、ちょっと古い職員から聞きました。昔は、平成10年以前はあまりいなかったそうです。平成11年にちょっといろいろなことがあって、そこから増え出して、前の組合時代の要綱は平成14年にお作りになりました。これは簡単な要綱でありました。今回、合併されて前と同じものが作られるのかと思ったら、先日、病院からいただきましたものを見てみました。前の要綱よりも権利・義務的にはかなり充実していきまして、臨時職員は1年を超えない範囲で勤務すると契約すると。しかし、6年以上超える人もいらっしゃるしくて、年次有給休暇の問題もちゃんと書いてあります。こういうようなことになりました。

ですから、前進したのかなというふうに思っていますけれども、ただ、一つ問題なのは同じ仕事をしているところに、賃金は初任給程度、どういうふうになっているか、全然明らかに分かりません。新しい市立病院になった時の給与体系も、まだ私たち、給料表そのものも条例で別紙になっているけれども見てはおりません。そういうような形でありますけれども、初任給程度はということだそうです。初任給は予算書、決算書に載っていますから分かりますけれども、そういう形の雇用が、差別的な雇用がされていると私は感じます。同じ仕事をしているのに。それでもって地方公共団体はよろしいのかということが一つ。

もう一つは、つまり公営企業の公務員は労働基準法の該当になります。同じように臨時職員も労働基準法の該当になると思います。こういう方たちは、就業規則では時間外に働いていただくことがあり得ると書いてあります。時間外に働く場合には、その代表者との間にきちっと36条協定を結んでいるかというような問題も出てきます。だから、経理上の処理、身分上の差の問題、それから働いていただく場合の時間外の問題、こういうような問題がたくさん出てくるわけです。そういうことについて、どのようにこれから処理するか、ご回答いただきたいと思います。

次に、大きい3番目の駅前広場の問題です。私がなぜこの問題を取り上げたかというと、駅前広場にかかわる方々、協力した方々、何人かから話を聞いて、こういう話。松木さん、道路広がってもお店はつながらないよと。理由があるわけです。地主さんがそこに物を建てようとするご意向が無いからです。借りていた方が、そこのお店とか事業所が移る場合には、面積が少なくなってしまう、そこでは事業できないから、結局ほかでもって事業をやることになって、何軒も無いんです、そこでやれる方は。つまり、自分で土地を持っていない方はみんな出ていくしかないということです。では、その地主さんが市と話をして、駅前通りの充実のためにご協力いただけるのかといたら、そうでもない。だから、広場と道路はでき

上がっても、歯の抜けたような道路ができるだけだよというふうに言われました。

大変私も心配いたしました。市長のご答弁は、前に作った中心市街地活性化計画というのをやったらどうかというんですけれども、これは魅力が無いということで1回拒否されているものですから、ですから今、市が、はっきり言って市が駅前をどうするかということを、これは地権者の方と話し合わなければならない方ですけれども、どのようにしていくか、道路をどうするか、こういうことについてじっくりと取り組んで、完成するまでに旭市の中心市街地の大きな目玉、これを作っていただきたい。

なぜ私は銚子整備事務所のことを言ったかということ、ここに書いてあることがそのとおりだと思うのと、計画した当時と全く違って、交通混雑の問題なんかなくなっちゃっているわけですよ、人が来なくて。バスだって1路線しか定期バス走っていないわけですから。これを見て悲しいのと、一部そのとおりだという感じで、ぜひ、いいものを作っていただきたいということの提案で、それにはやはり駅の南側を広い地域でどうするか。ここにどういう公共施設を持ってくるか。市がどういう考えでもってこの地域を使うか。商店街の方々と協力するけれども、市が主導性を持ってやらなければ駄目だと思うんです。そこのところの市長の明快な、新しい市を作っていくお考えをお聞かせいただきたいと思います。

道路問題であります。いみじくも建設課長は合併を見越してとおっしゃいました。合併を見越してということも見える、確かに見えます。しかし、特例債事業は決まったものではないというふうにおっしゃいましたけれども、ここに11本一応あるでしょう。11本入れて特例債事業の素案時の173億円の中に入っている。追加の24億円には道路は入っておりませんけれども。このうちの2本は中央病院関係です。あと9本というのは、どう見てもちょっと中心市街地との関係からいって、何本かは関係ないかなというのものもあるんですよ。ですから、早く来年度からこういう調査をして、全体の中でもって道路網を決めて、それに従ってやっていくというお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後の今のバスの問題ですが、ぜひ協議していただいてとまるように、できれば来年の4月からでもとまるようにしていただきたいと思います。

市長に一言、この問題でご助言いただきたいんですけれども、昨日の藤田議員へのご答弁の中で、来年4月に椎名内循環、神宮寺浜線、これがなくなるだろうということをおっしゃっていました。藤田議員は市でバスを購入してやったらどうかということを言いました。

私、今でも制度は変わっていないと思うので、ちょっとそこは確認しておりませんけれども、その答弁を聞いていて一つ思い出したのは、房総の富浦町が今、バスやっているわけで

す。これは十数年前の話なんですけれども。その時に私視察に行った記憶がある。バス路線が廃止になった１年以内にその自治体がバスを購入する場合には大きな援助がある。

ただ、これは運輸省の時代ですから、国土交通省になってどうか分かりませんよ。そういうような制度は、当時、なぜ勉強したかという、干潟駅を通る路線がなくなって、一定の時期通学でもって使った時期がありました。こういうようないろいろな制度がありますから、バスを購入するというのは大変重要な問題だと思うので、ひとつこれは付け足しになって悪いんですけども、ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、国保税の滞納に対する減額・免除の運用の面で、もう少し配慮したらどうかということでございます。滞納者の内容等も十分検討させていただきながら、こういった配慮もできるかどうか、検討させていただきたいと思います。

次に、介護保険の法改正に伴う利用者負担の増になる面での市独自の軽減をということでございます。これはいろいろな意味で市で援助して、市民の皆さん方の負担増をできるだけ防いでいこうということで、今回の合併なんかもあるわけでございまして、それに伴って財政改革等もしっかりと検討しながら、こういった問題にもどのくらい対応ができるのか、検討させていただきたいと思います。

それから、中央病院の繰出金の協定を事業管理者と市長の間で結んでおくべきだろうという問題。これなんかは早速事業管理者と相談をしてみたい、そのように思います。

それから、駅前整備の問題でありますけれども、これは松木議員のおっしゃるとおりでございます。せっかく駅前を整備しても、そこに１軒の商店も張り付いてくれないというようなことでは、本当に困るわけです。そういった意味では、できるだけぎわいのある町を取り戻したい、そのように考えているわけでありまして、何といたってもそこへ進出してくれる皆さん方が、それだけのリスクをしょっても出ようという構えになってくれないと困るわけですし、そういった意味では商工会としっかりと相談させてもらいながら、駅前に食堂一軒無いような形では本当に寂しい思いをしているわけですから、そういった面をきちっと配慮していきたい。できれば駅前だけにとどまらずに商店街全体、いわゆる中央商店街の活性化という問題も併せて取り組みたいと思いますので、これからもよろしくご指導を

お願いいたしたいと思います。

バス路線の件については、十分議員からのご指摘を踏まえていろいろなところと相談してみたい、購入にあたってはいろいろな相談をしながら、できるだけ市の負担にならなくて済むような配慮をしたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 再質問にお答えを申し上げます。

ご指摘をいただきました件につきましては、私どもなりに問題意識が無いわけではなくて、いろいろな角度から現在考えて、検討しているところでございます。初めの給与費の計上の仕方ということにつきましては、先ほど申し上げましたように他の病院等の事例も調査した上で、見直すべきかどうかについては検討したいというふうに考えております。

それから、臨時職員の数の問題等でございますけれども、これは実は他の病院の例を調べますと、比率が20%前後ある病院も多数ございまして、比率だけからいけば当病院は少ない方ではありますけれども、いろいろな意味で誤解を生じやすい制度でございまして、例えばいろいろな議論もありましたけれども、アウトソーシングというようなこともその一つかもしれないけれども、即断することを避けて、いろいろな角度から検討して、今後、問題の解決に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、資格証明書の発行世帯の件でご答弁申し上げます。

先ほど松木議員の方から1,466世帯というような話がございましたけれども、たしか7月1日現在の発行世帯はどうなっているかということの中の答弁でございますけれども、1,466世帯は短期証の発行世帯でございまして、資格の方は466世帯でございました。それで、今回9月30日現在で、先ほどご説明しましたとおり517世帯となっております。

それともう一つ、資格証の交付の関係で納付相談及び指導に一向に応じない時、いわゆる第1号該当についてご説明申し上げます。今現在、短期証につきましては6か月証、3か月証、1か月証という3種類の短期証を発行しております。その中で1か月証につきましては、滞納額が17期分以上、いわゆる2年を超えた分が滞納になっているという世帯が該当になるわけなんですけれども、2年を超えた時点で本来資格証に替わるんですけれども、即資格証に切り替えるのではなくて、1か月チャンスを与えるわけでございます。その中で、先ほど申し上げましたように、納付相談及び指導ということで、その時に来ていただきまして、と

というような通知を出すんですけれども、それに応じない方がいわゆる1か月証の短期から資格証に替わるということでございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路網整備計画の関係ですけれども、このことにつきましては早く調査しまして作成できるよう努力します。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） 保険年金課長のご答弁分かりました。ちょっと私、調査した時に確認したんですけれども、逆転していたということで、そちらに責任があるのか、私に責任があるのか分かりませんが、そういう形ですけれども、運用については慎重の上にも慎重にさせていただきたいのと、税務課と協力して、滞納整理についてはかなり旭市は合併前、実績がありましたから、合併した3町についても今までのノウハウを使って、十分に納税相談に応じながら、場合によっては申請、いわゆる国保税条例に基づく申請もあるよという、私もこれからは活用したいと思いますので、ぜひ、そういうことで。

そういう中で基準ができてくる場合もあるということですね。私も、お金があるのに払わない人には払えよとはっきり言います。ですから、そういう困っている方をどういうふうにして、皆保険の制度に取り込んでいくかということが、やはり政治家である我々の仕事でありますし、福祉に携わっている職員さん方の仕事だと私は思います。はねるのではなくて、旭市の税務課はそうではないですね。会って面談してくれば、まず1か月証を出しましょうと。それでもってお約束いただければ、だんだん伸びますよということをずっとやってきたから、今、年度途中でかなり減るわけですから、そういう努力をやはり全市に広げていただければいいのではないかな。

ちなみに国保事業報告書を見ると、平成16年度の災害に対する減額もなし、ただ1万7,000円1件あるのかどうか知りませんが、減額が事業報告書に載っていると。ここに50万円くらい乗せるように頑張りたいと思いますので、ひとつ執行部もご協力をお願いしたいと思います。

それから、介護の問題については、いろいろなことを申し上げましたけれども、市長も一定のご配慮をいただいている。ただ、なかなか金額が多かったり、他の自治体がやり出してからという様子見もありましようけれども、これについてはやったからペナルティを課すこ

とはしないと、前の厚生労働大臣尾辻さんがはっきり共産党との交渉で言いましたから、だから補助、つまり介護保険の居宅費、食費、これについて自治体が一定の補助をしても、それはペナルティ項目にはしませんと厚生労働大臣が言ったわけですから、これ言質とてありますので、ぜひ、勇気を持って検討していただきたいと思います。

それから、病院会計の繰り出しは分かりました。臨時職員の問題についても事業部長の決意を多としたいと思いますが、ただ、詰めていくと変な方に曲がるので、答弁がね。アウトソーシングも検討してみたいなんていうのは、地方公共団体の公営企業でもっておっしゃるのはどういう観点か知りませんが、それは業務委託なんですか、人材派遣なんですか。ちょっとここのところご答弁を、アウトソーシングというのは。

病院事業で最近すごくやられている、行政推進室長もこの間の答弁でもって行革の中でもって、来年9月までに指定管理者制度について検討するなんて言ったけれども、本当に検討できるのかどうか分かりませんが、このアウトソーシングというのは何ですか。ひとつご回答いただきたいと思います。

それから、建設課長のご答弁については期待しております。来年度、二・三千万円の調査費を獲得していただいて、早い時期に合併した130平方キロメートルの所のきちっとした、厳密な調査に基づく道路網計画、これには当然中央病院のアクセス道路も入るし、できれば連絡道も入ればなおいいわけですが、そういう形のものを、またそういうものができたら、すぐ市民の意見を聞く、こういうこともやっていただきたいと思います。

以上です。ご答弁をお願いします。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） お答えを申し上げます。

今、行政改革ということが言われておりまして、政府の方では5年間に5%削減というふうな、これどうなるか分かりませんが、そういう目標も報道にあるような状況でございまして、中央病院といえども実は例外なく全体的な議論の中に包含されてしまうという、公共団体ならではの宿命というものがございまして、避けて通れない課題になっておりまして、大変私も苦慮しているところでございます。

そうした中でアウトソーシングというのは、業務委託なのか人材派遣なのかというお尋ねでございしますが、これは考え方からすれば両方あり得るというふうに考えております。ただ、現実問題として、ではどういう形かということについては、今現在は、これから検討

ということでございますので、はっきりとこういう形ということは申し上げられませんが、さまざまな形があり得るというふうに考えております。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の一般質問を終わります。

◇ 安 藤 政 平

○副議長（嶋田茂樹） 続いて、16番、安藤政平議員、ご登壇願います。

（16番 安藤政平 登壇）

○16番（安藤政平） どうもおはようございます。16番、安藤でございます。一番しんがり
に控えまして、大トリということで質問させていただきます。

大まかな質問の内容は、大きく分けて1点でございます。今回、1点に絞りまして飯岡漁港の開発についてということで小さく分けまして3点、その後の進捗状況、将来的な構想、予想される問題点と、これは港のいろんな競りとかあるいは出入りの船の問題とか、それから漁獲量の問題と、いろいろなものを含めました問題ということで、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、1番目、せんだって9月の定例議会で一般質問させていただきましたばんやの問題ですね。これ話をしましたら、早速市長、ばんやへおいでになってくださったということで非常に感激しております。すぐ行動に移していただきまして、誠にありがとうございます。その結果、どういう魚を食べたかちょっと分かりませんが、どんな魚を食べたのか、その状況、値段的な面とかあるいは感じとか、その辺をひとつ市長にご感想を兼ねて述べていただければと考えております。ひとつよろしく願いします。

それを含めまして市長が感じる、要するにこういうばんや的な施設を飯岡の港内に造ってどうなのかと、必要なかあるいはぜひともこれは造るべきなのか、その辺の全体的な展望台ですか、屏風ヶ浦の展望台も兼ねまして、あるいは九十九里の海岸の問題とか、いろいろなものを含めまして、あそこを観光の重要拠点として新市がこれからどう持っていったらいいのか、あるいはどういう構想を市長なりに持っていますか。その辺が聞ければ幸いだと思っております。その辺も含めまして、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それから、9月にこのばんやの件、漁港開発の問題、質問していきまして、その結果執行部の方がどういう進捗状況にあるのか、進んでいるのか、あるいはこれに関してどういう集まりを持ったのか、その辺があればその内容と集まり、持った内容とその中でこういう話が出たとかということを教えていただければと考えておりますので、その辺ひとつよろしく

お願いします。

それから、ライフ計画事務所の基本計画書ができてきたようでございます。この計画書によりますと、こういう計画書ができて、大変よくできてはいるんですけども、よく見るとかなりいろいろな問題点がありまして、私が前回、場所としてここがいいだろうと言ったところがこの白抜きの部分です。ちょっと小さくてごめんなさい、見えなくて。こっちが海ですね、こっちが堤防の部分、こっちが海岸道路、こっちが陸地になります。ここに公園がありまして公園の白地の所、ここが2,300平米ですか、これは市で自由に使える土地なんですね。ここを利用したらどうだということでやったんですけども、ライフ計画事務所の出した案がこの海岸道路沿いですか、ここに芝生でちょっと空き地があるんです。この隣に駐車場がありまして、駐車場があるからいいではないかと、ましてや海岸道路のすぐそばだということで条件がいいと。計画事務所はこちらを推薦するというような形で、計画書ではなっているようでございます。市長、ご存じですね。

ということで、私もこちらの方がかえっていいかなと。というのは、市長も行ってご存じのように、ばんやの場合はすぐ国道の隣にあるわけなんです。入りやすいんです、目立ちやすい。そういう点を考えても、少しでも道路の近くの方がいいではないかなと考えています。だから、その点ではいい代替かなと考えております。でも、この中を見ていきますと、かなりいろいろな問題点が出てきます。その問題というのは後でまたやりますけれども、取りあえずその説明はそれにしまして、続けてやっちゃいますか。

その問題点ですけども、とくかくこういう建物を建てるという構想なんです。一部食堂が2階で、下がいろいろな土産物屋になるというような格好だと思います。鉄骨をかなり使っているんですね。それとメインとしてこういう看板を作るということなんですけれども、海岸に住んでいる私どもは常に海岸の厳しさといいますか塩害の問題ですね。それから、風。この問題はかなり飯岡に住んでいる人は意識しています。かなり鉄骨関係はもたないんですね。だから、これはぜひ木造を主にして、また構想を変えてもらえればなというところです。

それと、建設費が3億7,000万円でちょっと高過ぎる感じがします。まず、スタートとしてはそんな大きな金をかける必要は無いではないかなと。もっと小ぢんまりとやって、土産物屋は後で付随していくような形がベターかなとも考えております。これはひとつこれからの検討課題ではないかと考えております。これから執行部の方に大いに協議していただきまして、いい方向で行ってもらえればなと思います。

それと、あとこの場所がちょっと一段低いんですね。できればこの場所をもうちょっと上

げてもらって、目立つようにというような形がとればなと思っております。

それと、あと国道の飯岡のバイパスからちょっと中に入っていますね、港が。だから、目立ちづらいと。この計画事務所のあれでは看板として屋根よりちょっと高いくらいの看板を予定しているみたいですが、私の考えはそれでは不十分ではないかなと。もっと目立つ、つまり私の考え方としてはその近くへ風車を建てる、つまり電力源としても使えます。それで目立ちます。バイパス沿いを走っていても、食べる所があるのはあそこだよ、あの風車だよとすれば、今、アクセス道路の問題もいろいろありますけれども、あそこがそうだよと言えば目標ができますね。そういう面でもいいシンボルになるになるのではないかなと。しかも、一般的には白でやっていますね、銚子でも。聞いたら色は別に制限は無いんだそうです。だから、目立つような色で、あるいは柄を付けたかいろいろ方法があると思いますけれども、これからはそれ検討課題ということでやっていけば、非常に目立つ場所に、分かりやすい場所になるというようなことでございます。

ちなみに、今、飯岡で5基ありますね。風車は2億円です、建設費が。そのうちの50%が国の補助でできるわけです。あれは柱の高さが50メートルです。やや小ぶりなんです。本来は60メートルのを予定していたんですけれども、搬入路の問題でちょっと10メートルくらい縮まったんです。これは港ですから、一番大型のやつを付けるわけですよ、船で持ってくればいいんです。道路の関係まるっきり無いんです。銚子で十何基建っています。あのほとんどが飯岡の港から揚げて持っていったものです。ですから、搬入路は全然問題が無いと。すごく便利な所なんです。だから、一番最高に大型のものを付けて目立つようにやれば、いいシンボルタワーになると私は考えます。しかも、電力はそこで供給できると。そういう方法は物すごくいいのではないかなと私考えています。

電力は、ちなみにこれだけの風車を建てるちょっと調べてきたんですけれども、1,350キロワット、年間ですね。年間これだけの電力が賄えると。一般的にちょっと細かくてわからないんですけれども、これをわかりやすく言えば、1軒で50アンペアの電力が必要だと、100ボルトね。そうすると、これ軒数にして270軒から300軒を賄えるだけの電力ができると。ただ、問題は、風力というのは風の無い日もあります。稼働率100%ではないんです。多分、台地は飯岡でいいんですけれども、海岸の方はちょっと落ちるんです。たしか70くらいだったと思ったんです。ちょっとはつきりしません。申し訳ありません。そのくらいの稼働率です。

それを補うために太陽光ですか。ソーラーを利用するとか、あるいはいろいろな案がある

ようです。潮力とか気候とかいろいろな電力源があるんですけども、一般的には風力が一番ベターではないかなというところでございます。

あと、今研究されている燃料電池なんていうのがありますけれども、これは今研究段階で、これができたら東電は全部倒産してしまうのではないくらいのもあるんですけども、つまり、これは物すごく便利で、しかも電線も電柱もいらないうような。ただ、これはもとをただせば電気分解で水素を発生させて原動力にするんですけども、もとは結局油なんです。ですから、油の効率としては物すごく悪いという、この問題が解決すればかなりの将来的なエネルギーになるようでございます。

時間が無いようですので、事務局から5時以内にやれということで、できるだけ早くやりますので、それで2番目に入っちゃいます。もっといろいろありますけれども、将来的な構想ということで2番目に行きます。

港公園、この漁港に入る一番問題なのはアクセス道路なんです。港というのはバイパスからちょっと入って、入りづらい。かぎの手に入っていくような格好になっていきます。海岸道路から一宮線を来れば、この港公園のすぐわきを通るんですけども、それにしても出入りがちょっとしづらい。これにどうしてもバイパスからのアクセス道路を付ける必要があるのではないかなと考えます。そのことによって、その道路をどう付けるか。一度、過去に飯岡町の時代にこういう案がちょっと出たようでございます。バイパスの今の銚子方面から来まして下り坂で信号があります。台地がおりてきた所に下り坂になって、あの信号の所へ合わせて出ると。それで、山根際を通して港のわきを通って行くと。距離にして約二・三百メートルくらいではないかなと思うんですけども、そういう方法とかあるんです。

ところが、旧126号線、今県道ですけども、これとの接点の問題で警察関係、あるいは交通関係の許可がなかなかもらえないというような面もありまして、ちょっと難しい面ともなるようでございます。でも、これはやりようで何とかなるのではないかなと思ひまして、ぜひ、この点、建設課長に可能なのか、やればできるのか、あるいはかなり難しい問題があるのか、その辺のご答弁願えればと考えております。

それから、もう一つは要するに港というのは今、1種、2種、3種、それから特3、4種とあります。こういうふうに5段階に全国的に港の格があるらしいんです。今現在、飯岡は前回も申し上げたように県下で2番目の水揚げを持っているんです。それなのに飯岡の港は1種なんです。それで、栗山川、太東とかいろいろありますね、この辺、港が九十九里沿いにも。その中で結構水揚げがあるのに、いまだに1種。これを2種に格上げしてほしいとい

う漁業組合の方のたつてのお願いで、ちょっとあれしたんですけれども、どうして今までこれだけ水揚げがあるのに、こういう状況だったのか。いろいろ調べてみますとそれなりの理由、当時の飯岡町もちょっとでれっとしていたんではないかなと、いろいろありますけれども、これをするとうなるのか。

つまり、今1種漁港ということになると、これは海匠漁業組合に所属する船、つまり旭市もそうだし八日市場市、野栄町、ここまで入っているわけです。野栄町、八日市場市は当然もうすぐ合併します。ここで今飯岡の港に入っている船の数は200杯です。それだけの船が入っています。釣り舟関係、要するに遊漁船というのが十七かな、八かな、たしかそのくらいだったと思う。そのくらいあるわけです、その中に。それだけの船があつて、かなりの水揚げ。水揚げ高は昨年でもって27億円だと言っていました。その前は18億円前後で来て、前年度は急に27億円くらいの水揚げ高。要するに販売額が、そのくらいの販売高があつたそうです。漁獲量は約7万トン。そのうちの95%の魚がイワシなんです、飯岡港は。7万トンの中の。当然、イワシは千葉県は全国で一なんです、漁獲高が。その中の45%くらいが飯岡で揚がるわけです。飯岡にはかなりのイワシが揚がるわけです。イワシが揚がった時は、皆さん港へ行ってもらえばわかりますけれども、大型トラックが何十台も来ています。ちょっと想像できないと思いますけれども、行けば分かるんです。とにかくすごい量のイワシが揚がっております。

それだけのイワシ。これは飯岡荘でもやっている魚しょうゆの問題もあります。それに使ったらどうだとか。それだけのイワシがある、これをただハマチの餌、多過ぎで。それに食わせるではもったいないと。こんなおいしいもの無いんだから、これをやはり外から来た人に大いに食べてもらうというような方法がとればなと思っております。

そういうことで、ぜひ市長にもこれはお願いしたいんですけれども、1種から2種への格上げということを検討願えればなと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

それから、もう一つは今現在、港の堤防、外防が出ています。その外防が水深4メートルの位置で今とまっているわけです。これをぜひ6メートルの位置まで延ばしてもらえればなということなんです。どうしてかと言いますと、まず出入りに堤防が長くなれば安全になります。それと、6メートルにすることによって、今20トンが限度なんです、それをもう少し大型の船が出入りできるようになります。2種に格上げになると外部からの船も入ることができるわけです。そうすると、当然飯岡の港の水揚げ高は上がってきます。それを含めてひとつ、ぜひ、そういう方法をお願いできればなと。これはひとつ県の方にもお願いして、

市長からも執行部の方からもお願いしていただければと考えております。

それと、もう一つは、今、飯岡港で主に刺し網——網の種類ね、それから巻き網というふうな方法で魚をとっているわけです。この巻き網漁船を1艘新造すると、約3億円の建造費がかかるんだそうです。そして、この資金としましては漁業近代化資金とかあるんですけども、この漁業近代化資金、この枠が9,000万円でございます。ですから、それ以上は何とかほかからしないといけないと。それで、あるんですけども、これは漁師にとってなかなか使いづらいということで、大型船の場合は農林漁業金融資金ですか、こういうのがあるので、これを使ってやっている方が多いんだそうです。

ところが、漁業近代化資金は市から0.5%の利子補給があるんだそうです。ところが、この農林漁業金融公庫になると、今のところ利子補給が無いんだそうです。これをぜひ市の方でそういう制度を設けてほしいというような要望がありましたので、ひとつその辺も含めまして回答の方をよろしくお願いしたいと思います。

それで、3番目に入ります。

予想される問題点としまして挙げまして、今、港の開発に当たっていろいろな問題点もう一つは出てきます。一つは今、港に競りが無いということです。今、競りは行われていないわけです。つまり、部分的にシラスと白魚に限っては昔から競りはやられているんですけども、一般の魚に対しては競りが無いんです。これがどう影響されるのか。要するにバイヤーみたいなものを作った時に、近くに港があるのに自由に魚を持ってこれない状態になるんです、競りが無いということは。つまり、大手に買ってもらってしまっているわけです。そこから分けてもらう形になるわけです。

ところが、この競りの問題はもう十何年、20年近く海匠漁業組合はかなりいろいろ考えているようで、いいか悪いかというかなりいろいろな問題が出てくるようです。それを話していると長くなりますので、もし知りたい人があったら後で教えますので。そのために、なかなかうまくいかないではないかというような、あと、誰を事業主体にするのかという問題。ばんやなんかの場合だと漁業組合が主体になって、ここまで大きくしてきているわけでございます。

それと、この中で飯岡、150種類くらいの魚が揚がるわけです。種類としては。だから、魚の種類としては物すごく多いと思います。その魚を、飯岡といえば一番メインなのは白魚ですね、白魚、シラス。これは全国でも一番味がいいと言われている。あと夏になるとカキがあります。このカキも日本で一番おいしいだろうと、自称我々は思っています。実際、そ

うではないかなと思っております。食べたことの無い人は食べてみると分かりますけれども。だから、シラスと白魚、イワシ、この辺をメインにすると。例えばそういう食堂を造ると、食べる所を作ると。こういうたぐいの魚というのは、だいたい24時間しかもたないんですね、鮮度が。それを2日、3日増やすことによって、使う方は物すごくいいわけです、当然。

それをどうするかと。飯岡にはそういうのを一生懸命研究している人がいるわけです。その研究結果を私、もらってきたんですけれども、こういう形でいろいろな方法でいかに長くもたせるか、鮮度を、やっているんです。今のところ一番長くもたせる方法、3日までもたせる方法を一応考えたということで、それはどうするかと。塩水をシャーベット状に凍らせて、プラス2度の温度でそこへ入れておけば、3日まで鮮度を保つことができるというようになっています。そういうふうの研究した結果、できているようでございます。これはやるという段階になってからのことだと思うんですけれども。

先ほど言い忘れましたけれども、船の建造種の問題で1種から2種に漁港をすると、何かやる時に県の負担金ですか、地元負担金ですか、県だと思います、それが今まで11%であったやつが2種になると12%の地元負担になるんだそうです。ただ、1%増えることなんですけれども、要はそれなりのメリットがあればいいということなんですけれども、過去には一番ピークで浚渫等を含めまして、港に対する経費というのは年間約5億円かかったんだそうです。でも、今、ここのところ数年、平均的に5,000万円で済んでいるようなんです。というのは、どうしてかということ、堤防を少し沖へ出したために砂があまり中へ入らなくなったということなんです。それで、だいぶ浚渫の費用が安く上がってきている。そういうことを考えますと、2種にしてもっと大型船が入って漁獲高が上がれば、その1%の差は別に何ということないかなと考えておりますので、その辺も含めましてできるだけ2種に格上げできるかどうか、ひとつ県の方へ市長、よろしくお願ひしたいと思っておりますので。

それから、例えばこういうものを作るに関して、当然マスコミをうまく利用する。飯岡の民宿関係ではかなりマスコミをうまく利用してやっぴまして、とにかく無料でマスコミを呼んでちょっと流してもらおうと、次の日は予約でいっぱいになると。やはりそういうマスコミというのは利点もありまして、これは大いに使っていかなければ駄目ではないかなと考えております。

あまり時間が無いので、だいたいこの辺をめどに質問で、あと足りないところは再質問でさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひします。

○副議長（嶋田茂樹） 安藤政平議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 安藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

飯岡漁港の開発の件についてはもう安藤議員、すべてが頭の中に入っているようでして、これからの開発に関しては安藤議員のご指導をいただきながら進めていきたい、そのように考えます。

株式会社ライフに計画、調査を依頼して、その結果が出てきたというようなことで、飯岡漁港の開発の面については一歩先へ出たのかなと思いますけれども、これからその開発について、いろいろな意味で資金面等の問題も含めて検討を重ねていきたい、そのように考えます。

そのまず第1段階として、先日安藤議員からお話がありました保田漁港のばんやをのぞいてまいりました。どんなものを食べてきたんだということでございますけれども、サンガ焼きとそれからキンメダイの煮付けをお願いいたしました。キンメダイなんか1,300円くらいの値段で、こんなに大きなキンメが出まして、あのくらいの値段であれだけの料理を出していただいたら人も集まるんだろうな、そのような率直な思いでごちそうになってまいりました。

ウィークデーであるにもかかわらず大変な人出でございまして、これは食堂だけで、ばんやだけでこれだけの人を集められるのではないだろうと、そう思いましたものですから、一緒に行った職員に、周りに人を集められるような要因が無いのかどうか、少し見て歩くようにということで調査をさせたんですけれども、今のところだとそう大きな人を集められるような要因は無いようです。ですから、ばんやへあれだけの人が集まっていたということになるんだろうと思います。そんな意味では、一つ大きな参考のお店が近くにあるものですから、そういったものを参考にしながら、飯岡漁港の開発をしてみたいな、そんなふうに率直に考えております。

ただ、少しお話を伺わせていただきましたら、一番最初には車のコンテナを二つほど使って、それが始めた最初だそうです。それから、あれまでのところまで発展したというのは、リードをしたリーダーもよかった。それから、それに伴って一緒に協力した皆さん方、非常にスタッフがよかった、そういったことがまず率直に言えるのではないのかなと、そのように思います。そういった意味では、先ほど安藤議員からもお話がございましたけれども、最初から大きなものということではなしに、小さなところから徐々に発展させられるような形

をとっていただけたら、そのように考えております。

飯岡の漁港の開発に関しては、私が非常に楽しみに思っておりますのは、あそこで民宿組合等をやっている皆さん方が非常にやる気があるということです。サンマの押しずしを作ってみたり、今度も間もなくフグ祭りがあって、それにお招きをいただいておりますけれども、フグ祭りをやったり、時期によってはカキの祭りをやったり、アンコウ祭りをやったりというようなことで、いろいろなイベントを用意して、人を集めたりということもしておりますし、夜の刑部岬の夜景なんかも生かせるような努力もしてくれているようです。そういった意味では、こういった仕事をやるのに柱になってくれる皆さん方がいるということで、大変楽しみにしております。そういった皆さん方のご意見も踏まえながら、ひとつ進めていきたい、そんなふうに思っております。

それと同時に、今まだ競りも無いしという話が先ほどあったんですけれども、その皆さん方から伺ったところによりますと、今の段階ですと大手の業者の皆さん方が一手に引き受けて持っていつてくれるのはありがたいんですが、地元の皆さん方がなかなかあの港で魚が買えない、そんなお話も伺いました。ばんやのようなお店をやるには当然、そこでとった魚を使いませんと、その魚をよそへ回しちゃって、銚子から買ってきてあそこで売っていたのでは、あまりおもしろくないでしょうから、その辺の検討もさせていただきたいなど、そのように考えております。

それから、風車なんかの話もございましたけれども、こういった問題はこれから整備をするにあたって、どんな形にしたらいいかという中で検討をさせていただきたい。

それと、一番大切なのは、議員からもご指摘がございましたように、ばんやですとすぐわきを国道が走っております。かなりの交通量もあるわけですし、そういった意味では飯岡バイパスの方から、どう人をそこへ招き入れるかというのも大きな問題だろうと思いますので、アクセス道路の開発等も併せて考えていきたいなど、そのように考えております。

それから、先ほどから漁港の1種から2種への格上げ、水深4メートルまでの今の堤防の長さを水深6メートルの所まで延長してほしい、こういった問題は県とも相談しながらお願いをしていきたい、そのように思います。

また、巻き網漁船、1そう3億円ほどかかるその利子補給もという問題でございますけれども、これなんかも併せて検討をしてまいりたいと思いますし、港の競りの問題は漁業組合とも相談しながら検討させていただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の先般やりましたライフ計画の計画に基づきます報告会を実は実施いたしました。その内容等につきまして回答させていただきます。

これにつきましては、飯岡町の時代に飯岡漁港交流施設整備基本調査、こういうことで実は株式会社ライフ計画事務所、ここに基本調査として委託をしたと。これに基づきまして先般10月28日にこの基本調査の報告会としまして、いろいろ調査に加わっていただいた方々にお集まりいただきまして、実施したわけであります。出席者につきましては安藤議員ご承知のように、議員にも途中までご出席いただいておりますけれども、海匠の漁業協同組合あるいは飯岡観光協会、飯岡の宿泊組合、あるいは商工会、JAのちばみどり、県庁の水産課の方々、そういう方々それと市の関係各課の職員、総勢24名で報告会を開催させていただきました。

この中で主に出ましたことは、先ほど出ましたばんやですか、鋸南町の保田漁港にありますばんやのにぎわい、これはひとえに組合長のまとめる力、あるいは企画力、行動力、これが大きいと。ああいう施設につきましては、どこでもやれば成功するものではないと、そういう意見もありました。それと、1点としまして都市住民と地域住民の交流の場所の核として、やはりこういう施設は必要かなと、そういう意見もありました。それと、漁港では現在、地元で魚が買えないとの現状があって、地域で解決する問題もまだまだ数多くある、そういうことも出ております。それと、他の市町で過去やったような事例もあるけれども失敗の事例もある、そういうことも報告の中でありました。

誰がリーダーとして今後こういう施設をしょって立つ、そういうリーダーの育成、これが一つ大きな問題ではないかな。あるいは飯岡の観光なり、あるいは宿泊の情報の発信の場所としまして交流の施設は必要だな、そういうご意見も賜っております。それと、単に漁業の振興だけでなく、飯岡にはメロンとか全国でも誇れるいろいろな農産物もある。そんなことで、JAと農家等と連携を図った上での交流施設を検討すると、いい施設ができるのではないかな、そういういろいろなご意見を承っております。

そういういただいた意見を基にしまして、これからにつきましてはさらに飯岡地区の漁業者の代表の方々にも加わっていただきまして、今後、さらに内容等、検討会、そういうものを数多く重ねていきたい、そういうふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） アクセス道路についてお答え申し上げます。

新市建設計画では、国道126号から飯岡海岸に続く3本の路線を整備したい意向を示したわけであります。その路線とは、先ほど議員が言われましたが、飯岡バイパス南町の交差点から漁港の停泊地、北側交差点を通過するという、これは県に要望する飯岡一宮線のバイパスとしての整備がまず一つです。それから二つ目は、飯岡バイパスから飯岡支所東側を通過して、県道飯岡一宮線に入る市道整備。それから三つ目としまして、飯岡バイパスから県道飯岡片貝線、これはかなり西になってしまいますけれども、県道飯岡一宮線に入るという市道整備を予定しているわけです。

その内容については今後、検討しなくてはならない。先ほど可能なのか難しいのかという質問でしたけれども、先ほど松木議員にもお答えしました。とにかく努力した上で結論を出したい、こういうふうに考えています。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 16番、安藤政平議員。

○16番（安藤政平） それでは、手短かに再質問させていただきます。

市長、食べに行っただいぶ感想はよかったようでございまして、ありがとうございます。ぜひ、飯岡にもああいう施設を造ってほしいとお願いします。

それと、今アクセス道路の問題が出ましたけれども、あそこをやはりメインとして観光開発するには絶対的にあの場所から港、公園、あの辺で出てくるアクセスを作らざるを得ないと思うんです。ぜひ、これは何とかして県にお願いして、うまくつながるようにひとつこれから努力してもらえればなと考えております。

それと、今、海というのがなかなか微妙なもので、漁業組合も聞きますと要するに稚魚を放流したり貝ですか、過去に飯岡の海岸というのは九十九里含めまして貝が結構とれたわけです、ハマグリが。ところが今、ほとんどとれない状態になっている。これはどうしてかと私なりに考えたり勉強したりした結果、結局、このシステムというのは海だけではない、陸から来ているんだと。つまり、これだけの経済成長してきた中で、利根川という大河がありますね。その大河にダムが造られ、あるいは堰ができ、それによって砂が上から流れてこない。つまり、小さな魚というのはプランクトンを食べて生息するわけです。そのプランクトンたる原因、栄養素が陸から流れてくるわけです。したがって陸には山も必要だと、川も必要だ。それからいろいろな栄養素が流れてきて、それでプランクトンが発生する。それを小

さい魚が食う。そして育つ。その小さい魚をその上の魚が食べる。この循環、繰り返して沿岸漁業が成り立っているわけでございます。

そのシステムが今、少しずつ自然破壊とかいろいろな面で崩れてきている。だから、一生懸命、漁業組合は稚魚の放流なりやっているんですけども、なかなかそれが成功していないと。でも、去年なんかの結果を聞きますと、今まで貝はなかなか育たなかった。つまり、今、飯岡の海岸というのは車が入れますね。海岸に車が入るということは、おれたちにとっては異常なんです。海というのは、海岸というのは、車が入ったら潜るものだと思うんです。潜らないんです、今は。道路のように走れるんです。つまり、固くなって貝が生息できないんですね。そのように砂の質が変わってきているわけです。

それは自然環境の変化。つまり、屏風ヶ浦が今、崩れなくなっちゃったんです。銚子方面からどんどんこっちへ寄せてきた砂が全然流れてこない。それはそれであの崖を守るという一つのあれがある。でも、自然が壊れてくる。要は800年、900年の昔は、あの先に7か村あったというんです。その村々が今の後草とかああいう方面へ散らばっていったと。それだけの砂が流れてきて九十九里が成り立ってきている。それがもう崩れてきた。だけれども、今、一生懸命稚貝の放流とかやっている。稚貝というよりも親貝ですね。親貝を放流して、うれしいニュースに前年度はその稚魚がかなり成長してきていると。何か潮流とかいろいろな細かい面での変化があったらしいんです。今、それに物すごく期待しているということです、その辺も皆さん、現況を把握してもらえればなという意味で今言っていますので、ひとつよろしくお願いします。

それで、先ほどお願いした漁港の1種から2種への格上げの問題、それと堤防の延長の問題、約6メートルの地点というのは、堤防の長さにして約100メートル延長すれば、何かできるようです。でも、金額的にはかなりのものです。これは県、国の事業でないと厳しいと思うし、その辺をぜひ市長からもお願いしてやってもらえればなと思っております。

そろそろ5時になりますので、以上で私の質問を終わりにします。

○副議長（嶋田茂樹） 安藤政平議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○副議長（嶋田茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は25日に定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時46分

平成17年（2005）旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成17年11月25日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長請願報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉 会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
 - 日程第 2 質疑、討論、採決
 - 日程第 3 常任委員長報告
 - 日程第 4 質疑、討論、採決
 - 日程第 5 常任委員長請願報告
 - 日程第 6 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 日程第 7 事務報告
 - 日程第 8 閉 会
-

出席議員（67名）

1番 角 崎 浩 一
3番 伊 藤 房 代

2番 日 向 一 晴
4番 越 川 芳 男

5番 林 七 巳
 7番 向 後 悦 世
 9番 高 野 宇一郎
 11番 石 毛 昭 夫
 13番 鶴 谷 富士男
 15番 嶋 田 哲 純
 17番 内 田 芳 助
 20番 柴 田 徹 也
 23番 浪 川 光 平
 25番 佐久間 茂 樹
 27番 日 下 昭 治
 29番 齊 藤 勝 昭
 31番 明 智 忠 直
 33番 小 倉 輝 行
 35番 藤 田 昌 功
 38番 加 瀬 義 夫
 40番 大 极 博
 42番 高 木 武 雄
 44番 石 毛 忠 雄
 46番 成 毛 秀 夫
 48番 向 後 忠 昭
 50番 久須美 佐 内
 52番 高 橋 利 彦
 54番 江波戸 邦 夫
 56番 高 橋 敬
 58番 木 内 茂
 60番 菱 木 勘兵卫
 62番 羽 田 清太郎
 64番 阿 部 一 成
 66番 松 木 源太郎

6番 山 田 芳 邦
 8番 景 山 岩三郎
 10番 高 木 寛
 12番 長谷川 喜代司
 14番 滑 川 公 英
 16番 安 藤 政 平
 18番 佐 藤 章 吾
 21番 木 内 欽 市
 24番 伊知地 直
 26番 大久保 源 一
 28番 平 野 浩
 30番 林 俊 介
 32番 林 一 雄
 34番 菅 谷 源兵衛
 37番 相 澤 多喜壽
 39番 木 内 兵 衛
 41番 向 後 保 夫
 43番 嶋 田 茂 樹
 45番 岩 崎 好 治
 47番 島 田 壽 雄
 49番 佐 藤 文 雄
 51番 向 後 和 夫
 53番 嶋 田 正 治
 55番 在 田 榮 治
 57番 菅佐原 滋 之
 59番 林 正一郎
 61番 鈴 木 正 道
 63番 伊 藤 清 昌
 65番 神 子 功
 67番 金 杉 佐久治

68番 伊藤 鐵
70番 加瀬 実

69番 林 一哉

欠席議員（2名）

19番 宮内 真二

22番 佐藤 芳民

説明のため出席した者

市長	伊藤 忠良	助役	重田 雅行
教育長	米本 弥栄子	病院事業者 管理	村上 信乃
病院事務部長	今井 和夫	総務課長	増田 雅男
新市行政 推進室長	加瀬 博夫	秘書広報課長	平野 哲也
企画課長	加瀬 正彦	財政課長	高埜 英俊
税務課長	江ヶ崎 純敏	市民課長	小長谷 博
環境課長	堀川 茂博	保険年金課長	増田 富雄
健康管理課長	浪川 敏夫	社会福祉課長	林 久男
高齢者 福祉課長	横山 秀喜	商工観光課長	小田 雄治
農水産課長	堀江 隆夫	建設課長	米本 壽一
都市整備課長	島田 和幸	下水道課長	山崎 健次
海上支所長	木内 孫兵衛	飯岡支所長	佐久間 俊雄
干潟支所長	木内 國利	会計課長	遠藤 純夫
消防長	佐藤 眞一	水道課長	宮本 英一
庶務課長	在田 豊	学校教育課長	多田 清司
生涯学習課長	神原 房雄	監査委員 事務局長	花香 寛源
農業委員会 事務局長	野口 徳和	飯岡荘支配人	野口 國男
病院経理課長	鏑木 友孝		

事務局職員出席者

事務局長 来栖 昭一

事務局次長 堀江 通洋

主 查 穴 澤 昭 和
主 任 主 事 飯 田 裕 紀 子
主 事 山 崎 香 里

主 任 主 事 石 毛 勝 子
主 任 主 事 飯 笹 浩 一

開議 午前10時 0分

○議長（林 正一郎） おはようございます。

ただいまの出席議員は67名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議案第1号から議案第41号の41議案と請願第1号の1件を一括議題といたします。

決算審査特別委員会、各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

◎日程第1 決算審査特別委員長報告

○議長（林 正一郎） 日程第1、決算審査特別委員長報告。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、金杉佐久治議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 金杉佐久治 登壇）

○決算審査特別委員長（金杉佐久治） 決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について、議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第4号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第5号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第6号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第8号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について、議案第9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第10号 平成17年度海上町老

人保健特別会計決算の認定について、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について、議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について、議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、議案第18号

平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について、議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について、議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について、議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について、議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、以上の30議案について審査経過並びに結果を申し上げます。

決算審査にあたりましては、議案数が相当あることから、去る11月9日に開催されました決算審査特別委員会において、より合理的な審査を行う方法として、旧市・町、旧組合の8つの分科会を設置して各分科会に議案を付託し、審査することにいたしました。

付託いたしました議案については、11月16日午後5時までに各分科会を開催し、審査を行いました。その後、11月18日午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて、決算審査特別委員会を開催いたしまして、各分科会長より、審査経過並びに結果についての報告をいただきました。

それぞれの分科会長から報告を受けた後、質疑を尽くし、慎重に審査いたしました。

それでは、議案第1号から議案第30号までの審査内容について、主な質疑3点について申し上げます。

初めに、議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算及び議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算について。

分科会長の報告の中で、財政調整基金の今後の取り扱いについては、大きな改修等があっ

た時のための資金としたいとのことであったが、余剰ができて積み立てられた場合には入所者のために使うものであると思うが、その点について議論されたのかという質疑につきましては、分科会長の報告のとおり、特に質疑はなかったとの答弁がありました。

次に、議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算についての分科会長の報告の中で、ごみ袋について、事業主体が東総塵芥処理組合から旭市に変わることで、ごみ袋の使用期限などについての協議がされたのか。また、ごみ袋が新旭市においてもクリーンセンターで使えるということについて住民にPRしたのか、この点についてどのような議論がなされたかとの質疑については、ごみ袋については審査とは直接関係がなく特に質疑はなかったが、ごみ袋の単価、収集の方法等については、これからのごみ行政についての要望があり、新市において慎重に検討するという回答であったとの答弁がありました。

最後に、議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算について、非常備消防を従来の消防組合である消防本部が受けるに当たっての事務的な取り扱い、また2年後の団塊世代の大量の退職に伴う定数について、新旭市においてどのように守られるかということについての協議がなされたのかとの質疑については、本分科会においてはそのような議論はなかったとの答弁がありました。

なお、そのほかの議案については特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第1号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号につきましては賛成多数、議案第2号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号につきましては全員異議なく、それぞれ認定すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、決算審査特別委員会委員長、金杉佐久治。

以上です。

○議長（林 正一郎） 決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 正一郎） 日程第2、質疑、討論、採決。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

66番、松本源太郎議員、ご登壇願います。

（66番 松本源太郎 登壇）

○66番（松本源太郎） 私は、決算審査特別委員会に付託されました議案のうち、旧旭市分科会に付託された議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の3議案の認定に反対の討論をさせていただきます。

なおここで、去る11月9日の議案質疑におきまして、合併前の旧飯岡町の議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定議案の質疑に対しまして、ご答弁は、「4月から6月の3か月で、配水管施設3か所1,500メートル、予算6,350万円、執行額4,462万円については、従来から計画していたもので、未給水地がこれで解消したので今後の計画はない」とのご答弁をいただきましたが、その後の調査で、合併後も126号飯岡バイパスの南北と防衛庁用地の周辺団地への給水は、従来からの懸案事項だったと聞いております。これらは、今後実施しないのご答弁にも聞こえるわけですが、検討課題としてぜひ配慮すべきものであるということをまず指摘しておきたいと思います。

さて、議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算についてであります。

歳入では、収支均衡との建前で3か月予算を組み、例えば地方交付税は4月と6月の2回暫定配分があるのに1回分のみの計上でありましたが、市民税については6月末までの納期分を計上するなど、この予算編成については私は一貫性が無かったと思うんです。歳出におきましては、年間を通じての事業についてその3か月分を計上するなど、これらの点について3月の予算審議の時に申し入れましたが、そのことはありませんでした。

例えば3か月分の計上として緊急性のある学校などの耐震診断後の補強工事や建て替え計画なども、合併の年度を理由に先送りされたのではないかと思料されるものであります。市庁舎の内装の改修よりも耐震補強の予算を盛るべきものであったのではないかと思うもので

あります。

市民の強い要望であった循環バスも、年間を通じた試験運行にしてしまったのであります。ほぼ実施と結論が出ていたのでありますから、本格運行に移行すべきものだったと思います。

市バス運行事業では、従来から個人との契約はやめるべきだ、運行を委託するなら会社とすべきだと私は主張してきましたが、その個人を市職員に採用することにしてしまったのであります。採用された個人を私は責める気持ちは全くありませんけれども、このような市の対応は職員採用での不公平感を増進させ、一大失策であるというふうに指摘しておきます。

かがやきプランを廃止して課外活動支援策を始めましたが、中学校の部活の指導員の補強にはなりましたが、その本来の役割と目的に私はかなっていなかったと思います。合併後も全中学校への拡大を考えているようでありますけれども、その必要は私は認めますが、かがやきプランのように学校経営に責任を持つ校長が充実した学校経営に使える予算を作るべきだったと思います。

東総地域ごみ処理広域化構想も白紙状態であるのに、これは合併の枠組みがほぼ決定した昨年12月に分かっていたというふうに予想されます。3か月予算でも合併後の本予算でも、そのまま1,000万円以上が計上されているということであります。

最後に、私がこの3か月予算が提案されて反対討論の中でご指摘申し上げましたように、旧旭市としての通年予算をはっきりと公表した上で3か月予算を提案すべきものであったということを最後に指摘して、反対いたします。

次に、議案第3号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定についてであります。この予算は、国の老人医療の一環として市が実施しているものであることは重々承知しております。平成14年（2002年）10月から5年間かけての、75歳からの新老人保健制度への移行途中の予算であります。この結果、今国会でも議論になっておりますけれども、お年寄りに保険料を掛け、一部負担金も2割、3割へと上げるための準備期間の予算となっているわけであります。現在の老人保健制度改悪の前提となるような形での予算だということをご指摘して、反対いたします。

次に、議案第7号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定についてであります。

従来、この事業の認定には私たちは賛成してまいりました。本年3月の予算審議の時にも申しましたが、合併を控えながら統一した会計をどうするかが公表されないままであるので反対すると申し上げたところであります。結果は、本予算で旧旭市・干潟町方式の資本収支への水道加入金の繰り入れということに決まりました。会計の処理と同時に水道料金も先送

りになりましたが、収益的収支で利子分が支出されていないという条件もありますけれども、3か月の予算で4,000万円の純利益が出る状態であります。年間に直しても黒字が出ることが明らかな水道事業会計であります。給水申込金を収益収支に計上すれば、さらに利益は増えることになるのであります。この際、3か月で累積の申込加入金13億円と累積欠損金3億5,000万円を経理上相殺すれば、旧旭市は累積欠損金なしで合併することになるわけであり、今後は、旧3町よりも高かった水道料金を引き下げることができる可能性が出てきたと指摘しておきます。これらの適切な経理処理をしないまま合併したことについて、この決算に反対するものであります。

以上です。

○議長（林 正一郎） 続いて10番、高木寛議員、ご登壇願います。

（10番 高木 寛 登壇）

○10番（高木 寛） 日本共産党の高木寛です。

私は、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第23号についての反対討論を申し上げます。

最初に、議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定についてです。

合併前の3か月予算でしたが、国による合併の押し付け、すなわち地方行革の推進と三位一体改革の名のもとで地方への財政支出を大幅に減らし、自治体リストラを進めるもので、地方自治体の果たすべき役割である住民の利益と地域の発展には結びつかない予算執行だったと指摘します。

次に、議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定についてです。

国保加入世帯は毎年増加していますが、今日の国保財政の危機は、84年の国保法改悪で国庫負担率を45%から38.5%に引き下げたことが直接の原因です。ですから、地方自治体は国に国庫負担の復元と大幅増額を迫るべきであったと指摘します。

次に、議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定についてです。

国の制度ですが、政府による老人保健法改悪によって高齢者の外来医療費の負担が増やされ、福祉の後退であると指摘します。

次に、議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定についてです。

当年度純損失が3,248万9,031円となっています。合併を機に水道料金が引き上げられ、住民負担が重くならないよう指摘して、反対討論といたします。

○議長（林 正一郎） 続いて64番、阿部一成議員、ご登壇願います。

(6 4 番 阿部一成 登壇)

○ 6 4 番 (阿部一成) 日本共産党の阿部一成です。

私は、2005年12月定例会に上程されました議案第 8 号 平成17年度海上町一般会計決算、議案第 9 号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算、議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算、議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算、以上 5 議案について反対の立場から討論を行います。

以下、その主なものについて反対の理由を述べます。

初めに、今回の決算審査は、平成17年 7 月 1 日に行われた旭市・海上町・飯岡町・干潟町の合併に伴い、議案第 8 号 平成17年度海上町一般会計決算をはじめ、平成17年度各特別会計決算の 5 議案すべての会計決算期間が、平成17年 4 月 1 日から平成17年 6 月30日までの 3 か月という極めて短期間の会計期間に限定されたものであります。

海上町は、平成17年度一般会計当初予算の審議に際し、7 月 1 日以降 9 か月の期間を含む説明書を付し、同時に通年予算書の概要を説明し審議しましたので、決算の認定に際しても、町民の視点に立ってこの点の問題に立ち入りながら討論に入ります。

海上町の財政収支は、前年並みの税収と大幅に削減された地方交付税、臨時財政対策債の限られた収入と、ほぼ前年並みの歳出規模で構成されておりますが、住民の健康と安全、福祉の充実、立ち遅れた地域産業の活性化を優先すべきであると先に指摘しておきました。

上程されました一般会計の歳入総額のうち、43.9%の地方交付税、27.4%の町税、19.9%の繰越金が主な財源となっております。歳出総額は11億1,352万円、うち24%が人件費、16%、合わせて計40%が補助費等、以下物件費、繰出金、扶助費等で77%が経常的経費として運用され、災害復旧費を含む14%が投資的部分となっております。

目的別歳出の構成比では、歳出総額の25.7%の総務費、16.6%の民生費、16%の衛生費、11.5%の土木費、9.3%の教育費、以上で総額の79.1%を占めております。短期間とはいえ、行政の停滞は許されません。

町は、公立保育所の運営や道路・排水路維持整備予算を復活し、生活優先の福祉、少子化時代の児童保育や教育の充実、基幹産業の活性化など、町独自の施策を進めるべきであります。国の失政による不況は町税収入を大幅に減少させ、交付税と臨時財政対策債の税収調整機能と行政水準の財政保障機能をも併せて低下させております。社会保障も年々削減される中で、医療、年金、介護など福祉制度の維持・向上は、地方自治体として守るべき重要な任務であります。乳幼児医療費助成の適用拡大、老人医療と老人福祉施設の拡充、難病患者へ

の医療費助成、障害者の援護措置、居宅介護の人的支援の強化、認定者への介護サービスの拡充、給食サービスや高齢者のための交通手段の充実、低学年児童の放課後指導と学童クラブの早期開設など、積み残した諸制度の改善整備の措置が重要であります。

商工業対策として、経営者の育成と経営基盤の強化、商店街の整備などの対策も急がれております。基幹産業の農林業の活性化に対する積極的な検討も必要であります。干潟耕地の基盤整備と農家負担の軽減、米価など農産物価格の下落防止、BSE対策や農産物輸入措置の行政対応、農家経営の安定と家族農業の保護育成強化も地方行政の役割であります。

生活環境の保全では、一般廃棄物の収集段階の整備はもとより、産業廃棄物処理、不法投棄の規制強化、地域の生活と農業環境を守るために産業廃棄物最終処分場や焼却処理施設の廃止を求める住民への支援も必要であります。

町民の暮らしのための要求、遅れた国・県基準の改善、町単独事業の充実は、厳しい地方財政の枠内でも積極的に進めなければなりません。町を直線的に縦断する福祉バスの運行は、高齢者や児童・生徒だけでなく、集落間の交通需要に合わせた改善も急がれます。

行政の継続性から、残された平成17年7月から平成18年3月までの予算執行にあたって、提起した対策の措置と町民の暮らしと福祉の向上、産業の活性化の実現を要求して、上程された平成17年度海上町一般会計決算の反対の意見を述べ、討論とします。

続いて、議案第9号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算について述べます。

提案されました2005年度国民健康保険特別会計の歳入総額は2億1,345万円、歳出総額は1億7,750万円であります。歳入総額に対する構成比率は、繰越金、国庫支出金、財政調整基金からの繰入金で83.7%を占め、うち3か月の決算期における平成17年度の国保税収入2,744万円は、平成16年度決算対比の2,618万円増を含み、調定額昨年比1人当たり4,000円強の負担増は、事業運営への必然性がなく、1市3町の合併調整のための政治的増税によるものであり、撤回すべきだと考えます。

歳出では保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金は前年比15%の増額であり、歳出総額のうち保険給付費に69.1%、老人保健拠出金に13.5%、介護納付金に9.4%、他会計への拠出金・納付金で92%を占め、保険給付費等、当座の運営費だけの状態であります。

海上町の国民健康保険の被保険者数は5,862人、前年比7人の減と、町人口の52.3%が加入し、これまで極めて健全な運営を続けてまいりました。保険者と国は、社会保障と国民保健の向上のため、医療、出産、死亡等に必要な給付を行ってきましたが、国は政策的に年々、国庫負担の削減と国民負担を増額させ、国保税の賦課限度額の引き上げ、賦課割合の変更、

薬剤費加算、高齢者医療費の定率負担などを乱発し、社会保険でも医療費の本人負担を30%に引き上げるなど、改革と称して社会福祉制度を大幅に後退させております。

一方では、長期の不況による低所得者・高齢者の負担の増大で、国保加入者の累積滞納額も課税額の25%を超え、不納欠損処理は2.18%に達し、保険税滞納世帯への資格証や短期保険証も増加しており、賦課方式の検討が必要であります。

当面する市民の医療と福祉の維持、国保医療費負担の改善を要求する立場から平成17年度国民健康保険特別会計決算の認定に反対の意見を述べて、討論とします。

続いて、議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算について述べます。

提案されました平成17年度海上町老人保健特別会計の歳入総額は1億8,697万円、歳出総額は9,567万円であります。歳入総額に対する構成比率は、支払基金交付金34.4%、国庫支出金23.7%、県支出金5.6%、町繰入金23.5%、繰越金12.8%で構成され、その歳出はほぼ全額が老人医療費に充当され、老人医療制度の根幹となって経理上支えております。

海上町の現在の老人保健受給者は1,392人であり、わずかながら減少していますが、国は老人医療の対象者を70歳から75歳に引き上げるなど、老人医療制度の大幅な後退とともに、高齢者本人の自己負担も1割から2割に、さらに国保一般被保険者並みの3割へと、負担の押し付けを計画しております。

老人医療制度の改悪を抑え、高齢者福祉の向上を求めて、上程された平成17年度海上町老人保健特別会計決算に反対の討論とします。

続いて、議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算について述べます。

提案されました平成17年度海上町介護保険特別会計の歳入総額は1億1,617万円、歳出総額は7,893万円であります。歳入総額に対する構成比率は、繰入金31.1%、支払基金交付金20.8%、国庫支出金18.3%、県支出金11.3%、繰越金9.3%、介護保険料9.2%で構成されております。

歳出総額は介護給付費97.7%、総務費2.3%、その他となっております。介護給付サービスは施設サービスに66.9%、居宅サービスに32.7%と、総額の7割弱が施設サービスに充てられているのが現状であります。政府は今年10月から、介護給付の削減と国民に負担を転嫁し、施設サービスの利用者に食費や施設の居住費の全額を利用者負担にしました。そのため施設では1人当たり年間39万円の負担増になり、利用者の中には給付の自己抑制も起きております。

高齢化社会を迎え、介護保険事業をより充実させるために自治体の役目は重要であります。

制度上からも、国や県は保険者となる市町村の自主性を尊重し、その取り組みを支援することになっております。

以上、提起した町民の要求を基に、高齢者介護と福祉の充実を求めて、上程された平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定に反対の討論とします。

続いて、議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算について述べます。

提案されました平成17年度海上町水道事業会計決算の損益収支は、営業収益2,538万円に対し営業費用4,805万円を計上し、2,267万円の経常損失であります。短期間の事業会計ではありますが、今回合併した1市3町の会計処理による営業実績に大きな開きが出ております。海上町水道事業会計では、給水原価1立方メートルあたり295円39銭、供給単価1立方メートルあたり145円34銭、差額がマイナス150円5銭の逆ざやであり、前年と比べても22%の悪化であります。

一方で、同じ水系の旭市では、給水原価1立方メートル当たり183円30銭、供給単価1立方メートル当たり226円26銭、差額はプラス42円96銭、前年比590%の収益増となっております。従来の水道事業収支の赤字を他会計の補助金で補てんする企業会計処理も限界に達しており、高利率の借入金に対する金利負担の軽減と併せ、対策が必要であります。

上程された平成17年度海上町水道事業会計決算の認定にあたり、損益収支の改善とともに早急に健全経営への努力を求め、提起した対策の措置を要求して、反対の討論といたします。

以上、議案第8号より議案第12号までの5議案に対する反対の意見を述べ、討論を終わります。

○議長（林 正一郎） 以上で討論を終わります。

これより議案第1号から議案第30号までの30議案について採決いたします。

議案第1号 平成17年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号 平成17年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第 3 号 平成17年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第 3 号は認定することに決しました。

議案第 4 号 平成17年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第 4 号は認定することに決しました。

議案第 5 号 平成17年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第 5 号は認定することに決しました。

議案第 6 号 平成17年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第 6 号は認定することに決しました。

議案第 7 号 平成17年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第 7 号は認定することに決しました。

議案第 8 号 平成17年度海上町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第 8 号は認定することに決しました。

議案第 9 号 平成17年度海上町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第9号は認定することに決しました。

議案第10号 平成17年度海上町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第10号は認定することに決しました。

議案第11号 平成17年度海上町介護保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第11号は認定することに決しました。

議案第12号 平成17年度海上町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第12号は認定することに決しました。

議案第13号 平成17年度飯岡町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第13号は認定することに決しました。

議案第14号 平成17年度飯岡町国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第14号は認定することに決しました。

議案第15号 平成17年度飯岡町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第15号は認定することに決しました。

議案第16号 平成17年度飯岡町介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第16号は認定することに決しました。

議案第17号 平成17年度飯岡町国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第17号は認定することに決しました。

議案第18号 平成17年度飯岡町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第18号は認定することに決しました。

議案第19号 平成17年度干潟町一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第19号は認定することに決しました。

議案第20号 平成17年度干潟町国民健康保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第20号は認定することに決しました。

議案第21号 平成17年度干潟町老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第21号は認定することに決しました。

議案第22号 平成17年度干潟町介護保険特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第22号は認定することに決しました。

議案第23号 平成17年度干潟町水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第23号は認定することに決しました。

議案第24号 平成17年度旭中央病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第24号は認定することに決しました。

議案第25号 平成17年度養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第25号は認定することに決しました。

議案第26号 平成17年度特別養護老人ホーム東総園事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第26号は認定することに決しました。

議案第27号 平成17年度ケアハウス東総園事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第27号は認定することに決しました。

議案第28号 平成17年度東総塵芥処理組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第28号は認定することに決しました。

議案第29号 平成17年度旭市外三町消防組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第29号は認定することに決しました。

議案第30号 平成17年度飯岡町・海上町学校給食組合一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第30号は認定することに決しました。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時 5分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第3 常任委員長報告

○議長（林 正一郎） 日程第3、常任委員長報告。

各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求め

ます。

初めに、公営企業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、伊藤鐵議員、ご登壇願います。

(公営企業常任委員長 伊藤 鐵 登壇)

○**公営企業常任委員長(伊藤 鐵)** 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において付託されました議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、議案第36号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第40号 損害賠償の額を定めることについての3議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月21日午前10時より、干潟支所3階会議室において、議案説明のため執行部より関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、質疑とその答弁の内容について申し上げます。

議案第40号の損害賠償の額を定めることについて、損害賠償額が8,000万円ということであるが、対処後の対応としてはどうなるのか。また、過去5年間の中央病院において、このようなケースが何件くらいあって、保険の掛金はどのくらいあったのかとの質疑では、今回の損害賠償額をもって和解が成立しておりますので、そのほかに保障することはない。また、件数については5年間で七・八件であり、保険の掛金としては年間7,000万円から8,000万円くらいであるとの答弁がありました。

なお、議案第31号、議案第36号については特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第31号、議案第36号、議案第40号については全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、公営企業常任委員会委員長、伊藤 鐵。

○**議長(林 正一郎)** 公営企業常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、神子功議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 神子 功 登壇)

○**総務常任委員長(神子 功)** 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において付託されました議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市特別職の職員の

給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第39号 財産の取得について、以上の6議案についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月21日午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて、議案説明のため執行部より助役、関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

議案審査であります。付託されました6議案のうち議案第32号から議案第35号までの4議案については、関連議案であることから一括して審査をいたしました。

議案第32号から議案第35号の4議案の審査では、議案第35号について質疑がありました。その内容を申し上げます。

附則では、さかのぼることではなく調整ということであるが、4月から6月までの給与は既になくなった旧市町が支払っているものであり、条例上、差し引くことが可能なのか。また、別表の給料表で5級が49号給までであることについて、本会議において県の給料表に準拠したということであったが、本当にそのとおりなのかとの質疑では、新旭市の職員は旧市町から引き続き地方公務員としての身分を有しているものであり、7月1日公布の新旭市の給与条例に経過措置として、合併前の条例によりなされた給与に係る処分、手続きその他の行為等はこの条例の相当規定によりなされた給与に係るものとみなし、期間は通算するとされているもので、違法とは考えていない。また、給料表については県の給料表を使っているが、県と旭市では職員の構成が違うので同じようにはならないとの答弁がありました。

なお、議案第37号、議案第39号については特に質疑はなく、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第35号は賛成多数で、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第37号、議案第39号の5議案については全員異議なく、それぞれ原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、総務常任委員会委員長、神子 功。

○議長（林 正一郎） 総務常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、木内欽市議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 木内欽市 登壇)

○**文教福祉常任委員長(木内欽市)** 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において付託されました議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月22日午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて、議案説明のため執行部より教育長、関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第38号の審査内容についての質疑と答弁の内容について申し上げます。

合併に伴って、東総衛生組合の構成団体である光町については横芝町と合併する予定であるが、今後の一部事務組合の構成はどうかとの質疑では、光町には合併浄化槽の汚泥処理を行う施設があるので今後協議しなければならないが、今のところ本規約の改正についての正式な申し入れが無い状況であるとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁内容について申し上げましたが、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第38号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、文教福祉常任委員会委員長、木内欽市。

○**議長(林 正一郎)** 文教福祉常任委員会委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

(建設経済常任委員長 向後和夫 登壇)

○**建設経済常任委員長(向後和夫)** 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月9日の本会議において付託されました議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更についての審査経過並びに結果を申し上げます。

11月22日午前10時より、飯岡支所2階会議室において、議案説明のため執行部より助役ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、議案第41号の審査内容についての質疑と答弁の内容について申し上げます。

この計画により雑排水が玉浦川に流れ込んでくるのか。また、整備計画延長部分についてはどの程度の管を入れるのかとの質疑では、農業関係でこの事業を実施しているが、雑排水等が流れ込む可能性はある。また、整備計画延長部分についての管の太さは700ミリを予定しているとの答弁がありました。

以上、質疑及び答弁の内容について申し上げましたが、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第41号は全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、建設経済常任委員会委員長、向後和夫。

○議長（林 正一郎） 建設経済常任委員会委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各常任委員会委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（林 正一郎） 日程第4、質疑、討論、採決。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑に入ります。

27番、日下昭治議員。

○27番（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告の中で、過去5年間に於いて保険対応が七・八件あったと。もし私の聞き違いだったらまた訂正しますけれども、過去5年間に七・八件あったと。調べれば七・八件ということではなくてきっちりしたものが出るのではないかなと思いますけれども、その辺が七・八件というように私は聞き及んだわけでありませう。

それと、掛金が7,000万円から8,000万円あるというような報告を聞いたわけでございませうけれども、掛金は保険対応の事例が多くなれば高くなるとか、あるいは一定の額で年額を掛けるというような対応があるのかどうか、それらを1点伺いたいと思います。

○議長（林 正一郎） 日下昭治議員の質疑に対し答弁を求めます。

公営企業常任委員会委員長、伊藤鐵議員。

○公営企業常任委員長（伊藤 鐵） 委員会ではただいまの質問のような質疑はありませんでした。

七・八回の件につきましては、過去5年間では8件ありました。金額についての質疑はありませんでしたが、この保証金についての掛金に対してのあれは、専門分野ですから分かりません。事務的な方でもし分かりましたら答弁をお願いします。

以上です。

○議長（林 正一郎） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

66番、松本源太郎議員、ご登壇願います。

(6 6 番 松本源太郎 登壇)

○**6 6 番 (松本源太郎)** 私は、日本共産党旭市議団を代表いたしまして、総務常任委員会に付託されました議案第32号から議案第35号までの4議案についての反対の討論をいたします。

議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

議案第35号で、一般職は給与を平均0.31%引き下げられる提案がされております。その引き替えに、期末手当を0.5%引き上げる給与改定が提案されているところであります。一般職は給与を引き下げられて勤勉手当の引き上げで対応しているわけでありましてけれども、これら議案第32号、議案第33号、議案第34号の3議案は特別職であります。特別職は報酬の引き下げなしに期末手当の年間0.5%の引き上げが行われるということになりますから、本来であれば給与、報酬を下げた上で引き上げということが一般職とのバランスがとれるということで、この3議案には反対するものであります。

次に、議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正の中身は、扶養手当の500円減額、勤勉手当の5%アップ、給与の平均0.31%の引き下げであります。本年4月にさかのぼっての支給済み給与からのこの分のカットを、期末における勤勉手当の支給分からカットするということでありまして、1級職で0.32%から9級職で0.33%の給与の引き下げで、1級職で533円、9級職で1,475円、平均月額が下がるだろうと言われております。また、附則の(2)でもって、合併前の支給においても遡及がされるということが規定され、例えばなくなった会社が継承しているからといって、そこで整理されたものがさらに支給される、つまりプラスで支給される場合には問題ないとしても、カットして支給するということは、給与を毎月労働の報酬として支払っているという形からしますと法律的に大変問題がある、不法な行為であるということをご指摘し、千葉県においてもこの問題についてはまだ裁判がされておまして、決着されていない。こういうような給与の引き下げ、遡及の仕方をするということは、法律的に私は間違いであると思います。

これらの観点から、議案第35号についても反対するものであります。

以上です。

○議長（林 正一郎） 以上で討論を終わります。

これより議案第31号から議案第41号の11議案について採決いたします。

議案第31号 平成17年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 全員賛成。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

議案第36号 旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 賛成多数。

よって、議案第36号は原案どおり可決されました。

議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案どおり可決されました。

議案第38号 東総衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総衛生組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第38号は原案どおり可決されました。

議案第39号 財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

議案第40号 損害賠償の額を定めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

議案第41号 旭市営土地改良事業の計画変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 正一郎) 全員賛成。

よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

◎日程第5 常任委員長請願報告

○議長（林 正一郎） 日程第5、常任委員長請願報告。

常任委員長請願報告を行います。

第1回定例会で閉会中の継続審査と決しておりました請願の審査経過と結果について、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員、松本源太郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員 松本源太郎 登壇）

○文教福祉常任委員（松本源太郎） 今、委員長がいないのかというご発言もありましたので、事情はご質問があればお答えいたします。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

なお、委員長につきましては、都合により本請願の審査を行っておりません。また、副委員長につきましては、本日病気のため欠席でございますので、旭市議会委員会条例第12条第2項の規定によりまして、委員会に出席した委員のうちの年長ということで、本来であれば江波戸邦夫議員が報告をいたすところでございますが、所用により議場におられませんので、私の方からご報告申し上げる次第でございます。

第1回定例会において閉会中の継続審査と決しておりました請願第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願の審査経過並びに結果を申し上げます。

去る10月27日午前9時より、海上町支所3階会議室において本委員会を開催いたしました。

審査に入る前に、担当課より資料の配布があり、処分場の施設概要について説明を受けました。その後、現地の視察を行い、建設状況等について確認をいたしましたが、結論には至らず、次回の委員会において審査することに決しました。

続いて、11月22日午前10時より、旭市総合体育館サブアリーナにおいて本委員会を開催いたしました。

審査の内容については、産業廃棄物処分場の問題は、旧海上町時代から住民の関心が高く、県内初めての住民投票により圧倒的な反対を唱えたものであり、現在も許可処分の取り消しを求める裁判が継続しているが、現地を見て、この地域の環境がとてもよく、ここに管理型の最終処分場ができることは新旭市においても許されることではない。

また、旧海上町が抱えてきた負の遺産でもあり、新市のパワーをもって住民の意思を何らかの形で示すべきであり、住民の代表である議会がその真意を適切な形で示すことが課せら

れた姿勢であるとの、賛成の立場で意見が出されました。

以上、慎重審査の結果、別紙報告書のとおり、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成17年11月25日、文教福祉常任委員会、松本源太郎。

○議長（林 正一郎） 松本源太郎議員の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 正一郎） 日程第6、質疑、討論、採決。

ただいまの松本源太郎議員の報告に対し、質疑に入ります。

50番、久須美佐内議員。

○50番（久須美佐内） エコテックの問題ですけれども、10月27日に審査をし継続審査になって、22日、1ヵ月かからないうちに全員賛成ということで採択ということです。この採択になるだろうということは私も分かっていましたけれども、その中で今、許可処分の裁判の話が出ました。裁判はかなり行われているというふうに聞いていますけれども、その裁判の結果というものをちゃんと委員は掌握してこの審査に臨んだのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（林 正一郎） 久須美佐内議員の質疑に対し、答弁を求めます。

文教福祉常任委員、松本源太郎議員。

○文教福祉常任委員（松本源太郎） お答えいたします。

文書などで子細に、今、行われている裁判の結果については報告はありませんでしたが、9月の議会の時、10月の議会の時、現在仮処分申請の状態が最高裁に行っていたり、また本訴が行われているという概略のご報告は、委員会として受けております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 50番、久須美佐内議員。

○50番（久須美佐内） 質疑ではないんですけれども、私はこれから反対討論をやるために再度、これは海上町から引き継いだわけですから、今、最高裁の話が出ましたけれども、それまでの間の経過の中で裁判はどのように判断を下されているのか、仮に市の方でそれを分かっているならば、報告いただいた後に反対討論をさせていただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 委員長に対してですか。

○50番（久須美佐内） 執行部から……

○議長（林 正一郎） いや、それはできませんよ。

質疑は終わります。

これより討論に入ります。

50番、久須美佐内議員。

（50番 久須美佐内 登壇）

○50番（久須美佐内） エコテックの請願が文教委員会での全員賛成の採択ということですが、私は、反対の立場から討論させていただきます。

ただいま松木委員から報告がありまして、本来であるならば、最高裁に行く前までの判断はどうだったのかという、司法判断というものを知らないで審議するということは、私は議員としては少し違うのではないかと。それを知らないで審議して全員賛成というのは、法治国家の日本において、裁判で仮にそういう判断を下されていても自分たちが気に入らなければ反対すればいいんだということは、私は、どこかの党の首長と同じではないかというふう考える部分があるわけです。

そもそもこの処分場は、先ほど言われましたけれども、話を聞いていればもっともだという部分はあるんですが、反対に回るといような住民運動の中で、どなたか自分の部落の中で、必要なものは必要だということを訴えて賛成できる人がいるのかということが大きな問題です。もう皆さんだって議員ですから分かっていると思いますけれども、日本に最終処分場が不足して、もう目の前にそれが逼迫した状態で迫っていることは分かっているわけです。

そういう中で、嫌だからただ反対ということで本当にいいのかと。私は海上町の議員みんなが反対している時に言いました、旭市の議会で。海上町で迷惑施設がそんなに嫌で、旭市の私は地元に住んでいる中でなぜ皆さんは堂々とごみを持ってきて平気でやれるんだと。今、この中で広域化のものも少し延長になる、ある意味で少しどうなるか分からない状態でありましてけれども、一人として、皆さんそういうことの中で、旭市を中心にこういうものを持ってこないでもっと違う所に持って行ったらいいだろうと言った方がいますか。自分たちでそういうことを言えないで、県が許可したものを、裁判で認めてくれていたものを、嫌だから反対だと。一市民なら私は文句を言いません。本当に議会人として、その辺のところをしっかりとらした中で議論したのかという部分があるわけです。

これからの中でも当然いろいろな問題が出てくるだろうけれども、皆さんはこれを、例え

ば裁判で今、最高裁まで行くということはどういうことか。反対している方がどんどん上に上告していることだと思うんです。そういう中で、では自分たちは教育の面から考えて、嫌なものはみんなで決められた法律であっても反対すればいいんだよというような理屈になってくるのかということも、私は、少しくらい考えたらどうだろうかという部分があるわけです。

私は、これを見るまでは全員が賛成ということはないのかなというくらいのはちょっと思っていました。ただ、それが全員賛成となったときに、果たして本当にそれが議会人の姿なのかな、一人として意見というものは出ないのかなと。私は別に選挙で、例えばこれに賛成してマイナスになっても構わないというあれは持っています。しかし、今までの海上町の選挙を見ると、賛成したら選挙で落とされる、これは当然のように言われていたことです。そういうことで本当に議会に身を置いていいのかという部分がある。

私はこの産廃を一つの教訓として、これからの議会における立場として、選挙受けする、市民受けする、それだけでいいのかなという自分の思いがあって、あえてここではっきりと反対討論をし、採決にも反対したいと思います。

○議長（林 正一郎） 66番、松木源太郎議員。

（66番 松木源太郎 登壇）

○66番（松木源太郎） 私は、文教福祉常任委員会の一委員として、9月からこの請願の審査に参加してまいりました。

皆さん方にお配りいただいております請願者からの請願の要旨の前段に、2005年、現在までの経過が書いてありますから、どういう裁判が行われ、どういうことが決まったかということは、文教福祉常任委員は全部承知しております。その上で、裁判でどうだったのかということについて、今、反対討論で久須美議員から話がありましたので、いかにも文教福祉常任委員会がこういうことを知らないまま、この請願を採択したようにとられては大変迷惑です。その点を一つ申し添えておきます。

この請願要旨の中で1枚目に述べられているのは――A3判のものが皆さん方にお配りされていると思うんですね、要旨ではなく。ここで述べられていることは、最高裁判所で今、特別抗告で継続されていますし、また本訴においても裁判が行われている。その経過は十分私たちは承知しております。ただ、そのことを前提として審査がされたということを申し添えておきたいと思います。

さて、海上町の管理型最終処分場の問題は、私は合併前に隣町にいましたけれども、現地

も何回も見に行き、関心を持っておりました。この問題については、旧海上町の住民の方々の関心が大変高く、最終処分場についてただ単に反対したわけではありません。この最終処分場のできた経過、またそれが千葉県によってどのように取り扱われてきたか、こういうことを踏まえて反対してきたんだと思います。

事実の経過を簡単に申し上げれば、まずこの地域が、あるゴルフ場の予定地として最初に買収されていた、その中には実は千葉県の空港代替地の予定地もあった、こういうことであります。ですから、そういう中で実際に産業廃棄物を所管している千葉県が、自分の意思として管理型最終処分場——この処分場についても、銚子市の水道の水源地域だということ——で一滴もこの所から処分水は出さないということであります。高田川等の水の汚染、これは飲み水になっているわけですから、そういうことが本当に守られるかという科学的な検証をした結果、これはだめですよという結論を1回出したわけです。出したものが旧厚生省によって、例えば私の知っている限りでは、出た水は蒸散装置によってすべて空気中に拡散されるというけれども、本当にそういうことがやれるのか。大雨が降った後に出た水までも処分場にはたまるわけですから、大量に出たらどうなんだ。こういうことが科学的に検証された上でもって、千葉県もいろいろな条件をつけて修正させたけれども、これは最終的にだめだという結論を出したわけです。

ところが、業者の不服審査請求に対して当時の厚生省は許可を出した。許可が出たらまた県に戻ってくるわけですから、いろいろな指導がされていいはずなのに、知事が代わる——それこそ交代して知事がやめてしまうその月の初めに許可証を発行して、着工を認めたわけです。さらにその後、千葉県は、この予定地にあった公有地を事業者に売ったわけです。つまり私たち住民からしますと、県も国も何をやっているんだと。住民は、大変いい環境のもとで管理型の施設が出て、これが飲み水に入ったらどうなるんだと心配をし、あの地域は、旧海上町ではその当時はまだ水道さえ引いていなかった。その後、水道を大金をかけて引いたそうですけれども、そういう町の後手後手に回った環境の問題もあるでしょうけれども。

私は先日、改めて10月に文教福祉常任委員会の方々と委員として現地を見ました。そうしたら大変驚いたことがありました。千葉県はあの建設地のすぐ北側に、三崎から広域農道の延長に通じる道路を、それも堤防を造って造る。つまり、今回造っている処分場に何かあった時には、その堤防が支えになるようなこともやっている。偶然そういう道路が造られたのかもしれませんが、今、千葉県のやっていることは、エコテックという会社を応援

しているとしか私には見えませんでした。

したがって、地元の方々がこの管理型処分場に反対するのは私は当然だと思います。それを合併した新旭市において我々が議決しないで、住民の方々の思いを地方議会が届ける、また意思を表明することができるでしょうか。このことをぜひ皆さん方にお考えいただきたいと思います。

今回、この請願の陳情にあたって私はいろいろと調べさせていただきましたけれども、国や県がこのようなことをやっており、住民の方々がそれこそ仮処分、控訴として裁判、国の法律上の定めに基づいてこれは違法なんだということを訴えているのは当然だと思います。長い期間をかけて頑張って、弁護士も手弁当でやっていることも、やはり今まで旧海上町が産廃を持ってこさせない、不法投棄をさせないという立場でもって皆さん方がやってきたこの精神を、新旭市の議会もこれからも受け継がなければならない、こういう意味からもぜひご賛同賜りたいと思うものであります。

以上です。

○議長（林 正一郎） 65番、神子功議員。

（65番 神子 功 登壇）

○65番（神子 功） 今、久須美委員、そしてまた松木委員の方から反対、賛成の議論がありましたけれども、私も議論に加わらせていただきます。

この問題につきましては、既にご案内のように旧海上町で住民投票もやりながら、大変な議論をされていた内容でございます。経過の中では、一時期については、県で申請したけれども国でも認められないということが、途中で許可をされたということも事実の内容でございます。

産業廃棄物あるいは一般廃棄物につきましては、先ほども議論がありましたように、日本では必要不可欠な状態ということも、一議員として知っておかなければいけないというふうに認識を新たにしているところでございます。たまたま海上の地先あるいは東庄、銚子地先、ここの部分にわたりまして、現在不法投棄はだいぶ落ちつきましたけれども、不法投棄の場所として大変な議論がされた場所でもありますし、この不法投棄の場所に産業廃棄物等の処理場が設置をされるということの議論は確かにあったわけであります。

しかし、その過程の中で、住民と業者がどのような話し合いをしてきたかというのは私は分かっておりませんし、その辺はあまり定かにされておられません。そしてまた現在、最高裁で審理をされておりますけれども、この結論が出た場合には、正と出るか負と出るか、この

辺の状況も分かりません。たまたま海上町で決議をした内容を新旭市としてそのまま決議したらどうかという案でございますが、最高裁の状態ということも十分に議会としても見る必要があるというふうに考えております。

そこで今、手元に文書がありますけれども、その中の一部に、資金調達の計画について住民に公開できないというようなことがございました。では、その資金調達の計画を住民に提出して、理解が示されたときにどんな議論がされるかということについても、これは定かではありません。

したがって、これからの問題といたしまして子どもたちや孫や末のことを考えた場合には、やっぱり今、真剣に議論をしなければならないというふうに私は考えておりますし、そういった意味では、ただ単に反対ということではなしに、今、許可をして推移を見守るということからいたしますと、行政の立場としてはどうか。市民の感情もありますけれども、管理に当たっては我々議会も含めて業者がどのようにこの場所を考え、そしてまた進めようとしているのか。将来的には、仮に許可がおりた場合には、この場所については行政と市民とが一体となって環境が整うような、そういったこともしなければいけないというふうに考えておりますし、またそういったことで推移を見守りたいというふうに私自身は思います。

したがって、旧海上町の議会で決議した内容について、ここにそのまま持ってくるということでそのまま全員賛成ということではなしに、やっぱりもう少し議論した上で審査をし、そして結論を出すべきではなかったかというふうに思って、私は反対といたします。

以上です。

○議長（林 正一郎） ほかに討論はありませんか。

64番、阿部一成議員。

（64番 阿部一成 登壇）

○64番（阿部一成） 64番の阿部一成でございます。

この「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願につきまして、紹介議員として私は当議会に請願文を届けました。その意味で、この請願が採択されることに賛成する立場からの討論を行いたいと思います。

ご存じのように、戦後の経済成長に伴って、いろいろな意味で産業廃棄物が大量に排出される時代になってまいりました。中には産業廃棄物の燃え殻、要するに焼却残渣と申しますか、大量にダイオキシンを含んでいるような物質、また重金属を取り扱う業者の沈殿池にお

ける汚泥、こういうものが産業廃棄物の処分場に捨てられる、いわゆる管理型の処分場をここに造るということであります。久須美議員もご存じだと思います。

当旭市は、焼却施設を持って一般家庭の廃棄物を焼却しております。これと産業廃棄物の管理型の処分場とを同一に論じることとはとんでもないことだと私は思います。もちろん、日本の国民が生活するために、日常の廃棄物、一般廃棄物を排出するのは当然だと思います。ただ、この一般廃棄物の処分につきましては地方自治体が責任を持って行わなければならない、このように法律で決めてございます。産業廃棄物につきましては、これはあくまでも自治体はその処分を行うのではなく、産業廃棄物の処理業者が施設を持って焼却をするなり埋め立てをするなりして、最終処分をしているのが現実でありますし、法律もそのように指導しております。

問題は、排出される廃棄物の中身の問題であります。当エコテック産業廃棄物最終処分場に（株）エコテックが持ち込む廃棄物は、大半がダイオキシンを含む焼却残渣であります。残りは重金属を含む汚泥、そしてゴム、そのほかのものが少量というふうに計画書には記載されております。残念なことに、当（株）エコテックは、地元住民の再三の呼びかけにもかかわらず、一切この事業の計画の内容を公表してくれません。そのような会社、またこの（株）エコテックの前身であります伸葉都市開発が、千葉県環境部の許可を得るために、銚子市役所、海上町役場、東庄町役場の自治体の長に再三にわたって事前協議を申し入れておりました。1市2町の首長たちは、住民の安全と環境の破壊を恐れてそのようなものには反対だということで、再三にわたって千葉県知事に陳情にまいりました。この議員の皆さん方の中にも、数回にわたって陳情に県まで行かれた方も多数いらっしゃると思います。

先ほど話がありましたように、松ヶ谷地区で現在、水道の本管は布設されておりますけれども、松ヶ谷地区115戸、500人の方たちが住んでおりますけれども、上水道を使用している者は10戸ぐらいしかないんです。残りの九十数戸はほとんどが井戸水を使用しております。地形的に見て、松ヶ谷の集落は西側が断崖になっております。現在使っております井戸水の水深は約二十数メートル、50メートル近い標高の所で26メートルですから、下の幾世・清滝地区の地面よりはるかに高い所に井戸の底があります。そこに五百数人の方たちが住んでおりますけれども、その地下水の水源は、今、計画されております産廃処分場の地域から豊富な地下水となって、松ヶ谷の方たちはそれをくみ上げて生活しております。万一、（株）エコテックが計画しております土地に最終処分場ができ、計画のような二層にわたる遮水シートが破損した時の影響は、ひとり松ヶ谷地区だけではなく、周辺の集落にも大きな影響を与

えるものだと、このように思います。

海上町の住民は、かつて町長をはじめ多くの住民の方たちが、自分たちの環境を破壊し、将来にわたって責任を持つことのできない私企業がこのような施設を造ることに反対しております。先ほども申し上げましたけれども、行政、自治体が経営しております旭市の焼却施設とは次元を異にしております。自治体は、万一そういうふうな事態が起きた場合には、最後まで責任を持って住民に対して安全を確保するよう努力します。

端的な例を申しますと、千葉県の八千代市で、やはり焼却灰を処理する処分場を焼却施設のすぐそばに造りました。供用開始をして2年目、3年目にその下流の水質に異常が出ました。そのために八千代市は数億円の金をかけて遮水シートを下からめくり上げて、責任を持って対応しております。

しかし、このような一企業が将来にわたってこのような責任をとるとは到底思えませんし、現在、日本各地でもそのような被害が各所に起きております。ただいま例に挙げました八千代市の問題もそうです。東京都日の出町においても、このような一般廃棄物の処分場、それから下流の地域の人たちにいろいろな病気が発生している。正確にはその因果関係は分かりませんが、がんの発生率が高いというふうなことも言われております。

たとえ現在の法律がミスのままにそのようなものを許可するということになった場合、そこに住む人たちの健康破壊は大変なものになるだろうというふうに思います。ただ反対すればいいんだと。私たちが願っているのは、本当に無害のものを適切な形で埋め立てなり処理するということであれば、まだ話は分かります。しかし、(株)エコテックは、その事業の内容について住民に対しての説明は行っておりません。このような企業に対して、私たちが法律がそうだからということで私たちの生命を預けるわけにはまいらない、このように考えるのが松ヶ谷地域の住民の意見だと私は考えております。

いろいろな利害関係のある議員もいらっしゃるかもしれません。その地域に対しての地権者とかまたその土地をあっせんした方、多くの話をたまに耳にします。しかし問題は、新旭市に住む市民の健康をどうするか、どこまで議員は責任を持つのかということを真剣に考えていただきたい、このように考えるものであります。

本件に対しましても、この請願の紹介議員として多くの皆さんのご賛同を得たく、討論に参加させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長(林 正一郎) 討論を終わります。

昼食のため、1時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 10 分

再開 午後 1 時 15 分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第 1 号について採決を行います。

請願第 1 号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願について、文教福祉常任委員会、松本源太郎議員の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、請願第 1 号は採択と決しました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1 時 16 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程第 1 発議案上程

○議長（林 正一郎） 追加日程第 1、発議案上程。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第 1 号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える」決議の提出についての 1 議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

おはかりいたします。発議案第1号を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 正一郎） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、松本源太郎議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員 松本源太郎 登壇）

○文教福祉常任委員（松本源太郎） 発議第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える」決議についての提案理由を申し上げます。

まず初めに、私の方からお断りしたいことがございます。

発議案で皆様方にお配りされた中には、提出者が旭市議会議員、佐藤芳民となっております。文教福祉常任委員会の審議が終わった後に、提出者、副委員長、佐藤芳民で文章をまとめましたが、本日、急病のためどうしても出られないということで委員の私が提案することになるわけですが、あくまでも提出者は現旭市議会議員であります佐藤芳民さんということで、ご解釈をよろしくお願いいたします。

本発議案につきましては、先ほど請願第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対の議会決議を上げ、産廃処分場建設反対の姿勢を県民の前に明らかにする」ことを求める請願が採択されましたので、ご提案するものでございます。

決議案の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

ここで1字、言葉を挿入していただきたいところがありますので、よろしくお願いいたします。読んでいく中で申し上げます。目を追っていただきたいと思います。

「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える」決議（案）。

旧海上町は、1998年8月30日、（株）伸葉都市開発（現（株）エコテック）産業廃棄物最

最終処分場設置の是非を問う「住民投票」を実施し、投票者の98パーセントが設置に反対して、産廃処分場建設反対の意思を明らかにした。

千葉県は、1999年4月27日に一旦は不許可処分にしたものの、業者の行政不服審査請求に対して、旧厚生省は、2000年3月、県の「不許可処分」を取り消し、その後千葉県は、遺憾にも2000年3月1日、本件処分場計画を許可し、同年12月4日、（株）エコテックに対し工事着工を許可した。

そもそも、（株）エコテック管理型処分場計画が抱える最も重大な点は、本件処分場が豊富な地下水を貯えている地帯の一角に立地されるということである。

管理型処分場に搬入される廃棄物は、焼却灰が主体であり、それはダイオキシン類や金属類——「金属類」となっておりますが、これは「重金属」の間違いですのでご訂正をお願いいたします——重金属類等が凝縮された物であって、万が一にもそれらが処分場外に漏出することがあってはならないものである。

しかし、管理型最終処分場は、完璧な構造物でなく、人為ミス、地震や地盤沈下など自然界の出来事による事故が起こらないという保障はないのが実状であり、特に最終処分場は、周辺が農地であったり、飲料水を地下水に依存する地域や水源地に設置してはならないのである。

また過去において、（株）エコテック（旧（株）伸葉都市開発）は、本件処分場設置問題に関して、旧海上町長名の文書などを攻撃し、旧海上町助役（当時）に恫喝まがいの言辞を吐いた経過もある。さらに、投資額99億円の大事業にもかかわらず、資金調達計画を住民に公開できないことなど、本議会は、（株）エコテックの経営体質を信用することが出来ない。

本議会は、旭市の環境や市民の生活と引き替えに、管理型処分場という「負の遺産」を未来にわたって抱え込むことは断じて出来ない。

よって、本議会は旧海上町議会の議決を踏まえて、（株）エコテック管理型最終処分場建設に反対し、その旨を県民世論に明らかにするものである。

以上、決議する。

きょうの日付と、千葉県旭市議会。

この決議案が採択された後は、報道機関等を通じまして、旭市議会として、（株）エコテック管理型最終処分場建設の反対の姿勢を県民の前に明らかにするものであります。

以上でございます。

皆様方のご賛同をお願いいたしまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（林 正一郎） 松木源太郎議員の提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 正一郎） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

おはかりいたします。発議案第1号は、委員会付託を省略して直接審議することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案は委員会付託を省略して直接審議することに決しました。

発議案第1号について質疑に入ります。

50番、久須美佐内議員。

○50番（久須美佐内） ただいまの発議案ですけれども、千葉県は1999年4月27日に不許可処分にしたと。その審査請求に対して、旧厚生省は2000年3月に不許可処分を取り消している。その後千葉県は、「2000年3月1日」ではちょっと文章がおかしくないですか。日にちが合わないと思うんです。これでいくと、厚生省の不許可処分が出る前に、不許可にしたのに今度は許可したというふうにとれるんですけれども、これはどうなんですか。これをちょっと伺いたいんです。

○議長（林 正一郎） 久須美佐内議員の質疑に対し、答弁を求めます。

松木源太郎議員。

○文教福祉常任委員（松木源太郎） これは誤記で、2001年です。「2001年」と決議案を訂正してください。

○議長（林 正一郎） ほかにありますか。

38番、加瀬義夫議員。

○38番（加瀬義夫） 私は、この西暦と年号の問題について確認したいと思います。

県の不許可処分または処分、それから厚生省の処分は、年号は西暦で表記されているものなんでしょうか、それとも年号で表記されているものんでしょうか。それであれば、やっぱりそういう処分に基づいた年号、西暦を使用した方が正しいかと思います。

○議長（林 正一郎） 加瀬義夫議員の質疑に対し、答弁を求めます。

松本源太郎議員。

○**文教福祉常任委員（松本源太郎）** 私は当時の当事者ではありませんので分かりませんが、携わった阿部一成議員から聞きましたら、当時の県と厚生省の文書は「平成」で記されているそうでございます。これは委員会でも審議してありませんから、今、事実を質問に基づいて調べたところです。

○**議長（林 正一郎）** 加瀬義夫議員。

○**38番（加瀬義夫）** では、この場をおかりしまして、この訴える決議について元号を使用していただきたいと思います。

○**議長（林 正一郎）** 加瀬義夫議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

松本源太郎議員。

○**文教福祉常任委員（松本源太郎）** 発議者の私が一存で決める問題ではございませんので、この議会で元号で記すということにしていただければ、そのように文言を変えればいいことではないかと思います。私が答弁する問題ではないと思います。

○**議長（林 正一郎）** ただいまの加瀬義夫議員の質疑で元号というご意見がございましたが、現状のままだいいか、どちらか、皆さんのご意見を伺いたと思います。

現状のままでいいのか、それとも元号をお使いになるのか。

（「現状のまま」の声あり）

○**議長（林 正一郎）** 現状のままというご意見がございましたが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（林 正一郎）** ありがとうございます。

異議なしと認めます。

（「議事進行」の声あり）

○**議長（林 正一郎）** 65番、神子議員。

○**65番（神子 功）** 神子です。

発議の案文については、決まりますと正式にこれが出るわけですね。そうしますと、提案者並びに賛成者については内容を十分に議論した上での発議案でなければならないというふうに思います。今、西暦でいくかあるいは元号でいくかということについて議論がありましたけれども、そういったことを考えますと、このまま通すか、あるいは文書がまずいということによってそういった議論になるかと思います。

したがって、案は案として皆さんに受け止めていただいて、それで議論をしたらどう

かというふうに思います。

○議長（林 正一郎） 57番、菅佐原滋之議員。

○57番（菅佐原滋之） ただいまの西暦でやるのか元号でやるのかという話ですが、先日の常任委員会に提案されている決議案の原案については、西暦で表示されております。それを常任委員会として採択、可決をしておりますので、現状の文言でそのまま提案されてしかるべきものというふうに思います。

以上です。

○議長（林 正一郎） 現状のままでよろしいということも賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（林 正一郎） では、現状のままでいきます。

質疑を終わります。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号 「（株）エコテック産業廃棄物最終処分場建設反対と県民世論に訴える」決議の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 正一郎） 賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

なお、可決されました意見書の提出につきましては議長に一任願いたいと存じます。

◎日程第7 事務報告

○議長（林 正一郎） 日程第7、事務報告。

本日、事務報告が提出されました。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 正一郎） 配布漏れないものと認めます。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 増田雅男 登壇)

○**総務課長（増田雅男）** それでは、篤志寄附を受けましたので、事務報告を申し上げます。

1、家屋。鉄骨づくりラーメン構造平屋建て67.6平方メートル及び修景施設14.18平方メートル（2,147万2,500円相当）を、飯岡保健福祉センターの施設の一部として、旭市横根3520番地、社会福祉法人旭市社会福祉協議会会長、高野丈夫様より、平成17年10月20日受納しました。

1、ベンチ4基（30万円相当）を、旭市立ゆたか保育所の備品として、旭市井戸野2397番地、林英男様、旭市大塚原1183番地、布施寛志様、旭市井戸野666番地1、山崎淑様、旭市川口2079番地、和田壽行様の方々より、平成17年11月21日受納しました。

以上で事務報告を終わります。

○**議長（林 正一郎）** 事務報告は終わりました。

◎日程第8 閉 会

○**議長（林 正一郎）** 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成17年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 正一郎

副議長 嶋田茂樹

議員 鶴谷富士男

議員 滑川公英